
安中市地域防災計画

安中市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的.....	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第3節	本市の概況と災害記録.....	10
第4節	被害の想定.....	15

第2編 風水害・雪害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節	水害予防計画.....	22
第2節	土砂災害等予防計画.....	23
第3節	雪害予防計画.....	25
第4節	火災予防計画.....	27
第5節	建築物の安全性の確保.....	28
第6節	ライフライン施設の機能確保.....	28
第7節	災害危険区域の災害予防.....	29
第8節	情報の収集・連絡及び通信の確保.....	31
第9節	職員の応急活動体制の整備.....	33
第10節	避難体制の整備.....	34
第11節	防災関係機関との連携体制の整備.....	39
第12節	防災中枢機能の確保.....	40
第13節	災害備蓄物資及び資機材の確保.....	41
第14節	二次災害の予防.....	42
第15節	防災訓練計画.....	43
第16節	防災知識の普及計画.....	45
第17節	市民、事業所等による防災活動の環境整備.....	47
第18節	要配慮者支援計画.....	51
第19節	孤立化集落対策.....	56
第20節	罹災証明書発行体制の整備.....	57

第2章 災害応急対策

第1節	災害発生直前対策.....	58
第2節	活動体制の確立.....	69
第3節	災害情報の収集・連絡.....	82
第4節	広報活動.....	87
第5節	通信手段の確保.....	88
第6節	広域応援の要請.....	90
第7節	自衛隊への災害派遣要請.....	92
第8節	消防計画.....	95
第9節	水防計画.....	99

第10節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動.....	99
第11節	避難活動計画.....	101
第12節	救助・救急活動.....	111
第13節	医療活動.....	113
第14節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	114
第15節	交通の確保.....	117
第16節	緊急輸送.....	119
第17節	応急仮設住宅対策.....	121
第18節	保健衛生、防疫及び清掃活動.....	123
第19節	行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬.....	125
第20節	文教対策.....	126
第21節	ライフライン施設の応急復旧対策.....	128
第22節	ボランティアの受入れ.....	130
第23節	義援物資・義援金の受入れ.....	131
第24節	要配慮者への支援活動.....	132
第25節	災害救助法の適用.....	134

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	137
第2節	原状復旧.....	137
第3節	計画的復興の推進.....	138
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	139
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	143
第6節	公共施設の復旧.....	143
第7節	激甚災害法の適用.....	144
第8節	復旧資金の確保.....	146

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節	地盤災害予防計画.....	148
第2節	地震に強いまちづくりの推進.....	149
第3節	液状化対策.....	150
第4節	消火活動体制の整備.....	150
第5節	建築物の安全化.....	151
第6節	ライフライン設備の機能確保.....	152
第7節	情報の収集・連絡体制の整備.....	152
第8節	通信手段の確保.....	153
第9節	職員の応急活動体制の整備.....	154
第10節	避難体制の整備.....	154
第11節	防災関係機関との連携体制の整備.....	154
第12節	防災中枢機能の確保.....	155
第13節	災害備蓄物資及び資機材の確保.....	155
第14節	二次災害の予防.....	155
第15節	防災訓練計画.....	155
第16節	防災知識の普及計画.....	155

第17節	市民、事業所等による防災活動の環境整備.....	157
第18節	要配慮者支援計画.....	157
第19節	その他の災害予防計画.....	157

第2章 災害応急対策

第1節	地震情報の伝達計画.....	159
第2節	活動体制の確立.....	160
第3節	災害情報の収集・連絡.....	162
第4節	広報活動.....	162
第5節	通信手段の確保.....	163
第6節	広域応援の要請.....	163
第7節	自衛隊への災害派遣要請.....	163
第8節	消火活動.....	163
第9節	二次災害の防止活動.....	164
第10節	避難活動計画.....	164
第11節	救助・救急活動.....	164
第12節	医療活動.....	165
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	165
第14節	交通の確保.....	165
第15節	緊急輸送.....	165
第16節	応急仮設住宅対策.....	165
第17節	保健衛生、防疫及び清掃活動.....	165
第18節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬.....	166
第19節	文教対策.....	166
第20節	ライフライン施設の応急復旧対策.....	166
第21節	ボランティアの受入れ.....	166
第22節	義援物資・義援金の受入れ.....	167
第23節	要配慮者への支援活動.....	167
第24節	災害救助法の適用.....	167

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	168
第2節	原状復旧.....	168
第3節	計画的復興の推進.....	168
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	168
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	168
第6節	公共施設の復旧.....	168
第7節	激甚災害法の適用.....	168
第8節	復旧資金の確保.....	168

第4編 火山災害対策編

第1章 災害予防対策

第1節	火山災害に強いまちづくり.....	170
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	170
第3節	市民の防災行動力の向上.....	171

第2章 災害応急対策

第1節	火山情報の発表及び通報伝達.....	172
第2節	市等関係機関の応急体制の確立.....	174
第3節	災害情報の収集及び被害報告.....	176
第4節	事前措置及び市民等への広報.....	178
第5節	避難対策.....	179
第6節	救助・救護体制の確立.....	179
第7節	通信手段の確保.....	179
第8節	交通規制等の対策.....	179
第9節	自衛隊への派遣要請.....	180
第10節	災害救助法に基づく救助活動.....	180
第11節	隣接市町等の協力体制.....	181

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	182
第2節	原状復旧.....	182
第3節	計画的復興の推進.....	182
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	182
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	182
第6節	公共施設の復旧.....	182
第7節	激甚災害法の適用.....	182
第8節	復旧資金の確保.....	182

第5編 その他の災害対策編

第1節	航空災害対策.....	183
第2節	鉄道災害対策.....	185
第3節	道路災害対策.....	187
第4節	危険物等災害対策.....	190
第5節	県外の原子力施設事故対策.....	194
第6節	林野火災対策.....	196
第7節	大規模な火事災害対策.....	200

第6編 資料編

1 組織関係

1-1	防災関係機関連絡先.....	資-1
1-2	安中市防災会議条例.....	資-3
1-3	安中市防災会議委員名簿.....	資-4
1-4	安中市災害対策本部条例.....	資-5

2 広域応援関係

2	災害時応援協定・覚書.....	資-6

3 災害危険区域関係

3-1	重要水防箇所.....	資-13

3-2	地すべり危険区域.....	資-14
3-3	急傾斜地崩壊危険区域.....	資-15
3-4	ダム一覧.....	資-17
3-5	ため池.....	資-17
3-6	山腹崩壊危険地区.....	資-19
3-7	崩壊土砂流出危険地区.....	資-21
3-8	地すべり危険地区.....	資-22
3-9	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域.....	資-22
4	気象観測関係	
4-1	雨量観測施設.....	資-33
4-2	水位観測施設.....	資-34
4-3	気象庁震度階級.....	資-36
4-4	気象庁の地震情報発表基準.....	資-37
4-5	避難判断水位情報.....	資-37
4-6	水防活動用警報等.....	資-38
5	通信関係	
5-1	防災行政無線の設置状況.....	資-39
5-2	消防無線一覧.....	資-42
6	消防・水防関係	
6-1	消防力の現況.....	資-43
6-2	水防倉庫及び備蓄資材.....	資-45
6-3	水門の所在地.....	資-46
7	避難収容関係	
7-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧.....	資-46
7-2	指定福祉避難所.....	資-53
7-3	要配慮者利用施設.....	資-54
7-4	水害、土砂災害時に情報提供を行う要配慮者利用施設.....	資-60
8	医療救護関係	
8-1	医療機関一覧.....	資-62
9	輸送関係	
9-1	ヘリポート適地一覧.....	資-64
9-2	異常気象時における交通規制.....	資-64
10	物資供給関係	
10-1	食料調達可能数量在庫.....	資-65
10-2	給水可能施設及び給水能力.....	資-65
11	衛生関係	
11-1	ごみ処理施設.....	資-66
11-2	し尿処理施設.....	資-66
11-3	粗大ごみ処理施設及び資源化施設.....	資-66

12	遺体の収容・処理関係	
12-1	遺体安置所.....	資-66
12-2	火葬場の処理能力.....	資-66
13	火山対策関係	
13-1	浅間山観測体制の現況.....	資-67
13-2	浅間山火山防災協議会構成機関.....	資-67
13-3	火山災害時の避難施設.....	資-69
13-4	浅間山の噴火警戒レベル.....	資-69
13-5	浅間山の噴火警戒レベル判定基準.....	資-70
14	災害救助法関係	
14-1	災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等.....	資-72
15	関係様式	
15-1	被害報告関係様式.....	資-77
15-2	自衛隊派遣要請関係様式.....	資-86
15-3	緊急通行車両の確認関係様式.....	資-87

第 1 編

総 則

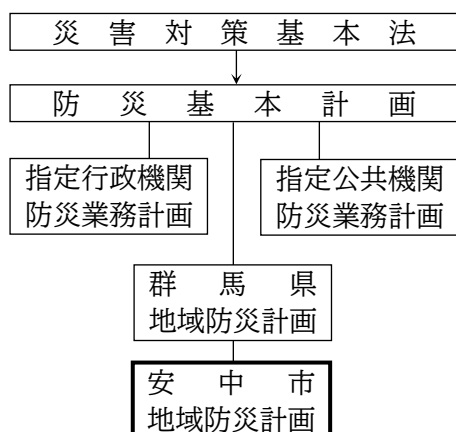
第1節 計画の目的

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、安中市防災会議が作成する計画であって、市、県、防災関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る風水害、雪害、地震、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

これら大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、市土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指していく。



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである。
（災害対策基本法第34条及び第35条）

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。
（災害対策基本法第36条から第39条まで）

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。
（災害対策基本法第40条から第42条まで）

また、地域防災計画を補強する上で、行政機関が被災することを前提に、応急・復旧業務や優先的に継続する通常業務については安中市業務継続計画（BCP）を活用し、通常の業務水準の維持及び早期回復を図る。

(2) 安中市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「安中市国土強靱化地域計画」（令和4年3月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、安中市国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- ア 人命の保護が最大限図られること
- イ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、安中市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

2 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、市土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策

を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限度にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、県、市、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緻密な連携を図るものとする。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階の基本理念は以下のとおりである。

(1) 周到かつ十分な災害予防

- ・災害の規模によって、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- ・起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を図ることとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

- ・災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ・被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる様々なニーズに適切に対応する。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- ・発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。市は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮し防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- (1) 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。
- (2) 高齢者（特に独居老人）、障害者、日本語を解せない外国籍住民等いわゆる避難行動要支援者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において避難行動要支援者に配慮した細かな施策を他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- (3) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者、子ど

も、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

- (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

4 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害・雪害等対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編、第5編をその他の災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第6編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

5 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。また、策定・運用に関しては、住民及び自主防災組織が参加できる体制を構築する。

これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

6 用語

この計画における用語の意義は、それぞれ次表に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
災 害 救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
水 防 法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）をいう。
市 防 災 会 議	基本法第16条第6項の規定により、安中市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する組織をいう。
本 部	基本法第23条の2第1項の規定により、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安中市地域防災計画の定めるところにより市長が設置する安中市災害対策本部をいう。
本 部 長	基本法第23条の2第2項の規定により、市長をもって充てる安中市災害対策本部長をいう。
部 等	安中市の市長部局の部、教育委員会事務局、市議会事務局及び安中消防署をいう。
県 防 災 計 画	基本法第40条の規定により、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
市 防 災 計 画	基本法第42条の規定により、安中市防災会議が作成する安中市地域防災計画をいう。
防災関係機関	安中市防災会議条例（平成18年3月18日条例第23号）第3条に定める委員の属する機関をいう。
災 害	基本法第2条第1号に定める災害をいう。
防 災	基本法第2条第2号に定める防災をいう。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 安中市

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
1 防災に関する組織の整備に関する事 2 防災に関する訓練に関する事 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事 5 予報・警報の伝達に関する事 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関する事 7 消防、水防その他の応急措置に関する事 8 被災者の救難、救助その他保護に関する事	9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事 10 施設及び設備の応急復旧に関する事 11 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事 12 緊急輸送の確保に関する事 13 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事 14 災害復旧及び復興計画に関する事 15 市防災会議に関する事 16 市内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事

2 消防機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
高崎市等広域消防局 安中消防署 郷原分署 松井田分署	1 火災等に対する予防、防御及び拡大防止対策に関する事。 2 消防機材等の整備充実及び訓練に関する事。 3 災害時における人命救助に関する事。 4 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 4 警察通信の確保及び統制に関する事。
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東財務局 （前橋財務事務所）	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。 2 災害復旧事業費の査定立合に関する事。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。
関東信越厚生局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
群馬労働局	1 事業場における労働災害の防止に関する事。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関する事。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事。
関東農政局 （群馬県拠点ほか）	1 災害予防 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	(2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食糧の需給調整に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 被災農業者等に対する資金の融通に関すること。 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局 群馬森林管理署 松井田森林事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 2 災害復旧用木材のあわせんに関すること。 3 林道の整備、保全及び復旧に関すること。 4 国有林野火災の予防に関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関すること。 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対応に関すること。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所、 利根川水系砂防事務所ほか)	管轄する河川・道路・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害時における情報連絡員の派遣
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
高崎公共職業安定所 安中出張所	1 災害時の労務のあわせんに関すること。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関すること。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

4 陸上自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 群馬県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安中警察署	1 災害時の公安警備に関すること。 2 警察通信の防護及び確保に関すること。 3 交通応急対策に関すること。 4 市の地域内の防災機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5 県警本部及び周辺警察署との連携に関すること。 6 警察整備資機材の確保に関すること。
高崎行政県税事務所	1 県防災計画による西部地方部内の連絡に関すること。 2 災害関係職員の動員派遣に関すること。 3 気象予警報等の伝達に関すること。 4 高崎合同庁舎その他財産の災害対策に関すること。 5 市町村における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。 6 緊急輸送車両の確認事務に関すること。
安中保健福祉事務所	1 災害時の医療、助産、防疫対策に関すること。
西部農業事務所	1 農漁業関係事業全般の災害対策に関すること。 2 災害時の農業生産技術の指導に関すること。 3 農業関連施設及び農作物の被害調査に関すること。 4 家畜関連施設の災害予防及び応急対策に関すること。 5 災害時の家畜の防疫に関すること。 6 家畜及び飼料作物の被害調査に関すること。 7 管内市町及び土地改良等関係団体への防災指導に関すること。 8 被災農業関連施設の早期復旧対策樹立に関すること。
安中土木事務所	1 防災行政無線による予警報等の伝達に関すること。 2 河川道路等公共土木施設の保全及び災害予防並びに応急対策に関すること。 3 管轄施設の被害調査に関すること。 4 被災施設の早期復旧に関すること。
西部教育事務所	1 災害救助用教科書等支給の協力に関すること。 2 災害時の応急教育及び指導に関すること。 3 教職員の確保及び調整に関すること。 4 管轄施設被害調査に関すること。
西部環境森林事務所	1 災害時における、ごみ・し尿に係る応急対策の指導に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便(株) (安中郵便局) (松井田郵便局)	1 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施に関すること。 2 被災郵政業務施設の復旧に関すること。 3 被災地域の地方公共団体に対する短期融資に関すること。 4 災害ボランティア口座の開設に関すること。
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部) (安中市地区)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路(株) (関東支社長野管理事務所、 高崎管理事務所)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急交通路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社高崎支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。
東京ガス(株) (群馬支社)	1 ガス施設の保安の確保に関する事。 2 ガスの供給の確保に関する事。
量子科学技術研究開発機構 (高崎量子技術基盤研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策に関する事。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会 安中地区支部	1 救急活動に必要な看護の確保に関する事。
(一社)群馬県LPガス 協会安中支部	1 ガス設備の防災対策に関する事。 2 災害時におけるエルピーガス供給対策に関する事。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関する事。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県トラック 協会安中支部	1 災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保に関する事。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。

土地改良区	1 ため池、水門の防災管理に関する事。

8 安中市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
報道機関	1 災害思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
碓氷安中農業協同組合 碓氷川森林組合	1 市が行う農林水産関係の被害調査等応急対策の協力に関する事。 2 農産物及び林産物等の災害応急対策についての指導に関する事。 3 被災農林水産業者に対する融資又はそのあっせんに関する事。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練に関する事。 2 被災時の収容者の収容保護に関する事。 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助に関する事。
(一社)安中市医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
安中・碓氷歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
安中市薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医療品等の管理、調剤等に関する事。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
安中市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資に関する事。 2 義援金品の募集、配分に関する事。
安中市商工会 安中市松井田商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望とりまとめ、あっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関する事。
学校法人	1 避難施設の整備と訓練に関する事。 2 被災時における教育対策及び被災施設の災害復旧に関する事。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関する事。 2 周辺住民の安全の確保に関する事。
(一社)群馬県建設業協会安中支部	1 災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供に関する事。
安中市柔道整復師会	1 傷病者に対する応急救護に関する事。
燃料取扱機関	1 石油類、プロパンガス等の防災管理に関する事。 2 災害時における燃料の供給に関する事。
区長会	1 市が行う災害救助等の防災管理に関する事。 2 義援金品の募集の協力に関する事。
防災重要施設管理者	1 災害予防体制の整備に関する事。 2 所管施設の防災応急処置の実施に関する事。 3 被災施設の災害復旧の実施に関する事。
安中市女性防火クラブ	1 家庭から生ずる火災の発生の予防に関する事 2 地域における防災活動に関する事 3 消防署・消防団との連携・協力に関する事
自主防災組織及び町内会	1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 2 地域の災害危険性の把握、点検 3 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 4 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 5 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） 6 自主防災リーダーの養成 7 自主防災活動、訓練の実施 8 災害関連情報等の収集、伝達

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	9 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力
	10 災害時の避難所の自主運営
	11 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力

第3節 本市の概況と災害記録

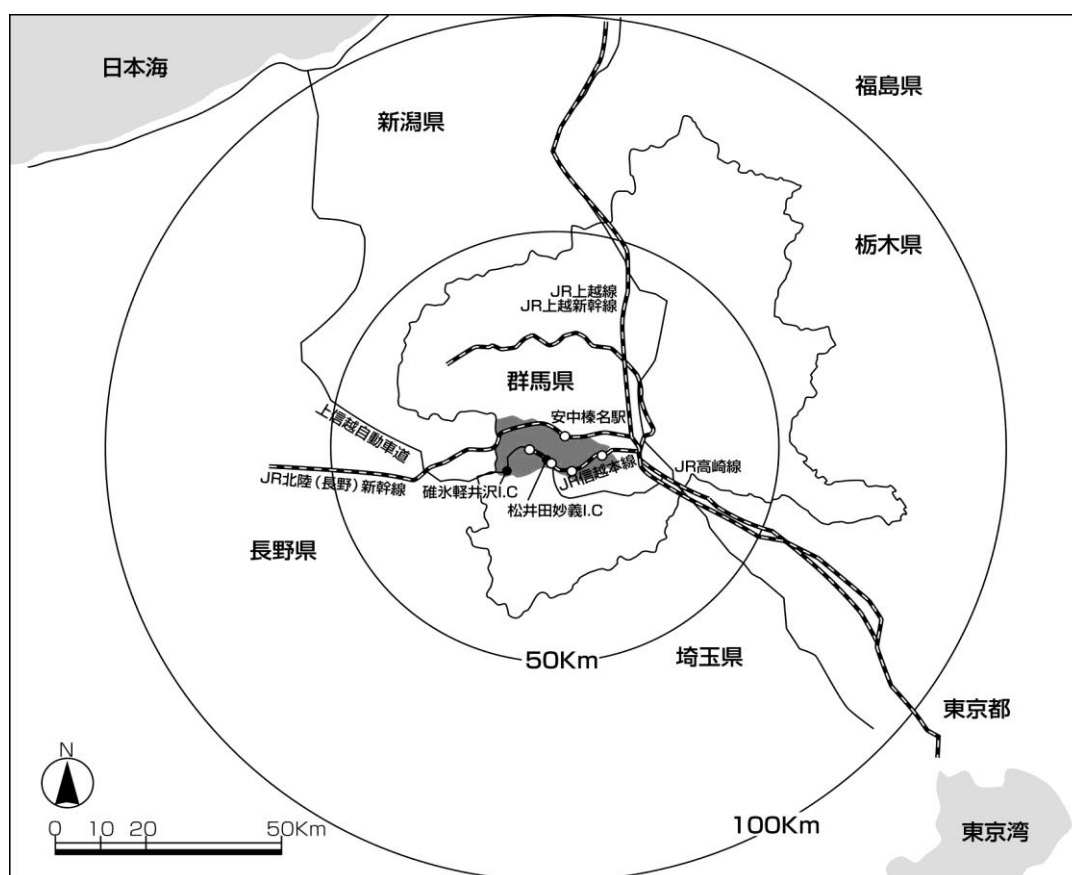
1 本市の概況

(1) 位置

本市は、群馬県の西部に位置し、北側と東側を高崎市、西側を長野県、南側を富岡市、下仁田町に接し、東京都心まで約120km（JR北陸（長野）新幹線の安中榛名駅より東京駅まで約1時間）の距離にある。

主な交通網としては、JR北陸（長野）新幹線、JR信越本線の2路線があり、本市にはJR北陸（長野）新幹線の安中榛名駅、また、JR信越本線の安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅の5駅がある。また、道路としては、東西に上信越自動車道と国道18号が通り、本市には上信越自動車道の碓氷軽井沢、松井田妙義の2つのインターチェンジがある。

地形は西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南部に妙義山を臨み、地域の中心を東西方向に碓氷川が流れ、丘陵地帯を形成している。



○位置（市役所）	東経138度53分／北緯36度19分
○標高（市役所）	海拔180m
○面積	276.31km ²

(2) 浅間山の地理的環境

群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型（ブルカノ式）の噴火が特徴である。

記録されている最古の噴火は685年で日本書紀に書かれている。1783（天明3年）の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押出し溶岩はその時の噴出物である。

【最近の噴火等】

○中噴火（爆発）（平成16年9月1日午後8時02分頃）

昭和58年4月8日以来21年ぶりに中噴火（爆発）が発生した。この噴火により浅間山周辺では、空振により窓ガラスが割れ、赤熱する噴石が中腹以上の範囲に飛散し、火口の北東6km付近に3cm程度の火山れきが飛散した。降灰は北東方向の嬬恋村をはじめ、県内、栃木県、福島県の一部に達し、浅間山周辺の市町村（嬬恋村、長野原町、片品村）では、降灰により農業被害が発生した。また、浅間山周辺の国道では通行規制が行われ、自主避難をした住民もいた。

○中噴火（爆発）（平成16年9月23、29日、11月14日）

中噴火（爆発）が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生した。

この前後では、9月1日から12月9日までに2千回余りの小噴火やごく小規模な噴火が発生した。

○噴火警報（火口周辺）発表（平成20年8月8日午後3時00分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、7月頃から火山性地震がやや多い状態で推移し、8月以降更に増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2km）に引き上げた。

その後、8月10日、11日、14日にごく小規模な噴火が計3回発生した。

○小噴火（平成21年2月2日午前1時51分頃）

噴火警戒レベルが引き上げられた翌2月2日には、小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口の北西1～1.2km間に飛散し、噴煙は火口縁上2,000mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県など関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。

その後、同年4月7日のレベル引き下げまでに「小規模の噴火」が1回、「ごく小規模な噴火」が8回発生した。さらに5月27日までに「ごく小規模な噴火」が4回発生した後は、噴火は発生していない。

（噴火警戒レベル3の表現については、2月3日午前9時30分に「火口から4kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性」に変更された。）

○噴火警報（火口周辺）発表（平成27年6月11日午後3時30分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、4月下旬頃から火山性地震が多い状態で推移し、二酸化硫黄の放出量も増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2km）に引き上げた。

その後、6月16日、19日にごく小規模な噴火が計2回発生した。

○小規模噴火（令和元年8月7日午後10時08分頃）

平成27年6月19日以来4年ぶりに小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口から200m程度に達し、噴煙は火口縁上1,800m以上に達して北方向に流れた。

噴火発生から2分後には、気象庁から噴火速報が発表された。

○小規模噴火（令和元年8月25日午後7時28分頃）

小規模な噴火が発生し、噴煙は火口縁上600mに達して東方向に流れた。

○噴火警報（火口周辺）発表（令和5年3月23日午後3時30分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、山体の西側の膨張を示すと考えられる傾斜変動が認められ、また、山体浅部を震源とする火山性地震が増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2km）に引き上げた。

（3）地目別の土地面積

本市の地目別の土地面積は次表のとおりである。

（令和2年：固定資産税概要調査）

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
276.31km ²	12.64km ²	34.20km ²	17.52km ²	121.79km ²	3.13km ²	87.03km ²
100%	4.57%	12.38%	6.34%	44.08%	1.13%	31.50%

（4）気象

本市は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色である。

「空っ風」とは、一般的に山を越えて吹きつける下降気流のことを指す。西高東低の気圧配置によって大陸方面の冷たい空気が三国山脈で雪を降らせて水蒸気を失うと、その乾燥した空気が碓氷川や九十九川の溪谷に沿って吹きおろすため、西風となる。

また晩霜は、大陸に発達した移動性高気圧が東進し、この高気圧に覆われると無風で晴天になるため夜間の放射冷却が盛んになり、地表付近の蒸気が凍結することで発生する。霜害が起きる場所は、ほとんど限定されており、俗にいう霜場が存在する。これらは地形的に冷却した空気が停滞しやすいからである。

気温は、夏期冬期の一時期をのぞき全般的に温暖である。年間降雨量約1,000mmのうち、約50%を6・7・9月の降雨量が占めている。冬期は晴天が続く雨量が著しく少ないため、乾燥度は高いが全般的に良い気象条件である。

（5）人口・世帯

人口は、令和2年現在で54,907人となっており、近年の推移はやや減少の傾向にある。地域別にみると、安中地区、松井田地区共に減少の傾向にある。

また、年齢3区分の人口推移をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口が共に減少の傾向にあり、一方で65歳以上の高齢者人口が増加の傾向にある。

人口推移 (人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	64,893	63,179	61,077	58,531	54,907
安中市	47,665	46,911	46,154	44,828	42,775
松井田町	17,228	16,268	14,923	13,703	12,132

年齢3区分人口の推移 (人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	64,893	63,179	61,077	58,531	54,907
15歳未満	9,588	8,522	7,578	6,466	5,510
15～64歳	41,392	39,124	36,556	32,834	29,336
65歳以上	13,910	15,533	16,859	18,934	19,753
年齢不詳	3	0	84	297	308

（各年国勢調査）

2 本市における火山噴火危険地区別人口及び施設の状況

地区名	世帯数	人口			建物戸数
		男	女	計	
安中市松井田町霧積	1	1	2	3	1
安中市松井田町峠	0	0	0	0	8
安中市松井田町赤坂	4	3	3	6	7

(令和元年5月現在)

3 観光客の状況

施設名	年間 入込数	季節別入込数							
		春季(4～6)		夏季(7～9)		秋季(10～12)		冬季(1～3)	
		季間中	1日平均	季間中	1日平均	季間中	1日平均	季間中	1日平均
霧積温泉	2,354	565	6	731	8	664	7	394	4

(令和5年度)

4 過去の主な災害記録

(1) 旧安中市分

年号	年月日	記 録
明治	16年	中宿大火
	26年	大霜害のため養蚕等大被害
	29年	大霜害のため養蚕等大被害
	34年	谷津大火
	38年	上野尻大火
	41年	伝馬町大火
	42年	浅間山大噴火
	43年	中宿・板鼻浸水、堤防・橋梁流される 増水2m・寛保2年以来の出水
	44年	浅間山噴火による降灰のため養蚕不作
大正	6年	原市南横町61件焼ける
	10年	伝馬町本陣周辺焼失
	元年	伝馬町大火
	3年	谷津坂下大火
	4年	伝馬町大火
	10年	秋間・後閑・東横野等大雨のため山崩れ洪水により被害甚大
	22年	カスリーン台風による被害
	23年	アイオン台風による大洪水
	24年	キティ台風による被害
	28年	各地大霜害により養蚕・作物不作
昭和	30年	凍霜害のため麦不作
	31年	県下干害著し
	32年5月3・4日	凍霜害
	34年8月13日	台風第7号 被害・住宅全壊341.0坪・半壊881.8坪 田畑流失埋没3.2ha・山崩れ15箇所
	38年	集中豪雨 秋間・後閑地区被害甚大
	41年9月25日	台風第26号 上後閑被害甚大
	43年8月2日	集中豪雨 後閑地区被害甚大
	56年8月22日・23日	台風第15号 板鼻地区多数家屋浸水
	57年8月1日・2日	台風第10号 市内全域強風による被害甚大 家屋多数損壊
	63年8月23日 ～9月1日	集中豪雨 市内全域に被害 被害総額 701,279千円
	元年7月29日	集中豪雨 被害総額 43,267千円
	元年8月27日	台風第17号 被害総額 28,100千円
	元年9月8日	集中豪雨 被害総額 14,220千円
	3年8月31日	台風第14号 被害総額 65,090千円
	9年3月7日 ～3月9日	安中榛名山山林火災 焼損面積 196.2ha (安中市97.4ha、榛名町98.8ha) 被害総額 370,165千円
平成		

第1編 総則 第3節 本市の概況と災害記録

年 号	年 月 日	記 録
		(安中市164,023千円、榛名町206,142千円)

(2) 旧松井田町分

年 号	年 月 日	記 録
明 治	25年	碓氷峠16号トンネル東口で土砂崩れ 死者4名
	26年	大霜害のため養蚕等大被害
	29年	大霜害のため養蚕等大被害
	43年	大水害により死者多数、田畑、橋など被害甚大 死者41名
	44年	浅間山噴火による降灰のため養蚕不作
大 正	14年	大火により役場等焼失
昭 和	6年	坂本地内(宿内)火災
	10年	大水害により被害甚大 死者9名
	25年	大雨のため熊ノ平駅構内で土砂崩れ 死者50名
	28年	大霜害のため養蚕等大被害
	38年	松井田高等学校焼失
	59年	集中豪雨により上増田地内等で土砂崩れ等被害甚大
平 成	7年6月	集中豪雨により西横野地内で農地の冠水等被害甚大
	9年6月	台風第7号 碓氷峠で土砂崩れ 通行止が数か月に及ぶ

(3) 安中市分

年 号	年 月 日	記 録
平 成	19年9月	台風第9号 各地で土砂崩れや農地等被害甚大 霧積温泉地区に避難勧告発令
	26年2月	大雪により国道18号通行止め発生、農地等被害甚大(災害救助法適用)
	29年10月23日	台風第21号 秋間相水谷津地内で土砂崩れ 住家2棟が一部損壊、非住家1棟が全壊 相水谷津地区12世帯44名に避難勧告発令
	31年1月3日 ～1月4日	松井田町坂本めがね橋北側で山林火災 焼損面積5.1ha
令 和	元年10月12日～13日	令和元年東日本台風(台風第19号)(災害救助法適用) 大雨特別警報(浸水害、土砂災害)発表 住家3棟が一部損壊(10%未満) 市内全域に避難勧告発令、また一部地域に避難指示(緊急)発令 自主避難所(本庁舎及び松井田庁舎)を含め、浸水のおそれのある避難所を除いた市内45カ所の避難所を開設

第4節 被害の想定

群馬県では、1995年の阪神・淡路大震災後、平成7～9年度（1995～1997年度）に地震被害想定調査を行ったが、阪神・淡路大震災以降、2004年新潟県中越地震、2007年新潟県中越沖地震、2008年岩手・宮城内陸地震、さらに2011年3月11日東北地方太平洋沖地震などの大規模地震が発生し、その後の災害調査の結果から多くの教訓や課題が明らかになった。これらを踏まえ、防災対策の強化・充実に役立てるため、前回調査を見直し、地震学・地震工学の進展に伴う新たな知見をもとに、平成23年度から平成24年度にかけて地震被害想定調査を行った。

この調査は、県内に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測するものである。以下にその概要を示すものである。

なお、平成23年度から平成24年度にかけて県が実施した地震被害想定調査では、関東平野北西縁断層帯主部（現「深谷断層帯・綾瀬川断層帯」以下に同じ。）による地震において、安中市では大きな揺れの発生が推定されている。詳細については「2 地震被害の想定（2）安中市の被害想定」を参照のこと。

1 想定した地震

本計画で想定する地震は、群馬県に大きな被害を与える可能性のある次の3つの地震とした。群馬県は、南部に関東平野北西縁断層帯、また北東部には片品川左岸断層があり、関東平野北西縁断層帯では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。また片品川左岸断層地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また2009年においては、太田市から桐生市にかけて渡良瀬川右岸に太田断層の存在が確認されている。なお、県は安中市付近に所在する磯部断層について、その評価を関東平野北西縁断層帯で代替できるとしている。

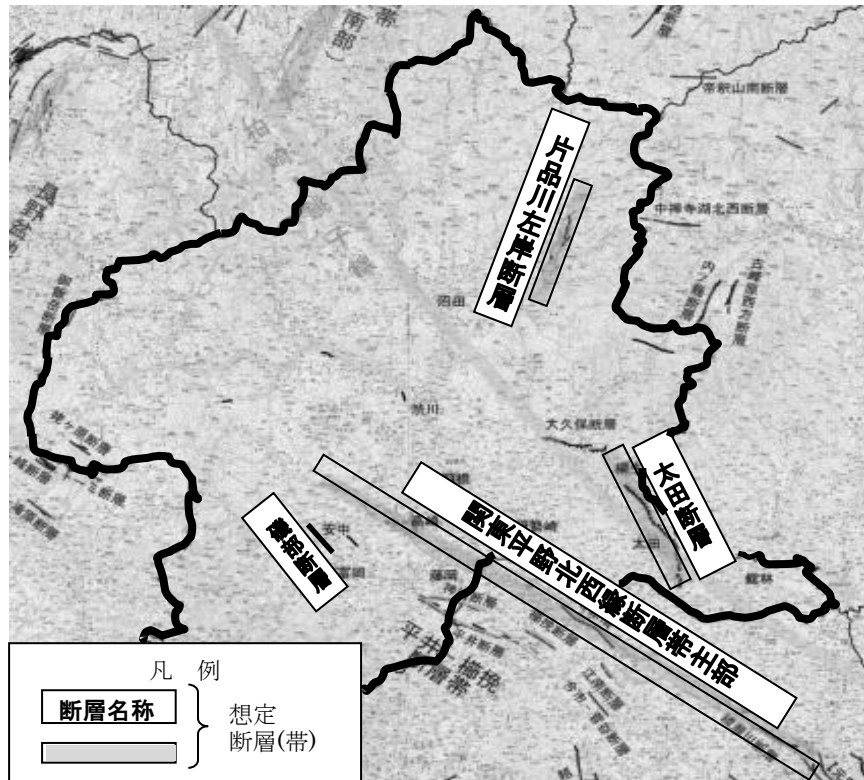
ただし、これらの地震の発生確率は、文部科学省地震調査研究推進本部によれば、今後30年以内に発生する確率が極めて低いか、あるいは、確率を算出するための十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

想定起震断層

想定地震	規模(M)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	82	20	5
太田断層による地震	7.1	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	20	18	2

（平成24年6月 群馬県地震被害想定調査報告書）

3つの想定断層(帯)の地表分布図



※上図において3つの想定断層(帯)のほか、安中市付近に所在する礫部断層を追記

2 地震被害の想定

- (1) 前記の想定地震によって想定される被害は、下記のとおりである。この被害は、被害量の算出方法や式についても、過去の地震被害調査等に基づいたものであり、今後の新たな知見によっては、変更されることがある。なお、地震による被害は、季節・時刻の違いや気象条件等の違いによって大きく変わるため、想定地震ごとに下表に示すケースを設定して被害予測を行う。

季節・時刻	想定ケースの説明	風速
冬 5時	・ 大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数が最も多くなるケース。 ・ 屋外滞留者数は少なくなる。 ・ 1995年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。	9 m/秒
夏 12時	・ 大多数の人が通勤・通学先に移動している平日・日中の平均的なケース。 ・ 住宅内の滞留者数は1日の中で最も少なくなる。	7 m/秒
冬 18時	・ 火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケース。 ・ 3つのケースの中では、帰宅・移動などで屋外滞留者数が最も多くなる。	9 m/秒

風速については、過去10年間(2002-2011)の前橋地方気象台の観測記録をもとに、季節毎に強風(最悪)のケースを設定した。これは、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震を設定したことに準拠するものである。

ア 人的被害

【群馬県における被害予測結果】

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
死 者	冬の5時 (風速9m/秒)	3,133人	1,133人	23人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	2,297人	1,020人	9人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	2,655人	1,054人	14人	
負傷者	冬の5時 (風速9m/秒)	17,743人	7,874人	85人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	14,074人	6,454人	56人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	15,109人	6,831人	72人	
避難者	冬の18時 (風速9m/秒)	①253,918人 ②543,589人 ③536,871人 ④340,820人 ⑤262,270人	①108,471人 ②244,864人 ③241,244人 ④149,389人 ⑤108,471人	①766人 ②766人 ③766人 ④766人 ⑤766人	①直後 ②1日後 ③2日後 ④4日後 ⑤1か月後
帰宅 困難者	冬の18時 (風速9m/秒)	146,100人	104,401人	0人	

【安中市における被害予測結果】

項 目		想定地震ごとの被害			備 考
		関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
死 者	冬の5時 (風速9m/秒)	463人	0人	0人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	271人	0人	0人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	320人	1人	0人	
負傷者	冬の5時 (風速9m/秒)	896人	2人	0人	
	夏の12時 (風速7m/秒)	689人	1人	0人	
	冬の18時 (風速9m/秒)	759人	7人	0人	
避難者	冬の18時 (風速9m/秒)	①20,817人 ②31,241人 ③31,111人 ④23,944人 ⑤21,431人	①2人 ②2人 ③2人 ④2人 ⑤2人	①0人 ②0人 ③0人 ④0人 ⑤0人	①直後 ②1日後 ③2日後 ④4日後 ⑤1か月後
帰宅 困難者	冬の18時 (風速9m/秒)	1,496人	0人	0人	

イ 物的被害

【群馬県における被害予測結果】

項 目			想定地震ごとの被害			備考
			関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
建物	全壊・半壊棟数合計		192,361棟	75,048棟	1,715棟	
火災	焼 失 棟 数		12,968棟	4,416棟	0棟	
ライフライン施設	上水道	断水世帯数	482,024世帯	217,423世帯	1,520世帯	
	下水道	被災人口	37,143人	15,773人	694人	
	都市ガス	供給停止戸数	51,840戸	29,657戸	0戸	
	L P ガス	被害件数	4,690件	2,343件	29件	
	電力施設	停電率	11.8%	4.7%	0.022%	
	通信施設	不通回線数	15,041回線	4,763回線	15回線	

注) 物的被害について、最も被害想定結果の大きい、冬の18時における数値を使用

【安中市における被害予測結果】

項 目			想定地震ごとの被害			備考
			関東平野 北西縁断層帯 主部	太田断層	片品川 左岸断層	
建物	全壊		8,736棟	0棟	0棟	
	半壊		11,065棟	2棟	0棟	
	全壊・半壊棟数合計		19,801棟	2棟	0棟	
火災	焼 失 棟 数		1,194棟	0棟	0棟	
ライフライン施設	上水道	断水世帯数	20,548世帯	0世帯	0世帯	
	下水道	被災人口	1,164人	58人	0人	
	都市ガス	供給停止戸数	0戸	0戸	0戸	
	L P ガス	被害件数	267件	0件	0件	
	電力施設	停電率	43.1%	0.0%	0.000%	
	通信施設	不通回線数	1,328回線	0回線	0回線	

(2) 安中市の被害想定

安中市の被害想定については、群馬県のメッシュ震度分布等の想定方法を参考にし、調査等を推進するものとする。なお、平成23年度から平成24年度にかけて県が実施した地震被害想定調査に準じた安中市地震被害想定結果は、以下の通りである。

ア 調査手法

県のメッシュ震度分布データを使用し、市内の揺れやすさを分析した。ケースとしては以下の三つを取り扱った。

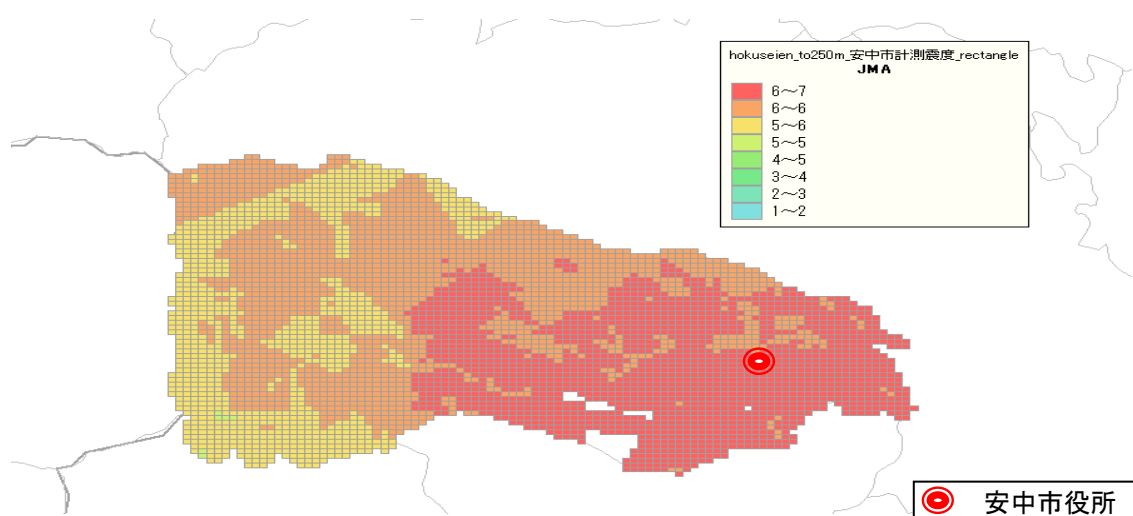
結果として、関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合で、大きな揺れが想定される。その他のケースでは、比較的大きな揺れが見られない。

イ 調査結果

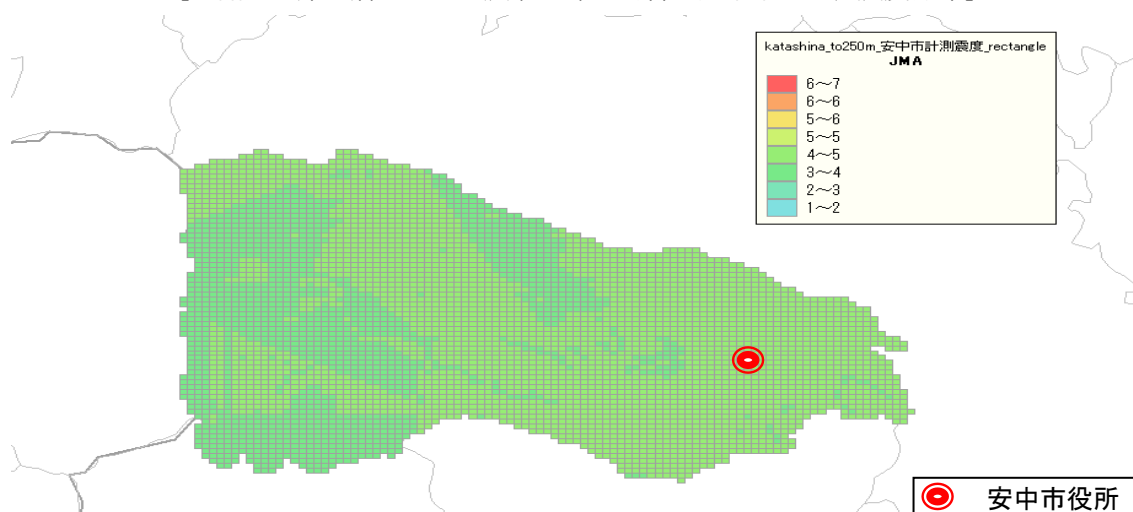
(ア) 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の安中市の地表震度分布

傾向として、全体として比較的大きな揺れが、特に、安中市役所付近の安中、原市、磯部地区が相対的に大きく揺れる。

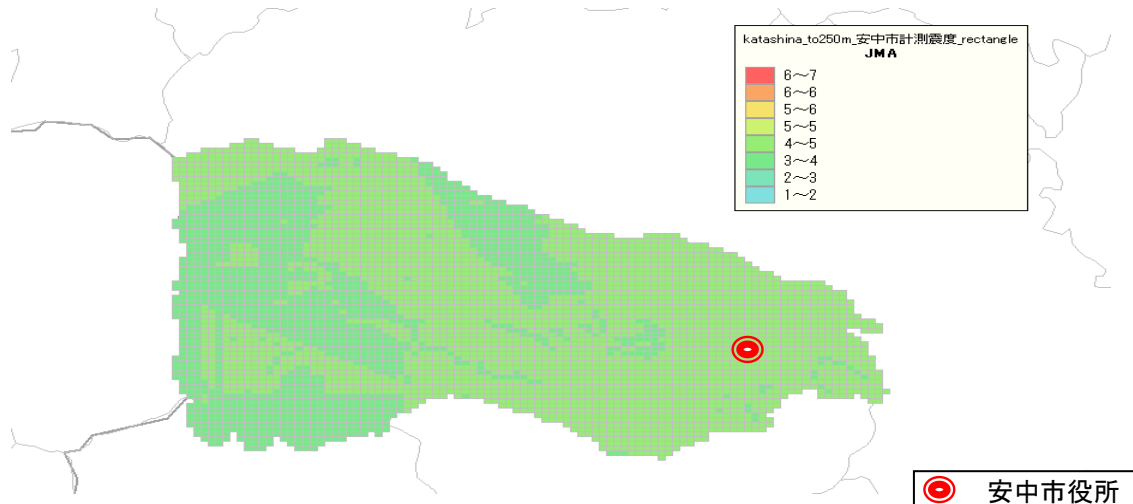
【関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の安中市の地表震度分布】



- (イ) 片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合の安中市の地表震度分布
傾向として、ほとんどの地域でそれほど大きな揺れは見られない。
【片品川左岸断層による地震(M7.0)の場合の安中市の地表震度分布】



- (ウ) 太田断層による地震(M7.1)の場合の安中市の地表震度分布
傾向として、ほとんどの地域でそれほど大きな揺れは見られない。
【太田断層による地震(M7.1)の場合の安中市の地表震度分布】



【(参考) 安中市の地震揺れやすさ分布】

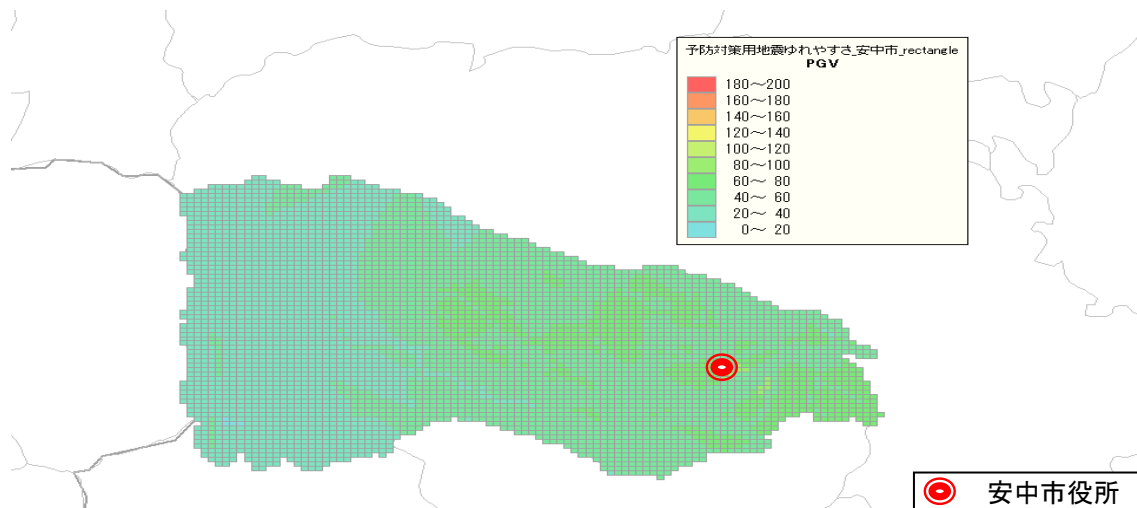
地震想定において、既知の活断層以外においても、地殻内の浅いところで発生する地震については、いつどこで発生するかわかっておらず、これまでも、内陸部の地震について、地表に活断層が特に認められていなかった場所でも M7 前後の地震が突然発生した事例が見られる。

そこで、群馬県では、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」の報告に準じて、全国どこでも発生しうる地殻内の浅い場所で発生する地震を、地震防災対策上仮に設定した「予防対策用地震」（以下、「予防対策用地震」と略す。）として、県の全ての市町村で設定した。予防対策用地震の震源を、県内各市町村の役所・役場の直下とし、M6.9 の地震を生じる震源断層を仮定した。

震源断層の走向・傾斜において、群馬県では柏崎-銚子線を境に、南西と北東で活断層の分布傾向に違いが見られる。安中市も含めた県南西側は、関東平野北西縁断層帯主部の走向・傾斜（長期評価の 50～70° の内、浅い傾斜を採用）に準拠している。

揺れやすさ分布結果については、他の南西側に所在する市町同様、市域全般において揺れにくく、特に県西部では揺れにくさが更に高くなっていることが分かる。

	地震規模 (M)	断層深さ (km)	震源断層の 走向	震源断層の斜 (度)・ 向き	断層の種類	断層 上端深度 (km)	地震基盤 上面震度 (km)
安中市	6.9	17.4	120.0	50・南西傾斜	南西側隆起の逆断層	4	2



3 噴火（爆発）現象被害の想定

過去における事例の検討等から、浅間山噴火警戒レベルに対応する現象・被害としては、概略として資料 13-4 のとおり想定される。

4 むすび

群馬県においては大規模な地震や火山災害が発生しないという保障はなく、さらにそのような災害が発生すれば、本市においても、市民の生命、身体及び財産をはじめ社会インフラ等に大きな被害が発生することが明らかである。

本計画の策定に当たっては、この被害想定を基本に据えて各種対策を講ずるとともに、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。

第2編

風水害・雪害等対策編

第1章 災害予防計画

●風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる市域をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

●地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号）

特に、市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高め「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、市及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

災害時の備えとして、市、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、市及び県は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に並び、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

●災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に並び、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、県民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行

動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

●市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

●災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市及び県に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市、県その他の防災関係機関は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 水害予防計画

1 河川改修事業

河川管理者は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図り、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、老朽化堤防の整備及び水害の危険性の高い地区への河川改修、護岸工事等の事業促進を図る。

2 河川の維持管理

市は、県と連絡を密にし、関係機関の協力のもと河川巡視を行い、出水に対する危険箇所を発見及び河川の不法使用等の取締りを行うなど、維持管理に万全を期するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

3 洪水浸水想定区域における対策

(1) 市は、中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

(3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

4 ダム整備事業の促進

市は、洪水被害の軽減を図るため、事前放流の取組を推進するなどダムの効果的な運用に努めるとともに、必要な資機材の備蓄を行い、施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。なお、本市におけるダムの現況は資料3-6のとおりである。

5 気象・水象情報の把握

市は、県及び前橋地方气象台と連絡を密にし、雨量の程度等の気象、水位等の水象の把握に努める。

6 危険区域の巡視

市は、水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団(水防団)その他関係団体及び地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

なお、本市における重要水防箇所は、資料3-1のとおりである。

7 水防計画の策定

市は、あらかじめ、安中市防災会議に諮るとともに、県の水防計画に応じた水防計画を定め、水防計画に検討を加えて必要に応じ変更し、策定・変更された水防計画の要旨を公表し、遅滞なく、水防計画を知事に届け出る。

8 農地防災対策

市は、河川の増水等で、農地の排水能力不足による被害が予測される地域においては、湛水防除事業や幹線排水路整備事業等を推進するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、用排水路の管理不良、ため池等の老朽化等により安全性に問題のあるものについては、土地改良区等のそれぞれの管理団体へ定期点検等を促し、施設の老朽度の進行に応じて、施設の改良整備を促進する。

さらに、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成等により住民等に適切な情報提供を図るものとする。

なお、本市におけるため池の現況は資料3-7のとおりである。

第2節 土砂災害等予防計画

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険区域の指定の促進

市は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域(資料3-11)について、次の措置を講ずるものとする。

ア 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載

イ 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備

ウ ハザードマップの作成と周辺住民への配布

(2) 土砂災害等の危険箇所の把握と周知

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず市民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

市は、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により、地区住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の活用

ア 市は、大雨による土砂災害等の発生の危険性が高まったときに前橋地方气象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する土砂災害警戒情報について避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう、活用・周知に努めるものとする。

イ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範

囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

2 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

市は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

3 所有者等に対する防災措置の指導

市は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

4 地すべり危険区域(資料3-2)の防災措置

大規模な災害により、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、国及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、地すべり防止施設の整備等、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

5 急傾斜地崩壊危険区域(資料3-3)の防災措置

市は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の市民に危険が予想される地域については、地区住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として県の指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の危険区域と併せて、地区住民に対し、当該区域の危険な状態の周知と当該区域内での行為(工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等)の規制が効果的に実施されるよう指導する。

6 治山施設等の災害防止事業

市は、国及び県の協力を得て、山地に起因する災害の防止対策を講ずる。

(1) 保安林の整備

森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び公益的機能を十分に発揮させるため、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険箇所等の点検・調査

山地災害危険箇所において、定期的な点検・調査を実施し、危険性の高い地区については、治山施設の計画的な整備を促進する。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、随時、関係機関と協力し現地調査を行い、必要な措置を講ずる。

(3) 林道施設の整備

災害時に孤立のおそれのある集落の避難路及びう回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

また、避難場所等の設置について検討する。

第3節 雪害予防計画

1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備に努めるものとする。

3 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び市町村その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

4 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(1) 除雪資機材の整備

(2) 排雪場所の確保

(3) 融雪剤の備蓄

(4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備

(5) 除雪要員の確保

(6) 所管施設の緊急点検

(7) 予防的な通行規制による集中的な除雪

(8) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

5 建設事業者の健全な存続

市は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

6 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、群馬県道路除雪会議の中で、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制

イ 優先して除雪作業を行うべき区間

ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施

エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有

オ 道路利用者等に対する情報提供

カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

7 雪害対応マニュアルの活用等

市は、降雪時における初動体制、情報収集・発信体制、除雪計画等の応急活動等を実施するための「安中市雪害対応マニュアル」を職員へ周知するとともに、訓練を行い活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

8 除排雪(雪下ろしを含む)援助体制の整備

(1) 大雪時において、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯や母子家庭等については、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには、県、市による対応も必要となるため、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

(2) 市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。

(3) 市及び県は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

9 住民に対する大雪時の留意事項の周知

市は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、第13節「防災知識の普及計画」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 計画的・予防的な通行規制

ウ 不要不急な外出・道路利用は見合わせる。

エ 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン・携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

オ エンジンのかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。

カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行なうなどに留意する。

ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等

ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

サ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第4節 火災予防計画

1 組織対策

(1) 常備消防力

火災による被害を最小限度に食い止めるため、消防施設の拡充強化を図り、もって消防力の機械化、科学化及び水利施設の確保を促進する。

(2) 非常備消防力

消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条の規定により、本市に安中市消防団を設置し、消防力を強化するとともに消防思想の普及に努める。

(3) 自衛消防力

会社、工場、その他の事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。

(4) 予防消防力

自主防災組織、安中市女性防火クラブ等を指導し、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

2 施設整備(水利を含む。)

(1) 消防力の整備指針、消防水利の基準に基づき、市の消防施設の拡充強化を図るとともに、民間協力団体の育成強化により、人的施設の整備を図るものとする。

(2) 消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)に基づく、消防施設の補助により、消防の機械化、水利施設の確保の促進に努める。

(3) 消防ポンプ自動車の性能については定期的に検査を実施し、その性能維持の向上を図る。

3 訓練体制の整備

(1) 消防職員及び消防団員を県消防学校教育計画に基づき、県消防学校に入校させ、教養訓練に努めるものとする。

(2) 前項の消防学校教養のほか、消防教養については、県消防保安課員及び消防学校職員を招へいして、一般教育訓練を実施する。

(3) 市、安中市消防団、安中市女性防火クラブ及び安中消防署は、安中市消防隊として火災対応をはじめ各種訓練を実施する。

4 火災予防思想の普及

市民に対し、消防に関する認識の高揚と火災予防思想について、次により、その普及徹底に努める。

(1) 広報車、広報紙、その他広報機関を通じて行う。

(2) 春、秋に行われる火災予防運動及び年末特別警戒に積極的に参加する。

(3) 予防査察は、随時行い、業態に応じた指導に努める。

(4) 安中市女性防火クラブ会員の研修を実施し、予防思想の高揚に努める。

5 一般住宅への火災警報器の設置

消防法の改正により、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたため、市は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

6 対象物の防火対策の強化

(1) 消防法の規定により、防火管理者の養成に努める。

(2) 防火対象物毎の消防計画に基づき、防火管理を指導する。また火災等の場合、人命、損傷防止の指導を強化する。

(3) 危険物貯蔵所、同取扱所、同製造所等に対する査察指導を強化し、災害を未然に防止

する。

- (4) 火薬類、高圧ガス施設等については、保安検査を強化するとともに業者の自主検査を指導し、保安の万全を期する。

第5節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の堅ろう化

市は、市が管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、火災及び台風等の災害に対する建物の不燃堅ろう化を図るものとする。また、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設
- (2) 応急対策活動の拠点施設(市の事務所)
- (3) 救護活動の拠点施設(病院等)
- (4) 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- (5) 社会福祉施設(介護保険施設、障害者支援施設等)

2 建築基準の遵守指導

市は、県と連携し、住宅をはじめとする建築物の風水害等に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5 盛土による災害防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、市は当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、必要に応じて、県に対して助言や支援を求めることとする。

第6節 ライフライン施設の機能確保

1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。

ア 設計の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- (2) 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるととも

に、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規定を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置および平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

第7節 災害危険区域の災害予防

1 災害危険区域の種類

(1) 土木関係	(2) 治山関係
ア 重要水防箇所	ア 山腹崩壊危険地区
イ 浸水想定区域	イ 地すべり危険地区
ウ 土砂災害警戒区域	ウ 崩壊土砂流出危険地区
エ 土砂災害特別警戒区域	エ 雪崩危険箇所
オ 雪崩危険箇所	

2 住民等に対する危険性の周知

- (1) 市は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。
 なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。
 また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。
- (2) 市は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい溪流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努めるものとする。

3 浸水被害拡大防止用資機材の備え

市は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

4 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づ

き、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

- (2) 市は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市は、洪水浸水想定区域内に地下街等（商業施設、地下駐車場等の地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 市は、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「安中市避難情報の判断・伝達マニュアル」について、県、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

5 ハザードマップの作成

- (1) 市長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (2) 市長は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画

において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

- (2) 市は、洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 防災まちづくりの推進

- (1) 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既存市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 市は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

第8節 情報の収集・連絡及び通信の確保

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、市ホームページ、X(旧ツイッター)、LINE等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

ア 市は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要に応じて要員の配置、宿日直体制等を整備する。

イ 市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

ウ 市は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(3) 多様な情報の収集体制の整備

ア 市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。

イ 市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

ウ 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB））に集約できるよう努めるものとする。

(4) 情報の分析・整理

市は、被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

2 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

(1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

(2) 災害時優先電話の指定

市は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店等から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

(3) 代替通信手段の確保

市は、災害による一般電話回線の途絶又はふくそうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるとともに、被災者等の不安感の軽減等を図る観点から電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等の周知に努める。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

また、災害時に孤立するおそれのある山間部の施設については、必要に応じ東日本電信電話(株)群馬支店等から非常用衛星通信電話の貸与を受けるものとする。

(4) 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制を講じておくものとする。災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

3 広報・広聴体制の整備

(1) 広報体制の整備

市は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

エ 広報媒体の整備を図る。

(例)

広報車、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

(2) 広聴体制の整備

市は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

(3) 障害者への情報伝達体制等の整備

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第9節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに市及び県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 市は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

- ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

市は、「安中市災害時職員初動マニュアル」を職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

第10節 避難体制の整備

1 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、「安中市避難所開設・運営マニュアル」の活用、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。(資料7-1)

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、安中市地図情報公開システムの危機管理マップを活用する。

イ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所への適切な避難

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 指定避難所における生活環境の確保

ア 指定避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の設置に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具(LPGガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

ウ 指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大

に努めるものとする。

加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。

エ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

オ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

カ 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(4) 福祉避難所

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(5) 避難所以外の避難者等の支援

ア 市は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 避難路の整備

市は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努めるものとする。

さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補

修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進するものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

市は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の市民への普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(8) 都市農地の活用

市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や防災訓練の実施に努める。

2 避難誘導体制の整備

(1) 警報等伝達体制の整備

ア 市は、警報等を市民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

イ 市は、警報及び避難指示等を市民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図り、伝達手段の多重化、多様化を図る。

ウ 市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(2) 避難誘導計画の作成

ア 市は、消防機関、警察機関、自主防災組織等と協議して避難誘導に係る次の計画を作成するものとする。その際には、高齢者等の要配慮者の視点に配慮するとともに、次の事項を定める。

(ア) 避難指示等の発令基準

(イ) 避難指示等の伝達方法

(ウ) 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(エ) 避難経路及び誘導方法

イ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ウ 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

エ 市は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「安中市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

オ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

カ 市は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

キ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

ク 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

ケ 市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(3) 避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、警察機関、自主防災組織等と協力して市民の避難誘導訓練を実施する。

(4) 指定避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民に対し次の事項を周知する。

ア 避難指示等の発令基準

イ 避難指示等の伝達方法

ウ 指定避難所の名称、所在地及び対象地区

エ 避難経路

オ 避難時の心得

(5) 待避場所・屋内避難の周知

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所及び指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(6) 案内標識の設置

ア 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定避難所等の案内標識の設置に努める。

イ 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

ウ 市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

エ 市は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者への配慮

ア 市は、個人情報保護に配慮しながら、高齢者、障害者、妊産婦、日本語を解せない外国人その他の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、これら避難行動要支援者の住所、電話番号等を把握するとともに、消防機関、警察機関、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、把握した住所等の個人情報の取り扱いには、十分留意するものとする。

イ 市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支

援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

ウ 市は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。

エ 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

オ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(8) 各種ケアの準備

市は、AEDなどの各種医療機材の確保及び個々のケアへ対応できる事前準備を進める。

(9) 避難所集約

市は、指定避難所となっている教育機関の各施設と連携をとり、適切な時期に避難所を集約できるよう努める。

3 指定避難所の運営

(1) 指定避難所の運営

ア 指定避難所の運営は、原則として行政区や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行い、避難所開設責任者は、避難所自治組織の確立やボランティア等との調整を行う。

イ 収容する避難者の人数は当該指定避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

ウ 運営にあたっては、要配慮者の健康状態の保持に十分に配慮するとともに、男女双方の視点やプライバシーの確保に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

また、災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とする。

(2) 避難生活の長期化対策

避難生活が長期化した場合は、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、避難者の健康管理に特に配慮し、避難生活の長期化に伴う新たな課題などに対応するため、避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談を受け、ストレスの軽減や避難所運営の改善につなげるため、相談窓口等を設置することとする。

なお、学校を指定避難所とした場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、施設の利用方法等についてあらかじめ調整を図るよう努めるものとする。

また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

4 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

市は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 住居のあっせん

市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 防災関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることにかんがみ、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。防災機関は、その役割の重要性からマニュアルの整備、避難体制の整備には特に留意する。

1 本市における受援・応援体制の整備

- (1) 市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

なお、本市における応援協定の締結状況は第6編資料編2のとおりである。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 市は、避難指示等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (4) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (5) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県警察に対する応援要請体制

市は、県警察に対して「広域緊急援助隊」の要請を行うための手順、連絡先等を確認しておく。

3 消防機関との応援体制の整備

消防機関は、消防組織法第45条の規定により「緊急消防援助隊」の出動を行い、人命救助活動等の支援を行うこととなっており、市は要請手順等の確認をしておく。

4 自衛隊との連携体制の整備

市は、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。

5 一般事業者等との連携体制の整備

市は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

6 郵便局との連携体制の整備

市は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

7 救援活動拠点の整備

市は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

8 県内災害拠点病院との連携

市は、県内に設定された高崎総合医療センターや日高病院などの災害拠点病院との連携を進め、発災時の相互の情報共有・連携作業が円滑に行われるよう努める。

9 円滑な救助の実施体制の構築

市は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

10 水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県(河川課)が組織する「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第12節 防災中枢機能の確保

1 防災中枢機能の整備

- (1) 市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

市は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備等の整備及び十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点の整備・確保

市は、地域における災害活動拠点の整備を行う。災害活動拠点においては、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、指定避難所、域外からのボランティア活動支援を行う。また、これらの機能を持つ施設・用地等の整備・確保に努めるものとする。

4 業務継続性の確保

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

なお、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、安中市業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、防災担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保

災害時に必要とされる食料その他の物資について、輸送・供給体制の整備は重要であり、それらの供給のための計画を定めておくものとする。特に援助物資が届くまでの発生直後は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

1 食料・飲料水及び燃料などの生活必需品等の調達・供給体制の整備

(1) 備蓄計画

ア 市は、災害時に必要とされる食料、飲料水、燃料などの生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進する。

イ 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。

ウ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。

エ 市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

オ 市は、各家庭において最低3日間、推奨1週間分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行うものとし、市民はこれらの備蓄に努めるものとする。

カ 市は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

(2) 調達計画

市は、災害時に必要とされる食料、飲料水、燃料などの生活必需品及び関連資機材の

調達について、事前に協定の締結を図るなど、一般事業者等の協力を得て、あらかじめ幅広い調達体制を構築しておく。

(3) 備蓄・調達・供給の方針

ア 備蓄品目は、妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める〔アレルギー対応の食料(原材料において特定のアレルギー物質不使用)、粉ミルクやお粥等〕。

イ 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

ウ 救助用資機材等についても備蓄を進める。

エ 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

オ 非常用食料については、その保管場所に留意し、毎年度保存状態、在庫量の確認を行う。

(4) 孤立地域への輸送

市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(5) 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

2 救助・救急及び医療活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

市及び、消防機関、県警察、自衛隊、県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 市は、消防局と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、これを資金面で支援するものとする。

(3) 医薬品、医療資機材の備蓄

市及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(4) 広域的な救急医療体制の整備

市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、航空搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構)と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

3 緊急輸送活動体制の整備

市は、トラックターミナル、運動場やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

第14節 二次災害の予防

被災後の降雨等に起因し発生する水害・土砂災害による被害等を防止するため、市は、関係

機関と連携して二次災害の予防に努める。

1 危険度判定技術者の確保

- (1) 市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、市内における被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進する。そのため、建築業界等と連携し、早急な判定ができるよう努める。
- (2) 市は、危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物・放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

第15節 防災訓練計画

市、県及びその他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

市は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、積極的かつ継続的に総合的な訓練を実施するものとする。

定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住居地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の風水害等発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うものとする。

なお、県は、「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施している。

2 水防訓練

地域の水防に関する計画による水防活動を完全実施するため、次の方法により水防に関する訓練を実施するものとする。

(1) 実施の時期

災害が予想される時期前の最も訓練効果の高い時を選んで実施する。

(2) 実施地域

関係者の合議のうえ洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 実施方法

安中警察署、医療機関等と緊密な連絡を行い、必要に応じ、他の関連する訓練と併せて実施するものとする。

なお、決定した実施内容は、関係機関、市民等に周知させるものとする。

3 消防訓練

市消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、おおむね次の項目を計画し実施するものとする。

(1) 学校教育訓練計画

- (2) 一般教育計画
- (3) 委託教育計画
- (4) 訓練計画の内容
 - ア 機械、器具の操法
 - イ 非常招集、出動、通信連絡
 - ウ 災害時における消防通信の利用訓練
 - エ 人命救助訓練
 - オ 一般火災防ぎょ
 - カ 重要文化財、社会福祉施設等及びその他特別物件の防ぎょ
 - キ 災害応急対策

4 避難等救助訓練

- (1) 市及び関係機関
関係機関の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で、必要に応じ実施するものとする。
- (2) 学校その他の施設
学校、病院、社会福祉施設、工事業所、作業場、スーパー、運輸機関等において、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

5 災害通信連絡訓練

- 水防訓練実施時又はその他の訓練の際併せて行うものとし、おおむね次の内容について行うものとする。非常無線の訓練を地区ごとに、又は数地区にわたって定期的に行う。
- (1) 感度交換によるもの。
 - (2) 模擬通報によるもの。

6 個別防災訓練の実施

- (1) 防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。
 - ア 非常招集訓練 ウ 避難訓練 オ 非常通信訓練
 - イ 消防訓練 エ 水防訓練 カ 応急復旧訓練
- (2) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、安中市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。
- (3) 浸水想定区域内に位置し、安中市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (5) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

7 その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため、おおむねその事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ、又は単独で、必要に応じ、年1回以上適当な時期に実施する。

- (1) 気象注意報・警報等の伝達
- (2) 災害応急対策従事者の動員
- (3) 災害情報等の通信連絡

8 実践的な訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、多様なケースを想定し、「図上演習」等参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなどして、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

- (1) 訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにする。
- (2) 訓練参加者、使用する器材及び訓練の実施時間を工夫する。

9 訓練成果の取りまとめ

(1) 基本方針

訓練を訓練として終わらせることなく、実際に反映されるように努める。

(2) 実施計画

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第16節 防災知識の普及計画

1 防災知識の普及

(1) 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。市においては、秘書課をはじめとする関係課が実施するものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行うものとする。

- ア ラジオ、テレビによる普及
- イ 市広報紙による普及
- ウ 新聞報道による普及
- エ 県政映画、スライド等による普及
- オ 広報車による普及
- カ 講習会、展示会等の開催による普及

(3) 広報の内容

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、新聞、CATV等のマスメディア、市ホームページ、出前講座等の住民向け講座及び各種広報資料等により風水害時の危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

- ア 風水害等の危険性
- イ 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- ウ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること
- エ 早期避難の重要性
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- カ 家庭防災会議の開催
 - 災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。
 - (ア) 災害が起きたとき、又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。)
 - (イ) 家族間の連絡方法
 - (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先、及び避難経路の確認
(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
 - (エ) 安全な避難経路の確認
 - (オ) 非常持出し品のチェック
 - (カ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (キ) 要配慮者の避難方法

- (ク) 避難指示等及び気象情報等の入手方法
- (ケ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (コ) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- キ 非常持出し品の準備
 - (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - (イ) 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - (ウ) 持病薬、お薬手帳、応急医薬品(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾等)
 - (エ) 携帯ラジオ
 - (オ) 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - (カ) 衣類(下着、上着、タオル等)
 - (キ) 携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
 - (ク) 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)
- ク 避難時の留意事項
 - (ア) 崖や川べりに近づかない。
 - (イ) 避難方法
 - a 徒歩で避難する。
 - b 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - c 山ざわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
 - (ウ) 応急救護
 - 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - (エ) 避難協力
 - 自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
- ケ 正しい情報の入手
 - ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - また、市、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- コ 電話等に関する留意事項
 - (ア) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (イ) ふくそう等により電話がつながりづらくなったときは、東日本電信電話(株)が提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。
- サ 自主防災組織等地域コミュニティを生かした円滑な避難活動の促進
- シ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ス 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 理解しやすい防災情報の提供

市は、避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

- (1) 市は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。
 - 特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (2) 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、市民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

市は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

6 防災訓練の実施指導

市は、消防機関と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

7 要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関等との連携体制を構築するものとする。

9 家庭動物への配慮

市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

10 過去の災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

11 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備

災害時においては、県及び市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 市民の果たすべき役割

市民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に対する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話し合い
- ウ 災害時避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 停電時の明かり・電源の確保(耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入)
- オ 家屋の補強等
- カ 家具その他落下倒壊危険物対策
- キ 飲料水・食料(最低3日間、推奨1週間分)、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄
- ク 非常持ち出し物資の準備・点検
- ケ 情報の入手手段の点検

(2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報把握
- イ 火災予防措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

(3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の育成強化

地域における防災対策は、行政区単位、学校区単位に、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」との市民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防火知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資器材の備蓄
- エ 防災訓練の実施

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難行動要支援者をはじめとする市民の避難・誘導
- エ 被災者の救護・救出、その他救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

(3) 市の役割

市は、当該区域内の自主防災組織の100%組織化を目指し育成・指導に努めるとともに、組織結成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるものとする。また、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

- ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。
- イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努

める。

3 消防団の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

4 災害時におけるボランティア活動の環境整備

市は、県と連携し、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

市は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

市は、災害時の被災現場における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

市及び県は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、市は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 各領域における専門ボランティアとの連携

市の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

(5) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(6) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

5 事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール

ールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想災害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

- (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、おおむね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保(備蓄)

- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援(帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など)も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から市との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- (6) 市は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業所防災分野の進展に伴って増大することとなる事後継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (7) 市は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

- (8) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、安中市地域防災計画に名称及び

- 所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
- (9) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (10) 市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として安中市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、安中市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、安中市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第18節 要配慮者支援計画

近年の高齢化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る必要がある。

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入(通)所者の安全を確保するため、自施設における災害予防対策を積極的に講ずる。また、市は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害予防対策を積極的に支援する。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 市は、内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、安中市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 市は、安中市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定

期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

- (3) 市は、安中市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NP0等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 市は、安中市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市は、安中市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

市は、高齢者、障害者、日本語を解せない外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

市は、避難行動要支援者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 避難行動要支援者名簿の整備

市は、基本法第49条の10の規定に基づき、災害時はもとより、平時から避難行動要支援者を支援するため、以下に記載する事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」という。)を作成する。

(1) 避難支援等関係者となる者

平時からの名簿提供が可能となる、避難支援等関係者(以下、「関係者」という。)は、次に掲げる者をいう。

- ア 消防機関
- イ 県警察
- ウ 区長
- エ 民生委員
- オ 社会福祉協議会
- カ 自主防災組織
- キ その他、特に市長が必要と認める者

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりである。

要介護認定者	要介護3，4，5の者(施設入所者を除く)	
	65歳以上の単身者で、要介護1，2又は要支援1，2の者	
障害者	肢体機能障害	1級又は2級
	視覚障害	全等級
	聴覚障害	2級又は3級
	呼吸器障害	全等級
	療育手帳所持者で50歳以上の者	
	精神障害者手帳保持者又は自立支援医療受給者で単身者	
その他、市長が必要と認める者		

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成にあたり、市の関係部局で把握している要介護者や高齢者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別や障害区別、支援区分別に把握しておくことが望ましい。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要があると認められるときは、市は関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるため、積極的な情報の取得に努める。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、名簿について、年2回更新を行い、名簿情報を最新の状態にしておくものとする。

更新に際しては、市の関係部局が保有・収集した情報を、更新の都度、避難行動要支援者システムに取り込んで、情報を更新し、名簿を作成する。作成した名簿は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、特別の事情を有する者で支援を希望する者については、随時登録を受け付け、申し出があった次の名簿更新時から、反映する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

市においては、名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められる。

また、市は、名簿の提供に際して、関係者が適正な情報管理を図るよう、次のように適切な措置を講ずるよう努める。

- ア 名簿情報には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、担当地域の関係者に限り提供すること
- イ 一地区の自主防災組織に対して市内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用な共有、利用されないよう指導すること
- ウ 基本法に基づき、関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- エ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導すること
- オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- カ 名簿の提供先が、個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿の取扱者を限定するよう指導すること
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させること
- ク 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

7 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 避難指示等の発令・伝達

ア 市は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「安中市避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を本計画にさだめた上で、災害時において適時適切に発令する。

イ 要配慮者に、災害に関する情報や避難指示等の避難に関する情報を確実に伝達するため、防災行政無線や市メール配信サービスによる情報伝達に加え、緊急速報メール（エリアメール）、Ｌアラート、市ホームページ、Ｘ（旧ツイッター）、ＬＩＮＥ、広報車など多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し情報伝達を行う。

8 要配慮者利用施設との連携

(1) 要配慮者利用施設

この節において、要配慮者利用施設とは、次に掲げる施設をいう。

なお、本市における要配慮者利用施設は、資料７－３のとおりである。

施 設 の 種 類
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22 年12 月12 日法律第164 号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38 年7月11 日法律第133 号)及び介護保険法（平成9 年12 月17 日法律第123 号）に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17 年11 月7 日法律第123 号)第5 条第1 項に基づく事業所(附則第20条第1 項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④障害者支援施設 【障害者総合支援法第5 条第12 項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法第5 条第21 項、第22 項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24 年12 月26 日法律第283 号)第5 条第1 号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23 年7月30 日法律第205 号)第1 条の2 第2 号に基づく施設】 病院、診療所
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和 22 年3 月31 日法律第26 号)第22 条に基づく幼稚園】
⑨その他 ア【生活保護法(昭和 25 年5 月4 日法律第144 号)第38 条第2、3、4 項に基づく施設】
イ【学校教育法(昭和22 年3月31 日法律第26 号)第72 条に基づく施設】 特別支援学校
ウ【社会福祉法（昭和26 年3 月29 日法律第45 号）第2 条第3 項第8 号に基づく施設】 無料低額宿泊所
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害等に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 県外施設の連携協力の推進

(4) 市の支援

市は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする

る。

ア 要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)に関する情報の提供

イ 防災気象情報の提供

ウ 避難指示等の発令基準、指定避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供

エ 要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達体制の整備

オ 緊急時における市と要配慮者利用施設との連絡体制の整備

カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)

キ 要配慮者利用施設における防災教育への協力

(5) 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、要配慮者利用施設における防災体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。

ア 緊急時における消防機関・警察機関と要配慮者利用施設との連絡体制の整備

イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)

ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

9 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

10 防災と福祉の連携

市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第19節 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。このため県の「災害時における孤立化集落対策指針」等を参考に、次の対策に取り組む。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

市は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等の関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

オ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(行政区長、消防団員等)を災害時の連絡担当者として予め決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

- イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。
- カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。
- ク 孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

第20節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第2章 災害応急対策

市は、住民に最も身近な行政主体として、災害応急対策の実施に当たり、県は市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報等

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び概要は、次表のとおりとする。

なお、本市の発表区分は「南部」「高崎・藤岡地域」「安中市」に当たる。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別 警報	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 次の基準に到達することが予想される場合。 浸水害 表面雨量指数基準 12 土砂災害 土壌雨量指数基準 139 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域：27.6 柳瀬川流域：10.8 増田川流域：13.9 九十九川流域：21.8 秋間川流域：9.4 後閑川流域：9.6 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で30cm以上、平地で20cm以上と予想されたときに発表される。
	暴風警報	平均風速が18m/s以上で、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	平均風速が18m/s以上で、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 69 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 碓氷川流域：22 柳瀬川流域：8.6 増田川流域：11.1 九十九川流域：17.4 秋間川流域：7.5 後閑川流域：7.6 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが山地で10cm以上、平地で5cm以上と予想されたときに発表される。
	強風注意報	平均風速が13m/s以上で、強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	平均風速が13m/s以上で、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 視程が100m以下になると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想されたときに発表される。(湿度は前橋地方気象台の値)
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 次の基準に到達することが予想される場合。 1 積雪があつて、24時間の降雪の深さが30cm以上のとき。 2 積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上のとき。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 早霜・晩霜期に最低気温が+3℃以下と予想されたときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 夏季：低温のため、農作物に著しい被害が予想されたときに発表される。 冬季：最低気温が-6℃以下と予想されたときに発表される。(冬季の気温は前橋地方気象台の値)

(注) ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	各河川の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認

	することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 気象業務法等に基づく府県気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 府県気象情報

警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける情報で、群馬県と前橋地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（群馬県においては1時間降水量100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、「群馬県南部」「群馬県北部」を対象に発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、「群馬県南部」を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。

なお、火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)

(2) 火災警報の発令

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、必要に応じ火災警報を発するものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下となる見込みのとき。

(ア) 平均風速がおおむね13m/sを超え、主として強風による被害が予想される場合。

(イ) 空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。(基準実効湿度50%以下で、最小湿度が25%を下回る見込みのとき。)

イ 実効湿度が60%以下及び最小湿度が35%以下で風速8m/s以上となる見込みのとき。

4 水防法に基づく洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

洪水予報には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報があり、以下のときに発表する。

区 分	発 表 基 準
氾 濫 注 意 情 報	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれ、洪水により災害の発生するおそれがあるとき。
氾 濫 警 戒 情 報	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれ、洪水により地域住民に重大な損害が生じるおそれがあるとき。
氾 濫 危 険 情 報	河川ごとに決められた基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
氾 濫 発 生 情 報	氾濫が発生したとき。
氾 濫 注 意 情 報 解 除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(2) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。

(3) 水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認められるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意情報水位を越えるおそれがあるとき。または水位・流量等その他河川の状況により、必要と認めるとき。

指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(4) 水位周知河川

水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川(以下「水位周知河川」)について、安中市では碓氷川が該当するが、避難判断水位情報に係る水位等詳細については、資料4-5を参照のこと。

(5) 水防活動警報等

気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

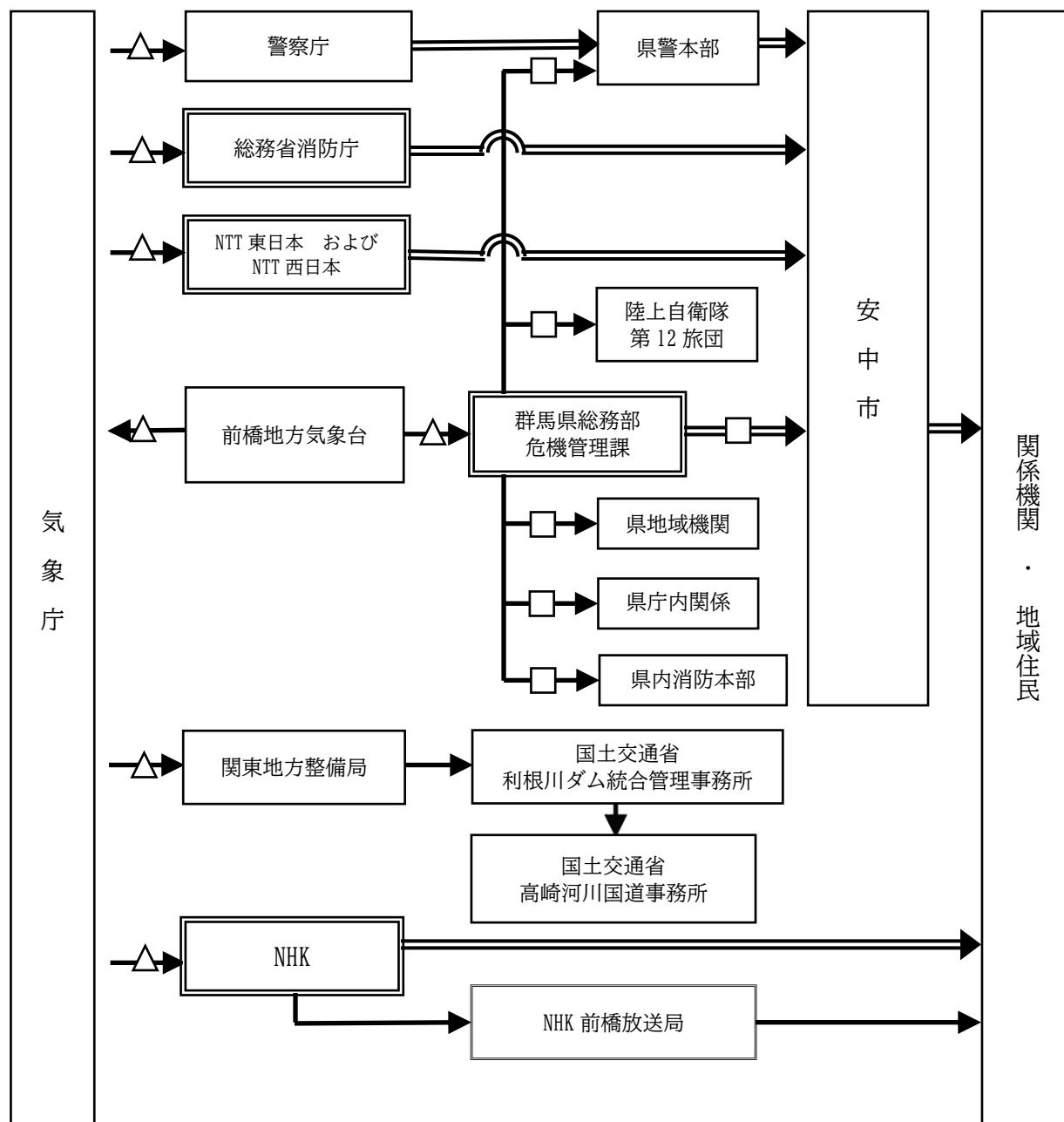
発表する注意報、警報の種類及び発表基準については資料4-6を参照のこととするが、水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えることとする。

5 気象情報の伝達系統

(1) 伝達系統

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

なお、特別警報の発表の通知を受けた市長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第八条第一項及び第九条の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第十五条の2から6及び第十五条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(2) 伝達手段

市民に通報の必要を認めたときは、次の方法により通報する。

- ア テレビ放送、ラジオ放送による方法
- イ 広報車、防災行政無線による方法
- ウ サイレン、警鐘等による方法
- エ 伝達組織を通じて周知する方法
- オ 市ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、メール配信サービス及び緊急速報メールによる方法

6 異常現象発見時の手続き

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに、自己又は他人により市、消防、警察に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに市長及び警察署長に通報するものとする。

(3) 市長の通報

上記(1)及び(2)によって、異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に通報するものとする。

- ア 前橋地方気象台
- イ その異常現象に関係ある隣接市町
- ウ 行政事務所、土木事務所等その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関

(4) 異常現象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 著しく異常な気象現象
例えば、豪雨、豪雪、強い突風、河川の著しい増水
- イ 火山現象
噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等)及びそれに伴う降灰、火山地域での地震の群発、鳴動の発生、山崩れ、地割れ、顕著な地形変化、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧泉の異常等顕著な変化、火山地域の変動とそれに伴う草木の立ち枯れ、湖沼、河川水の顕著な異常変化
- ウ 地震
頻発地震(数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震)

(5) 通報手段

通報は、電報又は電話によることを原則とする。

7 市民の避難誘導対策

風水害等により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、防災気象情報等を十分に把握するとともに、必要に応じて、避難指示等の発令など、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、土砂災害危険・準用区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水(消)防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防箇所や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は、危険が予想される場合は、市民に対して避難指示等の発令とともに、避難誘導活動を実施する。また、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

特に、避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (2) 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。なお、災害による危険が迫っているなど指定避難所等へ避難する暇がないときは、指定緊急避難場所への避難誘導を行う。
- (3) 市民に対する避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車両及び消防車両等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。
- (4) 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の所在、浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。
- (6) 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

8 広域避難

(1) 県内の他の市町村への広域的な避難等

- ア 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- イ 市は、アの協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- ウ アの協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、アによる滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- エ ウの場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、アにより協議した市町村長（以下本項目において「協議元市町村」という。）に通知するものとする。
- オ 協議元市町村は、エの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

(2) 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- ア 市は、(1) アの場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受け入れについて協議することを求めるものとする。
- イ 県は、市町村から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- ウ 県は、イの協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- エ 県は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容をアの協議を求めた市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- オ アの協議を求めた市町村は、エの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

(3) 市町村による県外広域避難の協議等

- ア 市は、(2) アの場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難

者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。

イ 市は、アの協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

ウ イの報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

エ 協議元市町村は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

オ エの報告を受けた県は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

9 災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。

(3) 道 路

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。また降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

10 物資調達・輸送等に関する事前対策

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

11 複合災害対策

市は風水害及び震災等の複合災害を想定し、被害の発生及び防止活動を行う。複合災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

第2節 活動体制の確立

市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害警戒本部並びに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災組織体制の確立

(1) 本部設置前の配備

災害処理に関係を有する部課の長は、気象警報が発表された時など、通常の職務系統によりこれらに対処するとともに災害警戒本部の設置に備え、警戒体制をとるものとする。

(2) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりがその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合がある。特に、このことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、市長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部設置前の段階として、また災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期するものとする。

なお、警戒本部設置後は、県及び防災関係機関へ報告するものとする。

ア 災害警戒本部の設置基準

(ア) 各種の災害の発生が予測され、あるいは現実には小災害が発生したとき。

(イ) 本市に台風が接近し、本市への影響のおそれがあるとき。

(ウ) その他必要により副市長が当該配備を指令したとき。

イ 災害警戒本部の構成

(ア) 本部長は副市長をもって充て、本部機構は、本来の行政組織を主体に機能別に編成する。本部長が任命する本部員は市の職員及び消防職団員をもって充てる。

なお、本部長に事故があった場合は副本部長が職務を代理する。

(イ) 副本部長には、総務部長をもって充て、本部に置かれる本部員は部長とし、班長及び班員は、各部班等に対応する職員をもって充てる。

(ウ) 災害に関する総合応急対策立案及び本部運営に当たるため、本部事務局を置く。事務局長に危機管理課長、次長に危機管理係長、事務局職員に危機管理課員をもって充てる。

(エ) 災害に関する総合応急対策その他必要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び部長をもって構成する本部会議を置く。

(オ) 災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

安中市災害警戒本部組織図

部長（災害警戒本部会議構成員）	班 長	班 員
副市長（災害警戒本部長）	—	—
企画政策部長	秘書課長 政策・デジタル推進課長 財政課長 資産活用課長	—
総務部長【危機管理監】 （災害警戒副本部長）	危機管理課長 行政課長 職員課長 税務課長 収納課長	危機管理課全員 アマ無線保持者
市民環境部長	市民課長 国保年金課長 環境政策課長	—
保健福祉部長	福祉課長 こども課長 健康づくり課長 高齢者支援課長	—
まちづくり部長	土木課長 都市計画課長 都市整備課長 建築住宅課長	庶務係長 工務係全員 維持管理係全員
みりよく創出部長	商工課長 農林課長 観光課長 スポーツ課長 文化財課長	農政係長 農村整備係全員 林政鳥獣対策係長 松義台地土地改良区係長
上下水道部長	上水道事務課長 上水道工務課長 下水道課長	—
松井田支所長	松井田振興課長 住民福祉課長	管理係全員 土木係全員
議会事務局長	議会事務局次長 会計課長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	—
教育部長	総務課長 学校教育課長 生涯学習課長	—
公立碓氷病院事務部長	総務企画課長 医事課長	—
高崎市等広域消防局長	安中消防署長	—
安中市消防団長	副団長	—

ウ 災害警戒本部の主な任務

災害警戒本部の任務は、次のとおりである。

災害警戒本部の任務

担当課	主 任 務 〈3時間以内の目標〉
災 害 警 戒 本 部	・災害警戒本部設置 ・高齢者等避難の発令 ・各班の任務のうち、重要事項の決定に関すること。
〈情報総括担当〉	
危 機 管 理 課 松 井 田 振 興 課	・災害警戒本部の庶務 ・災害警戒本部決定事項の各班への周知徹底 ・防災行政無線及びメール配信サービス等による情報発信 ・被害状況等の収集及び報告(各班及び関係機関経由) ①気象注意報、警報(情報元：前橋地方気象台) ②ダム、雨量、河川水位情報(情報元：群馬県、上水道工務課) ③人的被害(情報元：安中消防署、安中警察署) ④道路・土木施設被害(情報元：まちづくり部) ⑤上下水道施設被害(情報元：上下水道部) ⑥ライフライン機関(情報元：東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)等) ⑦その他被害等(各部(課)、行政区長等(任意)) ・被害状況の取りまとめ ・取りまとめ結果の庁内・関係機関への連絡 ・マスコミ対応 ・各部、各班の総合調整 ・公用車の管理の依頼 ・災害対策本部に移行する際の対応
土 木 課	・各種災害情報(雨量、ダム情報、水位情報など)の収集 ・職員による巡視 ・安中土木事務所等関係機関との連携 ・水防活動の指示 ①交通規制の指示及び実施 ②水門等の操作の指示及び実施 ・水防活動の実施に伴う関係機関との調整(安中土木事務所、安中警察署、安中消防署)
農 林 課	・山地災害に係る巡視 ・農林施設等の被害状況調査及び応急対策の実施 ・農林業の被害状況調査及び応急対策の実施
上 水 道 工 務 課 下 水 道 課	・上水道施設の災害対策及び応急復旧の実施 ・復旧計画の作成 ・浄水施設の被害状況調査及び復旧対策の実施 ・下水道施設、地域し尿処理施設(秋間みのりが丘)の災害対策及び応急復旧の実施
〈各部各班共通〉	
	・所管施設の管理、施設利用者の安全確保、被害状況調査、応急対策の実施 ・本庁・支所間は、十分連絡調整を行い、効率的・円滑な警戒体制に当たる。 ・他の各課は、通常の管理業務及び各班の災害対応の準備態勢の整備

エ 災害警戒本部の警戒体制

(ア) 必要最小限の所要人員をもって情報の収集、伝達及び連絡が円滑に実施できる体制となるよう努める。

(イ) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、各部長等へ連絡し、班長、班員に速やかに警戒勤務に服するよう指示するものとする。災害警戒本部の連絡体制は災害対策本部設置の伝達方法のとおりである。

(ウ) 本部長は、災害対応の状況等、市長に報告するものとする。

オ 災害警戒本部の解散

気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたとき、災害警戒本部を解散する。解散後は、県及び防災関係機関へ報告するものとする。

カ 災害対策本部への切り替え

大規模な被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(3) 災害対策本部の設置

市長は、基本法第23条の2第1項及び安中市災害対策本部条例(資料1－4参照)等の規定により、次のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたときには、災害対策本部を設置する。

ア 設置及び廃止基準

(ア) 設置基準

- a 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合。
- b 前記aのほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合。

(イ) 廃止基準

- a 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合。
- b 災害対策活動が完了した場合。

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び市民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

通報又は発表先	通報又は発表の方法	責 任 者
庁 内 各 部 等	庁内放送による。	危機管理課長 秘書課長
県 本 部	電話・Ｌアラートによる。	
一 般 市 民	防災行政無線・メール配信サービス・市ホームページ・X(旧ツイッター)・LINE・広報車により行う。	
報 道 機 関	口頭・電話・Ｌアラートによる。	

(本表により難いときは適宜の方法により迅速に行うものとする。)

ウ 設置場所

災害対策本部は、本庁舎に設置するものとし、初動対応や応急対策を迅速に実施するため、災害対策本部室等を次表のとおり設置する。

なお、本庁舎に設置することが困難な場合の代替庁舎は、松井田庁舎とする。

災害対策本部室	2階	大会議室
災害対策本部会議室	2階	中会議室1
コールセンター	2階	小会議室1
記者発表室	2階	小会議室2

(4) 災害対応関連諸室の設置

市長は、災害対応を円滑に実施するため、災害対応関連諸室を設置する。災害対応関連諸室は、本庁舎に次表のとおり設置するものとし、災害対策本部の設置場所が代替庁舎となる場合は、代替庁舎に設置する。

リエゾン等控室	2階	中会議室(2、3)、小会議室(3～5)、相談室(2-1、2-2)
災害対策本部員等執務室	2階	執務室(危機管理課、秘書課、行政課、職員課)、防災機器室
災害対策本部員等控室	2階	休憩室、スタッフルーム
応援職員控室	3階	議場、委員会室
物資集積所	1階	健診室(1、2)

(5) 現地対策本部の設置

市長は、災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

ア 市長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ 市長は、現地対策本部員として、市災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ 設置及び廃止基準は災害対策本部に準ずる。

(6) 災害対策本部の組織

ア 本部長は市長をもって充て、本部機構は、本来の行政組織を主体に機能別に編成する。

本部長が任命する本部員は市の職員及び消防職団員をもって充てる。なお、本部長に事故があった場合は副本部長が職務を代理する。

イ 副本部長には副市長及び教育長をもって充て、本部に置かれる本部員は部長、副部長と

し、班長及び班員は、各部班等に対応する職員をもって充てる。

なお、本部長に事故があった場合は副本部長が職務を代理する。

ウ 本部事務局

(ア) 災害に関する総合応急対策立案及び本部運営に当てるため、本部事務局を置く。

(イ) 事務局長に危機管理課長、次長に危機管理係長をもって充てる。

(ウ) 事務局職員に危機管理課員を充てる。

エ 本部会議

(ア) 災害に関する総合応急対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

(イ) 本部会議は、本部長、副本部長、部長、副部長をもって構成する。

オ 部班長会議

(ア) 必要に応じて各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るために部班長会議を設ける。

カ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

安中市災害対策本部組織図

本 部 会 議

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長

企画政策部長
総務部長
【危機管理監】
市民環境部長
保健福祉部長
みりよく創出部長
まちづくり部長
上下水道部長
松井田支所長
議会事務局長
教育部長
病院事務部長
危機管理課長
秘書課長
行政課長
市民課長
福祉課長
商工課長
土木課長
上水道工務課長
松井田振興課長
議会事務局次長
総務課長
総務企画課長
高崎市等広域消防局長
消防団長

本部事務局	
局長	危機管理課長
次長	危機管理係長
職員	危機管理課全員

現地災害対策本部

部 (◎部長) (○副本長)	班	班 長	班 員
企 画 政 策 部 ◎企画政策部長 ○秘書課長	秘 書 班 政策・デジタル推進班	秘 書 課 長 政策・デジタル推進課長	秘書課全員 政策・デジタル推進課全員
総 務 部 ◎総務部長 【危機管理監】 ○行政課長	財 政 班 資産活用班 総 務 班 行 政 班 職 員 班 税 務 班	財 政 課 長 資 産 活 用 課 長 危 機 管 理 課 長 行 政 課 長 職 員 課 長 税 務 課 長 収 納 課 長	財政課全員 資産活用課全員 危機管理課全員(事務局職員兼務) 行政課全員 職員課全員 税務課全員 収納課全員
市 民 環 境 部 ◎市民環境部長 ○市民課長	市 民 班 国保年金班 環 境 政 策 班 クリーンセンター班	市 民 課 長 国 保 年 金 課 長 環 境 政 策 課 長	市民課全員 国保年金課全員 環境政策課全員 クリーンセンター全員
保 健 福 祉 部 ◎保健福祉部長 ○福祉課長	福 祉 班 健康づくり班	福 祉 課 長 こ ど も 課 長 高 齢 者 支 援 課 長 健 康 づ く り 課 長	福祉課全員 こども課全員 高齢者支援課全員 健康づくり課全員
みりよく創出部 ◎みりよく創出部長 ○商工課長	商 工 班 農 林 班 観 光 班 ス ポ ー ツ 班 文 化 財 班	商 工 課 長 農 林 課 長 観 光 課 長 ス ポ ー ツ 課 長 文 化 財 課 長	商工課全員 農林課全員 観光課全員 スポーツ課全員 文化財課全員
まちづくり部 ◎まちづくり部長 ○土木課長	土 木 班 都市計画班 都市整備班 建 築 住 宅 班	土 木 課 長 都 市 計 画 課 長 都 市 整 備 課 長 建 築 住 宅 課 長	土木課全員 都市計画課全員 都市整備課全員 建築住宅課全員
上 下 水 道 部 ◎上下水道部長 ○上水道工務課長	上水道事務班 上水道工務班 下 水 道 班	上 水 道 事 務 課 長 上 水 道 工 務 課 長 下 水 道 課 長	上水道事務課全員 上水道工務課全員 下水道課全員
松 井 田 支 所 ◎松井田支所長 ○松井田振興課長	松井田振興班 住 民 福 祉 班	松 井 田 振 興 課 長 住 民 福 祉 課 長	松井田振興課全員 住民福祉課全員
避 難 応 援 部 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	避 難 所 班 会 計 班	議 会 事 務 局 次 長 監 査 委 員 事 務 局 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長 会 計 課 長	議会事務局全員 監査委員事務局全員 農業委員会事務局全員 会計課全員
教 育 部 ◎教育部長 ○総務課長	教 委 総 務 班 学 校 教 育 班 生 涯 学 習 班	総 務 課 長 学 校 教 育 課 長 生 涯 学 習 課 長	総務課全員 学校教育課、学校関係職員全員 生涯学習課全員
公 立 病 院 部 ◎事務部長 ○総務企画課長	病 院 総 務 班 医 事 班	総 務 企 画 課 長 医 事 課 長	総務企画課全員 医事課全員
消 防 部 ◎高崎市等広域消防局長 ○消防局次長	消 防 班	安 中 消 防 署 長	安中消防署全員 郷原分署全員 松井田分署全員
消 防 団 部 ◎消防団長 ○先任副団長	消 防 団 班	先 任 副 団 長	消防団全員

(7) 災害対策本部の各部各班の事務分掌

部	班	事 務 分 掌
企画政策部	秘書班	1 災害対策本部長の秘書に関すること 2 災害見舞視察者に関すること 3 国、県関係方面への連絡に関すること 4 災害広報に関すること 5 災害現場の写真撮影に関すること 6 災害の発表報道及び宣伝に関すること 7 報道機関との連絡に関すること 8 災害報道の発信（ホームページを含む）に関すること 9 部内各班の総合調整に関すること
	政策・デジタル推進班	1 本部長の特命事項に関すること 2 庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関すること 3 電子計算組織の運用管理に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること
	財政班	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること 2 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること 3 災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること
	資産活用班	1 普通財産の管理、被害状況の調査及び報告に関すること 2 市有施設の応急措置に関すること 3 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること
総務部	総務班	1 本部の設置及び閉鎖に関すること 2 本部会議に関すること 3 各部の連絡調整に関すること 4 本部長又は本部会議からの指示、命令等の伝達に関すること 5 防災行政無線、メール配信サービス等の運用管理に関すること 6 気象情報の収集及び伝達に関すること 7 災害救助法に基づく強制権発動に関すること 8 被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに関すること 9 自衛隊の派遣要求に関すること 10 避難指示等の伝達に関すること 11 その他、他班に属さない事項に関すること
	行政班	1 住民組織に対する災害援護等の協力に関すること 2 地区住民センター及び指定避難所の連絡調整に関すること 3 本部及び被災地区内の情報収集及び連絡に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 部内各班の総合構成に関すること
	職員班	1 職員の動員及び健康管理に関すること 2 職員の派遣要請及び斡旋に関すること 3 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関すること 4 災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 5 他班任務の応援実施に関すること
	税務班	1 避難広報及び避難者の誘導、移送に関すること 2 被災者の調査に関すること 3 罹災証明及び住家の被害認定に関すること 4 固定資産の被害調査に関すること 5 市税の納税証明に関すること 6 市税の減免その他税金に関すること 7 他班任務の応援実施に関すること
市民環境部	市民班	1 応急食糧の調達、供給に関すること

部	班	事 務 分 掌
		2 各種証明書の発行に関する事 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関する事 4 NPO、ボランティア等の市民活動の支援に関する事 5 ボランティアの受入及び活用に関する事 6 外国人対策に関する事 7 部内各班の総合調整に関する事
	国保年金班	1 国民健康保険被保険者の医療に関する事 2 被災者に対する国民年金保険料の減免に関する事 3 後期高齢者医療被保険者の医療に関する事 4 行方不明者の捜索、収容及び埋葬等の情報に関する事 5 他班任務の応援実施に関する事
	環境政策班	1 環境保全に関する事 2 環境調査及び報告に関する事 3 防疫活動に関する事 4 清掃その他食品衛生に関する事 5 その他衛生業務に関する事 6 廃棄物の処理に関する事 7 原子力施設事故、空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関する事 8 他班任務の応援実施に関する事
	クリーンセンター班	1 清掃施設の管理に関する事 2 被災地区の清掃に関する事 3 廃棄物の処理に関する事 4 他班任務の応援実施に関する事
保健福祉部	福祉班	1 社会福祉施設入所者の避難等の指導に関する事 2 救助、救援物資の保管及び受払に関する事 3 義援金品の受付及び保管に関する事 4 救助、救援物資の分配計画及び給与に関する事 5 保育対策に関する事 6 被災者への応急措置その他援護に関する事 7 社会的弱者に対する援護に関する事 8 被災見舞金品に関する事 9 市有福祉施設の管理に関する事 10 市民相談に関する事 11 市民からの苦情の受付に関する事 12 部内各班の総合調整に関する事
	健康づくり班	1 被災者の医療、救護、助産に関する事 2 医療関係者の動員及び配置に関する事 3 救護所の設置及び管理に関する事 4 傷病者等の収容及び応急手当に関する事 5 救護班の出動要請及び協力活動に関する事 6 被災住民及び避難住民の保健指導に関する事 7 医療関係施設の被害状況の調査及び報告に関する事 8 感染症患者の移送収容に関する事 9 健康施設の財産管理に関する事 10 健康施設の利用者の安全確保に関する事 11 他班任務の応援実施に関する事
みりよく 創出部	商工班	1 中小企業者の金融対策に関する事 2 商工業及び鉱業関係の被害状況の調査及び報告に関する事 3 商工業団体及び鉱業諸団体、労働関係機関との連絡に関する事 4 燃料の供給に関する情報収集及び供給要請に関する事 5 部内各班の総合調整に関する事

部	班	事 務 分 掌
	農林班	1 農林業及び畜産業関係の被害状況の調査及び応急対策に関する こと 2 関係機関及び団体との連絡に関すること 3 農林業及び畜産業関係の応急措置に関すること 4 営農資金に関すること 5 農地及び農業用施設の被害状況の調査及び報告に関すること 6 他班任務の応援実施に関すること
	観光班	1 観光関係の被害状況の調査及び報告に関すること 2 観光団体との連絡に関すること 3 市有観光施設の管理に関すること 4 市有観光施設利用者の安全確保に関すること 5 山岳救助の支援に関すること 6 他班任務の応援実施に関すること
	スポーツ班	1 被災者等に対する食料等の輸送に関すること 2 施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3 施設利用者の安全確保に関すること 4 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関すること 5 他班任務の応援実施に関すること
	文化財班	1 文化財の災害対策に関すること 2 施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3 施設利用者の安全確保に関すること 4 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関すること 5 他班任務の応援実施に関すること
	まちづくり 部	1 道路、橋梁等の災害復旧の工事に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 水防の協力に関すること 4 河川の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告に関する こと 5 河川災害の復旧工事に関すること 6 地すべり等の被害調査に関すること 7 避難の指示に関すること 8 道路、橋梁等の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告 に関すること 9 排水施設に関すること 10 土木業者等との連絡調整に関すること 11 部内各班の総合調整に関すること
	都市計画班	1 災害復興都市計画に関すること 2 被災宅地危険度判定士等の派遣要請に関すること 3 輸送機関との連絡に関すること 4 輸送の安全確保に関すること 5 他班任務の応援実施に関すること
	都市整備班	1 都市計画事業の災害対策に関すること 2 公園緑地及び公園施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3 他班任務の応援実施に関すること
	建築住宅班	1 被災建築物の被害状況の調査及び報告に関すること 2 市営住宅の災害復旧工事に関すること 3 被災者用の応急仮設建物の建築及び仮住居の斡旋に関すること 4 被災建築物応急危険度判定士等の派遣要請に関すること 5 建築業者との連絡に関すること 6 空家等の対策に関すること 7 住宅の応急修理に関すること 8 他班任務の応援実施に関すること
	上下水道部	1 上下水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること

部	班	事 務 分 掌
		2 水道料金の減免に関する事 3 緊急予算の編成に関する事 4 被災地区の飲料水の供給に関する事 5 部内各班の総合調整に関する事
上下水道部	上水道工務班	1 上水道施設の災害対策及び応急復旧に関する事 2 復旧計画の作成に関する事 3 水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 4 浄水施設の被害状況の調査及び報告に関する事 5 浄水場の復旧工事に関する事 6 飲料水の水質検査及び消毒に関する事 7 他班任務の応援実施に関する事
	下水道班	1 下水道施設、地域し尿処理施設(秋間みのりが丘)の災害対策及び応急復旧に関する事 2 下水道施設、地域し尿処理施設(秋間みのりが丘)の被害状況の調査及び報告に関する事 3 他班任務の応援実施に関する事
松井田支所	松井田振興班	1 本部との連絡に関する事 2 部内各班の総合調整に関する事 3 災害情報及び被害状況の速報に関する事 4 消防団その他民間救助団体との連絡調整に関する事 5 防災行政無線に関する事 6 指定避難所及び相談所に関する事 7 災害情報の発信(ホームページ含む)に関する事 8 庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事 9 電子計算組織の運用に関する事 10 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関する事 11 環境調査及び報告に関する事 12 防疫活動に関する事 13 環境保全に関する事 14 廃棄物の処理に関する事 15 道路、橋梁等の災害復旧の工事に関する事 16 障害物の除去に関する事 17 水防の協力に関する事 18 河川の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告に関する事 19 河川被害の復旧工事に関する事 20 地すべり等の被害調査に関する事 21 避難の指示に関する事 22 道路、橋梁等の危険情報の収集並びに被害状況の調査及び報告に関する事 23 排水施設に関する事 24 土木事業者等との連絡調整に関する事 25 その他支所のいずれの班にも属さない事項に関する事
	住民福祉班	1 応急食糧の調達、供給に関する事 2 各種証明書の発行に関する事 3 国民健康保険被保険者の医療に関する事 4 後期高齢者医療保険被保険者の医療に関する事 5 被災者に対する国民保年金保険料の減免に関する事 6 行方不明者の捜索、収容及び埋葬等の情報に関する事 7 被災者調査に関する事 8 罹災証明及び住家の被害認定に関する事 9 固定資産の被害調査に関する事 10 市税の納税証明に関する事

部	班	事 務 分 掌
		11 市税の減免その他税金に関すること 12 救助、救援物資の保管及び受払に関すること 13 義援金品の受付及び保管に関すること 14 救助、救援物資の分配計画及び給与に関すること 15 保育対策に関すること 16 被災者への応急措置その他援護に関すること 17 社会的弱者に対する援護に関すること 18 被災見舞金品に関すること 19 傷病者等の収容及び応急手当に関すること 20 救護班の出動要請及び協力活動に関すること 21 被災住民及び避難住民の保健指導に関すること 22 感染症患者の移送収容に関すること 23 ボランティアの受入及び活用に関すること 24 他班任務の応援実施に関すること
避難応援部	避難所班	1 避難計画に基づく被災者の避難準備及び誘導に関すること 2 指定避難所の管理運営に関すること 3 部内各班の総合調整に関すること
	会計班	1 災害関係の経理に関すること 2 物品及び金銭の出納及び保管に関すること 3 他班任務の応援実施に関すること
教育部	教委総務班	1 学校その他教育施設の被害応急処置に関すること 2 教育関係の被害状況の調査及び報告に関すること 3 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関すること 4 学用品の給与に関すること 5 給食施設の災害対策及び応急復旧に関すること 6 学校給食に関すること 7 部内各班の総合調整に関すること
	学校教育班	1 児童生徒の応急処置に関すること 2 児童生徒の避難等の指導に関すること 3 小中学校における被災児童、生徒の受入に関すること 4 指定避難所となる小中学校の開設等の協力に関すること 5 学用品の給与に関すること 6 他班任務の応援実施に関すること
	生涯学習班	1 指定避難所となる所管施設の開設等の協力に関すること 2 公民館等施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3 公民館等施設利用者の安全確保に関すること 4 他班任務の応援実施に関すること
公立病院部	病院総務班	1 救急医療に関すること 2 部内の被害状況の調査及び報告に関すること 3 部内の財産管理に関すること 4 入(通)院患者の安全の確保に関すること
	医事班	
消防部	消防班	1 消防施設の管理・運用に関すること 2 火災原因及び損害の調査に関すること 3 火災における罹災証明に関すること 4 火災その他の災害活動に関すること 5 救急救助業務に関すること
消防団部	消防団班	1 消防団施設の管理に関すること 2 火災その他の災害活動に関すること 3 消防班の応援協力に関すること

※ 担当班が明確でない事務が生じた時は、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

2 動員計画

(1) 防災組織体制の配備区分及び配備基準

体制区分	配備区分	状 況	配 備 体 制
警戒体制	初期動員	1 気象警報が発表されたとき。 2 その他必要により総務部長が当該配備を指令したとき。	危機管理課、まちづくり部、農林課、松井田振興課、上下水道部の指定職員で情報収集及び連絡活動を行う体制とする。
災害警戒本部	警戒本部配備	1 各種の災害の発生が予測され、あるいは現実には小災害が発生したとき。 2 本市に台風が接近し、本市への影響のおそれがあるとき。 3 その他必要により副市長が当該配備を指令したとき。	副市長、全部課長及び指定職員で行う初動体制で、災害対策本部に円滑に移行でき得る体制とする。
災害対策本部	第1号配備	1 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その状況から災害の発生が予想され、又は災害が発生し本部を設置して応急対策を必要とするとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	特に関係ある部、班の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制で第2号配備に移行し得る体制とする。
	第2号配備	1 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され事態が切迫し被害が予想される場合、又は災害が発生し本部を設置して応急対策を必要とするとき。 2 被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	所属職員の半数以上の人員を配置して防災活動に当たるもので状況により第3号配備に直ちに切り替え得る体制とする。
	第3号配備	1 市全域にわたって風水害等が発生すると予想される場合又は被害が特に甚大になると予想される場合、若しくは災害が発生し本部を設置して応急対策を必要とするとき。 2 被害の規模等からみて2号動員では要員が不足するとき。 3 その他予想されない重大な災害が発生したとき。	所属職員は、全員を配置して防災活動に従事する。

(2) 動員計画

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた「安中市災害時職員初動マニュアル」に従い職員を動員する。

災害対策本部動員計画表

部	班	班員	第1号配備	第2号配備	第3号配備
企画政策部	秘書班	秘書課全員	係長以上 (部長含む)	主任以上(部長含む)	全 員
	政策・デジタル 推進班	政策・デジタル 推進課全員	課長	主任以上	
	財政班	財政課全員	課長	主任以上	
	資産活用班	資産活用課全員	課長	主任以上	
総務部	総務班	危機管理課全員 (事務局職員兼務)	全員(部長含む)	全員(部長含む)	
	行政班	行政課全員	係長以上	主任以上	
	職員班	職員課全員	係長以上	主任以上	
	税務班	税務課全員	課長	主任以上	
		収納課全員	課長	主任以上	
市民環境部	市民班	市民課全員	課長(部長含む)	主任以上(部長含む)	
	国保年金班	国保年金課全員	課長	主任以上	
	環境政策班	環境政策課全員	係長以上	全員	
	グリーンセンター班	グリーンセンター全員	係長以上	全員	
保健福祉部	福祉班	福祉課全員	係長以上(部長含む)	主任以上(部長含む)	
		こども課全員	係長以上	主任以上	
		高齢者支援課全員	係長以上	主任以上	
	健康づくり班	健康づくり課全員	課長	主任以上	
みりよく 創出部	商工班	商工課全員	課長(部長含む)	主任以上(部長含む)	
	農林班	農林課全員	全員	全員	
	観光班	観光課全員	課長	主任以上	
	スポーツ班	スポーツ課全員	係長以上	主任以上	
	文化財班	文化財課全員	係長以上	主任以上	
まちづくり 部	土木班	土木課全員	全員(部長含む)	全員(部長含む)	
	都市計画班	都市計画課全員	全員	全員	
	都市整備班	都市整備課全員	全員	全員	
	建築住宅班	建築住宅課全員	全員	全員	
上下水道部	上水道事務班	上水道事務課全員	係長以上 (部長含む)	主任以上(部長含む)	
	上水道工務班	上水道工務課全員	係長以上	主任以上	
	下水道班	下水道課全員	係長以上	主任以上	
松井田支所	松井田振興班	松井田振興課全員	全員(支所長含む)	全員(支所長含む)	
	住民福祉班	住民福祉課全員	係長以上	全員	
避難応援部	避難所班	議会事務局全員	係長以上	主任以上(局長含む)	
		監査委員事務局全員	係長以上	主任以上	
		農業委員会事務局 全員	係長以上	主任以上	
	会計班	会計課全員	課長	主任以上	
教育部	教委総務班	総務課全員	係長以上(部長含む)	主任以上(部長含む)	
	学校教育班	学校教育課 学校関係職員全員	係長以上	主任以上	
	生涯学習班	生涯学習課全員	係長以上	主任以上	
公立病院部	病院総務班	総務企画課全員	課長(部長含む)	係長以上(部長含む)	
	医事班	医事課全員	課長	係長以上	
消防部	消防班	安中消防署全員 郷原分署全員 松井田分署全員	消防署員は、消防局長の命令により出動する。		
消防団部	消防団班	消防団全員	消防団員は、消防団長の命令により出動する。		

(注) 1 本庁以外の職員は、特別の指示がない場合は、各自の職場に参集すること。

2 アマチュア無線免許保持者は、上記動員区分に関係なく第1号配備から出動し、総務部総務班に編入される。

イ 自主参集

(ア) 本部員に指名された職員の自主参集

本部員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の参集

a その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、配備基準に照らして第3号配備に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、職員の居住地により登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を計画しておく。

b 交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集に当たる。

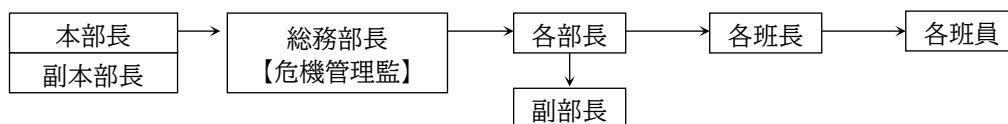
c 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。

(3) 動員系統

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、総務部長【危機管理監】は各部長に対し庁内放送及び電話等により状況に応じ第1号から第3号までの配備体制を指令するものとする。各部長は、直ちに副部長、各班長、各班長は、各班員に連絡し、指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査、その他応急措置を実施する体制を整備するものとする。

＜平常執務時伝達系統図＞



イ 休日又は退庁後の伝達系統及び方法

(ア) 当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部長【危機管理監】及び危機管理課長に連絡して指示をあおぐものとする。

a 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、また自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めたとき。

c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

3 職員の惨事ストレスへの対策

職員は救助・救急活動時に大きなストレスを感じる事が想定される。精神疾患などを患うことも考えられるため、定期的な休息、各種身体のケアを行う。

第3節 災害情報の収集・連絡

市、県その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で

連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとし、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、概括的な情報を報告することで足りるものとする。また、ソーシャルメディアをはじめ、幅広い情報の収集・連絡・共有を推進する。

1 被害報告等取扱責任者

市長は、災害情報の収集及び被害報告が迅速かつ適確に処理できるよう関係課ごとに被害報告取扱責任者1名と報告取扱者1名を置くものとする。ただし、住宅等一般被害報告については、本部が別に定める各地区の被害調査員によるものとする。

2 被害等の調査

被害状況の調査は、次に掲げる者が、関係機関及び団体の協力、応援を得て行うものとする。

調 査 事 項	調査機関	協力応援機関・団体
住 宅 等 一 般 被 害	市	区 長 会
医療防疫衛生水道施設関係被害	市	保健福祉事務所
農 業 関 係 被 害	市	区 長 会
林 業 関 係 被 害	市	森 林 組 合
商 工 業 関 係 被 害	市	商工会・区長会
土 木 施 設 被 害	市	土木事務所・区長会
教 育 関 係 施 設 被 害	市 (施設経営者)	
火 災 速 報	消防本部	
水 害 情 報	水防管理者	

3 市における災害情報の連絡

市における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

- ア 「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定により、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。
- イ この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

消防 庁	応急対策室(平日 9:30~18:15) 地域衛星通信ネットワーク	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537 衛星 048-500-90-49013、 FAX 048-500-90-49033
	夜間(宿直室)(上記以外) 地域衛星通信ネットワーク	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553 衛星 048-500-90-49101~49102、 FAX 048-500-90-49036

- ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

- エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

- オ 具体的な報告方法は次による。

なお、各様式については、資料15-1参照のこと。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

- ①第1報は、被害状況を確認し次第報告
- ②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告
- ③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

（ウ） 災害確定報告

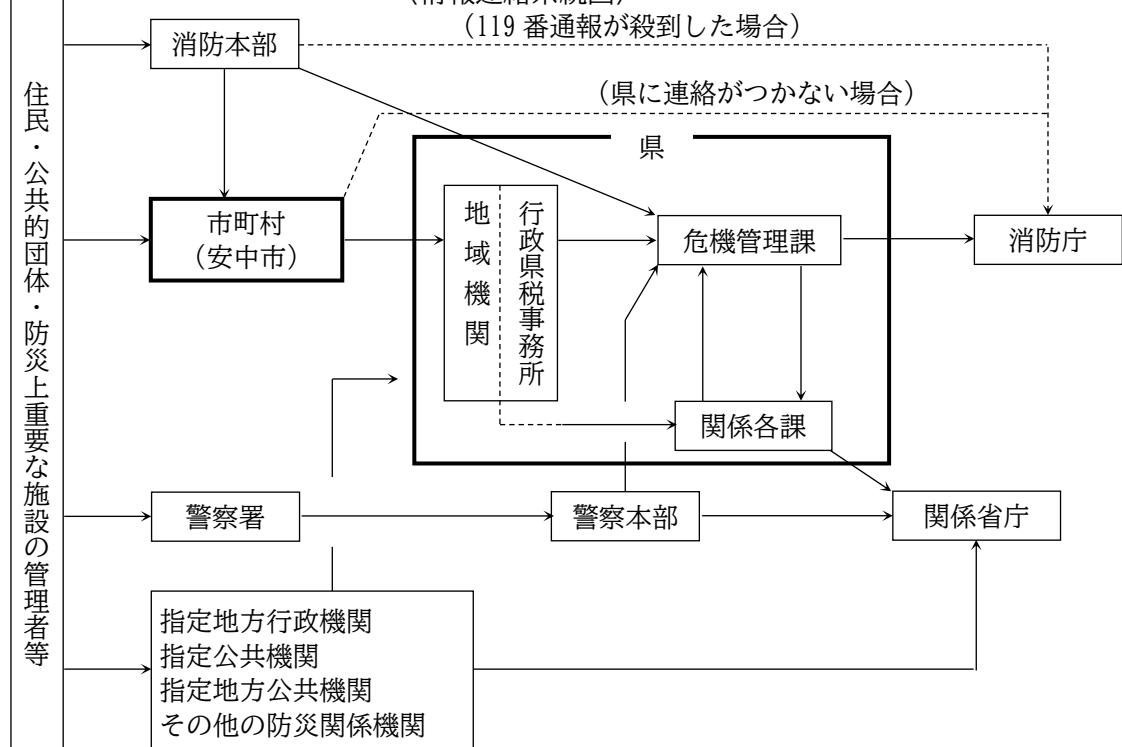
応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、砂防、がけ崩れ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

（2） 基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

〈情報連絡系統図〉



（3） 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

別表

被害の認定基準		
被害区分	認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいいます。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合30%以上40%未満のもの。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
	準半壊	住家の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のも（ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。）のうち、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	一部破損	全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
非住家被害	公共建物	庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準ずる。

被害区分		認定基準
その他の	学 校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設
	病 院	病院、医院、診療所等とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	が け 崩 れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50㎡を超えと思われるものは報告するものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
被害金額	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 業 被 害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
額	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
そ の 他		上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

第4節 広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられることが想定されるため、適切な対応を行える体制を整備する。ソーシャルメディアを始め、幅広い手法での広報活動を進める。

1 広報活動

(1) 基本方針

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の	市民の安否
名称・所在地・対象地区	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活
避難時の注意事項	必需品を扱う店舗の営業状況

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して市民への周知を図るものとするが、広報手段はおおむね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

屋外拡声装置、テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む）、有線放送、防災行政無線（戸別受信機）、IP通信網、ケーブルテレビ網、メール配信サービス、広報車両及び消防車両、航空機、インターネット、X（旧ツイッター）、LINEなどのソーシャルメディア、新聞、広報紙、チラシ、掲示版、携帯電話、自主防災組織を通じての連絡

(4) 情報提供機関の連携

市、県、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、日本語を解せない外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

市は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

(1) 窓口の設置

市は、必要に応じ、発災直後速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 通信手段の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

1 通信施設の確保・復旧

防災行政無線、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、避難施設との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他の市町村との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の市の通信連絡手段としては、市防災行政無線(資料5-1)を基幹的な通信系統とするほか、東日本電信電話(株)が一般加入電話(災害時優先電話、各種携帯電話及び緊急・非常電話を含む。)を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を進める。

(1) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信が混雑し、電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

(2) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、防災行政無線のほか、消防、警察、電力、アマチュア無線等の無線通信施設の利用を図る。

(3) 非常(無線)通信の利用方法

ア 非常通信の内容

災害に関係して緊急措置を要する内容とする。

(ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

(イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

(ウ) 気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関するもの。

イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

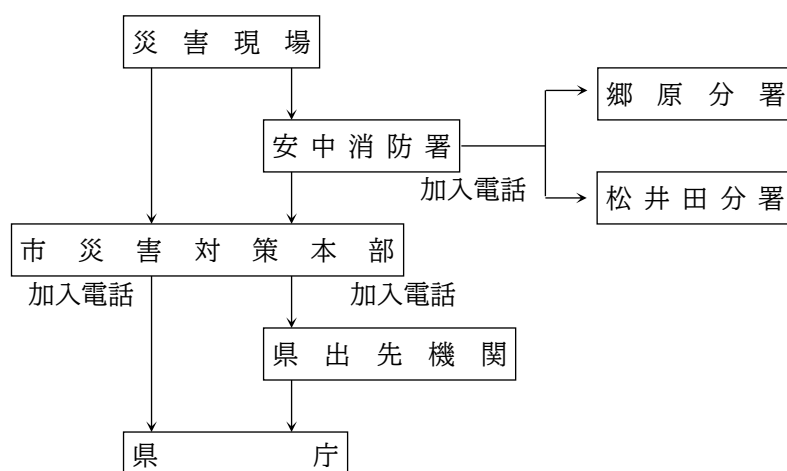
(ア) あて先の住所、氏名、電話番号

(イ) 連絡内容(200字以内)

3 被害報告等

被害報告等は次の通信による。

(1) 報告系統図



(2) 通信要領

被害報告等の通信は、災害応急対策を確実に実施する基盤となるものである。したがって、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、防災活動と相まって、速やかに被害状況を把握して報告するものとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

オ 災害に対してとられた措置

カ その他の必要事項

4 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

ア 市の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

ア 放送を求める理由

イ 放送内容

- ウ 放送範囲
 - エ 放送希望時間
 - オ その他必要な事項
- (3) 要請責任者
市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第6節 広域応援の要請

災害時において、市は指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ、円滑化を図る。

1 市が行う応援の要請

市は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。
応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他の市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は基本法第 67 条の規定により、市長が他の市町村の長に対し応援を求める。

(2) 県に対する応援の要請

基本法第 68 条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市長が知事に対し応援を求める。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

(4) 本市が締結している応援協定等については、第6編資料編2のとおりである。

2 市が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

(1) 要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

ア 国の機関に対する職員派遣の要請

基本法第 29 条の規定により、市長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

イ 県に対する職員派遣のあっせんの要請

基本法第 30 条の規定により、市長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

ウ 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の規定により、市長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を記載した文書をもって関係地方行政機関の長、又は他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣要請を行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種及び職種別人員

ウ 派遣を要請する期間

- エ 派遣された職員の給与、勤務条件
- オ その他、職員の派遣要請について必要なこと。

(3) 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定地方行政機関の職員及び、他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員
- ウ 派遣のあっせんを求める期間
- エ 派遣された職員の給与、勤務条件
- オ その他、職員の派遣あっせんについて必要なこと。

3 防災ヘリコプターの応援の要請

市長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めたときは、次の事項を明示して知事(消防保安課)をとおして防災ヘリコプターの応援要請を行うことが出来る。

- (1) 支援の種別
- (2) 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

4 相互応援協定の促進

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

5 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。
- (3) 市は、受援に関する計画等を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、応援職員等の執務スペースや応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

6 広域的な応援体制

- (1) 市は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 市は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (3) 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理

等を徹底するものとする。

第7節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 自衛隊の災害派遣要請に係る市長の措置

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、基本法第68条の2第1項の規定により、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事(危機管理課)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、様式(資料15-2)に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 市長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第68条の2第2項の規定により、その旨及び市域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。

なお、要請文書の送付先(緊急を要する場合の口頭による要請先)は、次表のとおりである。

送 付 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第12旅団 司令部第三部防護班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287・2208(夜間) 防災行政無線 71-3242

- (5) 市長は、前項の通知をしたときは、基本法第68条の2第3項の規定により、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により、当該要請を待たないで部隊等を派遣(以下「自主派遣」という。)するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
 - ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
 - エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合
 - オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。
- (4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

5 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができ

る。

(1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。

オ その他手続きについては、基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

7 派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

8 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、市が負担するものとする。

ア 宿泊施設の借上料

イ 宿泊施設の汚物処理費用

ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

9 派遣部隊の受入れ

市は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行

う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。

また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

項 目	内 容
作業計画の作成	①作業箇所及び作業内容 ②作業の優先順位 ③作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	①本部から連絡員を派遣する。 ②自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所に設置する。
集結地候補地 (ヘリコプター離発着場)	ひさよし緑地公園、西毛総合運動公園陸上競技場、市立第二中学校、市立安中小学校、細野スポーツ広場、五料運動場、松井田文化会館いこいの広場

(参考)災害派遣実施の可否の判断 3 原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第8節 消防計画

火災時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、自主防災組織及び地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織及び消防力の整備状況

消防組織は、高崎市等広域消防局安中消防署(郷原分署、松井田分署を含む。)及び安中市消防団により構成されており、その整備状況は資料6-1のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の活動及び育成強化

ア 消防団の活動

それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

イ 消防団の育成強化の必要性

消防団は、消防署と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。近年の消防団は、団員対象者の減少による定数確保に苦慮しながらも、地域防災のため訓練に励み邁進している。

高齢化等の問題を抱えているが、その育成強化を図ることが必要となっている。

ウ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への加入促進

消防団の団員が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への加入を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 市民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

消防局・署は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及推進・出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 火災防御

(1) 危険区域及び特殊建築物火災防御計画

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域、消火が困難で大火災になる可能性が高い大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに消防活動計画を樹立する。それぞれ、安中市消防隊等を中心として、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動・警戒活動の万全を期す。

(2) 異常気象時火災防御計画

異常気象時においては、安中市消防隊火災出場指定表により出場態勢をとるとともに火災警報発令時に準じた広報、宣伝を行い、必要に応じて次の措置をとるものとする。

ア 非番員及び消防団員の招集

イ 機械器具の点検整備

ウ 消防団員による巡視警戒班の編成

(3) 危険物火災防御計画

危険物関係物品は、引火性又は発火性を有し、時には爆発を誘発する危険が大きいために、これら危険物製造所等には、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については、法令(消防法、危険物政令、省令)に定める保安基準を厳に履行し火災予防の万全を図るとともに、非常災害に対応できる体制を確立する。

具体的な計画については、第5編第4節「危険物等災害対策」による。

(4) 飛火警戒

消防署、消防分署及び消防団の火災現場の出場計画である「安中市消防隊火災出場指定表」に基づく第3出場の一部をもって飛火警戒隊を編成する。

ア 飛火警戒の要領

(ア) 風下方面の高所等を利用し、飛火の早期発見に努めるとともに、飛火の消火を行う。

(イ) 風下の大規模木造建築物、危険物警戒取扱所等及び大量可燃物集積所で市民の飛火に対する消火困難なものに対しては、あらかじめ警戒を行う。

(ウ) 市民の軽率な現場放棄は厳に戒め、飛火の警戒、鎮火に積極的協力をうながす。

(エ) 飛散する火の粉に対し、必要があれば予備注水を断行する。

イ 飛火警戒区域設定

(ア) 第1警戒区域

火点から300m以内の最も飛火の多い区域に、消防団を重点的に配置して警戒陣を敷く。

(イ) 第2警戒区域

火点から300m以上、600m以内の区域で、第1警戒区域に準じた警戒体制を行う。

(ウ) 第3警戒区域

火点から1km以内の区域で、飛来する火の粉は、市民をもって消火に当たらせる。

(5) 火災拡大後の措置

消防隊の現場指揮統率のため、早期に現場本部及び必要により飛火警戒本部を設置し、消防力の集中的投入を行い、被害の軽減を図り、現場本部に無線車及び伝令を配置する。火勢の拡大により安中市消防隊では防圧困難な時は、隣接市町に応援を求めるとともに、各隊の防御担当部署及び現場の地物、水利の状況を考察し、各隊の移動集結を行い、防御線の確立を図ると共に、現場本部は次の措置を講ずる。

ア 災害通信計画に基づく関係機関への連絡

イ 後続応援隊の誘導

ウ 防御担当面の指示

エ 飛火警戒体制の確立

オ 市民に対する避難誘導

カ 必要に応じた破壊消防

(6) 整備拡充

現有勢力の整備点検に万全を期すると共に、消防力の拡充強化に努め、消防の機械化、化学化を行い、有事即応の体制の確立を図る。

(7) 気象予警報の伝達

前橋地方気象台から発表する各種気象予警報は、気象予警報伝達計画の定めるところにより、消防局通信指令課より安中消防署が受信し、総務部危機管理課を通じ災害対策本部、関係機関及び一般市民に伝達して周知徹底を図る。

(8) 火災警報

通信指令課の観測に基づき、気象状況が悪化し、火災予防上危険であると認められるときは、市長は、火災警報を発令し、一定区域内における火の使用の制限を行って、火災予防に万全を期するものとする。

ア 火災警報発令時における遵守事項

(ア) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(イ) 煙火を消費しないこと。

(ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

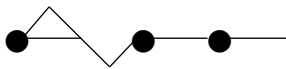
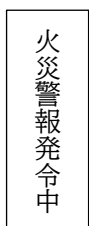
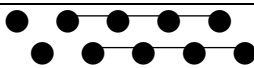
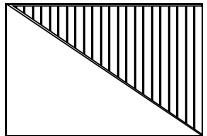
(エ) 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

(オ) 残火(煙草の吸殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。

(カ) 屋内において裸火を使用する時は窓出入口等を閉じて行うこと。

イ 火災警報信号

消防法施行規則別表1の2に定めるところにより市民に周知徹底を図る。

信号別	種 別	方 法	そ の 他
火災信号	余いん防止付サイレン	約5秒 	
	打鐘	約6秒 (3点) 	
火災警報信号	発令 余いん防止付サイレン	約30秒  約6秒	掲示板 
	打鐘	 (1点と4点の斑打)	赤字に白字形状及び大きさは、適宜とする。 吹流し 旗  赤 白
	解除	掲示板の撤去及び吹流しの降下	

ウ 安中消防署(分署)のとり措置

(ア) 火災警報の発令に伴い非番員の招集を行い、別に定める特別警戒体制により出場体制の万全を期し、関係機関への通報を行う。

(イ) 広報車をもって管内全域の広報宣伝及び予防警戒を行う。

エ 消防団のとり措置

火災警報の発令に伴い団員の招集を行い、機械器具の点検整備を行うと共に、各分団ごとに巡視警戒班を編成し、管内の水利の点検及び警戒に当たる。

4 招集及び出場計画

火災が発生したときは、消防署長は、勤務時間外の職員(以下「非番員」という。)及び団員を招集し、出場せしめ、その被害の軽減に努める。

(1) 招集の方法

非番の招集

ア 非番員は、火災等の発生を認知したときは的確なる判断により、消防署又は現場に参集し、自己の所属する係前任者の指揮下に入るものとする。

イ 非番員の一部を招集するときは電話、全部を招集するときは電話あるいは署の大サイレンを吹鳴する。

ウ 団員の招集

電話、サイレンの吹鳴等により招集する。

(2) 出場計画

消防署、消防分署及び消防団の火災現場は、「安中市消防隊火災出場指定表」による。

ア 第1出場

火災を覚知したとき。

イ 第2出場

所轄署の先着隊の指揮者が、火災の規模、その他諸条件を判断し、消防隊の増強が必要と認めたとき。

ウ 第3出場

安中消防署長が命令するもので、第2出場の消防隊のみで対処できず、さらに消防隊の増強が必要と認められるとき。

エ 特命出場

安中消防署長が命令するもので、火災が拡大し、人的物的被害が著しく大火災に進展すると認められるとき。

オ 応援出場

電話等により管外の火災を認識した場合、又は応援出場の要請があったときは、その火災の状況により消防署長又は消防団長の指示を受け出場区分に従って出場させるものとする。なお、本市消防力では鎮火困難なる大火災発生を予測し、あらかじめ隣接市町と相互応援協定を締結しこれらに対処する。

5 応援要請

(1) 県防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、県防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。なお、次の事項を明示して知事(消防保安課)をとおして応援要請を行うことができる。

ア 支援の種別

イ 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

カ その他の必要事項

(2) 県への報告及び応援

市に応援対象火災が発生したときは、消防相互応援協定市に応援要請後、直ちに高崎行政県税事務所を経由して県に火災の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

第9節 水防計画

水防計画については、水防法第33条に基づき、「安中市水防計画」を別に定めるところによるものとする。ただし、基本法に基づく災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間統合され、その業務を処理するものとする。

(別冊)安中市水防計画

第10節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

1 浸水被害の拡大の防止

(1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

2 土砂災害の拡大の防止

- (1) 市及び土砂災害防止事業実施機関は、発災後の降雨等による土砂災害の発生・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。

3 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

4 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 市は、積雪に伴う家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を奨励するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

- (4) 雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

5 被災宅地の二次災害対策

市は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

6 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物・火薬・高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。
また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 市は、危険物、有害物質の漏洩及び石綿の飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

7 空家の二次災害対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第11節 避難活動計画

風水害発生時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、的確な避難収容対策を実施する。
その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 市は、住民に対する避難指示等の発令にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 市長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- カ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ク 市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて指定行政機関、指定地方行政機関、県又は気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

表1

	発 令 者	措 置	発令する場合
緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示、立退き先の指示及び緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示、緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官 (基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
高齢者等避難	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
	市長	難行動要支援者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。

表2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)

(3) 伝達方法

避難指示等は、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、市ホームページ、X(旧ツイッター)、LINE、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、避難指示等を発令したときは、その内容を速やかに県(高崎行政県税事務所を経由して危機管理課又は直接危機管理課)、安中警察署、安中消防署等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 具体的な発令基準

市長は、基本法第60条や市防災計画に基づき上記の避難指示等を発令するが、その際の具体的な基準は次のとおりとする。

なお、判断に当たっては、以下の点に留意し、災害が予想される現場からの巡視報告や今後の気象予報等を考慮したうえで、また、避難経路等の状況から妥当性を検討し、総合的に判断するものとする。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した前橋地方气象台、河川管理者等と相互に情報交換を行うものとする。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、現地の状態、近隣で災害が発生していないか等広域的な状況把握に努めるものとする。
- (3) 住民からの報告や職員等による巡視報告等、必ずしも数値化できないものも考慮するものとする。
- (4) 次の基準はあくまでも目安であり、実際の発令にあたっては現況に応じた臨機応変な対応が必要とされる。

[水害時]

ア 水位周知河川（碓氷川）

情報分類	判断の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当する場合 1：碓氷川の板鼻水位観測所の水位が避難判断水位である2.1mに達した場合 2：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準に到達する場合） 3：堤防からの漏水・浸食等が発見された場合。 4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1～6のいずれかに該当する場合 1：碓氷川の板鼻水位観測所の水位が氾濫危険水位である3.32mに達した場合 2：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：河川管理施設等の異常を確認した場合 6：関係機関から災害に関する情報があった場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲 で発令	1～4のいずれかに該当する場合 （災害が切迫） 1：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 2：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認） 4：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	1：碓氷川板鼻水位観測所において、氾濫危険水位を下回り、上流域での降雨がほとんど見られない場合 2：河川からの氾濫のおそれなくなった場合

イ その他河川

情報分類	判断の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当し、総合的に危険な状態と判断する場合 1：その他河川に水位観測所（危機管理型水位計を含む。以下同じ）が設置されている場合、水位が避難判断水位または観測開始水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 2：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合で、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準に到達する場合） 3：堤防からの軽微な漏水・浸食等が発見された場合。

	4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1～6のいずれかに該当し、総合的に危険な状態と判断する場合 1：その他河川に水位観測所が設置されている場合、水位が氾濫危険水位または危険水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 2：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合で、かつ、引き続き水位上昇のおそれがある場合（流域雨量指数が実況または予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） 3：異常な漏水・浸食等が発見された場合 4：河川管理施設等の異常を確認した場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：関係機関から災害に関する情報があった場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲 で発令	1～5のいずれかに該当し、総合的に危険な状態と判断する場合（災害が切迫） 1：その他河川に水位観測所が設置されている場合、水位が氾濫発生水位に到達した場合 2：浸水キキクルまたは洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（災害発生を確認） 5：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんど見られず、今後の気象情報等から水位が再上昇するおそれがなくなった場合

〔土砂災害時〕

情報分類	判断の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～4のいずれかに該当する場合 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合 2：数時間後に碓氷バイパスの事前通行規制が実施されることが予想される場合 3：夜間に警戒レベル3高齢者等避難が発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：近隣で下記のような前兆現象が発見された場合 ・ 沢や井戸の水の濁り ・ 流水の異常な濁り ・ 流木発生 ・ 湧水の枯渇、湧水量の増加 ・ 小石がばらばら落ちる ・ 異様なにおい（土臭い、物の焼けるようなにおいなど）等
【警戒レベル4】 避難指示	1～7のいずれかに該当する場合 1：土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるなど避難を要すると判断される場合

	2：大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルで「危険（紫）」が出現した場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 6：関係機関から災害に関する情報があり、避難を要すると判断された場合 7：近隣で下記のような前兆現象が発見された場合。 ・土砂が流失 ・亀裂、段差の発生、拡大 ・樹木の傾き ・根の切れる音がする ・溪流内で転石がある ・新たな湧水の発生 ・池や沼の水かさの急変 ・構造物、斜面のはらみだしや亀裂の発生等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ※可能な範囲 で発令	1～3のいずれかに該当する場合 （災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。 2：土砂キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害が発生したことを把握した場合
避難情報の解除	1：土砂災害警戒情報が解除された場合 2：土砂キキクルや気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれない場合

なお、避難指示等を発令する地域については、水害については、河川の増水により、床上浸水が想定される区域を基準とし浸水キキクル・洪水キキクルを参考に、土砂災害については、土砂災害等の危険箇所の周辺や土砂災害警戒区域の範囲内を基準として、被害拡大予想等を考慮しつつ土砂キキクルを参照として、総合的に判断するものとする。

3 避難誘導

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所及び指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所及び指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、市、消防機関及び警察機関は、相互に連携し、次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。ただし、屋外での移動が危険な場合は、屋内の上階に避難(垂直避難)するなど、屋内での退避等の安全確保措置を指示する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 災害による危険が迫っており、指定避難所まで避難する猶予がない場合には、指定緊急避難場所への避難誘導を行う。
- (4) 常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

4 避難行動要支援者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を

得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

5 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定により当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、基本法第63条第3項の規定により当該職権を行うものとする。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(高崎行政県税事務所を経由して危機管理課又は直接、危機管理課)、安中警察署、安中消防署等に連絡するものとする。

6 避難所の開設

(1) 市は、指定避難所(資料7-1)の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、指定避難所を開設する。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 市は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、避難行動要支援者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

(4) 市は、指定避難所の開設を決定したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(高崎行政県税事務所を経由して危機管理課又は直接危機管理課)、安中警察署及び安中消防署等に連絡するものとする。

災害救助法が適用の場合は、その状況を次により知事に報告する。

ア 開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(5) 市は、指定避難所の開設を決定したときは、当該指定避難所に常駐する避難所開設責任者を配置し、「安中市避難所開設・運営マニュアル」により指定避難所の管理を行うものとする。なお、避難所開設責任者の被災・不在等により避難所の開設が困難な場合には、避難所の開設運営等の支援を行う「地区別災害時対応職員」の中から開設責任者の代理者を選出し、避難所に配置するものとする。

(6) 市は、指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者(以下「在宅避難者等」という。)の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

- (7) 市は、指定避難所を開設したときは、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するため、安中市地図情報公開システムの危機管理マップを活用する。

7 避難所の運営

- (1) 指定避難所の運営は、原則として行政区や自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行い、避難所開設責任者は、避難所自治組織の確立やボランティア等との調整を行う。なお、人員不足等により避難所の運営が困難な場合には、「地区別災害時対応職員」の中から応援者を選出し、避難所に配置するものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

8 広域避難者の受入れ

市においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

(1) 収容可能な避難施設情報の把握

市は、指定避難所（資料7-1）の中から、収容可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

(2) 広域避難者受入総合窓口の設置

ア 市は、市内の指定避難所間の連絡調整や広域避難者の指定避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。

イ 市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

ウ 市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

(3) 広域避難者の受入れ

ア 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、市町村へ通知する。

イ 市は、指定避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

ウ 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配する。

(4) 指定避難所の運営

市は、指定避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

(5) 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

9 広域的避難収容

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難収容が市内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域的避難収容が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき市民の広域的避難収容を行う場合は本規定は適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村等へ住民の広域的避難収容に係る協議を行う段階等において、県(危機管理課)へ広域的避難収容に係る情報を適宜報告するものとする。

(1) 県内の他市町村への広域的避難等

- ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- イ 市は、アにより協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- ウ アの協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という)は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設(以下「公共施設等」という)を提供するものとする。
- エ アの協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村(以下本項目において「協議元市町村」という)に対し、通知するものとする。
- オ 市は、エの通知を受けた場合、速やかにその内容を公示し、県(危機管理課)に報告するものとする。
- カ 市は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

(2) 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- イ 市は、県(危機管理課)から協議先都道府県からの通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- ウ 市は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

10 避難者に対する情報の提供

市は、市民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

11 感染症への対応

- (1) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

12 良好な生活環境の確保

- (1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。
 - ア 収容する避難者の人数は当該指定避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
 - イ 指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

- ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。
- エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
- オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
- カ 水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。
- キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。
- ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
- ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- コ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。
- (3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。
- (4) 要配慮者への配慮
市は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。
また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

13 男女のニーズの違い等への配慮

市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DV等の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- ア 避難所開設責任者に女性を配置する。
- イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ウ 指定避難所内に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室やトイレ等のスペースを確保する。
- エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- キ 女性用と男性用、男女兼用のトイレを離れた場所に設置する
- ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

14 家庭動物への配慮

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

15 在宅避難者等への配慮

市は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の避難行動要支援者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

16 車中泊避難者への配慮

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

17 指定避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

18 避難所における動物愛護の実施

県、獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して、動物管理センター内に設置する動物救護本部に対し、市は、避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。

第12節 救助・救急活動

大規模災害時における救助・救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

1 市による救助・救急活動

市は安中消防署、安中警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第6節「広域応援の要請」及び第7節「自衛隊への災害派遣要請」により行い、市民の安全確保を図る。

2 市民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

(1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、市民、自主防災組織及び事業所(企業)は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。

(2) 市民、自主防災組織及び事業所(企業)は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、市町村役場、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (4) 市民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

3 消防機関及び警察機関等による救助・救急活動

消防機関及び警察機関等は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機類等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等により他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう知事(「緊急消防援助隊」については消防保安課、それ以外は危機管理課)に求める。
- (7) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定により、警察庁又は他の都道府県警察に対し「広域緊急援助隊」の派遣を要求する。
- (8) 災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申し出があったときは、積極的に受け入れる。
- (9) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMATの派遣を要請するよう、知事に求める。

4 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

5 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県(危機管理課)、市及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

6 安否不明者の絞り込み

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

7 携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者(携帯電話)に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

8 被災地域外の市の役割

市が被災地域に含まれなかった場合、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

9 関係機関の連携

- (1) 市は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

10 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力により確保するものとする。

11 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

12 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 医療活動

災害のため、被災地の市民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。なお、医療機関の役割としての事業継続の観点から、マニュアル及び避難体制の整備には特に留意する。

1 市内の医療機関による医療活動

市内の公的医療機関及び民間医療機関(資料8-1)は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対する治療の実施
 - ア 傷病者の治療に当たっては、トリアージ(傷病者の重症度や治療の緊急度に応じて治療優先順位を決定すること)を行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。
 - イ 軽傷病者については応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。
- (2) 医療の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院への収容
 - オ 看護
 - カ 助産
 - (ア) 分べん介助
 - (イ) 分べん前及び分べん後の処置

- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
 - (3) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
 - (4) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
 - (5) 転送先の検討に当たっては、群馬県広域災害・救急医療情報システムを活用する。
 - (6) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- 2 救護所の設置及び救護班の派遣
- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地の適切な場所に救護所を設置する。
 - (2) 救護班の編成
 - ア 救護班の編成は、負傷者又は病者の多少によりその都度市長が定める。
 - イ 救護班は、おおむね医師、看護師その他をもって編成する。
 - (3) 救護班の任務

当該地区における負傷者又は病者の救護については、患者収容所その他の場所における応急処置及び最寄りの医療機関までの移送を援助する。
 - (4) 市は、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- 3 被災地域外での医療活動
- 被災地域内の市又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう県に求める。
- 4 医薬品等の調達・確保
- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。
 - (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町の長に対し、調達あっせんを要請する。
 - (3) 市は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請するものとする。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するために、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災

災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 食料の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している食料(資料10-1)を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他の市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (3) 災害救助法適用の場合の供給経路
市は、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号食料局長通知)」に基づき、県を通じて、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。
- (4) 供給基準
1人当たりの供給量は次のとおりとし、乾パン、乾うどん及び麦製品等の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは小麦粉の重量で計算する。

炊出し用として給食する場合	1人1食当たり精米 200g
通常の供給機関を通じないで供給する場合	1人1食当たり精米 400g
救助作業用として給食する場合	1人1食当たり精米 300g

ア 供給方法

(ア) 指定避難所に避難した者

市長は、調達した食料を、あらかじめ指定避難所ごとに組織された組又は班の責任者を通じて供給する。

(イ) 被災者に対するもの

市長は、調達した食料を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行う。

(ウ) その他被災対策要員等に対するもの

(ア)(イ)に準じて行う。

イ 炊出し場所

指定炊出し場所で行う。

指定炊出し場所は、市内の学校給食施設(学校給食センターを含む。)等を使用する。

ウ 炊出し方法

区長、女性団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力を得て行う。

エ 炊出し期間

災害救助法による被災者の炊出しは、特別の場合を除いて7日以内とされているので、8日以降は自力で炊事できるように物資の配分その他について配慮するものとする。

(5) 食料の備蓄

ア 市は、災害発生時の被害想定、市民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は他の公共団体等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。

イ 市民は自らの生命は自ら守るとの基本的精神のもとに、最低3日間、推奨1週間分の非常食料を家庭内備蓄するよう励行する。

ウ 備蓄品目は、妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める〔アレルギー対応の食料(原材料において特定のアレルギー物質不使用)、粉ミルクやお粥等〕。

3 飲料水の供給

(1) 実施主体

飲料水の供給は、市が行うものとする。

(2) 給水能力

本市における給水可能施設及び給水能力等については、資料10-2のとおりである。

(3) 給水方法

給水を必要とするときは至近の水道施設及び、給水車等により給水する。

(4) 給水量

1人1日当たりの所要給水量は、3ℓ程度とする。

(5) 水道施設等の応急復旧

水道施設等の応急復旧は、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

ア 風水害等の場合

風水害等により災害の発生が予想されるときは要員を待機させるとともに器具資材を整備しておき、災害が発生したときは直ちに出勤させ、施設の損壊及び漏水箇所等を速やかに復旧するものとする。

イ 落雷による場合

落雷により浄水場等の送配電線に被害を受けた場合は、東京電力パワーグリッド(株)高崎支社に、電気設備に被害を受けた場合は、契約設備業者等に連絡し復旧する。

ウ 火災の場合の被害は、主として各家庭の給水栓等が被害を受けるので、作業員を出勤させ、漏水を防止するとともに、速やかに復旧するものとする。

エ 地震による場合

地震により水道施設が破損した場合は、応急的に断水区域を最小限度にとどめるための操作を行い、要員を非常招集して復旧する。

(6) 飲料水の調達

風水害及び地震等により、甚大なる被害を受け、水道施設等の復旧に相当な期日が必要と認められるときは、他市町又は自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

ア 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。

イ 市は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

(ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

(イ) 製造・販売業者からの購入

(ウ) 他の市町村に対する応援要請

(エ) 県に対する応援要請

4 生活必需品等の調達

災害発生後、被災者の生活の維持のため必要な燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。特に、女性、乳幼児に配慮した備品(生理用品、紙おむつ等)には十分な確保に努めるものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(1) 市は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

(ア) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

(イ) 製造・販売業者からの購入

(ウ) 他の市町村に対する応援の要請

(エ) 県に対する応援要請

(オ) 義援物資の募集

(2) 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与を受ける者

(ア) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積により一時的に居住することができない状態となったものを含む)した者

- (イ) 被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財をそう失した者
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- イ 給与又は貸与する品目の範囲(現物をもって行う。)
- (ア) 被服、寝具及び身のまわり品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用品
- (エ) 光熱材料
- (3) 災害救助法が適用されない場合
災害救助法を適用するにいたらない小災害の場合、特に必要があると認めるときは市長が実施する。
- (4) 物資の確保
物資の確保については、世帯構成員別被害状況に基づき物資購入配分計画表を作成し、福祉班が速やかに関係業者(団体)と協議し確保するものとする。
- (5) 物資の配分方法
物資の配分については、区長、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力により行う。
- (6) 給与又は貸与のための費用の基準(物資等の換算額)
給与又は貸与のための費用の基準は群馬県災害救助法施行細則(昭和35年群馬県規則第26号)別表第2(資料14-1)による額とする。
- (7) 物資の整理保管
物資の配給に当たっては、物資受払簿により整理保管するものとする。

5 物資の配給

市は、市が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行う。なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊出しについては、自主防災組織、女性団体、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないよう、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

第15節 交通の確保

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通支障箇所の把握及び通報連絡

- (1) 市長は、災害時にその管理に属する道路、橋梁等の被害状況及び支障箇所を速やかに把握し、これらの応急措置を行い、迂回路がある場合は、代替道路としての利用を図り、支障箇所については安中土木事務所及び関係機関に通報する。
- (2) 県道、国道等の支障箇所について安中土木事務所、警察署から連絡があった場合には、市長は、災害対策の関係機関に通報する。
- (3) 高速道路の支障箇所について、東日本高速道路(株)から連絡があった場合には、市長は必要な情報を報告する。

2 災害時における通行の規制

(1) 道路法による規制(同法第46条第1項)

道路管理者は、災害時において道路施設の破損等から施設保全又は交通の危険を防止する等のため必要があると認めるときは、通行を規制するものとする。

(2) 道路交通法による規制(同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項)

県公安委員会は、道路における危険を防止しその他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは区間を定めて歩行者又は車両等の交通を禁止し、又は制限するものとする。この場合期間の短いものは警察署が行うことがある。

また、警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3) 基本法による規制(同法第76条)

県公安委員会は、災害応急対策を実施するに必要な人員及び物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を規制し規制の内容を道路管理者に通知するとともに地域住民に周知するものとする。

(4) 交通指導員による交通整理

市長は警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保、緊急時の交通整理を行わせることができる。

3 規制の実施

(1) 規制の実施は、関係道路管理者や警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意する。

区分	実 施 者	範 囲
道路 管 理 者	国(高崎河川国道事務所)	一般国道のうち直轄指定区間
	東日本高速道路(株)	上信越自動車道市内通行地域
	県(安中土木事務所)	上記以外の一般国道及び県道
	市	上記以外の道路
警 察 機 関 等	公安委員会	規制区域が2警察署以上 期間が1か月以上
	安中警察署長	管轄区域内 期間が1か月以内
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にはいない場合)

(2) 市は、市道にあっては速やかに必要な範囲の規制をし、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあってはその路線管理機関又は警察機関に通報する。また、次の事項を明示した標識等を設置する。

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ う回道路、幅員、橋梁の状況等

(3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等を命ずるものとする。なお、運転者がいない場合等には、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

この場合において、道路管理者は、やむを得ない必要があるときには、他人の土地の一部を使用できるほか、竹木等障害物の処分を行える。

4 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（除雪を含む。）に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (5) 市は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、市長が管理する道路において、市長に代わって国が道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、市長に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

5 輸送拠点の確保

- (1) 市は市物資集積拠点を開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

第16節 緊急輸送

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送対象の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行

- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

市は、関連機関と連携し、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

市は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げるものとするが、その確保は次の順序による。

- ア 市及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 営業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

(3) 鉄道の確保

市は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(4) ヘリコプターの確保

市は、緊急輸送としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、自衛隊機の派遣等ヘリコプターの運航を要請する。

4 調達方法

- (1) 各課は、災害輸送のため自動車を使用するときは、次の輸送条件を明示して財政課へ配車請求するものとする。財政課においては、自動車等の調達については、原則として市所有の自動車により、不足するときは、他の車両による。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送量及び台数
- ウ その他必要事項

- (2) 自衛隊所有車両等により、輸送するときは、危機管理課が担当する。

- (3) 民間所有自動車等の借上げについては、迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ財政課は計画を立てておくものとする。

5 費用の基準及び支払い

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、通常の料金による。
- (2) 自家用車等の借上げについては、借上げ謝金として、輸送業者に支払う料金の範囲内で市が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料費程度の費用とする。

6 災害救助法による輸送の基準

災害時の輸送のうち災害救助法に基づいて支出し得る輸送費の範囲は、次に掲げる場合の輸送とする。

- (1) 被災者の避難のため
- (2) 医療及び助産のため
- (3) 被災者救出のため
- (4) 飲料水供給のため
- (5) 救助用物資の輸送のため
- (6) 死体の搜索及び処理のため

7 輸送上の注意事項

災害時の輸送に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 自動車等の借上げに当たっては、被災地に近い地域で確保すること。
- (2) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。
- (3) 自動車の確保に当たっては、運転者を含め借上げ(雇上げ)するようにすること。

8 緊急通行車両の事前確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課)又は県公安委員会警察本部、警察署は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。

(3) 事前交付の周知及び普及

県公安委員会(警察本部、警察署)及び県(危機管理課)は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア 申出者 当該車両の使用者

イ 申出書の様式 (資料15-3 様式1)

ウ 申出書の添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

(イ) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

(ウ) 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

エ 受付窓口 県…総務部危機管理課

公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

オ 交付物件

(ア) 緊急通行車両確認証明書 (資料15-3 様式2)

(イ) 標章 (資料15-3 様式3)

カ 確認処理簿 資料15-3 様式4の例による。

なお、交付したものの記載事項に変更が生じた場合の届出書、再交付が生じた場合における申出書はそれぞれ資料15-3 様式5、様式6のとおりである。

第17節 応急仮設住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるものとする。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画の定める指定避難所の開設及び収容によるものとする。

1 応急仮設住宅の設置

災害のため住家が全壊、全焼又は流失したときは、被害者ができるだけ自力で住宅を確保できるように適切な指導を行うとともに、自らの資力をもっては住宅を確保することができない者を収容するための応急の仮設住宅を設置する。

- (1) 応急仮設住宅の建設予定地は、公園、緑地及び広場等できる限り集团的に建設できる場所を選定する。
- (2) 応急仮設住宅の工事は、建設業者に請負わせ、災害発生の日から遅くとも20日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。
- (3) 建築に要する資材等は建設業者において確保するものとし、建設業者において確保できない場合は、前橋営林署から資材を受け確保するものとする。
- (4) 災害救助法適用の場合は、災害の規模等により県が設置するものとする。
設置規模及び設置費については、群馬県災害救助法施行細則別表第2(資料14-1)参照。
- (5) 入居基準
 応急仮設住宅は、住家が全壊(焼)又は流失したもので、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、簡易な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ることを目的とするものである。入居基準は次のとおりである。
 ア 住居が全壊、全焼又は流失したもの
 イ 居住する住家がないもの
 ウ 自らの資力では住宅を建築することができないもの
 (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 (イ) 特定の資産のない失業者
 (ウ) 特定の資産のない未亡人・母子世帯
 (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障害者
 (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
 (カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等
- (6) 入居者の決定
 選考に当たっては、区長等の意見を参考に、り災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定し、抽せん等の方法によって決定することのないように注意するものとする。
 なお、必要に応じ適宜補欠も選定しておくものとする。

2 応急仮設住宅の提供

- (1) 市または県は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 市または県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

3 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

市は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

4 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を

反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

5 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害のため住宅が被害を受け、それを応急的に修理する以外に居住の方法のない者を保護することが目的である。

- (1) 応急修理は居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分を対象とする。
- (2) 住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県が実施して、災害発生の日から1か月以内に完成する。
- (3) 応急修理に要する資材等については応急仮設住宅に準じて措置する。
- (4) 応急修理の費用は群馬県災害救助法施行細則別表第2(資料14-1)による額とする。
- (5) 応急修理を受ける者の基準

被災住家に対し、居住のため最少限度の部分を、応急的に補修し、居住の安定を図るものである。すなわち、災害によって住家が半壊(半焼)し、そのまま住むことができないが、その破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う

資力のない者に対し、必要最少限度の補修を行い、被災者を保護しようとするものである。

ア 災害によって住家が半壊(半焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

- (ア) 応急修理の対象は住家であること。
- (イ) 住家が半壊(半焼)したものであること。
- (ウ) 災害に起因するものであること。
- (エ) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 自らの資力をもっては、応急修理ができない者であること。
 - (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障害者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者
 - (カ) (ア)～(オ)に準ずる経済的弱者等

6 賃貸住宅のあっせん

市は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

第18節 保健衛生、防疫及び清掃活動

1 保健衛生活動

被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また被災地及び指定避難所等に保健師を派遣し、被災者の健康状態を十分把握し、健康管理のための保健活動や福祉的な支援を行う。さらに必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

(1) 被災者の健康状態の把握等

ア 市は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に保健師、精神

科医師又は精神カウンセラーを派遣する巡回健康相談等を実施する。

イ 市は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県に応援を要請する。

ウ 健康相談等の実施に当たっては、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所の開設、ホームヘルパー等介助員の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施する。

エ 高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

オ 市は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

(2) 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

2 清掃活動

市は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(1) 清掃班の編成

市は、被災地の清掃活動のため、清掃班を編成するものとする。

ア し尿

1班は運搬車2台、運搬車1台当たり2～3人とし、運搬車及び運転手については、市内許可業者の応援を受ける。

イ ごみ

1班は運搬車2～3台、運搬車1台当たり作業員2～3人とし、運転手については、市内委託業者の応援を受ける。

(2) し尿の適正処理

ア 市は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

イ 市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

ウ 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

エ 市は、市域内でし尿を処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

(3) 生活ごみの適正処理

ア 市は、ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。

イ 市は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

ウ 市は、市域内で生活ごみを処理しきれない場合は、県に応援を要請する。

エ 市は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

(4) 処理施設

本市におけるし尿及びごみの処理施設は資料11-1・11-2のとおりである。

(5) 死亡獣畜等対策

市は、死亡した獣畜の処理に当たっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後埋却し、処理の場所について届け出る。

3 防疫活動

市は、県の協力を得て、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平

成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)により、相互に緊密な連携をとりつつ、市民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

- (1) 市は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
 - オ 市民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動
- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) その他県の指示等により、感染症法の規定により必要な措置を講ずる。

4 災害時における動物の管理等

市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第19節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬

1 行方不明者の搜索

市は、消防署、消防団及び警察機関と相互に協力して、行方不明者の搜索に当たる。

2 遺体の収容

発見された遺体は、市及び警察機関が消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な市内の公共施設等に収容する。

3 検視及び検案

警察官は、遺体の発見又は遺体発見の届出を受けたときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等とともに、遺体を遺族に引き渡す。
- (2) 遺族への引渡しができないときは、死亡地を管轄する市長に引き渡す。

4 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

なお、本市における安置所は、資料12-1のとおりである。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。

(2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議するものとする。

(3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市内の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。

なお、本市における埋火葬施設は、資料12-2のとおりである。

第20節 文教対策

1 気象状況の把握

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の管理者(以下「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。事前に、学校の安全に関する計画を策定し、災害発生時の安全な行動に努める。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により児童・生徒の安全を確保するものとする。

(1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。

(2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 被害状況の調査報告

(1) 応急対策策定のため、学校管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、教育長に報告するものとする。なお、教育長は、市長に遅滞なく報告するものとする。

ア 学校施設の被害状況

イ その他教育施設の被害状況

ウ 教員、その他職員の被災状況

エ 児童・生徒の被災状況

オ 応急措置を必要とする事項

(2) 教育長は、とりまとめた被害状況を県防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会に報告するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室の確保

市教育委員会は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、公民館・図書館等の借上げ等により教室の確保を図るものとする。

(2) 授業の確保

- ア 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。
ただし、正規の授業は困難であっても、でき得るかぎり応急授業の実施に努める。
- イ 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童・生徒の連絡方法、組織(通学班、子供会等)、家庭学習等の整備、工夫をする。
- ウ 応急授業に当たっては、被災児童・生徒の負担にならぬよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

(3) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(4) 学用品の支給

市は、被災により就学上欠くことのできない学用品を滅失又は損傷し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

なお、支給の基準等については、資料 14-1 のとおりである。

6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、市教育委員会は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校給食施設が被災者向けの炊出し施設として利用される場合は、市教育委員会は、学校給食の一時休止その他の対応により、被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

8 文化財施設の災害応急対策

(1) 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

(2) 文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

(3) 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

ア 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。

イ 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(4) 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

(5) 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急

対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

(6) 応急修復

ア 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

イ 県及び市は、アの応急修復について積極的に協力するものとする。

9 学校教育による防災知識の普及

市は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

第21節 ライフライン施設の応急復旧対策

道路、橋梁、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、協定書などの取り交わしを通じて、各種インフラに関する地方公共団体・企業などとの広域的な応援体制をとるよう努める。

1 施設、設備の応急復旧

(1) 市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(2) 市は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

(3) 市は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

(4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

2 公共土木施設の応急復旧

(1) 迅速な応急復旧の実施

市は、他の防災関係機関と連携し、道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

市及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

(3) 関係業界団体に対する協力の要請

市及び公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

3 水道施設の応急復旧

(1) 迅速な応急復旧の実施

市は、被災した浄水施設、配水施設、下水道管きよ等の水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

(2) 重要施設の優先復旧

市は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

ア 医療機関、指定避難所、市庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

市は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

(4) 水道関係機関相互間の応援

市は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

(5) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者等より調達する。

(6) 広報活動

市は、断水の状況、復旧の見通し等について、市民に対し広報を行うものとする。

4 電力施設の応急復旧

市は、電気事業者(東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社等)の行う次の復旧対策に協力するものとする。

(1) 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、指定避難所、市庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備の活用

電気事業者は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

(4) 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

(5) 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

(6) 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

5 ガスの応急復旧

市は、ガス事業者(群馬県LPGガス協会安中支部、東京ガス(株)群馬支社等)の行う次の復旧対策に協力するものとする。

(1) 迅速な応急復旧の実施

ガス事業者は、被災した施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 重要施設の優先復旧

ガス事業者は、ガスの応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等

を優先させるものとする。

ア 医療機関、指定避難所、市庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 供給再開時の安全確認

ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

(4) 広報活動

ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、ガス器具の使用上の注意事項等について、市民に対し広報を行うものとする。

6 電気通信設備の応急復旧

市は、電気通信事業者(東日本電信電話(株)群馬支店等)の行う次の復旧対策に協力するものとする。

(1) 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

ア 医療機関、指定避難所、市庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(3) 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

ア 指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話の貸出し

ウ 「災害用伝言ダイヤル」の提供

(4) 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

(5) 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・ふくそうの状況、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対し広報(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)を行うものとする。

第22節 ボランティアの受入れ

市、市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が、効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。その際に、事前に災害ボランティア・専門ボランティアの作業内容・作業量を精査する。

一般ボランティア	専門ボランティア
・避難誘導 ・情報連絡 ・給食、給水 ・物資の搬送・仕分け・配給	・被災者の救出(消防・警察業務経験者等) ・救護(医師、看護師、救命講習修了者等) ・被災宅地危険度判定 ・外国語通訳

一般ボランティア	専門ボランティア
・入浴サービスの提供 ・指定避難所の清掃 ・ゴミの収集・廃棄 ・高齢者、障害者等の介助 ・防犯 ・がれきの撤去 ・住居の補修 ・家庭動物の保護	・手話通訳 ・介護(介護福祉士等) ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

市、市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、市災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。

3 ボランティアニーズの把握

市及び市災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握する。

4 ボランティアの受入れ

市災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

市は、県と連携し、次によりボランティア活動を支援する。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンターの運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、市、県及び社会福祉協議会などのボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。県から事務の委任を受けた市または県は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

7 ボランティアセンターの設置要請

ボランティアニーズに対する活動の円滑な実施を図るため、市は必要があると認めるときは、市社会福祉協議会へボランティアセンターの設置を要請する。

第23節 義援物資・義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市は、各指定避難所等について、受入れを希望す

る義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報提供を行う。

(2) 受入機関の決定

市及び県は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(市と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(3) 集積場所の確保

市は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所をあらかじめ確保する。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災地域における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

(4) 受入希望物資の公表

市は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて市民に公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。

(5) 受入物資の仕分け

市は、受入物資を効率的に配分するため、ボランティア等の協力を得て集積場所において仕分けを行う。

(6) 受入物資の配分

市が受け入れた物資については市が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については県と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分する。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、県内又は他都道府県において大災害が発生した場合及び市の区域に災害が発生した場合、次の方法により募集するものとする。

ア 県が災害の程度により募集の程度、内容、方法等を指示したときは、安中市日本赤十字災害義援金管理委員会(以下「委員会」という。)を開催し、募集するものとする。

イ 市は、県が募集等を行わない場合、市の地域に災害が発生し、義援金を募集することを必要とするときは委員会を開催し、その方法を協議の上実施する。

(2) 義援金品の保管等

ア 県が募集したもの

県の計画に基づき、又は任意拠出された義援金品の保管は次による。

(ア) 市は、台帳を作成し、現金については保管する。

(イ) 市は、県健康福祉部健康福祉課に義援金品の種別、拠出者名、金品の数、保管場所を報告する。

(ウ) 義援金品は、県の指示に基づき輸送する。

イ 市で募集した金品は市庁舎内に集積する。

3 配分計画

県等から配分されたもの及び市で募集した金品は、委員会に諮り、被災地の状況と義援物資及び義援金の内容数量を検討し、市が遅滞なく配分するものとする。

第24節 要配慮者への支援活動

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の

低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語を解せない外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「避難行動要支援者」が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの避難行動要支援者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。このため、市、県、防災関係機関、自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者などは、連携して避難行動要支援者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入(通)所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。また、市は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する必要がある。

1 災害に対する警戒

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る警報又は注意報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(2) 市の講ずる措置

ア 市は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等を発令する。特に高齢者等避難は、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する。

ウ 市は、避難指示等が、確実に避難行動要支援者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。

エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。その際には、各種円滑なコミュニケーションに配慮し、障害者、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人などへの対応を検討する。

2 避難誘導

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難指示等が発令されたとき、又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき、又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

(2) 市は、避難指示等の伝達に当たっては、要配慮者利用施設に対する迅速な伝達に特段の配慮を行う。

(3) 地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等は、要配慮者利用施設に係る迅速な避難誘導について特段の配慮を行う。

3 避難支援等関係者の安全確保

(1) 市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

- (2) 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義について理解してもらうことと併せ、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう必要がある。

4 避難生活

- (1) 施設管理者は、自施設の入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。
- (2) 市は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、福祉避難所における避難行動要支援者に特段の配慮を行う。
- (3) 市は、指定避難所における避難行動要支援者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる避難行動要支援者に対し、速やかに周知する。また市は、福祉避難所においては、避難行動要支援者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、避難行動要支援者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。
- (4) 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

5 他施設への緊急入所等

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、(1)の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、市に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。
- (3) 市は、(2)の要請を受けたときは、県及び他の市町村と相互に連携し、あっせんに努める。
- (4) 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

第25節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用要請

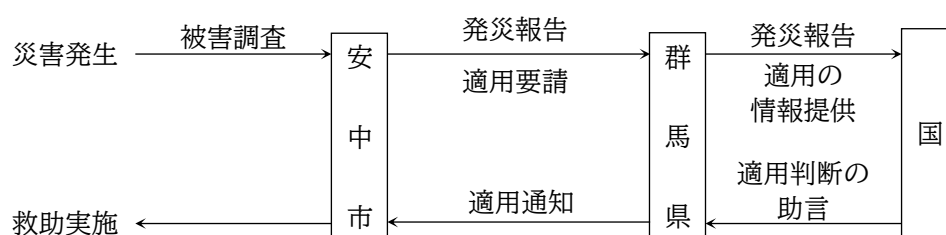
市長は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、その旨を直ちに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

2 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



3 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

災害救助法適用基準表

市町村	人口(人)	A	B
安中市	54,907	80	40

(注) 1 人口は、令和2年10月1日現在(国勢調査)

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋 葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、3(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

5 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うことができる。

(1) 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき、次の救助を行う。

- ア 収容施設の供与(応急仮設住宅の設置を除く。)
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(購入を除く。)
- エ 災害にかかった者の救出
- オ 学用品の給与(購入を除く。)
- カ その他応急性により県から委任された事務
委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、資料14-1のとおりである。

6 費用負担

(1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。

(2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域特性、市民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

2 市民の参加

被災地の復旧・復興は、市が主体となって市民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

3 国等に対する協力の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討とする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 市は、市長が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で市長に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (4) 市は、国、県の協力により地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (5) 市は、市長が管理を行う、一級河川以外の河川で市長が指定したものにおける河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (6) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの

連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

2 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

3 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市は、平成24年に策定した安中市災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物の処分方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。その際には、仮置き場に受入可能な災害廃棄物の種別について事前に定め、市民等に周知を図る。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) リサイクルの励行

市は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、市民及び作業者の健康管理に配慮する。

なお、アスベストの飛散防止に関しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」（環境省令和5年4月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」

（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）によるものとする。

(4) 広域応援

市は、がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請する。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

- (3) 市は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な市民の意見を反映するよう努める。
- (4) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

ア 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

イ 防災まちづくりに当たっては、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市は、県と連携し、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、復興を図るものとする。

(3) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(4) 既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(6) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うものとする。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 罹災証明書等の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、被災した事実を証する被災証明書の交付体制のほか、災害による住

家等の被害程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 市は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (2) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市は、県と連携し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

これらの支援制度の概要は、次のとおりであるが、本市においては安中市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年条例第111号)及び群馬県・安中市被災者生活再建支援金支給要綱(平成27年告示第42号)によるものとする。

(1) 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法が適用された災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町村1/4、県1/4、国1/2

(2) 災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ。)
支給対象者	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ。)

(3) 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された災害
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率…年1.5%、償還期間…10年以内

貸付原資拠出割合	県1／3、国2／3
(4) 群馬県災害見舞金	
支給機関	県(危機管理課) ただし市町村経由
適用基準	次のいずれか 1 災害により住家が全壊・半壊した世帯 2 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ災害による死者または行方不明者の遺族 ロ災害による重傷者 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ災害により住家が床上浸水した世帯 4 そのほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者……1人30万円 重傷者……………1人5万円 全壊(全焼・流失)…1世帯10万円 半壊(半焼)…………1世帯5万円 床上浸水……………1世帯2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
その他	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給された者は対象外。

(5) 被災者生活再建支援金

①被災者生活再建支援法

根拠法令	被災者生活再建支援法				
支給機関	県(危機管理課。ただし、被災者生活再建支援法人に委託)				
対象となる災害	次のいずれか 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害が発生した市町村における自然災害 2 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 3 県内において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 4 1又は2の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万未満のものに限る) 5 3又は4の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、1、2、3のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万未満のものに限る) 6 3又は4の都道府県が2以上ある場合に、 ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害(人口5万以上10万未満のものに限る) ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害(人口5万人未満のものに限る)				
対象となる世帯	次のいずれか 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)				
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)				
住宅の被害程度		全壊 (対象世帯の1に該当)	解体 (対象世帯の2に該当)	長期避難 (対象世帯の3に該当)	大規模半壊 (対象世帯の4に該当)
支給額		100万円	100万円	100万円	50万円
2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)					

	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
	支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

②群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1 世帯以上の住宅全壊被害等（上記「①被災者生活再建支援法」の「対象となる災害1～4」）が発生した災害
対象となる世帯	上記「①被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「①被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支援金の支給額	上記「①被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担割合	・市町村から支援金を支給。 ・市町村が支出する支援金の2／3に相当する額を県が補助。

(6) 生活福祉資金(災害援護資金)

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のすべてに該当すること。 1 低所得世帯 2 ほかからの資金を借り入れることができない世帯
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率…無利子（連帯保証人あり）、年1.5%（連帯保証人なし） 償還期間…7年以内

4 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

5 住宅確保の支援

市は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」等の支援措置の周知を図る。また、本市においては、安中市災害応急住宅貸付規則(平成18年規則第59号)により、災害応急住宅の貸付けを行う。

6 安全な地域への移転の推奨

市は、県と連携し、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

7 復興過程における仮設住宅の提供

市は、県と連携し、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

8 支援措置の広報等

市は、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業の被災状況の把握

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

市は、県と連携し、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 経営サポート資金(Cタイプ：災害復旧関連要件)

(2) 中小企業高度化資金(災害復旧高度化事業)

(3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(4) 既往貸付金の貸付条件の優遇

ア 小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

(5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市は、県と連携し、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 助成措置

(2) 経営資金

(3) 事業資金

(4) 農漁業用施設資金

(5) 農林漁業金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。事前に、建築業界等と連携をとり、災害復旧関連事業が速やかに実施できる体制を構築する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。早急な査定へ向け、建築業界等と連携をとり、災害復旧関連事業が速やかに実施できる体制を構築する。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 下水道法
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (11) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (12) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

第7節 激甚災害法の適用

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努める。

1 激甚災害指定手続

激甚災害指定は、大規模な災害が発生した場合において、内閣総理大臣が県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するものであり、市は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、県に報告する

2 激甚法に定める事業

激甚法の適用対象事業は次のとおりである。なお、激甚の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

（激甚災害に係る財政援助措置）

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

- エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ク 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- ケ 障害者自立支援法第79条第1項もしくは第2項又は第83条第2項もしくは第3項の規定により県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - (イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対し補助を行う。
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - (ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - (イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚災害法第19条)
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。
- オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)
水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)
滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(激甚災害法第25条)
労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、激甚災害によって就労することができず、かつ賃金を受けることができない状態にある労働者には、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

市は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について市から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資(短期)
- (2) 災害復旧事業資金の融資(長期)

(3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

3 日本郵便(株)の協力

日本郵便(株)(関東支社)は、復旧資金の確保について市から要請があったときは、簡易生命保険資金を原資とした短期融資を行うものとする。

第3編

震災対策編

第1章 災害予防計画

●地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる市域をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

●災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、県民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

●災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市、県及びその他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 地盤災害予防計画

市は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害の予防、及び、地盤災害によって起こる二次災害対策を図るものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第2節「土砂災害等予防計画」に準ずるものとする。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

1 危険箇所の調査

市は、住宅地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難場所等を記入し、県防災担当課、出先担当事業所、市及び消防機関等が保管することにより、地震発生時の迅速な対応を図るものとする。

2 水害防止事業の推進

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

3 土砂災害防止事業の推進

(1) 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国（国土交通省）等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(2) 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの法令等に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4 住宅等の安全立地

市は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国（国土交通省）等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

5 災害防止工事の促進

市は、危険区域について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を実施する。

6 二次災害の防止

市は、危険物、有害物質などの危険物に関する施設の検査、措置、連絡、環境モニタリングなどを行い、二次災害の防止を図る。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 密集市街地の整備

市は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都市防災構造化推進事業の利用

市は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- ①災害危険度判定等調査事業
- ②住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、スーパー、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

2 液状化対策の知識の普及

市は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第4節 消火活動体制の整備

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域に同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

市は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

1 震災による出火防止

(1) 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(2) 一般家庭に対する指導

- ア 地震時における火災防止思想の普及に努める。
- イ 自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

(3) 防火管理者等の教育

防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。

(4) 予防査察等による指導

防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防視察時に指導する。

2 初期消火

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果が大きい。このため、市及び消防機関は、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。
- (2) 事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに消防法に基づく、消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図る。

3 消防力の整備

市は、次により消防力の強化に努めるものとし、県はこれに対して必要な指導、援助を行うものとする。

(1) 消防組織の拡充、強化

市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備、強化

地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

第5節 建築物の安全化

市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

また、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

1 建築物等の耐震性確保

市及び公共建築物等の施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検に努める。

2 一般建築物の耐震性強化

市は、昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導する。

3 窓ガラス等の落下物防止対策等

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行い、実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。また、天井等の落下対策についても啓発・必要に応じて改修を指導する。

4 ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、市民に対しブロック塀又は石垣の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、実態調査の結果、危険なブロック塀等の所有者又は管理者に対し、作り替えや生け垣化等を奨励する。

5 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

- (1) 市及び施設管理者は、公共建築物等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

- ① 市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ② 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、体育

- ③病院、診療所
- ④劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥運動施設(ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)
- ⑦ホテル又は旅館
- ⑧賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- ⑨老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩博物館、美術館又は図書館
- ⑪遊技場、公衆浴場
- ⑫飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑬理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭工場
- ⑮車両の停車場若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑯自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (2) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

6 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

7 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

8 空家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

9 ライフライン設備の防災化

設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

10 危険物施設等の安全確保

市内に在する危険物施設を把握し、種別及び対応策を検討、その準備を行う。

第6節 ライフライン設備の機能確保

具体的な計画については、第2編第1章第6節「ライフライン設備の機能確保」に準ずるものとする。

第7節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市及びその他防災関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 市、県及びその他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 市、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム（S O B O - W E B））に集約できるよう努めるものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第8節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市、県、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市は、大規模地震発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

2 災害時優先電話の指定

市は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

市は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

4 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

市は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

第9節 職員の応急活動体制の整備

具体的な計画については、第2編第1章第9節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第10節 避難体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、市は、市民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「避難体制の整備」に準ずるものとするが、避難所の耐震化には特に留意する。

第11節 防災関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、大規模地震発生時における相互の応援が重要であることにかんがみ、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「防災関係機関との連携体制の整備」に準ずるものとする。ただし、災害応急対策に当たる機関の責任については、次によるものとする。

1 災害応急対策に当たる機関の責任

市及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

第12節 防災中枢機能の確保

防災関係機関は、災害時に機能する施設・設備の充実及び災害に対する安全性を確保するため、防災中枢機能の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第12節「防災中枢機能の確保」に準ずるものとする。

第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保

地震災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資及び医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制の整備及び防災資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「災害備蓄物資及び資機材の確保」に準ずるものとする。

第14節 二次災害の予防

被災後の降雨、地震活動等に起因し発生する被害等を防止するため、市は、関係機関と連携して二次災害の予防に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「二次災害の予防」に準ずるものとする。

ただし、被災建築物応急危険度判定技術者の確保については次によるものとする。

- (1) 市は、地震活動等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
そのため、建築業界等と連携し、早急な判定ができるよう努める。
- (2) 市は、地震後の降雨等による洪水、土石流及び急傾斜地崩壊等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとし、これらの危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第15節 防災訓練計画

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、市は、総合防災訓練の実施に努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災訓練計画」に準ずるものとする。

第16節 防災知識の普及計画

市は、地震発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第16節「防災知識の普及計画」に準ずるものとする。ただし、普及内容等については、以下のとおりである。

1 家庭内の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

- (3) ガラスの飛散防止
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。
- (4) 火気器具周辺の整理整頓
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。
- (5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止
家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣及び門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。
- (6) 火災の防止
消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。

- (1) 地震が起きたときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。)
- (2) 消火器具の備え付け及び使用方法
- (3) 家族間の連絡方法
- (4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難路の確認
- (5) 安全な避難経路の確認
- (6) 非常持出し品のチェック
- (7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
- (8) 要配慮者の避難方法
- (9) 地震情報の入手方法
- (10) 災害教訓の伝承

3 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

- (1) 身の安全の確保
 - ア 机や椅子に身を隠す。
 - イ 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - ウ あわてて外に飛び出さない。
- (2) 火災を防ぐ
 - ア 火の始末をする。
 - イ 火が出たら初期消火に努める。
- (3) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (4) 避難方法
 - ア 徒歩で避難する。
 - イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ウ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
- (5) 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- (6) 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- (7) 自動車運転者にとるべき行動
 - ア 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - イ ラジオで災害情報を聞く。
 - ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - エ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

4 事業所の防災力向上の促進

- (1) 市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。

- (2) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備

地震災害時においては、県及び市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「市民、事業所等による防災活動の環境整備」に準ずるものとする。

第18節 要配慮者支援計画

市は、県と連携し、災害時において自力での避難が困難な避難行動要支援者に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

なお、要配慮者利用施設の耐震性の強化には特に留意する。

第19節 その他の災害予防計画

1 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「孤立化集落対策」に準ずるものとする。

2 帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光などの出先で地震に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。東京都の調査では、自宅までの距離が10km以内であれば全員徒歩による帰宅が可能であるが、10kmから1km増すごとに10%が帰宅不可能となり、20kmを超えると全員が帰宅困難者となると想定している。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、保護支援などを、平素より検討しておく必要がある。

(1) 普及啓発

市は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者に成りうることを、そして、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地

図等の準備をするよう意識啓発を図る。

(2) 一時滞在施設の提供

市は、帰宅困難者のために、指定している既存の指定避難所や新たに避難施設を設けるなど、一時滞在施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生する見込みであることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時滞在施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 災害廃棄物対策

(1) 市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。

(2) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

(3) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(4) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク

(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(3) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

市は、住民に最も身近な行政主体として、災害応急対策の実施に当たり、県は市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 地震情報の伝達計画

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、市は、県及び前橋地方気象台から地震情報を受理した場合は、速やかに必要な情報や指示を市民に伝達するものとする。

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水、燃料等の供給)を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

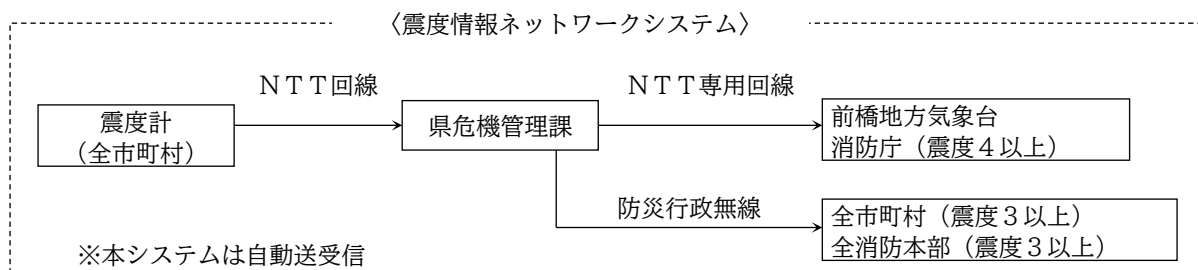
1 地震情報の受理

県及び前橋地方気象台が発表する地震情報等は次のとおりである。

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の受理

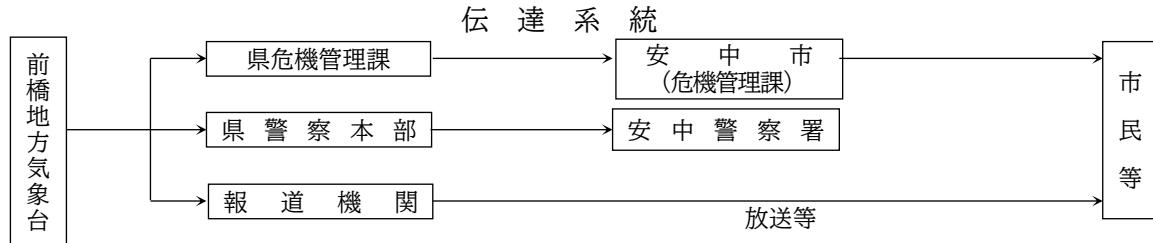
県(危機管理課)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。

震度3以上の地震が発生した場合は、市はこれを自動受信できる。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の受理

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム（インターネット）」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。さらに「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理課）、市町村その他の機関に伝達するものとし、市は受理した情報を必要に応じて市民に伝達するものとする。



2 地震情報等の伝達

(1) 伝達方法

市は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受信した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、市民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ア テレビ放送、ラジオ放送による方法
- イ 防災行政無線、メール配信サービス、広報車及び消防車両による方法
- ウ サイレン、警鐘等による方法
- エ 伝達組織を通じて周知する方法

(2) その他の措置

- ア 市は警報伝達等の徹底を図るため、あらかじめ関係者において地震情報等の受理、伝達、その他取扱いに関し必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- イ 県から地震情報等を受信した場合は、解除になるまで、放送局の放送により状況を聴取するよう努めなければならない。
- ウ 災害の発生のおそれがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、地震情報等の逆経路その他により、速やかに県に対し必要な情報を通報する。

第2節 活動体制の確立

地震発生における円滑な初期体制の確立を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市災害対策本部の組織及び職員の動員を次のように定める。

1 災害対策本部の設置

基本法第23条の2の規定により市長は、災害対策本部を設置する。その組織及び編成は、第2編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

(1) 地震発生初期の対策

市長は、市の地域で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うため、警戒体制をとるとともに、状況により必要な場合は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置するものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準

- ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- イ 震度5弱以上の地震が発生し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。
- ウ 震度にかかわらず、市内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

(3) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、副本部長、先着上級幹部又は危機管理課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ 被害実態の把握（情報収集）

（ア）警察署からの収集

（イ）消防署からの収集

（ウ）報道関係機関からの収集

（エ）県からの収集

（オ）消防防災関係機関からの収集

（カ）職員の実査による収集

エ 被害状況等の報告・連絡、応援要請

（ア）県及び防災関係機関等への報告・連絡

（イ）自衛隊等に対する応援要請

（４）災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

2 動員の配備、伝達系統及び方法

（１）平常執務時の伝達系統及び方法

伝達系統及び方法については、第2編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

（２）休日又は退庁後の伝達系統及び方法

ア 勤務時間外・休日等の連絡体制の強化

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、当直者及び危機管理課職員は、情報等を常に把握し、即時に関係機関に連絡がとれるよう努めるものとする。

イ 動員の伝達

動員の伝達は、固定電話、携帯電話等により行うものとするが、伝達を受けられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁するものとする。

配備体制区分

体制区分	配備区分	状 況	配 備 体 制
警戒体制	初 期 動 員	震度4	危機管理課、まちづくり部、農林課、松井田振興課、上下水道部の指定職員で情報収集及び連絡活動を行う体制とする。
災害警戒本部	警戒本部配備	震度5弱	副市長、全部課長及び指定職員で行う初動体制で、災害対策本部に円滑に移行でき得る体制とする。
災害対策本部	第1号配備	震度5強	特に関係ある部、班の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制で第2号配備に移行し得る体制とする。
	第2号配備	震度6弱以上	所属職員の半数以上の人員を配置して防災活動に当たるもので状況により第3号配備に直ちに切り替え得る体制とする。
	第3号配備	震度6弱以上で被害が甚大な場合	所属職員は、全員を配置して防災活動に従事する。

※但し、被害状況によっては、観測された震度に関わらず、災害警戒本部又は災害対策本部を設置できるものとする。

ウ 登庁の方法

登庁に当たっては、震災の状況及び道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

エ 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・所属班長に報告する。

オ 登庁の免除等

(ア) 震災により本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

(イ) 道路状況等により、登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

3 職員の惨事ストレスへの対策

職員は救助・救急活動時に大きなストレスを感じる事が想定される。精神疾患などを患うことも考えられるため、定期的な休息、各種身体のケアを行う。

第3節 災害情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。全国瞬時警報システム（J-ALERT）などを利活用し、迅速な情報の収集とその円滑な活用を図る。

地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。また、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡」に準ずるものとする。

第4節 広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

具体的な活動については、第2編第2章第4節「広報活動」に準ずるものとするが、震災時における広報内容については、次のとおりとする。

1 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
地震活動の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生
名称・所在地・対象地区住民の安否	活必需品を扱う店舗の営業状況

第5節 通信手段の確保

地震災害により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「通信手段の確保」に準ずるものとするが、通信手段の機能確認及び通信施設の復旧、緊急情報連絡用回線の設定については、次によるものとする。

- 1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧
市は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。
- 2 緊急情報連絡用回線の設定
市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第6節 広域応援の要請

地震災害において、市は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ、円滑化を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「広域応援の要請」に準ずるものとする。

第7節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震が発生し、市民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第8節 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、市及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

具体的な活動については、第2編第2章第8節「消防計画」に準ずるものとする。

なお、被災地内の消防機関及び市民等による消火活動については、以下による。

- 1 住民及び自主防災組織による消火活動
大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、市民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。
- 2 企業による消火活動
企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。
なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

3 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。
- (3) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事消防保安課）に要求するものとする。
- (4) 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第9節 二次災害の防止活動

地震活動又はその後の降雨等による水害・土砂災害、地震活動による建築物・構造物の倒壊等に備え、市は、関係機関と連携して二次災害対策を講ずる必要がある。

具体的な活動は、第2編第2章第10節「災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」に準ずるものとし、水害・土砂災害対策及び被災建築物に関するものは、次のとおりとする。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 市は県と連携し、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検について、専門技術者等を活用して行う。建築業界・建設業界等と連携をとり、早急な対応を進める。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 被災建築物の二次災害対策

市は県と連携し、地震活動による建築物等の倒壊に関して、被災建築物応急危険度判定士をはじめとした建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。建築業界・建設業界等と連携をとり、早急な対応を進める。

第10節 避難活動計画

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災拡大等が予想され、地域住民の生命、身体に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「避難活動計画」に準ずるものとするが、地震の被害想定を基本に据え、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

第11節 救助・救急活動

大規模地震時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

具体的な活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」に準ずるものとする。

第12節 医療活動

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「医療活動」に準ずるものとする。

なお、東日本大震災を踏まえ、医療機関の役割としての事業継続の観点から、マニュアル及び避難体制の整備には特に留意する。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

具体的な活動については、第2編第2章第14節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に準ずるものとする。

第14節 交通の確保

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「交通の確保」に準ずるものとする。

第15節 緊急輸送

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「緊急輸送」に準ずるものとする。

第16節 応急仮設住宅対策

震災により住宅を失い、又は倒壊等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるものとする。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画の定める指定避難所の開設及び収容によるものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「応急仮設住宅対策」に準ずるものとする。

第17節 保健衛生、防疫及び清掃活動

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が悪化し感染症の発生等が予想されるため、市は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「保健衛生、防疫及び清掃活動」に準ずるものとする。

第18節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬

大規模地震発生時には多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬」に準ずるものとする。

第19節 文教対策

児童・生徒等の生命、身体、安全確保を図るための応急措置、被災して通常教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「文教対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次によるものとする。

1 地震情報の把握

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震活動の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

第20節 ライフライン施設の応急復旧対策

道路、橋梁、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「ライフライン施設の応急復旧対策」に準ずるものとする。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第21節 ボランティアの受入れ

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「ボランティアの受入れ」に準ずるものとするが、災害時におけるボランティア活動の種類においては、次によるものとする。

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。その際に、事前に災害ボランティア・専門ボランティアの作業内容・作業量を精査する。

一般ボランティア	専門ボランティア
・避難誘導 ・情報連絡 ・給食、給水 ・物資の搬送・仕分け・配給	・被災者の救出（消防・警察業務経験者等） ・救護（医師、看護師、救命講習修了者等） ・被災建築物応急危険度判定（建築士等） ・被災宅地危険度判定

・入浴サービスの提供 ・指定避難所の清掃 ・ゴミの収集・廃棄 ・高齢者、障害者等の介助 ・防犯 ・がれきの撤去 ・住居の補修 ・家庭動物の保護	・外国語通訳 ・手話通訳 ・介護（介護福祉士等） ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング

第22節 義援物資・義援金の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。市は、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずるものとする。

第23節 要配慮者への支援活動

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、地震により当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの避難行動要支援者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。また、市は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する必要がある。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「要配慮者への支援活動」に準ずるものとする。

第24節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

具体的な対策については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずるものとする。

第2節 原状復旧

具体的な対策については、第2編第3章第2節「原状復旧」に準ずるものとする。

第3節 計画的復興の推進

具体的な対策については、第2編第3章第3節「計画的復興の推進」に準ずるものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第2編第3章第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずるものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第2編第3章第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずるものとする。

第6節 公共施設の復旧

具体的な対策については、第2編第3章第6節「公共施設の復旧」に準ずるものとする。

第7節 激甚災害法の適用

具体的な対策については、第2編第3章第7節「激甚災害法の適用」に準ずるものとする。

第8節 復旧資金の確保

具体的な対策については、第2編第3章第8節「復旧資金の確保」に準ずるものとする。

第4編

火山災害対策編

第1章 災害予防対策

市は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、火山ガス噴出等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない市及び県のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、対象となる各火山の警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

対象となる火山現象

大きな噴石	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものと呼んでいる。 避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
火砕流	噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。 火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。
融雪型火山泥流	火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。 流速は時速数十 km に達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。
溶岩流	溶けた岩石が地表を流れ下る現象。 流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。
小さな噴石・火山灰	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。 特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。 噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2mm 未満）を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与える。
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、など

	を原因として発生する。流速は時速数十 km に達することがある。 水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十 km に達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。 土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使用している。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスという。 噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。 水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性がある。

※「気象庁ホームページ、主な火山災害」より抜粋・整理

第1節 火山災害に強いまちづくり

1 治山・砂防施設の整備

市は県と連携し、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

2 避難施設の整備

(1) 避難所の整備

市は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難所となる施設（資料13-3）の整備に努める。

なお、これらの建物の不燃堅ろう化を図るものとする。

(2) 避難路の整備

市は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 避難誘導體制の整備

(1) 火山防災協議会への参加

市は、県と周辺市町村が設置する火山防災協議会へ参加し、関係する国の機関、関係市町村、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平時から噴火時等の避難などを共同で検討するものとする。

また、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するほか、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。

(2) 火山情報の伝達体制の整備

ア 市は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報を市民、観光客、別荘滞在者及び登山者等（以下この編において「市民等」という。）に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておく。

イ 市は、噴火警報、臨時的解説情報、噴火速報及び避難指示等の内容を市民等に迅速かつ確実に伝達できるよう、広報車、防災行政無線、市ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、メール配信サービス、警鐘、サイレン、伝達組織等の整備を図る。

ウ 市及び県は、気象庁が発表する「火山の状況に関する解説情報（臨時）」に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。

(3) 避難誘導訓練の実施

市は、消防機関、警察機関等と協力して市民等の避難誘導訓練を実施する。

(4) 火山災害の危険性の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により市民等に周知するものとする。

ア 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。

イ 噴火（爆発）時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップの作成を必要に応じて検討する。

(5) 避難所等の周知

市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、市民等に対し次の事項を周知する。

ア 避難指示等の発令基準

イ 避難指示等の伝達方法

ウ 避難所の名称、所在地及び対象地区

エ 避難経路及び誘導方法

オ 避難時の心得

(6) 案内標識の設置

ア 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置に努める。

イ 市は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

(7) 避難行動要支援者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民や自主防災組織の協力を得て、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

第3節 市民の防災行動力の向上

1 防災知識の普及啓発

地域住民等に対し噴火（爆発）時における避難などが円滑に実施できるよう、次により防災知識の普及を図る。

(1) 普及事項

ア 異常現象の種類や内容及び噴火（爆発）現象とその影響等火山の知識

イ 火山情報の種類及び内容

ウ 避難指示等の伝達系統及び方法

エ 避難の時期、場所及び避難に際しての留意事項

オ 市及び防災機関の対策内容

カ その他必要な事項

(2) 普及啓発方法

広報紙、識者による講演会の開催及び座談会、また防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じて随時普及する。

2 防災訓練の実施

市は、火山爆発等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各種の応急措置が円滑に実施されるよう、防災関係機関の協力を得て必要な訓練を計画し実施する。

第2章 災害応急対策

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

第1節 火山情報の発表及び通報伝達

1 火山情報の種類及び発表基準

気象庁は平成19年12月1日より、噴火警戒レベルを導入し、噴火警報及び噴火予報で発表する。噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。市民等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

(1) 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（噴火警戒レベル2または3）として発表する。噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル4または5）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

気象庁が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。

浅間山の噴火警戒レベル及び判定基準は、資料13-4、5のとおり。

(4) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表する予報。

イ 降灰予報（速報）

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表する予報。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表する予報。

(5) 火山現象に関する情報

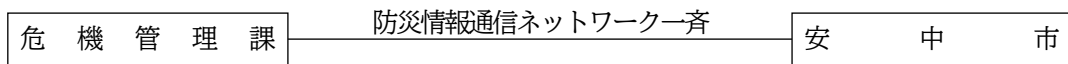
噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

情報等の種類	概要及び発表の時期
火山の状況に関する解説情報	気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。
月間火山概況	前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報で、噴火発生時に迅速に発表する。

2 火山情報の通報伝達系統

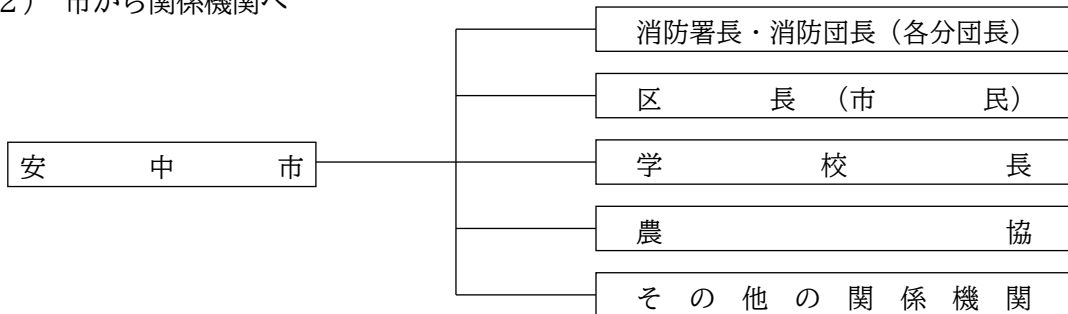
噴火警報及び噴火予報等が発表された場合における機関別伝達先は、原則として次のとおりとする。

(1) 県から市へ



※補完伝達手段として、気象庁のインターネット防災情報提供システムを有する。

(2) 市から関係機関へ



3 異常現象の通報

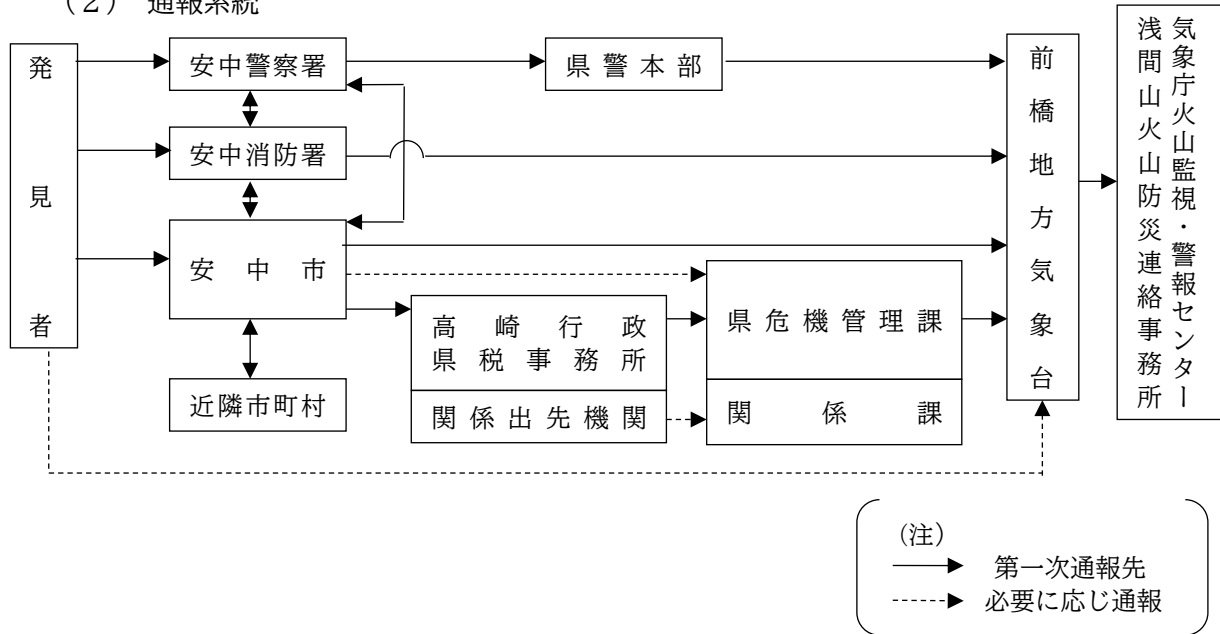
噴火（爆発）前兆現象と思われる異常現象を発見又は覚知したものは、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生及び地震の群発
- ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇、沈下及び陥没等の地形変化
- エ 噴気口・火口の新生拡大・移動、噴気噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

- オ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- カ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭い・色・湿度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 通報系統



第2節 市等関係機関の応急体制の確立

1 配備体制基準

火山に係る異常現象又は噴火（爆発）に伴う被害の発生に対処するため市の体制基準は、次のとおりとする。

体制区分	状 況	対 応 内 容
警戒体制	異常現象の発生や火口周辺警報（噴火警戒レベル2）が発表されるなど小噴火（爆発）又はそのおそれがあり警戒体制を必要とするとき	火山情報の収集、関係機関との連絡調整、その他所要の措置が円滑に実施し得る配備体制
非常体制	噴火警戒レベル3規模の中噴火（爆発）により火口から4 km以内に噴石があり、軽微な物的被害が発生した場合、又は引き続き被害の発生するおそれがあるとき	火山情報・被害情報の収集、応急対策、関係機関との連絡調整その他所要の措置等が円滑に実施し得る配備体制
災害対策本部体制	噴火警報（噴火警戒レベル4～5）が発表されるなど、中～大噴火（爆発）又はそのおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど、事態が重大であると認められるとき	火山情報・被害情報の収集、応急対策、関係機関との連絡調整その他所要の措置等が円滑に実施し得る配備体制

2 市における配備体制

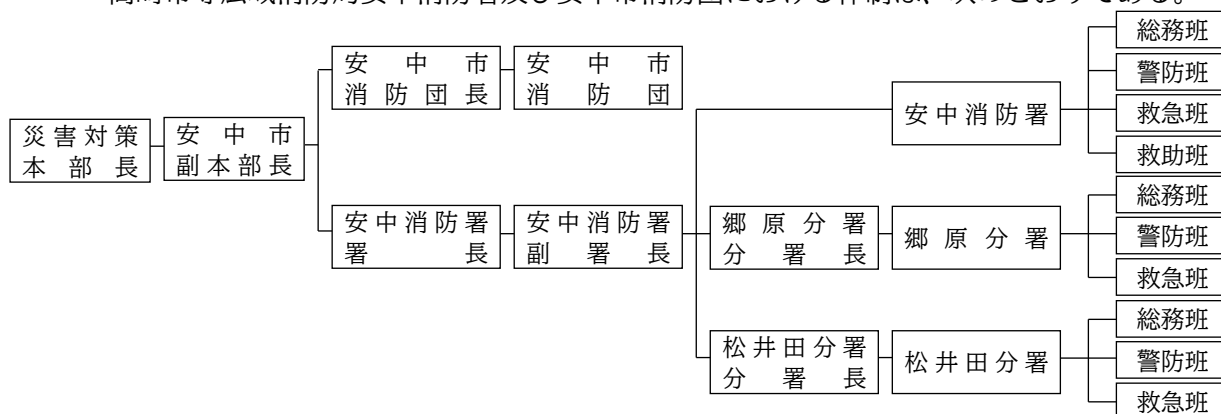
基本法第23条の2第1項及び安中市災害対策本部条例等の規定による、火山災害において市長が設置する本部体制については、次のとおりである。

また、必要に応じ、松井田庁舎に現地災害対策本部をおくこととする。

本部長	市長	班名	責任者	班 員	分 担 業 務
副本部長	副市長	総務班	総務部長 【危機管理監】 松井田支所長	危機管理課全員 松井田振興課管理係全員 アマ無線保持者	・本部会議に関すること ・火山情報の受信及び伝達に関する こと ・災害情報の収集及び応急対策の指示に関する こと ・被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ報告に関する こと ・各班の総合調整に関する こと ・その他いずれの班にも属さない事項
(注)本組織は災害の状況に応じ変更することができるものとする		まちづくり班	まちづくり部長	土木課 全 員	・土木関係災害情報の収集連絡 ・道路橋梁の被害調査及び応急修理 ・その他土木関係事業全般の災害対策に関する こと
		農林班	みりよく創出部長	農 林 課 全 員	・農業関係災害情報の収集及び関係機関等との連絡調整に関する こと ・その他所管業務に係る応急措置の実施に関する こと

3 消防機関における体制

高崎市等広域消防局安中消防署及び安中市消防団における体制は、次のとおりである。



第3節 災害情報の収集及び被害報告

噴火（爆発）その他の火山活動により、被害が発生し、又はそのおそれが出たときは、各責任者は次により、直ちに関係機関あてその状況を通報するものとする。

1 災害情報収集及び被害報告責任者

(1) 地元の責任者

各責任者は、市あてに速やかに状況を通報するものとする。

被害場所	地元責任者
霧積温泉	旅館経営者
入牧2区（赤坂）	区 長

(2) 関係機関の責任者

各機関の責任者は、地元責任者等からの通報及び自ら収集した被害情報等を次表に示す県の地域機関又は県危機管理課に通報するものとする。

機 関 名	担当課（係）名	責任者	連 絡 先	
			時間内	時間外
安 中 市	総 務 部	部 長	027-382-1111	027-382-1111
高 崎 市 等 広 域 消 防 局	安中消防署	署 長	027-382-1818	027-382-1818
群 馬 森 林 管 理 署	—	署 長	027-210-1203	090-4963-3220
高 崎 河 川 国 道 事 務 所	道路管理第2課	課 長	027-345-6018	027-345-6000 (情報連絡員)
前 橋 地 方 気 象 台	—	管理官	027-896-1220	0570-015-024 (気象庁本庁・ 24時間対応)
浅間山火山防災連絡事務所	—	所 長	0267-45-2167	0267-45-2167 (転送:気象庁火 山課現業班)
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	輸 送 課 (輸送司令室)	指令長	027-328-7250	027-328-7250
日 本 赤 十 字 社 群 馬 県 支 部	事業推進課	課 長	027-254-3636	090-8842-3018 (事業推進課長) 080-1333-2922 (事業係長) 090-8013-7430 (主事)
東 日 本 高 速 道 路(株) 関 東 支 社	道路管制センター (八王子)	総括指令	0426-91-1292	0426-91-1292
	長野管理事務所	所 長	026-278-7701	026-278-7721
	高崎管理事務所	所 長	027-353-0211	048-758-4037 (岩槻道路管制センター)
東京電力パワーグリッド(株) 群 馬 総 支 社	総 務 部 総務グループ	総務グループ マネージャー	027-890-1211	027-221-4359 (守衛室)
東日本電信電話(株)群馬支店	災害対策室	室 長	027-321-5660	027-325-7999
群 馬 県 危 機 管 理 課	危機管理・防災係	課 長	027-226-2255	027-221-0158
高 崎 行 政 県 税 事 務 所	総務振興係	係 長	027-322-4681	—
安 中 保 健 福 祉 事 務 所	総務福祉係	係 長	027-381-0345	—
安 中 土 木 事 務 所	施設管理係	係 長	027-382-1350	—
安 中 警 察 署	警 備 課	課 長	027-381-0110	027-381-0110 (当直)

2 情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。

第4節 事前措置及び市民等への広報

1 避難指示等

- (1) 市長は、噴火警報（噴火警戒レベル4）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、高齢者等避難の発令を行うものとする。
- (2) 市長は、噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難の指示を行うものとする。
- (3) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保措置」を指示するものとする。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を参考に、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

3 市民等への広報

市長は、避難指示等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、市民等に対し、次のような方法により広報を行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の具体的方法

- ア 広報車
- イ 防災行政無線
- ウ 市ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE
- エ メール配信サービス、緊急速報メール
- オ 警鐘
- カ サイレン
- キ 伝達組織

(2) 広報の内容

市民等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 異常現象の状況又は火山活動の状況
- イ 異常現象に対する火山情報の内容又は気象官署等の見解
- ウ 被害の状況
- エ 避難に関する事項（避難場所、避難時の携帯品、交通状況等）
- オ 災害対策の状況（災害対策本部の設置状況、医療救護班の配置状況、その他必要な事項）

4 県への通報

市は、登山の規制、避難指示等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、速やかにその旨を高崎行政県税事務所又は県危機管理課へ通報するものとする。

5 報道機関への発表

- (1) 登山規制や避難指示等の発令及び警戒区域の設定等を行ったときは、その状況を報道機関に発表する。
- (2) 発表は、噴火（爆発）の規模及び社会的影響等を考慮しできるだけ速やかに行うものとする。

第5節 避難対策

市長は、市民等に対し避難指示等を発令したときは、警察、消防機関等の協力を得て、次により避難の誘導等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

1 避難の誘導

- (1) 避難の誘導は、原則として、避難指示等を発令したときに実施するものとする。
- (2) 避難の誘導にあたっては、火山現象の推移、登山者等の多少及び動揺状況、その他現場の状況を十分勘案の上最も安全な方法により行うものとする。
- (3) 市、警察、消防機関及び施設の管理者は、避難誘導が円滑に実施できるよう職員の中からあらかじめ誘導責任者を定めておくほか、必要に応じ地域住民の中からも責任者を選定しておくものとする。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解せない外国人等避難行動要支援者については、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

2 避難施設

資料13-3を参照する。

第6節 救助・救護体制の確立

1 救助・救護体制の確立

市長は、避難指示等を発令したときは、万一の場合に備え、消防機関に出動の準備体制を要請するほか、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関等と連絡を密にし、救助・救護体制の確立を図るものとする。

2 救護所の設置及び搬送

(1) 救護所の設置

- ア 市長は、噴火（爆発）等により負傷者が出るなど救護所設置の必要を認めたときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、避難場所に救護所を設置する。
- イ 救護所を設置したときは、日本赤十字社群馬県支部、地元医療機関と協議のうえ、負傷者の救護に必要な医師、看護師を配置するものとする。

(2) 負傷者の搬送

- ア 救護所での手当では不十分な重傷者については、最寄りの病院へ搬送する。
- イ 搬送は原則として地元消防機関による。ただし地元消防機関のみでは対応できないときは、隣接消防機関に応援を要請するほか、警察等の協力を得て搬送を実施するものとする。

第7節 通信手段の確保

噴火（爆発）等により地域の有線電話等が途絶又はふくそうにより使用不能となった場合の関係機関との通信は、第2編第2章第5節「通信手段の確保」に定めるところによる。

第8節 交通規制等の対策

噴火（爆発）による被害及び混乱を防止するために、市長、警察署及び道路管理者はそれぞれ協議のうえ、浅間山に通ずる次の道路において適切な交通規制を実施する。この場合におい

て、長野県や長野県内市町村との連携を密にし、適切かつ合理的に規制を実施することとする。

1 規制路線と地点

- (1) 浅間山の噴火（爆発）の場合、本市は火山噴火（爆発）防災計画に基づく第3次規制に該当する。

○第3次規制（半径16km）

道 路 名	規 制 地 点
旧国道18号	安中市松井田町坂本字愛宕山下 霧積温泉分岐点
県道北軽井沢松井田線(県道56号)	安中市松井田町坂本字山口
国道18号（碓氷バイパス）	安中市松井田町入山字上ノ原

- (2) 国道18号線規制時における迂回指導地点

道 路 名	迂 回 指 導 地 点
国道18号	安中市岩井地内 岩井交差点
国道18号	安中市松井田町五料地内 平信号機
国道18号	安中市松井田町横川地内 旧国道18号分岐点

2 交通規制の実施計画

- (1) 交通規制の実施

緊急通行車以外の車両の通行を禁止した場合は、次に掲げる車両についてのみ災害地域内への通行を認めること。

ア 救急自動車、消防車、応援作業用自動車（電気、電話、ガス、水道、道路等の補修のため）

イ 官公庁又はこれに準ずる公共的機関の使用する車両で、災害応急対策に必要な人員若しくは物資を緊急輸送するもの

ウ 報道機関の使用する車両及び新聞輸送用車両

- (2) 緊急通行車両の確認

災害発生時における緊急輸送等についての確認申請は、次の機関により実施され、既に申請書、証明書、ステッカーが用意されている。

ア 緊急通行車両確認申請取扱機関名

県警交通規制課、安中警察署及び安中警察署松井田分庁舎、県危機管理課、高崎行政県税事務所

イ 検問所の設置

各規制地点において必要に応じ検問所を設置するものとする。

- (3) 交通規制の周知

交通規制を実施した場合には、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により市民等に周知徹底を図るものとする。

第9節 自衛隊への派遣要請

市長は、大噴火（爆発）等による応急対策の実施にあたり、市のみでは十分に対処し得ない場合は、基本法第68条の2第1項の規定により、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう、知事（危機管理課）に要求するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」のとおりである。

第10節 災害救助法に基づく救助活動

大噴火（爆発）等により多数の死傷者等が出たため、災害救助法の適用が決定したときは第2編第2章第25節「災害救助法の適用」により必要な救助活動を実施するものとする。

第11節 隣接市町等の協力体制

1 協力体制の確立

- (1) 火山周辺隣接市町、消防機関等は、周辺市町村等から応急対策実施のため、応援要請があったときは速やかにこれに応じられるよう平素からその体制を具体的に定めておく。
- (2) 火山周辺関係市町村等は「火山防災協議会」等での各種の情報交換を通し、火山対策の一体的な推進を図っていくものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

(第2編第3章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

第2節 原状復旧

(第2編第3章第2節「原状復旧」に準ずる。)

第3節 計画的復興の推進

(第2編第3章第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

第4節 被災者等の生活再建の支援

(第2編第3章第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

第5節 被災中小企業等の復興の支援

(第2編第3章第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第6節 公共施設の復旧

(第2編第3章第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

第7節 激甚災害法の適用

(第2編第3章第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

第8節 復旧資金の確保

(第2編第3章第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

第5編

その他の災害対策編

第1節 航空災害対策

本編では、航空運送業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について記述する。

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

航空災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

2 通信手段の確保

航空災害における通信手段の確保については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」の定めるところにより実施する。

3 災害応急体制の整備

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国・公共機関・市及び航空運送事業者は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(1) それぞれの機関の実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟及び他の職員・関係機関等との連携等について徹底を図る。

(3) 消防の応援については他の市町村と協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 救助・救急活動体制の整備

市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

5 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

6 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策計画

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、市民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 一般被害情報については、被害情報を収集し必要に応じ消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）（資料15-1）による。

2 通信手段の確保

災害発生直後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

3 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施するほか、次によるものとする。

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間取る場合、市は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請する。

6 交通規制の実施

第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

8 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

第1 災害予防計画

1 情報通信手段の整備

鉄道災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

2 通信手段の確保

鉄道災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

3 救助・救急活動体制の整備

市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

6 防災訓練の実施

(1) 警察機関・消防機関・県及び鉄道事業者等は、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

7 鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

8 計画運休への備え

市は、鉄道事業者が大型台風の接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときに、必要により計画的に列車の運転を休止することから、鉄道事業者との連絡体制の確立に努めるものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

(1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

- (2) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）（資料15-1）による。
- (3) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

2 通信手段の確保

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

7 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、市は利用者に対する情報の提供に協力する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

2 鉄道の迅速な復旧

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

3 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

第1 災害予防計画

1 異常現象の発見及び情報提供

市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設の整備

市は、管轄する道路について次により道路施設の整備を図るものとする。

ア 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民の生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

3 情報通信手段の整備

道路災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

4 情報の分析整理

(1) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努める。

5 通信手段の確保

道路災害における通信手段の確保の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

6 災害応急体制の整備

(1) それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制を整備し、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

7 救助・救急活動体制の整備

市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

8 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

9 緊急輸送活動

警察庁と連携し信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

10 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

11 防災訓練の実施

自然災害・道路事故等の発生時に迅速に対応するためには日常からの具体的な訓練が必要となる。そのため関係機関相互の連携と実践的な訓練を行う。

(1) 市、県や国の機関、消防機関及び警察機関、道路管理者等と相互に連携した訓練を実施する。

(2) 市、県や国及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

12 その他の災害予防

(1) 危険物等の流出時における防除活動

危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 施設、設備の応急復旧活動

施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(3) 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

(5) 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

(1) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

(2) 一般被害情報の収集をし、必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）（資料15-1）による。

2 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めにより災害対策本部を設置する等、応

急活動体制を確立する。

3 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施するほか、以下の活動を行うものとする。

(1) 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(2) 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(3) 消火活動

市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

5 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところによる。

6 危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

7 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

9 交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況・緊急度及び重要度を考慮し、交通規制・応急復旧及び輸送活動を行うものとする。

10 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第4節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、市は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

第1 災害予防計画

1 危険物施設の安全性の確保

（1）危険物施設等の把握

高崎市等広域消防局は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

（2）自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかわる計画の作成等の実施に努めるものとする。

（3）講習会・研修会の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し講習会及び研修会の実施等により、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

（4）再発防止の徹底

危険物等災害が生じた場合、その原因の徹底的な究明に努め、その結果を受けて、必要に応じ法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 情報通信手段の整備

危険物等災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

3 情報の分析整理

（1）収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

（2）平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。
また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

4 通信手段の確保

危険物等災害における通信手段の確保の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

5 災害応急体制の整備

（1）実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図り、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

- (2) 各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。
- (3) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- (4) 防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

6 救助・救急活動体制の整備

- (1) 市は、消防機関と連携し救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

7 緊急輸送活動

警察機関と連携し信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

8 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

9 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

- (1) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 危険物等事故に関する情報を常に伝達できるような体制作りや施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

10 防災訓練の実施

- (1) 防災訓練は様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 防災訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫をし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

11 防除活動体制の整備

- (1) 危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。
- (2) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡

がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

- (2) 一般被害状況の連絡を受けた場合、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定の事故）（資料15-1）による。

2 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

3 災害の拡大防止活動

市は、県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。また、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2編第2章第11節「避難活動計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

7 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

8 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。
- (2) 消防機関及び警察機関等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 本部は危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。
- (4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

11 施設・設備の応急復旧活動

本部は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な公共施設の復旧事業

あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 県外の原子力施設事故対策

第1 災害予防計画

1 基本方針

(1) 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」（以下「EPZ」という。）の区域※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対しても避難指示が発令されるなど、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※平成23年1月30日現在、EPZの範囲は最大でも原子力事業所から半径10km。

(2) 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

なお、国においては、今回の事故検証結果等を踏まえ、防災指針の見直し等が進められているが、これらの見直し等には一定の時間が必要となることが予想される。

このため、市では、国による防災指針の見直し等を待たず、今般実施してきた災害対応や防災課題等を踏まえて本対策を規定するが、国による防災指針の見直し等の動きを注視し、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

(3) 市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害等対策編」によるものとする。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、市は県と協力し、国、他の市町村、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

第2 災害応急対策計画

1 モニタリング体制の強化

(1) 空間放射線量率モニタリングの強化

市は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や県等関係機関へ連絡するものとする。

(2) 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

2 市民等への情報伝達・相談活動

(1) 市民等への情報伝達活動

- ア 市は国・県等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- イ 市は、防災行政無線等により県からの情報提供を受けるとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- ウ 市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- エ 市は、市民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
- 情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 市内の空間放射線量率に関する情報
- 水道原水、水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

3 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国、県と連携し、必要に応じ、速やかに県民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
- 想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道原水、水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 県内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 市は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

4 風評被害等の未然防止

市は、国及び県、他の市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

5 各種制限措置の解除

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3 災害復旧

1 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県、他の市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第6節 林野火災対策

林野は、木材その他の林産物を供給するとともに市土を保全し、水源をかん養し、保健と休養の場となるものであるが、最近では観光、レクリエーション等の利用が急速に増してきたことなどから林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。

さらに近年、多発し大型化している林野火災に対し、予防活動と消火活動が適切に実施できるよう計画するものとする。

第1 災害予防計画

1 林野火災予防

- (1) 林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災予防の指導に努める。
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 森林法に基づく火入れの許可指導及び消防機関との連絡協調
- (4) 火災多発期における監視パトロール等の強化
- (5) 防火林道、防火森林の整備等を実施する。
- (6) 警報発令中の火の使用制限の徹底を図る。

2 林野火災消防

- (1) 防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防の強化を図る。
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防ぎょ鎮圧・消防水利確保
- (2) 初期消火用機材の整備
- (3) 空中消火用機材の整備
- (4) 消火訓練の実施
- (5) その他消火に必要な事項

3 防火思想の普及

- (1) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。
- (2) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。
- (3) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (4) 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

4 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、日本語を解せない外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

5 情報通信手段の整備

林野火災における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

6 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止する

ため、災害広報体制の整備充実を図る。

- (1) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- (3) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

ア 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

イ 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

ア 負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動関係

ア 防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。

ウ 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

エ 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

8 避難収容活動及び情報提供関係

発災時に備え、指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、住民等への周知徹底に努める。また迅速かつ的確な災害情報の収集・連携体制の整備とともに関係機関との情報共有を図るものとする。

(1) 避難誘導

指定避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その場合、高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

(2) 指定避難所

ア 公民館、学校等公共的施設等を対象に、指定避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

イ あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

9 住民の防災活動の環境整備

- (1) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
- (2) 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。
- (2) 高崎行政県税事務所又は県危機管理課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）（資料15-1）による。
- (3) 国立公園及び国定公園について環境省自然環境局と連携のうえ、情報の収集・連絡を図る。

2 応援要請

- (1) 他の市町村への要請
市のみでは消火が困難と判断したときは、市町村の相互応援協定により火災状況を勘案の上、他の市町村に対し応援を求める。
- (2) 県防災ヘリコプターの要請
ヘリコプターによる消火活動を要すると判断したときは、県に対しヘリコプターの出動を要請する。
- (3) 自衛隊の派遣要請
自衛隊の派遣要請を依頼するときは、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に基づき、県に依頼する。

3 消火活動

- (1) 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の方途を講ずるものとする。
 - ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防御担当区域
 - ウ 携行する消防器材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ ヘリポートの設定
 - ク 救急救護対策
 - ケ その他必要事項
- (2) 市民及び自主防災組織による消火活動
市民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

4 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置す

る等、応急活動体制を確立する。

5 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第2編第2章第11節「避難活動計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

8 交通規制の実施

林野火災時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

9 二次災害の防止活動

(1) 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

(2) 市は、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第3 災害復旧

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

第1 災害予防計画

1 災害に強いまちづくり

(1) 市は、次により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
- ウ 市街地開発事業等による市街地の面的な整備
- エ 建築物や公共施設の耐震、不燃化
- オ 水面・緑地帯の計画的確保
- カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導するものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(イ) 公共施設の管理者及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るよう指導するものとする。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 火災気象通報

ア 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として直ちに県（危機管理課）に通報するものとする。

イ 県（危機管理課）は、アの通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定により、直ちにこれを各市町村に通報するものとする。

(2) 火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、火災に関する警報として「火災警報」を発表する。

3 救助・救急活動体制の整備

市は消防機関と協力し、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チ

ェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 消火活動体制の整備

(1) 消防機関及び市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 消防機関及び市は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

6 防災知識の普及

(1) 市は消防機関と連携し、全国火災予防運動等を通じ、市民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

(2) 学校等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 市は消防機関と連携し、市民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

また、消防法の改正により、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられたため、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

7 情報通信手段の整備

大規模な火事災害における情報通信手段の整備の具体的な計画については、第2編第1章第8節「情報の収集・連絡及び通信の確保」に準ずるものとする。

8 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実に努める。

第2 災害応急対策計画

1 市における災害情報の収集・連絡

(1) 市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

(2) 一般被害情報等の収集・連絡

被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

(3) 高崎行政県税事務所又は県危機管理課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）（資料15-1）による。

2 応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第2節「活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

3 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第2編第2章第11節「避難活動計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、

必要な避難措置を実施する。

4 救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、第2編第2章第13節「医療活動」の定めるところにより実施する。

6 消火活動

(1) 市民及び自主防災組織による消火活動

市民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（危機管理課）に要求するものとする。

7 交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、第2編第2章第15節「交通の確保」の定めるところにより実施する。

8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第6節「広域応援の要請」の定めるところにより、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第3 災害復旧・復興対策

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第2編第3章「災害復旧・復興」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6編

資 料 編

1-1 防災関係機関連絡先

1 国

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所	総務課	渋川市渋川121-1	0279-22-4177	0279-23-4791
国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	総務課	高崎市栄町6-41	027-345-6000	027-345-6085
碓氷出張所	—	安中市松井田町松井田6-1	027-393-1527	027-393-0495
気象庁前橋地方気象台		前橋市大手町2-3-1	027-896-1220	027-896-1164
気象庁 浅間山火山防災連絡事務所		長野県北佐久郡軽井沢町大字長 倉字北浦1706-8	0267-45-2167	0267-46-1527
農林水産省関東農政局 (群馬県拠点ほか)		前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
林野庁 関東森林管理局		前橋市岩神町4-16-25	027-210-1155	027-230-1393
群馬森林管理署		前橋市岩神町4-16-25	027-210-1203	027-210-1248
松井田森林事務所				
細野森林事務所				
厚生労働省群馬労働局 高崎公共職業安定所安中出張所		安中市安中1-1-26	027-382-8609	027-382-4141

2 自衛隊

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
陸上自衛隊第12旅団司令部	第3部	北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011	0279-54-2011

3 県

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
群馬県	危機管理課	前橋市大手町1-1-1	027-226-2255	027-221-0158
高崎行政県税事務所	総務振興係	高崎市台町4-3	027-322-4681	027-326-7076
安中土木事務所	施設管理係	安中市安中3711-1	027-382-1350	027-382-2412
安中保健福祉事務所	総務福祉係	安中市高別当336-8	027-381-0345	027-382-6366
西部農業事務所		高崎市台町4-3	027-322-0539	027-324-6751
西部教育事務所		高崎市台町4-3	027-322-5864	027-327-2414
西部環境森林事務所		高崎市台町4-3	027-323-4021	027-323-6908

4 県警察

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
群馬県警察本部	警備部 警備第二課	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110	027-224-5047
安中警察署	警備課	安中市原市707-2	027-381-0110	027-381-2449
安中交番		安中市板鼻2200-11	027-381-0499	027-381-0499
秋間駐在所	—	安中市東上秋間1484-3	027-382-2101	
磯部駐在所	—	安中市磯部3-7-10	027-385-8051	
中後閑駐在所	—	安中市中後閑1531-1	027-385-4208	
鷺宮駐在所	—	安中市鷺宮3134-1	027-382-2100	
松井田交番		安中市松井田町新堀1111	027-393-0110	027-393-0110
新井駐在所	—	安中市松井田町新井393-1	027-393-3097	
二軒在家駐在所	—	安中市松井田町二軒在家784-1	027-393-0318	
原駐在所	—	安中市松井田町原407-3	027-395-2402	
横川駐在所	—	安中市松井田町横川327-4	027-395-2202	

5 近隣市町村等

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
高崎市	総務部防災安全課	高崎市高松町35-1	027-321-1352	027-321-1277
富岡市	総務部危機管理課	富岡市富岡1460-1	0274-62-1511	0274-62-0357
下仁田町	総務課地域安全係	下仁田町下仁田682	0274-82-2111	0274-82-5766
軽井沢町(長野県)	総務課	長野県北佐久郡軽井沢町長倉 2381-1	0267-45-8171/ 8172	0267-45-2077
桶川市(埼玉県)	安心安全課	埼玉県桶川市泉1-3-28	048-786-3211	048-786-3740

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
ふじみ野市（埼玉県）	危機管理防災課	埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1	049-262-9017	049-266-6245

6 消 防

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
高崎市等広域消防局	総務課	高崎市八千代町1-13-10	027-322-2393	027-323-1993
安中消防署	—	安中市安中1-10-30	027-382-1818	027-380-1077
郷原分署	—	安中市郷原135-1	027-385-3755	027-380-2063
松井田分署	—	安中市松井田町五料392-4	027-393-1221	027-380-3028

7 その他の機関

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
(一社)群馬県LPガス協会安中支部	—	安中市築瀬879-1	027-385-8610	
(一社)群馬県建設業協会安中支部	—	安中市安中3-25-7	027-381-0633	027-382-6377
(一社)群馬県トラック協会安中支部	—	安中市原市432	027-382-3333	
東京電力パワーグリッド(株)高崎支社	—	高崎市宮元町1-2	0120-99-5222	
日本郵便(株)安中郵便局	—	安中市安中3-24-7	027-381-0676	
東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所	—	長野県長野市松代町東寺尾1195-2	026-278-7701	
関東支社高崎管理事務所	—	高崎市島野町831	027-353-0211	
東日本電信電話(株)群馬支店	—	高崎市高松町3	027-326-0646	027-320-1541
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	—	高崎市栄町6-26		
安中駅	—	安中市中宿950		
安中榛名駅	—	安中市東上秋間2552-5		
磯部駅	—	安中市磯部1-17-1		
松井田駅	—	安中市松井田町八城94-1		
西松井田駅	—	安中市松井田町新堀476		
横川駅	—	安中市松井田町横川398		
(一社)安中市医師会	—	安中市安中1-1-20	027-381-0404	027-382-1560
(株)NTTドコモ群馬支店	—	高崎市高松町13 NTT東日本高崎別館ビル3F	027-290-4869	—
日本赤十字社群馬県支部 安中市地区	—	安中市安中1-23-13 (安中市保健福祉部福祉課)	027-382-1111	
日本放送協会前橋放送局	—	前橋市元総社町189	027-251-1711	
日本通運(株)群馬支店	—	群馬県前橋市中内町79-1	027-266-4122	
東京ガス(株)群馬支社	—	高崎市東町134-6	027-322-2523	
量子科学技術研究開発機構 高崎技術基盤研究所	—	高崎市綿貫町1233	027-346-9232	027-347-2561
土地改良区	—			
(公社)群馬県看護協会 安中地区支部	—			
群馬県石油共同組合	—			
(一社)群馬県バス協会	—	前橋市野中町588	027-261-2072	027-261-5537
群馬テレビ(株)	—	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0001	
(株)エフエム群馬	—	前橋市若宮町1-4-8GNビル	027-234-8000	
碓氷安中農業協同組合	—	安中市原市634	027-382-1131	027-382-1137
碓氷川森林組合	—	安中市松井田町新堀236-21	027-393-0234	027-393-1228
安中・碓氷歯科医師会	—			
安中市社会福祉協議会	—	安中市安中3-19-27	027-382-8397	027-382-8396
安中市商工会	—	安中市安中3-1-3	027-382-2828	027-382-6792
安中市薬剤師会	—			
安中市柔道整復師会	—			

1-2 安中市防災会議条例 (平成18年3月18日 安中市条例第23号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、安中市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成24条例22・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安中市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 安中市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成24条例22・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他の公共的団体の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 市が加入する一部事務組合の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の定数は、38人以内とする。

7 第5項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する委員にあつては委嘱されたときの当該機関等の職を辞したとき、同項第5号及び第6号に規定する委員にあつてはその職を辞したときは、委員の職を辞したものとする。

8 第5項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平成24条例22・平成30条例5・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平成24条例22・一部改正)

附 則

この条例は、平成18年3月18日から施行する。

附 則(平成24年9月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月19日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 安中市防災会議委員名簿

〔令和7年度〕

委員の別	機 関 名	役 職 名	所 在 地
会 長	安 中 市	市 長	安中市安中一丁目23番13号
1 号	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	所 長	高崎市栄町6番地41
	高 崎 河 川 国 道 事 務 所	台 長	前橋市大手町二丁目3番1号
2 号	気 象 庁 前 橋 地 方 気 象 台	所 長	高崎市台町4番地3
	群 馬 県 高 崎 行 政 県 税 事 務 所	所 長	安中市安中3711番地1
	群 馬 県 安 中 土 木 事 務 所	所 長	安中市高別当336番地8
3 号	群 馬 県 安 中 保 健 福 祉 事 務 所	署 長	安中市高別当336番地8
4 号	安 中 市	副 市 長	安中市安中一丁目23番13号
		総務部長	安中市安中一丁目23番13号
		企画政策部長	安中市安中一丁目23番13号
		市民環境部長	安中市安中一丁目23番13号
		保健福祉部長	安中市安中一丁目23番13号
		みりよく創出部長	安中市松井田町新堀245番地
		まちづくり部長	安中市安中一丁目23番13号
		上下水道部長	安中市安中二丁目11番24号 (谷津庁舎)
		松井田支所長	安中市松井田町新堀245番地
5 号	安 中 市 教 育 委 員 会	教 育 長	安中市松井田町新堀245番地
6 号	安 中 市 消 防 団	団 長	安中市安中一丁目10番30号
7 号	(一社)群馬県LPガス協会安中支部	支 部 長	安中市築瀬879番地1
	(一社)群馬県建設業協会安中支部	支 部 長	安中市安中三丁目25番7号
	(一社)群馬県トラック協会安中支部	支 部 長	安中市原市432番地
	東京電力パワーグリッド(株)高崎支社	副支社長	高崎市宮元町1番地2
	日 本 郵 便 (株) 安 中 郵 便 局	局 長	安中市安中三丁目24番7号
	東日本高速道路(株)関東支社高崎管理事務所	所 長	高崎市島野町831番地
	東 日 本 電 信 電 話 (株) 群 馬 支 店	支 店 長	高崎市高松町3番地
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社安中駅	駅 長	安中市宿950番地
	(一社)安中市医師会	会 長	安中市安中一丁目1番20号
	(公社)群馬県看護協会安中地区支部	支 部 長	
8 号	(福)安中市社会福祉協議会	事務局長	安中市安中三丁目19番27号
	高崎市等広域消防局安中消防署	署 長	安中市安中一丁目10番30号
9 号	安 中 市 区 長 会	会 長	安中市安中一丁目23番13号
	陸上自衛隊第12後方支援隊第1整備中隊	隊 長	北群馬郡榛東村大字新井1017番地2 相馬原駐屯地
	安 中 市 女 性 防 火 ク ラ ブ	本 部 長	安中市安中一丁目10番30号
	日 赤 安 中 市 地 区 赤 十 字 奉 仕 団	団 長	安中市安中一丁目23番13号
	み の り が 丘 区 会 防 災 会	代 表	
	ぐんま地域防災アドバイザー	防 災 士	
	安中市男女共同参画推進委員会	委 員 長	安中市安中一丁目23番13号
	安 中 市 国 際 交 流 協 会	副 会 長	安中市築瀬468番地1

1-4 安中市災害対策本部条例 （平成18年3月18日 安中市条例第24号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、安中市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成24条例22・一部改正）

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（平成24条例22・一部改正）

附 則

この条例は、平成18年3月18日から施行する。

附 則(平成24年9月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害時応援協定・覚書

番号	協 定 名	締 結 先	締 結 日	協定の概要
1	安中市及び信越化学工業株式会社磯部工場相互応援協定	信越化学工業株式会社磯部工場	昭和 52 年 6 月 28 日	大規模災害及び産業災害等の予防、対処に関する相互応援
2	災害時における相互応援に関する協定	埼 玉 県 桶 川 市	平成 9 年 4 月 28 日	職員派遣、車両の提供、食料・飲料水・生活必需品・資機材・物資・施設の提供、ボランティアの斡旋等
3	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定	安 中 警 察 署	平成 9 年 5 月 8 日	交通指導員の要請
4	社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	社団法人日本水道協会関東地方支部、東京都支部、神奈川県支部、千葉県支部、埼玉県支部、群馬県支部、栃木県支部、茨城県支部、山梨県支部	平成 10 年 4 月 30 日	応急給水・復旧活動、応急復旧資機材の提供、工事業者の斡旋等
5	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定	高崎市等広域消防組合（現高崎市・安中市消防組合） 群馬県中央生コンクリート協同組合	平成 10 年 1 月 1 日	消防水利への補水作業
6	群馬県水道災害相互応援協定	群馬県 県内各水道事業者	平成 13 年 2 月 9 日	応急給水作業、応急復旧工事、応急復旧用資機材の供出
7	災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社	平成 17 年 6 月 6 日	飲料水の供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫の提供
8	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成 17 年 6 月 6 日	移動トイレ、発電機その他レンタル資機材の提供及び運搬
9	群馬県防災航空隊応援協定	群馬県	平成 18 年 3 月 27 日	群馬県防災ヘリコプターの支援出動
10	消防相互応援協定	高 崎 市	平成 18 年 3 月 29 日	消防団その他必要な人員、資機材の出動
11	消防相互応援協定	富 岡 市	平成 18 年 4 月 24 日	消防団その他必要な人員、資機材の出動
12	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生 活 協 同 組 合 コ ー プ ぐ ん ま	平成 19 年 1 月 25 日	物資の供給、輸送、ボランティア活動等
13	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成 19 年 3 月 1 日	物資の供給及び輸送

14	し尿処理に関する相互応援協定	甘楽西部環境衛生施設組合、富岡甘楽衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	平成19年5月	し尿処理に係る相互応援
15	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	群馬県 県内市町村及び一部事務組合	平成20年4月	災害廃棄物等の処理に係る相互応援
16	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成23年2月1日	各種の情報交換、リエゾンの派遣
17	水道災害時等における応援に関する協定	安中市管工事 協同組合	平成24年1月30日	水道施設等の応急復旧及び応急給水
18	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年7月1日	生活物資の供給協力
19	自動販売機設置契約書及び自動販売機設置契約に関する覚書	株式会社伊藤園 高崎支店	平成29年9月11日	自動販売機内の商品の提供
20	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	安中アマチュア無線クラブ	平成24年12月27日	災害情報の収集・伝達
21	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	全国梅サミット協議会加盟市町(13市町)：湯河原町(神奈川)、みなべ町(和歌山)、知多市(愛知)、奈良市(奈良)、水戸市(茨城)、越生町(埼玉)、青梅市(東京)、小田原市(神奈川)、熱海市(静岡)、太宰府市(福岡)、伊豆市(静岡)、若狭町(福井県)	平成25年3月9日	食料・飲料水及び生活必需品の供給、応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣等
22	災害時相互応援協定書	埼玉県ふじみ野市	平成25年5月23日	食料・飲料水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬及び譲与、職員の派遣等
23	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社(安中駅)	平成25年9月24日	帰宅困難者に対する支援
24	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社(安中榛名駅)	平成26年1月29日	帰宅困難者に対する支援
25	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	一般社団法人群馬県LPガス協会安中支部	平成26年2月25日	避難所等へのLPガスの供給協力

26	災害時における相互応援に関する協定	佐久水道企業団	平成 26 年 5 月 16 日	応急給水及び応急復旧に必要な職員の派遣、車両・資機材及び物資等の提供
27	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	群馬県石油協同組合 碓氷安中支部	平成 26 年 8 月 29 日	ガソリン、軽油、灯油及び重油の供給協力
28	西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定	西毛地域水道事業者協議会加盟市町村(8市町村)：藤岡市、富岡市、神流町、下仁田町、甘楽町、上野村、南牧村	平成 26 年 10 月 2 日	応急給水及び応急復旧に必要な職員の派遣、資機材、物資及び車両等の提供
29	災害時における物資提供に関する協定	株式会社 環境システムズ	平成 26 年 10 月 27 日	トイレットペーパーの提供
30	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	平成 27 年 4 月 1 日	危機管理計画の作成、防災に関する資料等の計画作成、防災訓練等の実施等
31	地震体験車の貸付、管理及び運用に関する協定	高崎市、高崎市・安中市消防組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	平成 27 年 4 月 1 日	地震体験車の貸付、管理及び運用
32	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 あんなか福祉会	平成元年 11 月 29 日	「特別養護老人ホーム明嶺荘」及び「特別養護老人ホームのどの荘」の指定福祉避難所としての施設の利用
33	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 碓氷福祉会	平成元年 11 月 29 日	「特別養護老人ホームうすいの里」の指定福祉避難所としての施設の利用
34	災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定	群馬県行政書士会 安中支部	平成 27 年 6 月 23 日	行政書士業務
35	災害時相互応援協定	長野県軽井沢町	平成 28 年 2 月 5 日	食料・飲料水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬及び譲与、職員の派遣等
36	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	一般社団法人 群馬建築士会 安中支部	平成 28 年 8 月 4 日	避難所等に対する応急危険度判定の実施
37	災害時相互応援協定	千葉県南房総市	平成 29 年 3 月 11 日	食料・飲料水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬及び譲与、職員の派遣等
38	災害時における安中市と安中市内郵便局の協力に関する協定	安中市内郵便局	平成 29 年 3 月 27 日	市内郵便局所有車両の緊急車両等としての提供、広報活動、被災状況及び

				避難所開設状況の情報提供等
39	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成29年 3月30日	特設公衆電話の設置、利用及び管理等
40	災害時における相互協力に関する協定	社会福祉法人 安中市社会福祉協議会、 公益社団法人安中青年会議所	平成29年 6月1日	災害救援ボランティア活動の相互協力
41	災害情報等の発信に関する覚書	東京瓦斯株式会社 群馬支社	平成29年 7月19日	災害情報等の発信
42	災害及び武力攻撃事態等における旧信越本線横川駅軽井沢駅間トンネルの使用に関する覚書	長野県軽井沢町	平成29年 8月1日	旧信越本線横川駅軽井沢駅間トンネルの避難場所としての使用
43	災害時の協力に関する協定	株式会社ボルテックスセイグン	平成29年 10月17日	ガソリン及び軽油の提供、倉庫等での救援物資等の一時保管、集積拠点等での救援物資等の入出庫及び仕分けの協力等
44	災害時における避難所等としての施設使用等に関する協定	会計検査院 事務総長官房	平成30年 3月5日	避難場所及び避難所としての施設利用
45	災害に関する情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年 3月13日	キャッシュサイト、災害に関する避難所、避難情報等の情報発信
46	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成30年 3月26日	地図製品等の供給
47	災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	平成30年 3月30日	電力復旧及び電力供給活動
48	災害時等における応急対策の協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部 群馬県部会	平成30年 5月28日	公共下水道、雨水排水管路施設及びし尿処理施設等の管路踏査、応急措置の協力
49	災害等対応のための共助基本協定	株式会社 ウィズウェスト ジャパン	平成30年 10月23日	災害発生時や不法投棄等の廃棄物の処分のための施設及び設備の提供、上記活動を継続実施するための整備・維持及び地域住民への普及啓発支援等
50	災害時における安中市と群馬県オートバイ事業協同組合の協力に関する協定	群馬県オートバイ事業協同組合	平成30年 11月27日	被害状況の調査及び報告、支援物資等の輸送等の協力
51	災害時における段ボール製品の提供に関する協定	株式会社三和紙器	平成31年 2月28日	段ボール製品の提供
52	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	医療法人信愛会	平成31年 3月19日	「本多病院」及び「介護老人保健施設うらく」

				の指定福祉避難所としての施設の利用
53	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人 常磐会	平成31年 3月19日	「特別養護老人ホームな ゆた」の指定福祉避難所 としての施設の利用
54	災害時における福祉避難所の指定等に関する覚書	社会福祉法人 安中市社会福祉協 議会	平成31年 4月12日	「安中市障害者支援セン ター」の指定福祉避難所 としての施設の利用
55	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人 光の里	令和元年 5月10日	「エルピスあけぼの」、 「フィロスあけぼの」、 「ゆうゆうホーム」、 「ゆうゆうホーム第2」 及び「カノンの家」の指 定福祉避難所としての施 設の利用
56	災害時における福祉避難所の指定等に関する覚書	社会福祉法人 光の里	令和元年 5月10日	「安中市障害児者生活サ ポートセンター」及び 「安中市在宅重度心身障 害児者等デイサービスふ れあいの家」の指定福祉 避難所としての施設の利用
57	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人 松井田福祉会	令和元年 5月21日	「特別養護老人ホーム楽 聚」の指定福祉避難所と しての施設の利用
58	災害時における施設利用に関する覚書	一般財団法人 碓氷峠交流記念財 団	令和元年 6月14日	碓氷峠鉄道文化むらの 「お座敷列車（くつろぎ 号）」及び「西展示館2 階」の指定避難所としての施設の利用
59	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	群馬県社会保険労 務士会高崎支部	令和元年 8月2日	社会保険労務士の業務の協力
60	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	株式会社 ティエムコーポレ ーション	令和元年 9月3日	「グループホームけや き」、「小規模多機能ホ ームゆうゆう」及び「グ ループホームなないろ」 の指定福祉避難所としての施設の利用
61	災害時における物資の供給及び保管等に関する協定	碓氷安中 農業協同組合	令和元年 10月7日	食料、飲料水、その他生 活必需品及び資機材の提 供、倉庫での救援物資等 の一時保管、遺体の安置 施設等の提供、ガソリン 及び軽油等の提供等
62	可搬型給電器「パワー・ムーバー」の提供に関する協定	GN ホールディング ス株式会社	令和2年 4月9日	可搬型給電器「パワー・ムーバー」の提供
63	災害時における施設の一時利用に関する協定	株式会社荻野屋	令和2年 8月25日	災害時における「おぎの や横川店」の一時利用

64	災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する覚書	社会福祉法人安中市社会福祉協議会	令和2年 10月15日	災害時における災害ボランティアセンターの設置、運営等
65	災害時における物資等の輸送、一時保管及び仕分け等に関する協定	一般社団法人群馬県トラック協会安中支部	令和2年 11月16日	救援物資等の輸送、一時保管及び仕分け等
66	災害時における電気自動車等の提供に関する協定	群馬日産自動車株式会社	令和3年 3月10日	災害時における電気自動車等の貸与
67	災害時における電気自動車等の貸与に関する協定	トヨタカローラ高崎株式会社	令和3年 4月7日	災害時における外部給電可能な車両の貸与
68	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	令和4年 3月10日	避難・被害状況の共有、障害物の除去や応急措置の協力、避難所等への通信手段の確保及び通信中断の未然防止
69	災害時における電力復旧作業及び道路啓開作業に伴う障害物の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社	令和4年 3月10日	障害物の除去、応急措置及び予防措置の協力や情報共有等
70	災害時における食料供給等の協力に関する協定	カレーハウスCoCo壱番屋高崎筑縄店	令和4年 3月30日	食糧の調達及び供給、指定避難所等への運搬
71	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社北関東支店	令和4年 3月30日	物資集積・搬送拠点の設置に伴う施設の提供、支援物資等の荷役作業、指定避難所等への物資配送
72	災害時等における緊急・救援輸送に関する協定	一般社団法人S.I.Net会	令和4年 11月24日	回転翼航空機を用いた被害状況の調査及び応急物資の輸送等の協力
73	災害時における電力提供可能車両等の貸与に関する協定	群馬トヨタグループ（群馬トヨタ自動車株式会社、ネットヨタ高崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース群馬、トヨタL&F群馬株式会社）	令和5年 1月24日	災害時における電力提供可能車両等の貸与
74	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	令和5年 6月8日	災害時における避難場所の提供及びトイレ等設備の利用
75	災害救助に必要な物資等の提供に関する協定	一般社団法人群馬県建設業協会安中支部	令和5年 4月1日	人材、資機材及び物資の提供
76	緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	大塚ウエルネスベンディング株式会社、株式会社ティーライフ	令和5年 11月1日	飲料用自動販売機内の商品の提供

77	災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人築瀬福祉会	令和6年 2月26日	「特別養護老人ホームしづの想い」の指定福祉避難所としての施設の利用
78	災害時等における施設等の一時利用に関する協定	株式会社オサカベ自動車工業	令和6年 3月11日	災害時における避難場所の提供及びトイレ等設備の利用
79	無人航空機による災害対策活動に関する協定	一般財団法人日本ドローン協会群馬事業所	令和7年 2月5日	無人航空機による災害対策活動の実施
80	災害時等における応急復旧活動等の協力に関する協定	安中建設業組合	令和7年 3月26日	応急復旧活動及び救助活動等の協力

3-1 重要水防箇所

1 水防区域内の河川名

碓氷川、九十九川、秋間川、後閑川、柳瀬川、天神川、岩井川、八咫川、倉品川、猫沢川、苧根川、般若沢川、鍛冶屋川、板鼻川、小俣川、大沢川、雉子ヶ尾川、宮川、相水川、長足川、久保川、日向川、水境川、湯の入川、長源寺川、増田川、入山川、霧積川、遠入川、小竹川、矢ノ沢川、兎沢川、中川、櫛尾沢川、西ノ沢川、中木川、水谷川、新林沢川

2 重要水防箇所

河川名	担当水防管理団体名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			距離標		延長 (m)	重要理由
		種別	階級		市町村	町・大字	字	下流	上流		
碓氷川	安中市	堤防断面	B	左	安中	板鼻	対岸鼻高小学校より下流	3,500	3,900	400	堤防断面不足
〃	〃	堤防高、堤防断面、法崩れ、すべり	A	左	〃	板鼻、板鼻2丁目、板鼻1丁目、中宿、安中	(国)18号より上流	4,300	6,600	2,300	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足、法崩れ、すべりの恐れ
〃	〃	堤防高	B	右	〃	岩井	対岸鼻高小学校上流	4,350	4,500	150	堤防高不足(流下能力)
〃	〃	堤防高、堤防断面	A	右	〃	中宿1丁目、中宿	鷹ノ巣橋下流上流	5,500	6,700	1,200	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
〃	〃	堤防高	A	左	〃	安中4丁目	中宿跨道線橋上流	7,100	7,300	200	堤防高不足(流下能力)
〃	〃	堤防断面	B	右	〃	中宿	(国)18号より上流	7,100	7,300	200	堤防断面不足
〃	〃	堤防高	B	右	〃	松井田町八城	中瀬大橋下流	20,300	20,600	300	堤防高不足(流下能力)
九十九川	〃	堤防断面、法崩れ、すべり	A	右	〃	安中5丁目	久芳橋上流	200	700	500	堤防断面不足 法崩れ・すべりの恐れ
〃	〃	堤防高	B	左	〃	松井田町新井	養地	14,150	14,200	50	堤防高不足(流下能力)
秋間川	〃	堤防断面	B	左	〃	東上秋間	池尻	4,300	4,575	275	堤防断面不足
3河川	10箇所									5,575	内 A=4 箇所 4200m 内 B=6 箇所 1375m

3-2 地すべり危険区域

1 総括表

土木事務所	市 町 村	幹 川	区 域 数
安 中	安 中 市	碓 氷 川	28

2 地すべり危険区域

土 木 事務所	箇所名	河 川 名		所 在 地		面積 (ha)	指定の 有 無
		幹川名	溪流名				
安 中	竜 貝 戸	碓 氷 川	後 閑 川	安 中 市	上 後 閑	17.2	無
	西 久 保	後 閑 川	長 足 沢	安 中 市	中 後 閑	8.9	有
	芝 原	九 十 九 川	宮 川・芝 原 沢	安 中 市	下 後 閑	19.7	無
	宮 ノ 入	碓 氷 川	九 十 九 川・宮 川	安 中 市	下 後 閑	8.4	無
	岩 下	碓 氷 川	小 俣 川	安 中 市	小 俣	7.2	無
	中 閑	九 十 九 川	秋 間 川	安 中 市	西 上 秋 間	11.6	有
	般若 沢	碓 氷 川	般 若 沢	安 中 市	西 上 秋 間	15.2	無
	三軒茶屋	碓 氷 川	秋 間 川	安 中 市	西 上 秋 間	8.0	無
	上 長 岩	碓 氷 川	苅 根 川	安 中 市	東 上 秋 間	49.3	無
	長 岩	碓 氷 川	苅 根 川	安 中 市	東 上 秋 間	28.6	有
	熊 谷	碓 氷 川	樗 山 沢	安 中 市	中 秋 間	8.3	無
	川 久 保	碓 氷 川	川 久 保 川	安 中 市	下 秋 間	25.5	有
	雉子ヶ尾	碓 氷 川	秋間川・雉子ヶ尾沢	安 中 市	下 秋 間	9.0	有
	八 重 巻	碓 氷 川	秋間川・雉子ヶ尾沢	安 中 市	下 秋 間	4.2	無
	前 小 峰	碓 氷 川	天神川・大谷津川	安 中 市	下 間 仁 田	16.2	無
	赤 坂 南	碓 氷 川	遠 入 川	安 中 市	松井田町北野牧	24.1	無
	恩 賀	碓 氷 川	入 山 川	安 中 市	松井田町西野牧	26.0	無
	灘 田	碓 氷 川	入 山 川	安 中 市	松井田町原	6.2	有
	中 木 山	碓 氷 川	中木川・ワサビ沢	安 中 市	松井田町五科	58.9	有
	横 川	碓 氷 川	矢 の 沢	安 中 市	松井田町横川	7.1	無
	梅 久 保	碓 氷 川	—	安 中 市	松井田町横川	16.7	有
	遠 入	碓 氷 川	矢崎川・手引沢川	安 中 市	松井田町入山	27.9	有
	高野谷戸	碓 氷 川	—	安 中 市	松井田町人見	2.1	無
	木 馬 瀬	九 十 九 川	増 田 川・東 沢	安 中 市	松井田町上増田	36.4	無
	板ヶ沢	九 十 九 川	増 田 川	安 中 市	松井田町上増田	26.9	有
	熊 ノ 谷	九 十 九 川	増 田 川	安 中 市	松井田町上増田	14.8	無
	浅 谷	碓 氷 川	増 田 川	安 中 市	松井田町上増田	13.4	無
	大 和 田	碓 氷 川	増 田 川	安 中 市	松井田町上増田	10.8	有

3-3 急傾斜地崩壊危険区域

(平成20年3月31日現在)

整理 番号	区 域 名	所 在 地				指定年月日	告示 番号
45-	川原町	安中市		谷津		S51.4.16	286
45-2	川原町(追加)	安中市		安中二丁目	川原町、長龍、谷津	H3.9.27	725
62-	名山	安中市		郷原	名山	S52.12.27	952
119-	塩ノ窪	安中市		磯部一丁目	塩ノ窪	S54.12.11	910
120-	城山	安中市		築瀬	上久保、東原	S54.12.11	910
121-	長坂	安中市		大谷	栗山	S54.12.11	910
158-	野毛良日向	安中市		下間仁田	橋場、日向、野毛良	S55.9.16	621
159-	中島	安中市		下間仁田	中島、西前小峰、天神森、山峰、前小峰、西前小峰	S55.9.16	621
159-2	中島(追加)	安中市		下間仁田	中島	S59.12.7	939
160-	金蔵	安中市		下後閑	金蔵、十二、小屋敷	S55.9.16	621
161-	川久保	安中市		下秋間	熊野谷津、覚院防、川久保、三反田	S55.9.16	621
184-	道城	安中市		中秋間	岩下、道城、二城、礼応寺	S56.4.3	236
184-2	道城(追加)	安中市		中秋間	岩下	H11.4.2	247
185-	松久保	安中市		下後閑	石神、松久保	S56.4.3	236
206-	大上	安中市		中後閑	大上、坂詰、長足、谷津	S56.11.27	917
209-	自性寺	安中市		下秋間	薬師入、東平、薬師	S56.11.27	917
227-	中関	安中市		西上秋間	中関	S57.4.1	291
249-	藤井	安中市		野殿、岩井	藤井、西ノ平、西	S58.3.8	167
250-	川久保(B)	安中市		下秋間	川久保	S58.3.8	167
278-	裏	安中市		大谷	裏、坊貝戸	S59.12.7	937
278-2	裏(追加)	安中市		大谷	坊貝戸	S62.6.9	417
278-3	裏(追加)	安中市		大谷	坊貝戸、北谷津	H14.11.5	567
279-	黒後	安中市		中秋間	黒後、笹原、金谷津、上黒後	S59.12.7	938
292-	小俣	安中市		小俣	城山、日向	S61.2.7	68
293-	滑沢	安中市		小俣	滑沢、入ノ峯、梅ノ木	S61.2.7	68
312-	原貝戸	安中市		下秋間	吉ヶ谷津、原貝戸	S61.8.19	590
313-	下平	安中市		鷺宮	西下平	S61.8.19	590
320-	道坂	安中市		大谷	道坂	S62.6.9	417
321-	山崎	安中市		中秋間	山崎	S62.6.9	417
321-2	山崎(追加)	安中市		中秋間、下秋間	山崎、山崎原	S63.4.22	333
352-	中原	安中市		下間仁田、安中	山崎、中原、鳶宮	S63.4.22	333
353-	下高別当	安中市		安中	虚空蔵、下高別当	S63.4.22	333
379-	久保	安中市		東上秋間	上久保、下久保	H1.8.22	747
380-	郷原	安中市		郷原	西下山、塩ノ窪、稲山	H1.8.22	747
380-2	郷原(追加)	安中市		郷原	塩ノ窪	H10.5.22	334
468-	池田	安中市		大竹	大阪東山、下池田	H6.8.30	520
488-	川久保(C)	安中市		下秋間	日向	H8.12.17	774
489-	吉ヶ谷津	安中市		下秋間	吉ヶ谷津	H8.12.17	774
512-	滑沢西	安中市		下後閑	幕岩、滑澤	H10.5.22	334
538-	相水前	安中市		下秋間	相水谷津、善応寺谷津、相水前、辻	H12.10.10	566
550-	苅稻	安中市		東上秋間	苅稻	H13.4.20	256
555	東平	安中市		岩井	東山、砂子	H14.2.15	88

第6編 資料編 3-3 急傾斜地崩壊危険区域

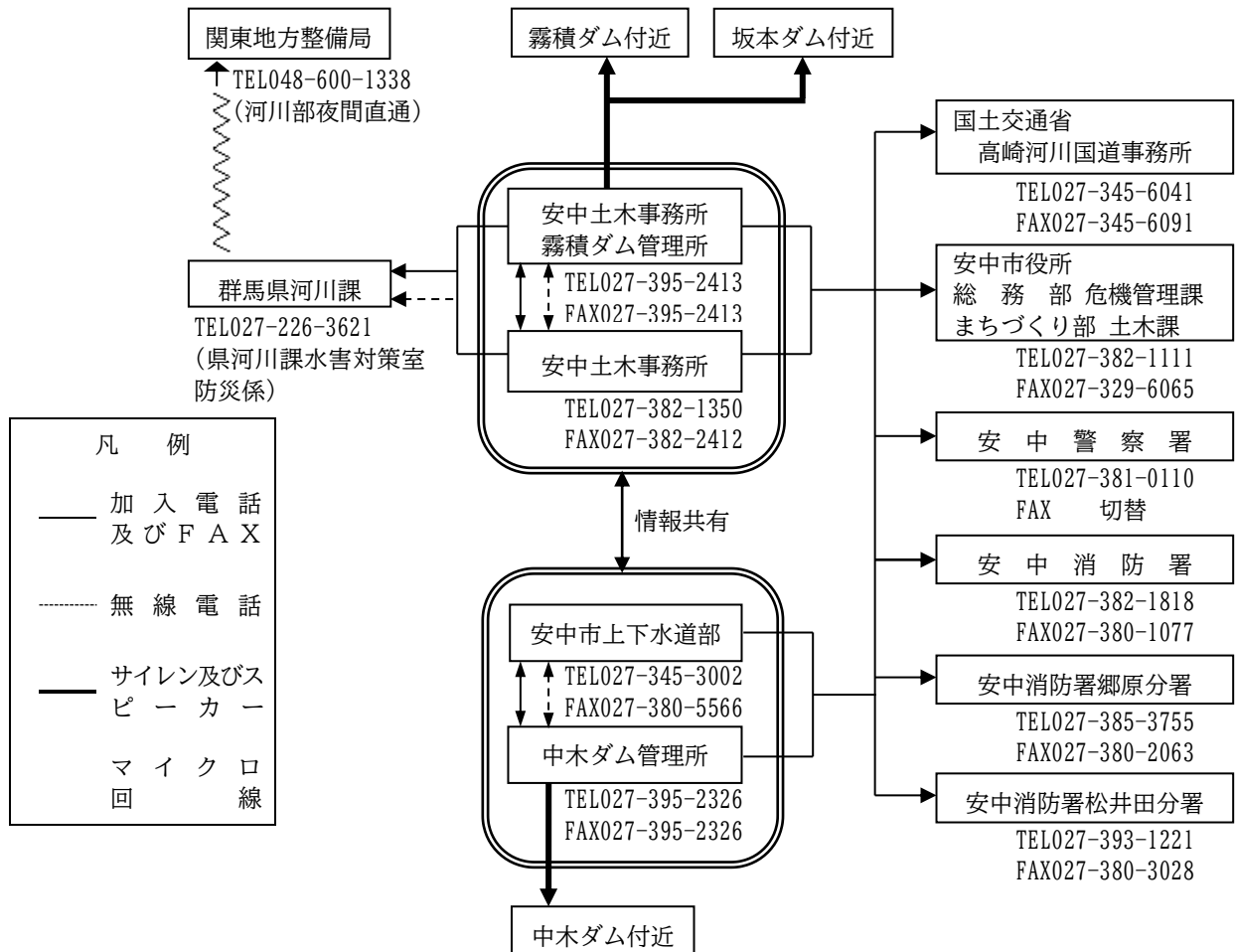
整理 番号	区 域 名	所 在 地				指定年月日	告示 番号
558-	二ノ谷	安中市		大谷	二ノ谷	H14.3.15	152
562-	善応寺谷津	安中市		下秋間	善応寺谷津、辻	H14.6.11	355
597-	前田	安中市		野殿	前田、日向、東方子	H18.3.31	270
1-	塚越団地	安中市	松井田町	松井田	塚越、一本松	S45.10.2	481
1-2	塚越団地(追加)	安中市	松井田町	松井田	塚越、一本松、越戸	S52.12.27	952
1-3	塚越団地(追加)	安中市	松井田町	松井田	塚越、越戸	S61.2.7	68
46-	塔の上	安中市	松井田町	松井田	塔の上	S51.7.30	513
71-	下平	安中市	松井田町	西野牧	栗ノ木下	S52.12.27	952
72-	上横川	安中市	松井田町	横川	関上、宮ノ前	S52.12.27	952
72-2	上横川(追加)	安中市	松井田町	横川	関上、宮ノ前	S59.12.7	940
73-	西城	安中市	松井田町	新堀	西城	S52.12.27	952
90-	中横川	安中市	松井田町	横川	大林、中道上	S53.12.26	897
122-	下横川	安中市	松井田町	横川	二階、東	S54.12.11	910
122-2	下横川(追加)	安中市	松井田町	横川	二階、東	H7.8.18	524
162-	中瀬	安中市	松井田町	八城	渡戸、中瀬	S55.9.16	621
207-	関口	安中市	松井田町	新井	関口	S56.11.27	917
208-	東村	安中市	松井田町	土塩	東村	S56.11.27	917
251-	赤浜	安中市	松井田町	北野牧	赤浜、松葉道	S58.3.8	167
252-	明賀	安中市	松井田町	北野牧	明賀	S58.3.8	167
253-	琵琶ノ久保	安中市	松井田町	松井田	琵琶ノ久保	S58.3.8	167
254-	西見寺	安中市	松井田町	新井	西見	S58.3.8	167
254-2	西見寺(追加)	安中市	松井田町	新井	西見	S62.6.9	417
280-	北横町	安中市	松井田町	松井田	愛宕山、一本松、堀之内	S59.12.7	941
281-	堀之内	安中市	松井田町	松井田	千手山、愛宕山、紺屋町、立ヶ堀	S59.12.7	942
354-	宮地	安中市	松井田町	新井	宮地、養地	S63.4.22	333
381-	中木	安中市	松井田町	五料	乙中木、甲中木	H1.8.22	747
382-	日向	安中市	松井田町	高梨子	日向	H1.8.22	747
383-	久保	安中市	松井田町	入山	久保、暮井	H1.8.22	747
402-	遠入	安中市	松井田町	入山	上ノ山、前畑、遠入	H2.3.6	193
422-	木馬瀬	安中市	松井田町	上増田	木馬瀬	H3.7.16	593
437-	板ヶ沢	安中市	松井田町	上増田	板ヶ澤	H4.7.24	586
462-	宮地(B)	安中市	松井田町	新井	宮地	H6.3.15	167
509-	天神	安中市	松井田町	下増田	天神、天神原	H10.4.10	247
520-	天宿	安中市	松井田町	上増田	広瀬、天宿	H11.7.6	427
551-	蟹沢	安中市	松井田町	土塩、新井	蟹沢、鍛冶屋村、鍛冶屋村原、畑中	H13.4.20	256
588-	小日向	安中市	松井田町	小日向	下ノ防、東原	H16.3.16	123
589-	中道上	安中市	松井田町	松井田	越戸、下原道下	H16.3.16	123
606	新町2	安中市	松井田町	新堀	西北谷戸	H21.5.15	189
613	竹ノ内	安中市	松井田町	土塩	西道添	H22.7.20	236
617	アツ沢-1	安中市		鷺宮	新地	H24.3.2	77
618	アツ沢-2	安中市		鷺宮	新地	H24.3.2	77
619	アツ沢-3	安中市		鷺宮	新地	H24.3.2	77

3-4 ダム一覧

1 ダム

河川名	名称	位 置			所 轄	通報又は通報責任者
霧積川	霧積ダム	安中	松井田	坂本	群馬県	安中土木事務所長
碓氷川	坂本ダム	安中	松井田	坂本	群馬県	安中土木事務所長
中木川	中木ダム	安中	松井田	五料	安中市	安 中 市 長 (安中市上下水道部)

2 霧積ダム、坂本ダム及び中木ダム放流等連絡系統図



3-5 ため池

1 旧安中市

No.	溜池名	所在地	有効貯水量 (m ³)
1	並木溜池	安中市高別当字並木70-1	1,200
2	森谷戸溜池	字森ヶ谷戸86	520
3	雲雀溜池	嶺字雲雀1624	1,440
4	大坂溜池	郷原字大坂1596	9,000
5	給人宿溜池	字給人宿580-1	600
6	小倉山溜池	字小倉山2355	1,000
7	堤上溜池	築瀬字堤上803	3,500
8	築上溜池	字築上244	700

No.	溜池名	所在地	有効貯水量 (m ³)
9	西前溜池	// 大竹字西前1144	2,000
10	木下前溜池	// // 字木下前1076	960
11	南中島溜池	// 中野谷字南中島1300	400
12	堤下溜池	// 鷺宮字堤下2043	2,000
13	南上平溜池	// // 字南上平559	350
14	高尾境溜池	// 上間仁田字高尾境11	2,900
15	丸小溜池	// // 字夏後原43	2,200
16	峯溜池	// // 字峯941	400
17	住吉溜池	// 岩井字住吉1383	1,700
18	長坂溜池	// 野殿字長坂1312	1,400
19	赤池溜池	// // 字赤池1750	400
20	極楽溜池	// // 字外出1690	2,800
21	前入溜池	// // 字前入2516	550
22	東方子溜池	// // 字東方子2599	280
23	日向溜池	// // 字日向2747	780
24	中井溜池	// // 字中井2946	280
25	木数溜池	// // 字木数2837	2,000
26	小間弓上溜池	// // 字石山3519-1	780
27	小間弓中溜池	// // 字石山3499	400
28	小間弓下溜池	// // 字小間弓3451	680
29	小松山溜池	// // 字小松山4083-2	180
30	細田溜池	// // 字細田3966-2	180
31	長者久保1溜池	// // 字境ノ入3326	600
32	長者久保2溜池	// // 字長者久保3397	160
33	長者久保3溜池	// // 字長者久保3406	900
34	長者久保4溜池	// // 字長者久保3406	240
35	新山溜池 (防災重点ため池)	// 大谷字新山1243	7,100
36	桑原溜池	安中市大谷字桑原958-1	400
37	内山溜池	// // 字内山1509	520
38	品ヶ沢溜池	// // 字品ヶ沢1328	180
39	菅の沢溜池	// 板鼻字平谷津3173-2	2,200
40	萩の入溜池	// 下後閑字萩の入2813	1,000
41	八木溜池	// 中後閑字八木1849	720
42	西久保溜池	// // 字西久保3422	1,000
43	戸谷溜池	// // 字戸谷3199-2	3,600
44	大沢南溜池	// // 字大沢西2951	2,000

2 旧松井田町

No.	溜池名	所在地	有効貯水量 (m ³)
1	西北谷戸ため池	安中市松井田町新堀字西北谷戸1297-1	2,700
2	湯沢ため池	安中市松井田町新堀字湯沢1147-1	3,000
3	禅谷津ため池	安中市松井田町新堀字禅谷津1198-1	540
4	上野ため池	安中市松井田町小日向字虚空蔵1492	1,500
5	高野谷戸ため池	安中市松井田町人見字小原1232	7,500

3-6 山腹崩壊危険地区

箇所番号	地区名	位置		山腹崩壊 危険度
		大字	字	
211-062	上町	板鼻	上町	b1
211-061	屏風岩	板鼻	屏風岩	b1
211-060	名山	郷原	名山	c1
211-059	日向2	松井田町高梨子	日向	c1
211-058	雷電2	安中	雷電	c1
211-057	中ノ峯	松井田町土塩	中ノ峯	c1
401-054	浅谷	上増田	浅谷	c1
401-053	鳥居	新堀	鳥居	c1
401-052	関口	新井	関口	c1
401-051	弁天河原	五料	弁天河原	c1
401-050	西平山	西野牧	西平山	c1
401-049	関口	新井	関口	c1
401-048	鍛冶屋村	土塩	鍛冶屋村	c1
401-047	小柴	坂本	小柴	a1
401-046	中河原	土塩	中河原	c1
401-045	川久保	原	川久保	c1
401-044	蟹沢	土塩	蟹沢	c1
401-043	宮地A	新井	宮地A	c1
401-042	南山	坂本	南山	b1
401-041	下平B	西野牧	下平B	a1
401-040	日向	高梨子	日向	c1
401-039	片地	入山	片地	c1
401-038	養地	高梨子	養地	c1
401-037	芦ノ和田-2	上増田	芦ノ和田-2	c1
401-036	山口	土塩	山口	c1
401-035	栃久保	土塩	栃久保	a1
401-034	御所平	五料	御所平	c1
401-033	下原	高梨子	下原	c1
401-032	芦ノ和田-1	上増田	芦ノ和田-1	c1
401-031	大和田	松井田町上増田	大和田	c1
401-030	天神	下増田	天神	c1
401-029	赤坂	下増田	赤坂	c1
401-028	北村	土塩	北村	c1
401-027	東村-2	土塩	東村-2	c1
401-026	東村-1	土塩	東村-1	c1
401-025	ニラサキ	坂本	ニラサキ	c1
401-024	アタゴサワ	坂本	アタゴサワ	b1
401-023	引の内	上増田	引の内	c1
401-022	ジユウタ	入山	ジユウタ	b1
401-021	大久保	新井	大久保	c1
401-020	栗木下	西野牧	栗木下	c1
401-019	小中木	五料	小中木	c1
401-018	コウニシオ	五料	コウニシオ	c1
401-017	アタゴヤマ	松井田	アタゴヤマ	c1
401-016	下細野	上増田	下細野	c1
401-015	ヌマノワダ	上増田	ヌマノワダ	a1
401-014	長久保	上増田	長久保	a1
401-013	上原	入山	上原	c1

箇所番号	地区名	位置		山腹崩壊 危険度
		大字	字	
401-012	カヤオネ	入山	カヤオネ	b1
401-011	スダチ	原	スダチ	b1
401-010	中河原	原	中河原	a1
401-009	アタゴヤマ	坂本	アタゴヤマ	b1
401-008	ツイジ	北野牧	ツイジ	b1
401-007	イナムラゴ	北野牧	イナムラゴエ	b1
401-006	ハップウタ	北野牧	ハップウタイラ	a1
401-005	クヌギダイ	北野牧	クヌギダイラ	a1
401-004	東	横川	東	b1
401-003	オツナカギ	五料	オツナカギ	c1
401-002	ニシキタガ	新堀	ニシキタガイド	c1
401-001	名山	国衛	名山	c1
211-056	稲子田	上後閑	稲子田	c1
211-055	岩下	小俣	岩下	c1
211-054	関	西上秋間	関	c1
211-053	新地	鷲宮	新地	c1
211-052	栗山	大谷	栗山	c1
211-051	栃谷戸	板鼻	栃谷戸	c1
211-050	塩ノ久保	磯部	塩ノ久保	c1
211-049	虚空蔵	安中	虚空蔵	c1
211-048	門能	西上秋間	門能	c1
211-047	平六	上後閑	平六	c1
211-046	天白	大谷	天白	c1
211-045	熊野山	大谷	熊野山	c1
211-044	二ノ谷	大谷	二ノ谷	c1
211-043	給人宿	郷原	給人宿	c1
211-042	大沢	中後閑	大沢	c1
211-041	仁反田	下後閑	仁反田	c1
211-040	広田	上後閑	広田	c1
211-039	称名寺	板鼻	称名寺	c1
211-038	甲油谷津	中秋間	甲油谷津	c1
211-037	山田	中後閑	山田	c1
211-036	雷電	安中	雷電	c1
211-035	広町	下秋間	広町	c1
211-034	寺前道上	下秋間	寺前道上	c1
211-033	城山	小俣	城山	c1
211-032	湯沢	板鼻	湯沢	b1
211-031	滑沢	下後閑	滑沢	c1
211-030	松ケ久保	下後閑	松ケ久保	c1
211-029	西平	岩井	西平	c1
211-028	長坂	大谷	長坂	c1
211-027	カクレ	野殿	カクレ	b1
211-026	山口	西上秋間	山口	b1
211-025	下塚原	中後閑	下塚原	c1
211-024	板沢	上後閑	板沢	c1
211-023	大谷津	下秋間	大谷津	c1
211-022	大谷津	下秋間	大谷津	c1
211-021	蛇喰	中秋間	蛇喰	c1
211-020	東滝ノ入	西上秋間	東滝ノ入	c1
211-019	恵宝沢	西上秋間	恵宝沢	a1

箇所番号	地区名	位置		山腹崩壊 危険度
		大字	字	
211-018	薬師寺	下秋間	薬師寺	c1
211-017	トビヤツ	東上秋間	トビヤツ	b1
211-016	西上長岩	東上秋間	西上長岩	a1
211-015	上の原	岩井	上の原	c1
211-014	南沢	西上秋間	南沢	b1
211-013	西平	中宿	西平	c1
211-012	長足	中後閑	長足	c1
211-011	東山	岩井	東山	b1
211-010	大笠	下後閑	大笠	c1
211-009	臼沢	西上秋間	臼沢	c1
211-008	上平	下秋間	上平	c1
211-007	矢原	上後閑	矢原	c1
211-006	岩の上	上後閑	岩の上	c1
211-005	波の入	西上秋間	波の入	c1
211-004	森熊	西上秋間	森熊	c1
211-003	北ノ入	西上秋間	北ノ入	a1
211-002	譲沢	東上秋間	譲沢	c1
211-001	広田-A	下秋間	広田-A	c1

3-7 崩壊土砂流出危険地区

箇所番号	位置		危険地区 面積	崩壊土砂 流出危険度
	大字	字		
401-095	北野牧	谷急沢	7.065	a1
401-094	坂本	道全5	0.81	b1
401-091	西野牧	和見沢	4.356	b1
401-090	土塩	小根山2	1.566	a1
401-083	松井田町原	中平	1.944	a1
401-075	入山	矢崎	12.36	a1
401-069	入山	井戸沢	0.63	a1
401-065	五料	山口	5.34	a1
401-054	ニイボリ	西源ヶ原	8.19	a1
401-044	上増田	室ノ木1	4.26	b1
401-042	上増田	熊ノ谷1	3.36	b1
401-041	上増田	木馬瀬2	3.48	a1
401-035	土塩	西道添2	5.76	b1
401-021	入山	若宮	4.32	b1
401-020	入山	葭倉	7.45	a1
401-019	入山	クレイ	6.58	a1
401-018	入山	イボイシ	1.17	b1
401-017	入山	大平	4.27	a1
401-014	北野牧	千ヶ淵2	1.54	a1
401-013	北野牧	千ヶ淵1	9.12	a1
211-100	中秋間	大平	0.84	b1
211-098	下秋間	茨ヶ谷津	2.65	a1
211-084	西上秋間	西滝ノ入	0.16	b1
211-078	中秋間	大平	1.08	b1
211-055	下秋間	雉子尾	7.05	b1
211-054	下秋間	戸谷	1.65	a1
211-053	下秋間	都沢	1.58	b1
211-051	中秋間	木ノ巣谷津	2.59	b1
211-050	東上秋間	四本木原	6.42	b1
211-049	東上秋間	四本木原	4.21	a1

箇所番号	位置		危険地区 面積	崩壊土砂 流出危険度
	大字	字		
211-046	東上秋間	大峯	3.71	a1
211-045	西上秋間	くるみ沢	5.92	b1
211-044	西上秋間	幕岩	12.15	b1
211-043	西上秋間	芹沢	12.24	b1
211-038	西上秋間	茶臼B	6.8	b1
211-014	上後閑	青木山	3.46	a1
211-013	上後閑	長源寺D	10.5	a1
211-005	上後閑	龍貝C	4.6	b1

3-8 地すべり危険地区

箇所番号	地区名	位置		地すべり 危険度
		大字	小字	
401-004	道添	土塩	道添	a1
401-003	養地	新井	養地	a1
401-002	三ツ室	土塩	三ツ室	b1
401-001	田家	西野牧	野原	a1
211-004	大戸貝	西秋間	大戸貝	a1
211-003	下り貝	西秋間	下り貝	b1
211-002	蛇喰	中秋間	蛇喰	a1
211-001	長尾上	安中	長尾上	a1

3-9 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

1 指定箇所総括表

	土砂災害の種類	警戒区域	特別警戒区域
安中市 (令和5年4月28日告示)	急傾斜地の崩壊	346	339
	土石流	162	134
	地すべり	41	0
	計	549	473

2 指定箇所一覧

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
郷原-1	郷原	急傾斜地の崩壊	郷原-1	郷原	急傾斜地の崩壊
郷原-2	郷原	急傾斜地の崩壊	郷原-2	郷原	急傾斜地の崩壊
郷原-3	郷原	急傾斜地の崩壊	郷原-3	郷原	急傾斜地の崩壊
郷原-4	郷原	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
磯部塩ノ久-1	磯部	急傾斜地の崩壊	磯部塩ノ久-1	磯部	急傾斜地の崩壊
磯部塩ノ久-2	磯部	急傾斜地の崩壊	磯部塩ノ久-2	磯部	急傾斜地の崩壊
入宇	磯部	急傾斜地の崩壊	入宇	磯部	急傾斜地の崩壊
城山	築瀬	急傾斜地の崩壊	城山	築瀬	急傾斜地の崩壊
下久保-1	築瀬	急傾斜地の崩壊	下久保-1	築瀬	急傾斜地の崩壊
下久保-2	築瀬	急傾斜地の崩壊	下久保-2	築瀬	急傾斜地の崩壊
下久保-3	築瀬	急傾斜地の崩壊	下久保-3	築瀬	急傾斜地の崩壊
悪途久保東	原市	急傾斜地の崩壊	悪途久保東	原市	急傾斜地の崩壊
川原町-1	安中	急傾斜地の崩壊	川原町-1	安中	急傾斜地の崩壊
川原町-2	安中	急傾斜地の崩壊	川原町-2	安中	急傾斜地の崩壊
名山-1	郷原	急傾斜地の崩壊	名山-1	郷原	急傾斜地の崩壊
名山-2	郷原	急傾斜地の崩壊	名山-2	郷原	急傾斜地の崩壊
名山-3	郷原	急傾斜地の崩壊	名山-3	郷原	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
名山-4	郷原	急傾斜地の崩壊	名山-4	郷原	急傾斜地の崩壊
小名沢	上後閑	急傾斜地の崩壊	小名沢	上後閑	急傾斜地の崩壊
堀之内向(刈稻)-1	上後閑	急傾斜地の崩壊	堀之内向(刈稻)-1	上後閑	急傾斜地の崩壊
堀之内向(刈稻)-2	上後閑	急傾斜地の崩壊	堀之内向(刈稻)-2	上後閑	急傾斜地の崩壊
塚原-1	中後閑	急傾斜地の崩壊	塚原-1	中後閑	急傾斜地の崩壊
塚原-2	中後閑	急傾斜地の崩壊	塚原-2	中後閑	急傾斜地の崩壊
大沢	中後閑	急傾斜地の崩壊	大沢	中後閑	急傾斜地の崩壊
原貝戸-1	下秋間	急傾斜地の崩壊	原貝戸-1	下秋間	急傾斜地の崩壊
原貝戸-2	下秋間	急傾斜地の崩壊	原貝戸-2	下秋間	急傾斜地の崩壊
大上	中後閑	急傾斜地の崩壊	大上	中後閑	急傾斜地の崩壊
板詰	中後閑	急傾斜地の崩壊	板詰	中後閑	急傾斜地の崩壊
金蔵	下後閑	急傾斜地の崩壊	金蔵	下後閑	急傾斜地の崩壊
松久保-1	下後閑	急傾斜地の崩壊	松久保-1	下後閑	急傾斜地の崩壊
松久保-2	下後閑	急傾斜地の崩壊	松久保-2	下後閑	急傾斜地の崩壊
松久保-3	下後閑	急傾斜地の崩壊	松久保-3	下後閑	急傾斜地の崩壊
岩下	小俣	急傾斜地の崩壊	岩下	小俣	急傾斜地の崩壊
滑沢西-1	下後閑	急傾斜地の崩壊	滑沢西-1	下後閑	急傾斜地の崩壊
滑沢西-2	下後閑	急傾斜地の崩壊	滑沢西-2	下後閑	急傾斜地の崩壊
滑沢-1	小俣	急傾斜地の崩壊	滑沢-1	小俣	急傾斜地の崩壊
滑沢-2	小俣	急傾斜地の崩壊	滑沢-2	小俣	急傾斜地の崩壊
小俣-1	小俣	急傾斜地の崩壊	小俣-1	小俣	急傾斜地の崩壊
小俣-2	小俣	急傾斜地の崩壊	小俣-2	小俣	急傾斜地の崩壊
城下-1	安中	急傾斜地の崩壊	城下-1	安中	急傾斜地の崩壊
城下-2	安中	急傾斜地の崩壊	城下-2	安中	急傾斜地の崩壊
中関-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	中関-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
中関-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	中関-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
三軒茶屋-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	三軒茶屋-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
三軒茶屋-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	三軒茶屋-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
久保	東上秋間	急傾斜地の崩壊	久保	東上秋間	急傾斜地の崩壊
黒後-1	中秋間	急傾斜地の崩壊	黒後-1	中秋間	急傾斜地の崩壊
黒後-2	中秋間	急傾斜地の崩壊	黒後-2	中秋間	急傾斜地の崩壊
黒後-3	中秋間	急傾斜地の崩壊	黒後-3	中秋間	急傾斜地の崩壊
黒後-4	中秋間	急傾斜地の崩壊	黒後-4	中秋間	急傾斜地の崩壊
黒後-5	中秋間	急傾斜地の崩壊	黒後-5	中秋間	急傾斜地の崩壊
道城-1	中秋間	急傾斜地の崩壊	道城-1	中秋間	急傾斜地の崩壊
道城-2	中秋間	急傾斜地の崩壊	道城-2	中秋間	急傾斜地の崩壊
道城-3	中秋間	急傾斜地の崩壊	道城-3	中秋間	急傾斜地の崩壊
山崎-1	中秋間	急傾斜地の崩壊	山崎-1	中秋間	急傾斜地の崩壊
山崎-2	中秋間	急傾斜地の崩壊	山崎-2	中秋間	急傾斜地の崩壊
山崎-3	中秋間	急傾斜地の崩壊	山崎-3	中秋間	急傾斜地の崩壊
川久保(B)-1	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保(B)-1	下秋間	急傾斜地の崩壊
川久保(B)-2	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保(B)-2	下秋間	急傾斜地の崩壊
川久保(B)-3	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保(B)-3	下秋間	急傾斜地の崩壊
川久保-1	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保-1	下秋間	急傾斜地の崩壊
川久保-2	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保-2	下秋間	急傾斜地の崩壊
川久保-3	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保-3	下秋間	急傾斜地の崩壊
自性寺-1	下秋間	急傾斜地の崩壊	自性寺-1	下秋間	急傾斜地の崩壊
自性寺-2	下秋間	急傾斜地の崩壊	自性寺-2	下秋間	急傾斜地の崩壊
寺山	下秋間	急傾斜地の崩壊	寺山	下秋間	急傾斜地の崩壊
下高別当-1	安中	急傾斜地の崩壊	下高別当-1	安中	急傾斜地の崩壊
下高別当-2	安中	急傾斜地の崩壊	下高別当-2	安中	急傾斜地の崩壊
下平-1	鷺宮	急傾斜地の崩壊	下平-1	鷺宮	急傾斜地の崩壊
下平-2	鷺宮	急傾斜地の崩壊	下平-2	鷺宮	急傾斜地の崩壊
下平-3	鷺宮	急傾斜地の崩壊	下平-3	鷺宮	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
池田	大竹	急傾斜地の崩壊	池田	大竹	急傾斜地の崩壊
下原-1	安中	急傾斜地の崩壊	下原-1	安中	急傾斜地の崩壊
下原-2	安中	急傾斜地の崩壊	下原-2	安中	急傾斜地の崩壊
野毛良日向-1	下間仁田	急傾斜地の崩壊	野毛良日向-1	下間仁田	急傾斜地の崩壊
野毛良日向-2	下間仁田	急傾斜地の崩壊	野毛良日向-2	下間仁田	急傾斜地の崩壊
野毛良日向-3	下間仁田	急傾斜地の崩壊	野毛良日向-3	下間仁田	急傾斜地の崩壊
中島-1	下間仁田	急傾斜地の崩壊	中島-1	下間仁田	急傾斜地の崩壊
中島-2	下間仁田	急傾斜地の崩壊	中島-2	下間仁田	急傾斜地の崩壊
中島-3	下間仁田	急傾斜地の崩壊	中島-3	下間仁田	急傾斜地の崩壊
中島-4	下間仁田	急傾斜地の崩壊	中島-4	下間仁田	急傾斜地の崩壊
中原-1	安中	急傾斜地の崩壊	中原-1	安中	急傾斜地の崩壊
中原-2	安中	急傾斜地の崩壊	中原-2	安中	急傾斜地の崩壊
中原-3	安中	急傾斜地の崩壊	中原-3	安中	急傾斜地の崩壊
岩戸	中宿	急傾斜地の崩壊	岩戸	中宿	急傾斜地の崩壊
東平-1	岩井	急傾斜地の崩壊	東平-1	岩井	急傾斜地の崩壊
東平-2	岩井	急傾斜地の崩壊	東平-2	岩井	急傾斜地の崩壊
藤井-1	野殿	急傾斜地の崩壊	藤井-1	野殿	急傾斜地の崩壊
藤井-2	野殿	急傾斜地の崩壊	藤井-2	野殿	急傾斜地の崩壊
道坂	大谷	急傾斜地の崩壊	道坂	大谷	急傾斜地の崩壊
裏-1	大谷	急傾斜地の崩壊	裏-1	大谷	急傾斜地の崩壊
裏-2	大谷	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
裏-3	大谷	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
坊貝戸	大谷	急傾斜地の崩壊	坊貝戸	大谷	急傾斜地の崩壊
長坂-1	大谷	急傾斜地の崩壊	長坂-1	大谷	急傾斜地の崩壊
長坂-2	大谷	急傾斜地の崩壊	長坂-2	大谷	急傾斜地の崩壊
長坂-3	大谷	急傾斜地の崩壊	長坂-3	大谷	急傾斜地の崩壊
二之谷-1	大谷	急傾斜地の崩壊	二之谷-1	大谷	急傾斜地の崩壊
二之谷-2	大谷	急傾斜地の崩壊	二之谷-2	大谷	急傾斜地の崩壊
本町-1	板鼻	急傾斜地の崩壊	本町-1	板鼻	急傾斜地の崩壊
本町-2	板鼻	急傾斜地の崩壊	本町-2	板鼻	急傾斜地の崩壊
屏風岩	板鼻	急傾斜地の崩壊	屏風岩	板鼻	急傾斜地の崩壊
館石	板鼻	急傾斜地の崩壊	館石	板鼻	急傾斜地の崩壊
吉ヶ谷津	下秋間	急傾斜地の崩壊	吉ヶ谷津	下秋間	急傾斜地の崩壊
川久保(C)	下秋間	急傾斜地の崩壊	川久保(C)	下秋間	急傾斜地の崩壊
平間1-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	平間1-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
平間1-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	平間1-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
平間1-3	西上秋間	急傾斜地の崩壊	平間1-3	西上秋間	急傾斜地の崩壊
苅稻2	東上秋間	急傾斜地の崩壊	苅稻2	東上秋間	急傾斜地の崩壊
相水2	下秋間	急傾斜地の崩壊	相水2	下秋間	急傾斜地の崩壊
屋敷1-1	安中	急傾斜地の崩壊	屋敷1-1	安中	急傾斜地の崩壊
屋敷1-2	安中	急傾斜地の崩壊	屋敷1-2	安中	急傾斜地の崩壊
大上1-1	下後閑	急傾斜地の崩壊	大上1-1	下後閑	急傾斜地の崩壊
大上1-2	下後閑	急傾斜地の崩壊	大上1-2	下後閑	急傾斜地の崩壊
向平1	郷原	急傾斜地の崩壊	向平1	郷原	急傾斜地の崩壊
アツ沢-1	鷺宮	急傾斜地の崩壊	アツ沢-1	鷺宮	急傾斜地の崩壊
アツ沢-2	鷺宮	急傾斜地の崩壊	アツ沢-2	鷺宮	急傾斜地の崩壊
アツ沢-3	鷺宮	急傾斜地の崩壊	アツ沢-3	鷺宮	急傾斜地の崩壊
遠入-1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	遠入-1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
遠入-2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	遠入-2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
遠入-3	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	遠入-3	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
赤浜(B)-1	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊	赤浜(B)-1	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊
赤浜(B)-2	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊	赤浜(B)-2	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊
赤浜(B)-3	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
赤浜	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊	赤浜	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
明賀	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊	明賀	松井田町北野牧	急傾斜地の崩壊
下平	松井田町西野牧	急傾斜地の崩壊	下平	松井田町西野牧	急傾斜地の崩壊
川久保	松井田町原	急傾斜地の崩壊	川久保	松井田町原	急傾斜地の崩壊
上横川-1	松井田町横川	急傾斜地の崩壊	上横川-1	松井田町横川	急傾斜地の崩壊
上横川-2	松井田町横川	急傾斜地の崩壊	上横川-2	松井田町横川	急傾斜地の崩壊
中横川-1	松井田町横川	急傾斜地の崩壊	中横川-1	松井田町横川	急傾斜地の崩壊
中横川-2	松井田町横川	急傾斜地の崩壊	中横川-2	松井田町横川	急傾斜地の崩壊
下横川	松井田町横川	急傾斜地の崩壊	下横川	松井田町横川	急傾斜地の崩壊
中木-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	中木-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
中木-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	中木-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
中木-3	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	中木-3	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
梨子ノ木	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	梨子ノ木	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
榎ノ木-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	榎ノ木-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
榎ノ木-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	榎ノ木-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
榎ノ木-3	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	榎ノ木-3	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
西城	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	西城	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
中島	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	中島	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
塔ノ上	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	塔ノ上	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
中瀬	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	中瀬	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
板ヶ沢	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	板ヶ沢	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
堀の内(B)	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	堀の内(B)	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
堀の内	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	堀の内	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
北横町	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	北横町	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
塚越団地	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	塚越団地	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
中道上	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	中道上	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
琵琶ノ久保	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	琵琶ノ久保	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
塚原	松井田町人見	急傾斜地の崩壊	塚原	松井田町人見	急傾斜地の崩壊
東村-1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	東村-1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
東村-2	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	東村-2	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
萩貝戸1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	萩貝戸1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
関口	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	関口	松井田町新井	急傾斜地の崩壊
西見寺	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	西見寺	松井田町新井	急傾斜地の崩壊
三次郎-1	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	三次郎-1	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
三次郎-2	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	三次郎-2	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
三次郎-3	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	三次郎-3	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
日向-1	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	日向-1	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
日向-2	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	日向-2	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
木馬瀬	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	木馬瀬	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
沼の和田-1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	沼の和田-1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
沼の和田-2	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	沼の和田-2	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
沼の和田-3	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	沼の和田-3	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
芦の和田	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	芦の和田	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
天宿	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	天宿	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
大原-1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊	大原-1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊
大原-2	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊	大原-2	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊
天神-1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊	天神-1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊
天神-2	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
宮地(B)	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	宮地(B)	松井田町新井	急傾斜地の崩壊
三日月(C)	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	三日月(C)	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
金敷	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	金敷	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
霧積温泉1	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊	霧積温泉1	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊
霧積温泉2	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊	霧積温泉2	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊
新町2	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	新町2	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
宮地1-1	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	宮地1-1	松井田町新井	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
的場	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	的場	松井田町新井	急傾斜地の崩壊
磯部久保	磯部	急傾斜地の崩壊	磯部久保	磯部	急傾斜地の崩壊
恵宝沢-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	恵宝沢-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
恵宝沢-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	恵宝沢-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
長源寺1	上後閑	急傾斜地の崩壊	長源寺1	上後閑	急傾斜地の崩壊
長源寺2	上後閑	急傾斜地の崩壊	長源寺2	上後閑	急傾斜地の崩壊
広田1	上後閑	急傾斜地の崩壊	広田1	上後閑	急傾斜地の崩壊
甲堀之内1-1	上後閑	急傾斜地の崩壊	甲堀之内1-1	上後閑	急傾斜地の崩壊
甲堀之内1-2	上後閑	急傾斜地の崩壊	甲堀之内1-2	上後閑	急傾斜地の崩壊
甲堀之内1-3	上後閑	急傾斜地の崩壊	甲堀之内1-3	上後閑	急傾斜地の崩壊
久保11	中後閑	急傾斜地の崩壊	久保11	中後閑	急傾斜地の崩壊
大吹1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	大吹1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
平間2-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	平間2-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
平間2-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	平間2-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
般若沢1-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	般若沢1-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
般若沢1-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	般若沢1-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
般若沢2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	般若沢2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
下り貝1-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	下り貝1-1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
下り貝1-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	下り貝1-2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
大石1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	大石1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
滝ノ入1	西上秋間	急傾斜地の崩壊	滝ノ入1	西上秋間	急傾斜地の崩壊
滝ノ入2	西上秋間	急傾斜地の崩壊	滝ノ入2	西上秋間	急傾斜地の崩壊
滝ノ入3	西上秋間	急傾斜地の崩壊	滝ノ入3	西上秋間	急傾斜地の崩壊
久保13	東上秋間	急傾斜地の崩壊	久保13	東上秋間	急傾斜地の崩壊
苅稲1	東上秋間	急傾斜地の崩壊	苅稲1	東上秋間	急傾斜地の崩壊
苅稲3	東上秋間	急傾斜地の崩壊	苅稲3	東上秋間	急傾斜地の崩壊
熊谷1-1	中秋間	急傾斜地の崩壊	熊谷1-1	中秋間	急傾斜地の崩壊
熊谷1-2	中秋間	急傾斜地の崩壊	熊谷1-2	中秋間	急傾斜地の崩壊
檉山1	中秋間	急傾斜地の崩壊	檉山1	中秋間	急傾斜地の崩壊
檉山2	中秋間	急傾斜地の崩壊	檉山2	中秋間	急傾斜地の崩壊
三角1	中秋間	急傾斜地の崩壊	三角1	中秋間	急傾斜地の崩壊
蛇喰1	中秋間	急傾斜地の崩壊	蛇喰1	中秋間	急傾斜地の崩壊
宮ノ入1-1	下後閑	急傾斜地の崩壊	宮ノ入1-1	下後閑	急傾斜地の崩壊
宮ノ入1-2	下後閑	急傾斜地の崩壊	宮ノ入1-2	下後閑	急傾斜地の崩壊
宮ノ入2-1	下後閑	急傾斜地の崩壊	宮ノ入1-2	下後閑	急傾斜地の崩壊
宮ノ入2-2	下後閑	急傾斜地の崩壊	宮ノ入1-2	下後閑	急傾斜地の崩壊
山王1	下後閑	急傾斜地の崩壊	山王1	下後閑	急傾斜地の崩壊
八重巻1	下秋間	急傾斜地の崩壊	八重巻1	下秋間	急傾斜地の崩壊
相水1	下秋間	急傾斜地の崩壊	相水1	下秋間	急傾斜地の崩壊
吉ヶ谷津2	下秋間	急傾斜地の崩壊	吉ヶ谷津2	下秋間	急傾斜地の崩壊
吉ヶ谷津3	下秋間	急傾斜地の崩壊	吉ヶ谷津3	下秋間	急傾斜地の崩壊
立石2	下秋間	急傾斜地の崩壊	立石2	下秋間	急傾斜地の崩壊
八重巻2	下秋間	急傾斜地の崩壊	八重巻2	下秋間	急傾斜地の崩壊
一台堂1	下秋間	急傾斜地の崩壊	一台堂1	下秋間	急傾斜地の崩壊
一台堂2	下秋間	急傾斜地の崩壊	一台堂2	下秋間	急傾斜地の崩壊
一台堂3	下秋間	急傾斜地の崩壊	一台堂3	下秋間	急傾斜地の崩壊
広田3	下秋間	急傾斜地の崩壊	広田3	下秋間	急傾斜地の崩壊
広田4	下秋間	急傾斜地の崩壊	広田4	下秋間	急傾斜地の崩壊
広町1	下秋間	急傾斜地の崩壊	広町1	下秋間	急傾斜地の崩壊
東平1	下秋間	急傾斜地の崩壊	東平1	下秋間	急傾斜地の崩壊
寺山1	下秋間	急傾斜地の崩壊	寺山1	下秋間	急傾斜地の崩壊
池田2-1	大竹	急傾斜地の崩壊	池田2-1	大竹	急傾斜地の崩壊
池田2-2	大竹	急傾斜地の崩壊	池田2-2	大竹	急傾斜地の崩壊
栗山1	大谷	急傾斜地の崩壊	栗山1	大谷	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
栗山2	大谷	急傾斜地の崩壊	栗山2	大谷	急傾斜地の崩壊
仲居1	下後閑	急傾斜地の崩壊	仲居1	下後閑	急傾斜地の崩壊
大上#2	下後閑	急傾斜地の崩壊	大上#2	下後閑	急傾斜地の崩壊
下名山1-1	郷原	急傾斜地の崩壊	下名山1-1	郷原	急傾斜地の崩壊
下名山1-2	郷原	急傾斜地の崩壊	下名山1-2	郷原	急傾斜地の崩壊
城山2	築瀬	急傾斜地の崩壊	城山2	築瀬	急傾斜地の崩壊
城山3	築瀬	急傾斜地の崩壊	城山3	築瀬	急傾斜地の崩壊
久保14-1	築瀬	急傾斜地の崩壊	久保14-1	築瀬	急傾斜地の崩壊
久保14-2	築瀬	急傾斜地の崩壊	久保14-2	築瀬	急傾斜地の崩壊
仲原1	郷原	急傾斜地の崩壊	仲原1	郷原	急傾斜地の崩壊
磯部二丁目1	東上磯部	急傾斜地の崩壊	磯部二丁目1	東上磯部	急傾斜地の崩壊
上間仁田1	上間仁田	急傾斜地の崩壊	上間仁田1	上間仁田	急傾斜地の崩壊
下間仁田1-1	下間仁田	急傾斜地の崩壊	下間仁田1-1	下間仁田	急傾斜地の崩壊
下間仁田1-2	下間仁田	急傾斜地の崩壊	下間仁田1-2	下間仁田	急傾斜地の崩壊
柏木3-1	野殿	急傾斜地の崩壊	柏木3-1	野殿	急傾斜地の崩壊
柏木3-2	野殿	急傾斜地の崩壊	柏木3-2	野殿	急傾斜地の崩壊
道々巻1	中宿	急傾斜地の崩壊	道々巻1	中宿	急傾斜地の崩壊
西1	岩井	急傾斜地の崩壊	西1	岩井	急傾斜地の崩壊
水谷1	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊	水谷1	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊
姉妹畑1	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊	姉妹畑1	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊
大平18	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊	大平18	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊
蟹澤1	松井田町原	急傾斜地の崩壊	蟹澤1	松井田町原	急傾斜地の崩壊
箕輪久保1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	箕輪久保1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
木馬瀬1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	木馬瀬1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
板ヶ沢1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	板ヶ沢1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
熊ノ谷1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	熊ノ谷1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
熊ノ谷2	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	熊ノ谷2	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
熊ノ谷3	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	熊ノ谷3	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
長久保1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	長久保1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
浅谷1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	浅谷1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
淵ノ上1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	淵ノ上1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
筒中	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	筒中	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
室木1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	室木1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
下細ノ原1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	下細ノ原1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
立道1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊	立道1	松井田町上増田	急傾斜地の崩壊
笠張1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊	笠張1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊
赤坂1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊	赤坂1	松井田町下増田	急傾斜地の崩壊
滝下	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	滝下	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
宮沢	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	宮沢	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
蟹沢	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	蟹沢	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
萩貝戸2	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	萩貝戸2	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋村	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋村	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
栗屋沢1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	栗屋沢1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
灘田1-1	松井田町原	急傾斜地の崩壊	灘田1-1	松井田町原	急傾斜地の崩壊
灘田1-2	松井田町原	急傾斜地の崩壊	灘田1-2	松井田町原	急傾斜地の崩壊
新井2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	新井2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
新井3	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	新井3	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
新井5	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	新井5	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
新井6	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	新井6	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
小柏1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	小柏1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
小柏2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	小柏2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
恩賀1	松井田町西野牧	急傾斜地の崩壊	恩賀1	松井田町西野牧	急傾斜地の崩壊
山岸1-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	山岸1-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
山岸1-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	山岸1-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
中ノ滝1-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	中ノ滝1-1	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
中ノ滝1-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊	中ノ滝1-2	松井田町五料	急傾斜地の崩壊
上本町2	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	上本町2	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
城山1-1	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	城山1-1	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
城山1-2	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	城山1-2	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
立ヶ堀1	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊	立ヶ堀1	松井田町新堀	急傾斜地の崩壊
名山1	松井田町国衙	急傾斜地の崩壊	名山1	松井田町国衙	急傾斜地の崩壊
西見寺1	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	西見寺1	松井田町新井	急傾斜地の崩壊
養地	松井田町新井	急傾斜地の崩壊	養地	松井田町新井	急傾斜地の崩壊
日向12	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	日向12	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
呼坂1	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊	呼坂1	松井田町高梨子	急傾斜地の崩壊
小日向	松井田町小日向	急傾斜地の崩壊	小日向	松井田町小日向	急傾斜地の崩壊
中瀬1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	中瀬1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
稲荷1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	稲荷1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
稲荷2	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	稲荷2	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
鳥留1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	鳥留1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
長源寺1	上後閑	急傾斜地の崩壊	長源寺1	上後閑	急傾斜地の崩壊
三角1	中秋間	急傾斜地の崩壊	三角1	中秋間	急傾斜地の崩壊
山王1	下後閑	急傾斜地の崩壊	山王1	下後閑	急傾斜地の崩壊
大平ハ	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊	大平ハ	松井田町坂本	急傾斜地の崩壊
南大久保1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	南大久保1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
梅久保1	松井田町横川	急傾斜地の崩壊	梅久保1	松井田町横川	急傾斜地の崩壊
若宮1-1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	若宮1-1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
若宮1-2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	若宮1-2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
名山前1	松井田町国衙	急傾斜地の崩壊	名山前1	松井田町国衙	急傾斜地の崩壊
下原道上1	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	下原道上1	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
赤羽根下1-1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	赤羽根下1-1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
赤羽根下1-2	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	赤羽根下1-2	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
赤羽根下1-3	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	赤羽根下1-3	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
赤羽根下1-4	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	赤羽根下1-4	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
芦田谷-1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	芦田谷-1	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
芦田谷-2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	芦田谷-2	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
芦田谷-3	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	芦田谷-3	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
芦田谷-4	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	芦田谷-4	なし	なし
芦田谷-5	松井田町入山	急傾斜地の崩壊	芦田谷-5	松井田町入山	急傾斜地の崩壊
北久保-1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	北久保-1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
北久保-2	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	北久保-2	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
北久保-3	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	北久保-3	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
北久保-4	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	北久保-4	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
東寺久保-1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	東寺久保-1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
東寺久保-2	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	東寺久保-2	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
上座馬-1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	上座馬-1	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
上座馬-2	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊	上座馬-2	松井田町二軒在家	急傾斜地の崩壊
中河原-1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	中河原-1	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
中河原-2	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	中河原-2	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
中河原-3	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	中河原-3	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
中河原-4	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	中河原-4	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
大見山	松井田町八城	急傾斜地の崩壊	大見山	松井田町八城	急傾斜地の崩壊
下名山2	郷原	急傾斜地の崩壊	下名山2	郷原	急傾斜地の崩壊
仲原2	郷原	急傾斜地の崩壊	仲原2	郷原	急傾斜地の崩壊
悪途久保東2-1	原市	急傾斜地の崩壊	悪途久保東2-1	原市	急傾斜地の崩壊
悪途久保東2-2	原市	急傾斜地の崩壊	悪途久保東2-2	原市	急傾斜地の崩壊
上町南-1	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	上町南-1	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊
上町南-2	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊	上町南-2	松井田町松井田	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
前田-1	野殿	急傾斜地の崩壊	前田-1	野殿	急傾斜地の崩壊
前田-2	野殿	急傾斜地の崩壊	前田-2	野殿	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋村3-1	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし
鍛冶屋村3-2	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋村3-2	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋村3-3	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋村3-3	松井田町土塩	急傾斜地の崩壊
北谷津沢	大谷	土石流	北谷津沢	大谷	土石流
上組沢	大谷	土石流	上組沢	大谷	土石流
長谷津沢	大谷	土石流	長谷津沢	大谷	土石流
長坂沢	大谷	土石流	長坂沢	大谷	土石流
長坂東沢	大谷	土石流	長坂東沢	大谷	土石流
岩井川	大谷	土石流	岩井川	大谷	土石流
観音沢A	中宿	土石流	観音沢A	中宿	土石流
竜貝戸沢	上後閑	土石流	竜貝戸沢	上後閑	土石流
柿平沢	上後閑	土石流	柿平沢	上後閑	土石流
長源寺上沢	上後閑	土石流	長源寺上沢	上後閑	土石流
長源寺下沢	上後閑	土石流	長源寺下沢	上後閑	土石流
西満行寺沢	上後閑	土石流	西満行寺沢	上後閑	土石流
満行寺沢	上後閑	土石流	満行寺沢	上後閑	土石流
大桁川	上後閑	土石流	大桁川	上後閑	土石流
小名沢川	上後閑	土石流	小名沢川	上後閑	土石流
小名沢	上後閑	土石流	小名沢	上後閑	土石流
満世ノ入沢	中後閑	土石流	なし	なし	なし
坂詰沢	中後閑	土石流	坂詰沢	中後閑	土石流
谷津沢	中後閑	土石流	谷津沢	中後閑	土石流
金蔵谷津沢	下後閑	土石流	なし	なし	なし
山王沢	下後閑	土石流	なし	なし	なし
牛ノ入沢-1	下後閑	土石流	牛ノ入沢-1	下後閑	土石流
牛ノ入沢-2	下後閑	土石流	牛ノ入沢-2	下後閑	土石流
牛ノ入沢-3	下後閑	土石流	牛ノ入沢-3	下後閑	土石流
打越沢	下秋間	土石流	なし	なし	なし
平沢A	西上秋間	土石流	なし	なし	なし
南般若沢	西上秋間	土石流	南般若沢	西上秋間	土石流
西般若沢	西上秋間	土石流	西般若沢	西上秋間	土石流
般若沢	西上秋間	土石流	般若沢	西上秋間	土石流
西笹原沢	中秋間	土石流	西笹原沢	中秋間	土石流
茨ヶ谷津沢	下秋間	土石流	茨ヶ谷津沢	下秋間	土石流
明後沢	下秋間	土石流	明後沢	下秋間	土石流
天台沢	下秋間	土石流	天台沢	下秋間	土石流
善応寺谷津沢	下秋間	土石流	善応寺谷津沢	下秋間	土石流
寺前沢	下秋間	土石流	寺前沢	下秋間	土石流
湯沢	安中	土石流	湯沢	安中	土石流
下高別当沢	安中	土石流	下高別当沢	安中	土石流
根岸沢A	岩井	土石流	根岸沢A	岩井	土石流
防具戸沢	大谷	土石流	なし	なし	なし
四反田沢	大谷	土石流	四反田沢	大谷	土石流
桑原沢	大谷	土石流	桑原沢	大谷	土石流
栗山沢	大谷	土石流	栗山沢	大谷	土石流
向谷津沢	野殿	土石流	向谷津沢	野殿	土石流
岩戸沢	中宿	土石流	岩戸沢	中宿	土石流
藤木沢	上後閑	土石流	藤木沢	上後閑	土石流
藤木西沢	上後閑	土石流	なし	なし	なし
東竜貝戸沢	上後閑	土石流	東竜貝戸沢	上後閑	土石流
小名沢西沢	上後閑	土石流	小名沢西沢	上後閑	土石流
木戸沢-1	上後閑	土石流	木戸沢-1	上後閑	土石流

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
木戸沢-2	上後閑	土石流	なし	なし	なし
蔵ノ上沢	上後閑	土石流	蔵ノ上沢	上後閑	土石流
木戸沢	上後閑	土石流	木戸沢	上後閑	土石流
笹原沢A	上後閑	土石流	笹原沢A	上後閑	土石流
笹原隣沢	上後閑	土石流	笹原隣沢	上後閑	土石流
東笹原沢	上後閑	土石流	なし	なし	なし
堀之内沢A	上後閑	土石流	堀之内沢A	上後閑	土石流
東堀之内沢	上後閑	土石流	東堀之内沢	上後閑	土石流
堀之内沢B	上後閑	土石流	堀之内沢B	上後閑	土石流
山口沢	西上秋間	土石流	山口沢	西上秋間	土石流
大戸貝沢	西上秋間	土石流	大戸貝沢	西上秋間	土石流
西平間沢	西上秋間	土石流	西平間沢	西上秋間	土石流
久保川	西上秋間	土石流	久保川	西上秋間	土石流
胡桃沢	西上秋間	土石流	胡桃沢	西上秋間	土石流
滝ノ入沢	西上秋間	土石流	滝ノ入沢	西上秋間	土石流
東滝ノ入沢	西上秋間	土石流	東滝ノ入沢	西上秋間	土石流
上刈稲沢-1	東上秋間	土石流	上刈稲沢-1	東上秋間	土石流
上刈稲沢-2	東上秋間	土石流	上刈稲沢-2	東上秋間	土石流
笹原沢B	中秋間	土石流	笹原沢B	中秋間	土石流
観音谷津沢	中秋間	土石流	観音谷津沢	中秋間	土石流
根岸沢B	下秋間	土石流	根岸沢B	下秋間	土石流
西根岸沢	下秋間	土石流	西根岸沢	下秋間	土石流
西檜山沢	中秋間	土石流	西檜山沢	中秋間	土石流
日向沢-2	中秋間	土石流	日向沢-2	中秋間	土石流
東檜山沢-2	中秋間	土石流	なし	なし	なし
南檜山沢	中秋間	土石流	南檜山沢	中秋間	土石流
檜山沢	中秋間	土石流	檜山沢	中秋間	土石流
上熊野谷津沢	下秋間	土石流	なし	なし	なし
南茨ヶ谷津沢	下秋間	土石流	なし	なし	なし
雉子ヶ尾沢-1	下秋間	土石流	雉子ヶ尾沢-1	下秋間	土石流
雉子ヶ尾沢-2	下秋間	土石流	雉子ヶ尾沢-2	下秋間	土石流
観音沢B	下秋間	土石流	なし	なし	なし
吉ヶ谷津沢A	下秋間	土石流	なし	なし	なし
長坂谷津沢	下秋間	土石流	なし	なし	なし
北茨谷津沢	板鼻	土石流	北茨谷津沢	板鼻	土石流
中茨谷津沢	板鼻	土石流	中茨谷津沢	板鼻	土石流
南茨谷津沢	板鼻	土石流	南茨谷津沢	板鼻	土石流
市平谷津沢	板鼻	土石流	市平谷津沢	板鼻	土石流
前天神沢	板鼻	土石流	なし	なし	なし
天神山沢	板鼻	土石流	天神山沢	板鼻	土石流
宮ノ入沢	下後閑	土石流	なし	なし	なし
吉ヶ谷津沢B	下秋間	土石流	吉ヶ谷津沢B	下秋間	土石流
小竹沢	松井田町五料	土石流	小竹沢	松井田町五料	土石流
妙ヶ沢	松井田町五料	土石流	妙ヶ沢	松井田町五料	土石流
西尾沢	松井田町五料	土石流	西尾沢	松井田町五料	土石流
千駄木沢-1	松井田町西野牧	土石流	千駄木沢-1	松井田町西野牧	土石流
千駄木沢-2	松井田町西野牧	土石流	千駄木沢-2	松井田町西野牧	土石流
手引沢	松井田町入山	土石流	手引沢	松井田町入山	土石流
久保沢	松井田町入山	土石流	久保沢	松井田町入山	土石流
西沢	松井田町入山	土石流	西沢	松井田町入山	土石流
若宮沢	松井田町入山	土石流	若宮沢	松井田町入山	土石流
稲荷沢	松井田町横川	土石流	なし	なし	なし
矢ノ沢-1	松井田町横川	土石流	矢ノ沢-1	松井田町横川	土石流
矢ノ沢-2	松井田町横川	土石流	矢ノ沢-2	松井田町横川	土石流

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
矢ノ沢-3	松井田町横川	土石流	矢ノ沢-3	松井田町横川	土石流
井戸入沢	松井田町横川	土石流	井戸入沢	松井田町横川	土石流
山岸川	松井田町五料	土石流	なし	なし	なし
平沢B	松井田町五料	土石流	平沢B	松井田町五料	土石流
中ノ滝沢	松井田町五料	土石流	なし	なし	なし
西城沢	松井田町新堀	土石流	西城沢	松井田町新堀	土石流
湯ノ沢	松井田町新堀	土石流	湯ノ沢	松井田町新堀	土石流
西碓見戸谷沢	松井田町高梨子	土石流	西碓見戸谷沢	松井田町高梨子	土石流
萩の沢	松井田町新井	土石流	萩の沢	松井田町新井	土石流
陣場沢	松井田町新井	土石流	陣場沢	松井田町新井	土石流
三ツ堂沢	松井田町土塩	土石流	三ツ堂沢	松井田町土塩	土石流
西雨請沢	松井田町土塩	土石流	なし	なし	なし
道添沢	松井田町土塩	土石流	なし	なし	なし
松原沢	松井田町土塩	土石流	松原沢	松井田町土塩	土石流
清水沢	松井田町土塩	土石流	清水沢	松井田町土塩	土石流
西村沢	松井田町土塩	土石流	西村沢	松井田町土塩	土石流
霧積川	松井田町坂本	土石流	霧積川	松井田町坂本	土石流
遺書の沢-1	松井田町坂本	土石流	なし	なし	なし
遺書の沢-2	松井田町坂本	土石流	遺書の沢-2	松井田町坂本	土石流
南室木沢	松井田町上増田	土石流	南室木沢	松井田町上増田	土石流
広瀬沢-1	松井田町上増田	土石流	広瀬沢-1	松井田町上増田	土石流
広瀬沢-2	松井田町上増田	土石流	広瀬沢-2	松井田町上増田	土石流
西堀沢	松井田町下増田	土石流	西堀沢	松井田町下増田	土石流
新堀川	松井田町新堀	土石流	新堀川	松井田町新堀	土石流
並木沢	松井田町北野牧	土石流	並木沢	松井田町北野牧	土石流
北明賀沢	松井田町北野牧	土石流	北明賀沢	松井田町北野牧	土石流
中狐萱沢	松井田町北野牧	土石流	中狐萱沢	松井田町北野牧	土石流
狐萱沢	松井田町北野牧	土石流	狐萱沢	松井田町北野牧	土石流
遠入沢	松井田町北野牧	土石流	なし	なし	なし
矢ヶ崎沢	松井田町入山	土石流	矢ヶ崎沢	松井田町入山	土石流
小柏沢A	松井田町入山	土石流	小柏沢A	松井田町入山	土石流
新井沢	松井田町入山	土石流	なし	なし	なし
平小沢	松井田町五料	土石流	なし	なし	なし
東平沢	松井田町五料	土石流	東平沢	松井田町五料	土石流
坂ノ上沢	松井田町五料	土石流	坂ノ上沢	松井田町五料	土石流
碓見戸谷沢	松井田町高梨子	土石流	碓見戸谷沢	松井田町高梨子	土石流
狩塚沢	松井田町新井	土石流	狩塚沢	松井田町新井	土石流
小僧貝戸沢	松井田町土塩	土石流	小僧貝戸沢	松井田町土塩	土石流
栗屋沢-1	松井田町土塩	土石流	栗屋沢-1	松井田町土塩	土石流
栗屋沢-2	松井田町土塩	土石流	栗屋沢-2	松井田町土塩	土石流
雨請沢	松井田町土塩	土石流	雨請沢	松井田町土塩	土石流
小柏沢B	松井田町土塩	土石流	小柏沢B	松井田町土塩	土石流
入村沢	松井田町土塩	土石流	入村沢	松井田町土塩	土石流
桐久保沢	松井田町土塩	土石流	桐久保沢	松井田町土塩	土石流
水谷川-1	松井田町坂本	土石流	水谷川-1	松井田町坂本	土石流
水谷川-2	松井田町坂本	土石流	水谷川-2	松井田町坂本	土石流
水谷川-3	松井田町坂本	土石流	水谷川-3	松井田町坂本	土石流
板ヶ沢北沢	松井田町上増田	土石流	なし	なし	なし
坂ヶ沢	松井田町上増田	土石流	坂ヶ沢	松井田町上増田	土石流
地藏沢	松井田町上増田	土石流	地藏沢	松井田町上増田	土石流
南地藏沢	松井田町上増田	土石流	南地藏沢	松井田町上増田	土石流
北箕輪久保沢	松井田町上増田	土石流	北箕輪久保沢	松井田町上増田	土石流
北上根沢	松井田町上増田	土石流	北上根沢	松井田町上増田	土石流
東沢	松井田町上増田	土石流	東沢	松井田町上増田	土石流

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧表					
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の種類
淵上沢	松井田町上増田	土石流	淵上沢	松井田町上増田	土石流
雲門寺沢	松井田町上増田	土石流	雲門寺沢	松井田町上増田	土石流
上室ノ木沢	松井田町上増田	土石流	上室ノ木沢	松井田町上増田	土石流
兎沢-1	松井田町下増田	土石流	兎沢-1	松井田町下増田	土石流
兎沢-2	松井田町下増田	土石流	なし	なし	なし
竜貝戸	上後閑	地滑り	なし	なし	なし
西久保	中後閑	地滑り	なし	なし	なし
西久保	中後閑	地滑り	なし	なし	なし
芝原	中後閑	地滑り	なし	なし	なし
宮ノ入	下後閑	地滑り	なし	なし	なし
岩下	下後閑	地滑り	なし	なし	なし
中閑	西上秋間	地滑り	なし	なし	なし
般若沢	西上秋間	地滑り	なし	なし	なし
三軒茶屋	西上秋間	地滑り	なし	なし	なし
上長岩	東上秋間	地滑り	なし	なし	なし
長岩	東上秋間	地滑り	なし	なし	なし
熊谷	中秋間	地滑り	なし	なし	なし
川久保	下秋間	地滑り	なし	なし	なし
雉子ヶ尾	下秋間	地滑り	なし	なし	なし
八重巻	下秋間	地滑り	なし	なし	なし
前小峰	下間仁田	地滑り	なし	なし	なし
赤坂南	松井田町北野牧	地滑り	なし	なし	なし
恩賀	松井田町西野牧	地滑り	なし	なし	なし
灘田・坂本	松井田町原	地滑り	なし	なし	なし
中木山・五料	松井田町五料	地滑り	なし	なし	なし
横川	松井田町横川	地滑り	なし	なし	なし
梅久保	松井田町横川	地滑り	なし	なし	なし
遠入	松井田町入山	地滑り	なし	なし	なし
高野谷戸	松井田町人見	地滑り	なし	なし	なし
木馬瀬	松井田町上増田	地滑り	なし	なし	なし
板ヶ沢	松井田町上増田	地滑り	なし	なし	なし

4-1 雨量観測施設

1 県の雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	所 属	観測者住所・氏名	電話番号
碓氷川	安 中	自 記	安中市安中字上河原	安 中	安中土木事務所職員	027-382-1350
入山川	西 野 牧	テレメーター (道路管理用)	安中市松井田町西野牧	安 中	安中土木事務所職員	027-382-1350
霧積川	霧 積	テレメーター (ダム)	安中市松井田町坂本	安 中	安中土木事務所	027-395-2413
碓氷川	坂本ダム	テレメーター (ダム)	坂本ダム管理事務所	安 中	安中土木事務所	027-395-2413
碓氷川	安 中	テレメーター	安中土木事務所	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
碓氷川	軽井沢東	テレメーター (道路管理用)	長野県軽井沢町大字軽井沢	安 中	安中土木事務所	027-382-1350
柳瀬川	鷺 宮	テレメーター (砂防)	安中市鷺宮	安 中	安中土木事務所	027-382-1350

2 県以外の雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	所 属	観測者住所・氏名	電話番号
烏 川	木馬瀬	テレメーター	安中市松井田町木馬瀬	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査課	0279-22-4179
烏 川	室 木	テレメーター	安中市松井田町上増田 324-1	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査課	0279-22-4179
烏 川	霧 積	テレメーター	安中市松井田町坂本1668	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査課	0279-22-4179
烏 川	熊の平	テレメーター	安中市松井田町坂本1672- 2	国土交通省 (利根砂防)	利根川水系砂防事務所 調査課	0279-22-4179
碓氷川	松井田	テレメーター	安中市松井田町五料	国土交通省 (ダム統管)	利根川ダム統合 管理事務所調査課	027-251-2272
碓氷川	秋 間	テレメーター	安中市中秋間字小金谷津 1996	国土交通省 (高崎)	高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6041
碓氷川	安 中	テレメーター	安中市安中字上河原3932	国土交通省 (高崎)	高崎河川国道事務所 河川管理課	027-345-6041

4-2 水位観測施設

1 市の水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾 濫 注 意	避難 判断	氾 濫 危 険	
中木川	中木ダム	有線 (ダム)	中木ダム堤体 に設置	—	—	—	—	安中市上下水道部 027-345-3002 中木ダム管理事務所 027-395-2326

2 (1) 県の水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾 濫 注 意	避 難 判 断	氾 濫 危 険	
霧積川	霧 積	テレメーター	松井田町坂本	—	—	—	—	安中土木事務所 027-382-1350
	霧積ダム	有線	霧積ダム堤体に設置	—	—	—	—	
碓氷川	西尾	テレメーター	松井田町横川	—	—	—	—	
	豊岡	テレメーター	高崎市中豊岡町	—	—	—	—	
	滝名田	テレメーター	松井田町五料	—	—	—	—	
	坂本ダム	有線	坂本ダム堤体に設置	—	—	—	—	
	灘田橋	テレメーター	松井田町原	—	—	—	—	
	人見	テレメーター	松井田町二軒在家	1.73	2.27	—	—	
	板鼻	テレメーター	中宿	1.00	1.50	2.10	3.32	
九十九川	花 の 木	テレメーター	下原市	2.00	2.50	—	—	
後閑川	中 後 閑	テレメーター	中後閑	2.00	2.50	—	—	
柳瀬川	中 宿	テレメーター	中宿	0.80	1.50	—	—	
増田川	国 衙	テレメーター	松井田町下増田	3.00	3.50	—	—	
秋間川	自 性 寺	テレメーター	下秋間	1.00	2.00	—	—	

2 (2) 県の水位観測施設 (危機管理型水位計)

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾 濫 注 意	避 難 判 断	氾 濫 危 険	
碓氷川	(危)碓氷 川8.8k 安中	危機管理型 水位計	安中	—	—	—	149.97	安中土木事務所 027-382-1350
	(危)碓氷 川13.9k 磯部	危機管理型 水位計	磯部一丁目	—	—	—	197.16	

	(危)碓氷川20.1k 松井田	危機管理型 水位計	松井田町八城	—	—	—	261.11	安中土木事務所 027-382-1350
板鼻川	(危)板鼻川0.4k 板鼻	危機管理型 水位計	板鼻二丁目	—	—	—	115.01	
岩井川	(危)岩井川1.5k 岩井	危機管理型 水位計	野殿	—	—	—	137.52	
九十九川	(危)九十九川0.6k 遠丸	危機管理型 水位計	安中	—	—	—	135.42	
	(危)九十九川8.5k 小日向	危機管理型 水位計	松井田町小日向	—	—	—	205.41	
	(危)九十九川17.2k 堂坂橋	危機管理型 水位計	松井田町土塩	—	—	—	327.99	
柳瀬川	(危)柳瀬川11.0k 人見	危機管理型 水位計	松井田町人見	—	—	—	243.61	
	(危)柳瀬川1.7k 中宿	危機管理型 水位計	中宿	—	—	—	150.9	
秋間川	(危)秋間川4.5k 中秋間	危機管理型 水位計	東上秋間	—	—	—	193.64	
天神川	(危)天神川2.5k 下間仁田	危機管理型 水位計	下間仁田	—	—	—	162.28	
入山川	(危)入山川3.0k 入山	危機管理型 水位計	松井田町入山	—	—	—	455.96	
日向川	(危)日向川2.4k 新三角橋	危機管理型 水位計	中秋間	—	—	—	213.1	
八咫川	(危)八咫川1.1k 杉名橋	危機管理型 水位計	原市	—	—	—	184.94	
宮川	(危)宮川1.2k 山下橋	危機管理型 水位計	下後閑	—	—	—	184.87	

3 県以外の水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位 置	水位 (m)				観測者及び 電話番号
				水防団 待 機	氾 濫 注 意	避 難 判 断	氾 濫 危 険	
碓氷川	安 中	テレメーター	安中市安中字 上河原3932	—	—	—	—	高崎河川 国道事務所 河川管理課 027-345-6041

4-3 気象庁震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

4-4 気象庁の地震情報発表基準

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

4-5 避難判断水位情報

水系名	河川名	区 域	基準観測所		基準水位（m）				発表者
			名称	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
利根川	碓氷川	自 左岸：安中市安中（七曲橋） 至 右岸：〃（〃） 左岸：高崎市下豊岡町（直轄上流端） 右岸：〃 乗附町（〃）	板鼻	安中市 中宿	1.00	1.50	2.10	3.32	群馬県 安中土木 事務所

4－6 水防活動用警報等

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

5-1 防災行政無線の設置状況

施設名	名称	設置場所
親局	ぼうさい あんなか	安中市一丁目23番13号
遠隔制御装置	ぼうさい あんなか	安中市松井田町五料392番地4 安中消防署松井田分署
		安中市松井田町新堀245 松井田支所
		安中市一丁目10番30号 安中消防署
屋外拡声子局	101	安中市宿一丁目534番地15
	102	安中市宿283番地
	103	安中市安中四丁目8番地32
	104	安中市安中五丁目8番地1
	105	安中市安中3799番地
	106	安中市安中4570番地1
	107	安中市安中一丁目3330番地4
	108	安中市安中一丁目1番地26
	109	安中市安中三丁目10番地43
	110	安中市安中三丁目9番地63
	111	安中市安中1085番地1
	112	安中市安中1717番地1
	113	安中市高別当505番地
	114	安中市高別当718番地2
	115	安中市高別当100番地
	116	安中市古屋563番地
	117	安中市古屋114番地
	118	安中市小俣417番地1
	119	安中市小俣63番地2
	201	安中市原市634番地
	202	安中市原市三丁目1番地7
	203	安中市原市一丁目10番地23
	204	安中市原市二丁目10番14
	205	安中市原市1441番地16
	206	安中市原市1846番地1
	207	安中市原市3232番地1

施設名	名称	設置場所
屋外拡声子局	208	安中市原市4120番地
	209	安中市原市2143番地10
	210	安中市郷原135番地1
	211	安中市郷原2918番地3
	212	安中市郷原2374番地1
	213	安中市郷原1887番地1
	214	安中市郷原2095番地4
	215	安中市嶺甲506番地
	216	安中市嶺687番地
	217	安中市築瀬356番地
	218	安中市築瀬132番地5
	219	安中市原市1660番地1
	301	安中市磯部二丁目4番地16
	302	安中市磯部一丁目12番地21
	303	安中市磯部三丁目12番地12
	304	安中市磯部四丁目12番地8
	305	安中市東上磯部1841番地38
	306	安中市下磯部163番地1
	307	安中市下磯部547番地2
	308	安中市大竹12番地1
	309	安中市大竹463番地2
	310	安中市大竹700番地
	401	中野谷字中連引原地内
	402	安中市野谷2117番地1
	403	安中市野谷1910番地1
	404	安中市野谷439番地2
	405	安中市鷺宮3139番地2
	406	安中市鷺宮3291番地1
	407	安中市鷺宮2457番地2
	408	安中市鷺宮1944番地1
	409	安中市鷺宮642番地
	410	安中市上間仁田620番地1
	411	安中市上間仁田951番地
	412	安中市下間仁田215番地2地先

施 設 名	名 称	設 置 場 所
屋外拡声子局	413	安中市下間仁田169番地2
	414	安中市下間仁田548番地
	415	安中市下間仁田855番地1
	501	安中市岩井434番地
	502	安中市岩井甲617番地
	503	安中市野殿1025番地
	504	安中市野殿59番地3
	505	安中市野殿1923番地
	506	安中市野殿3179番地3
	507	安中市大谷592番地2
	508	安中市大谷1117番地3
	601	安中市板鼻一丁目2番地43
	602	安中市板鼻3322番地6
	603	安中市板鼻一丁目2128番地3
	604	安中市板鼻2086番地1
	605	安中市板鼻1375番地1
	606	安中市板鼻二丁目233番地2
	607	安中市板鼻723番地3
	701	安中市西上秋間1442番地1
	702	安中市西上秋間2629番地1
	703	安中市東上秋間817番地1
	704	安中市東上秋間1240番地
	705	安中市東上秋間1831番地
	706	安中市東上秋間1529番地
	707	安中市東上秋間1075番地
	708	安中市東上秋間3437番地2
	709	安中市秋間みのりが丘5番地201
	710	安中市中秋間1801番地1
	711	安中市中秋間1367番地3
	712	安中市下秋間2563番地2
	713	安中市下秋間2881番地4
	714	安中市下秋間2208番地
	715	安中市下秋間1480番地1
	716	安中市下秋間950番地2

施 設 名	名 称	設 置 場 所
屋外拡声子局	717	安中市下秋間310番地
	718	安中市下秋間4256番地3
	801	安中市下後閑1168番地1
	802	安中市下後閑1630番地5
	803	安中市下後閑15番地1
	804	安中市下後閑1999番地1
	805	安中市中後閑610番地
	806	安中市中後閑1441番地5
	807	安中市中後閑3381番地
	808	安中市上後閑618番地1
	809	安中市上後閑1542番地4
	810	安中市上後閑1684番地
	811	安中市上後閑2686番地2
	901	安中市松井田町新堀1124番地3
	902	安中市松井田町新堀245番地
	903	安中市松井田町八城1451番地2
	904	安中市松井田町松井田953番地
	905	安中市松井田町松井田131番地1
	1001	安中市松井田町横川344番地1
	1002	安中市松井田町横川610番地2
	1003	安中市松井田町五料2780番地2
	1004	安中市松井田町五料2936番地
	1005	安中市松井田町五料2196番地5
	1006	安中市松井田町五料1408番地1
	1007	安中市松井田町五料1826番地1
	1008	安中市松井田町五料583番地1
	1009	安中市松井田町五料3798番地5
	1010	安中市松井田町五料20番地 1
	1101	安中市松井田町坂本378番地1
	1102	安中市松井田町坂本216番地
	1103	安中市松井田町原53番地
	1104	安中市松井田町入山648番地1
	1105	安中市松井田町北野牧17914番地1
	1201	安中市松井田町人見1806番地1

施設名	名称	設置場所
屋外拡声子局	1202	安中市松井田町人見535番地6
	1203	安中市松井田町人見889番地
	1204	安中市松井田町二軒在家876番地6
	1205	安中市松井田町二軒在家413番地3
	1206	安中市松井田町二軒在家650番地63
	1207	安中市松井田町二軒在家1580番地1
	1208	安中市松井田町八城441番地2
	1209	安中市松井田町八城651番地1
	1210	安中市松井田町八城170番地1
	1211	安中市松井田町行田101番地1
	1301	安中市松井田町下増田1450番地1
	1302	安中市松井田町下増田836番地10
	1303	安中市松井田町高梨子1286番地1
	1304	安中市松井田町高梨子812番地1
	1305	安中市松井田町国衙85番地4
	1306	安中市松井田町小日向2021番地1
	1307	安中市松井田町小日向1856番地1
	1308	安中市松井田町小日向752番地1
	1401	安中市松井田町土塩893番地9
	1402	安中市松井田町土塩1463番地1
	1403	安中市松井田町土塩172番地1
	1404	安中市松井田町新井1424番地1
	1405	安中市松井田町新井769番地7
	1406	安中市松井田町上増田365番地
	1407	安中市松井田町上増田287番地1
	1408	安中市松井田町上増田3026番地1
	1409	安中市松井田町上増田2765番地1
	1410	安中市松井田町上増田2054番地1
	1411	安中市松井田町上増田993番地1
	1412	安中市松井田町上増田3738番地
	2101	安中市安中字三ツ俣3663-2
	2102	安中市安中字相馬4177
	2103	安中市安中5丁目字遠丸5082
	2201	安中市原市字九昌寺西2934-1

施設名	名称	設置場所
屋外拡声子局	2202	安中市郷原字給人宿654-1
	2203	安中市郷原字西下山557-3
	2204	安中市築瀬字上久保477-10
	2301	安中市磯部3丁目字舞台1367-1
	2302	安中市磯部1丁目字走落61-5
	2401	安中市中野谷字上宿南2305-1
	2402	安中市鷺宮字文珠寺1771-4地先
	2403	安中市鷺宮字天神312-1
	2404	安中市鷺宮字賽神97-2
	2501	安中市岩井字五反田2466-1
	2502	安中市野殿字田尻2668-5
	2503	安中市大谷字鶴巻1965-1
	2601	安中市板鼻1273-1
	2701	安中市西上秋間字大吹665-4
	2702	安中市西上秋間字菖蒲沢459-5
	2703	安中市西上秋間字南滝の入2110
	2704	安中市秋間みのりが丘1-42
	2705	安中市東上秋間字下刈稲2886
	2706	安中市中秋間字岩下貝戸2352-1
	2707	安中市中秋間字甲八貝戸谷津315
	2708	下秋間字雉子ヶ尾3710-3
	2709	下秋間字広町4658-1
	2801	下後閑字西平855-1
	2802	下後閑字芝原2556-2
	2803	下後閑字萩ノ入2849-1
	2804	中後閑字芝原1679-1
	2805	上後閑字山田376
	2806	上後閑字笹原958
	2807	上後閑字宮掛2459-2地先
中継局	ぼうさい おねやま	安中市松井田町横川字大平国宥林157林班い小班外
戸別受信装置	安中市防災行政無線戸別受信機の設置及び管理に関する規則（平成18年安中市規則第23号）に定める世帯及び施設	

5-2 消防無線一覧

種 別	配置場所	呼 出 名 称	搭 載 車 輦 等
卓上型無線機	安中消防署 郷原分署 松井田分署	たかさきあんなかしよ711 たかさきごうばらぶんしよ712 たかさきまついだぶんしよ713	
車載型無線機	安中消防署 // // // // // // // // 郷原分署 // // 松井田分署 // //	たかさきあんなかしき1 たかさきあんなかぼんぷ1 たかさきあんなかぼんぷ2 たかさきあんなかすいそう1 たかさきあんなかはしご1 たかさきあんなかこうほう1 たかさきあんなかしがい1 たかさきあんなかかがく1 たかさきあんなかきゅうじょ1 たかさきあんなかきゅうきゅう1 たかさきごうばらぼんぷ1 たかさきごうばらこうほう1 たかさきごうばらきゅうきゅう1 たかさきまついだぼんぷ1 たかさきまついだこうほう1 たかさきまついだきゅうきゅう1	指揮車 水槽付消防ポンプ自動車 水槽付消防ポンプ自動車 大型水槽車 梯子付消防ポンプ自動車 連絡車 資材運搬車 化学消防ポンプ自動車 救助工作車 高規格救急自動車 水槽付消防ポンプ自動車 広報指導車 高規格救急自動車 水槽付消防ポンプ自動車 広報指導車 高規格救急自動車
署所端末用無線機	安中消防署 // // // // // // // 郷原分署 // 松井田分署 //	あんなかしき101 あんなか101 あんなか102 あんなか103 あんなか104 あんなか105 あんなかきゅうじょ101 あんなかきゅうじょ102 ごうばら101 ごうばら102 まついだ101 まついだ102	管理係 消防係 // // // // 救助係 // 消防係 // 消防係 //
受令機	消防団各部		消防団指令車 1台 消防団広報車 2台 消防団分団車両 35台 総務省無償貸付車両1台 計39台

6-1 消防力の現況

1 人 員

(1) 消防署

(令和7年4月1日現在)

階級別 署係名		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員	合計	
安	署 長	1								1	
	副 署 長		1							1	
中	管 理 係			1	1	2			1	5	
	防 災 係								4	4	
	消防 1 係			1	3	2		1		7	
	救急 1 係			1	1			1		3	
	救助 1 係			1	2	2				5	
	消防 2 係			1	3	1		2		7	
	救急 2 係			1		1	1			3	
	救助 2 係			1	2	1	1			5	
	消防 3 係			1	3		2	1		7	
	救急 3 係			1	1	1		1		4	
消	救助 3 係			1	2	1	1			5	
	郷 原 分 署	分署長		1						1	
消防 1 係				1	2	1	2			6	
消防 2 係				1	2	1	1	1		6	
消防 3 係				1	2	2		1		6	
署	松 井 田 分 署	分署長		1						1	
		消防 1 係			1	3			2		6
		消防 2 係			1	3		1	1		6
		消防 3 係			1	3	1		1		6
	合 計		1	3	16	33	16	9	12	5	95

(2) 消防団員

(令和7年4月1日現在)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
団 本 部	1	4						5
第1分団			1	1	2	4	20	28
第2分団			1	1	3	6	38	49
第3分団			1	1	2	4	23	31
第4分団			1	1	4	8	37	51
第5分団			1	1	3	6	23	34
第6分団			1	1	1	2	13	18
第7分団			1	1	3	6	34	45
第8分団			1	1	3	6	25	36
第9分団			1	1	2	4	20	28
第10分団			1	1	2	4	24	32
第11分団			1	1	1	2	23	28
第12分団			1	1	4	7	34	47
第13分団			1	1	2	4	30	38
第14分団			1	1	2	4	22	30
合 計	1	4	14	14	34	67	366	500

2 車 輛

(1) 消防署

(令和7年4月1日現在)

所 属	名 称	車両番号	メーカー	購入年度	備 考
安 中 消 防 署 管 内	安 中 消 防 署	指揮車	高崎800さ603	ニッサン	平成7年
		連絡車	高崎500て383	マツダ	平成25年
		水槽付消防ポンプ自動車	高崎800は35	ヒノ	平成16年 2,000ℓ
		水槽付消防ポンプ自動車	高崎800は397	ヒノ	平成29年 1,700ℓ
		大型水槽車	高崎800は620	ヒノ	令和6年 10,000ℓ
		化学消防ポンプ自動車	高崎800は78	ミツビシ	平成9年 1,300ℓ
		梯子付消防ポンプ自動車	高崎800は36	ヒノ	平成18年 950ℓ
		救助工作車	高崎800は336	ヒノ	平成27年
		高規格救急自動車	高崎800さ3837	トヨタ	令和2年
		資材運搬車	高崎800さ510	ニッサン	平成17年
	郷原分署	広報指導車	高崎800さ582	スズキ	平成8年
		水槽付消防ポンプ自動車	高崎800は151	ヒノ	平成22年 2,000ℓ
		高規格救急自動車	高崎800さ2814	トヨタ	平成28年
	松井田分署	広報指導車	高崎880あ17	ダイハツ	平成18年
		水槽付消防ポンプ自動車	高崎800は560	ヒノ	令和4年 2,000ℓ
		高規格救急自動車	高崎800さ4715	トヨタ	令和5年

化学消防力	化学車 1台 ※泡消火薬液槽(1,200ℓ)、水槽容量(1,300ℓ) ※泡消火薬剤420ℓ(車載)、340ℓ(車外)

(2) 消防団

(令和7年4月1日現在)

分 団	種 別		年 式	積載ホース
第1分団	第1部	普通ポンプ車	群馬800す1117	平成15年 20本
	第2部	普通ポンプ車	高崎830せ102	令和2年 20本
第2分団	第1部	普通ポンプ車	群馬830せ201	令和7年 20本
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	高崎800さ2233	平成26年 20本
	第3部	普通ポンプ車	群馬800さ3551	平成16年 20本
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	高崎800さ2233	平成26年 20本
第3分団	第1部	普通ポンプ車	群馬830す301	令和6年 20本
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800さ8156	平成13年 20本
第4分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800さ1878	平成11年 20本
	第2部	普通ポンプ車	高崎800さ2234	平成26年 20本
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	高崎800さ2441	平成27年 20本
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800す7973	平成18年 20本
第5分団	第1部	普通ポンプ車	高崎830さ501	平成30年 20本
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800す4616	平成16年 20本
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	高崎800さ2443	平成27年 20本
第6分団	第1部	普通ポンプ車	群馬800さ5458	平成13年 20本
第7分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800す7972	平成18年 20本
	第2部	普通ポンプ車	高崎830さ702	平成30年 20本
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	高崎800さ2444	平成27年 20本
第8分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800す1133	平成15年 20本
	第2部	普通ポンプ車	高崎830さ802	平成28年 20本
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800す6676	平成17年 20本
第9分団	第1部	普通ポンプ車	高崎830す901	平成28年 20本
	第2部	水槽付ポンプ車	高崎830さ902	令和2年 20本
第10分団	第1部	普通ポンプ車	高崎800さ422	平成19年 20本
	第2部	普通ポンプ車	群馬88ね253	平成10年 20本

分 団		種 別		年 式	積載ホース
第11分団	第1部	普通ポンプ車	高崎800さ1816	平成24年	20本
第12分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800さ2489	平成12年	20本
	第2部	普通ポンプ車	高崎830さ1202	平成29年	20本
	第3部	普通ポンプ車	高崎800さ1557	平成23年	20本
第13分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	群馬800さ8717	平成14年	20本
	第2部	普通ポンプ車	群馬88ね252	平成10年	20本
第14分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	高崎883あ1401	令和4年	20本
	第2部	普通ポンプ車	高崎830す1302	令和5年	20本
消防団指令車		ニッサンセレナ	高崎800さ3076	平成29年	0本
消防団広報車		ニッサンクリッパー	高崎880あ421	平成29年	0本
		ニッサンエクストレイル	高崎800さ4178	令和4年	0本
小型動力ポンプ付積載車		ニッサンキャラバン	高崎800さ3376	平成31年	10本

6-2 水防倉庫及び備蓄資材

所管	河川名	管理者	倉庫鍵 保管者	所在地	備 蓄 器 具 ・ 資 材										
					か ま	な た	の こ ぎ り	お の	ス コ ッ プ	つ る は し	と う ぐ わ	一 輪 車	レ ー キ	か け や	照 明 具
安中市	碓氷川	安中市市長	安中市消防団第6分団長	安中市板鼻一丁目字本町2147-5	15	6	4	4	24	2	10	1	2	8	
安中市	秋間川	安中市市長	安中市消防団第7分団長	安中市中秋間字黒後1795-1	13	6	4		10	4	7	1	2	1	
安中市	後閑川	安中市市長	安中市消防団第8分団長	安中市下後閑字竹の内1429-1	1	11	16	1	35	11	11	2	3	6	
合 計					29	23	24	5	69	17	28	4	7	15	0
所管	河川名	管理者	倉庫鍵 保管者	所在地	備 蓄 器 具 ・ 資 材										
					ペン チ	ハン マ ー	カ ッ タ ー	バ ー ル	げ ん の う	ま さ か り	パ イ ル	麻 袋	ビ ニ ール 袋	命 綱	チ ェ ン ソー
安中市	碓氷川	安中市市長	安中市消防団第6分団長	安中市板鼻一丁目字本町2147-5	1		4	1	1	3	40	300	1800		
安中市	秋間川	安中市市長	安中市消防団第7分団長	安中市中秋間字黒後1795-1	2	1	1	3	2	1	40	500	2300		
安中市	後閑川	安中市市長	安中市消防団第8分団長	安中市下後閑字竹の内1429-1	2	2	2	1	1		20	700	2900		
合 計					5	3	7	5	4	4	100	1500	7000	0	0
所管	河川名	管理者	倉庫鍵 保管者	所在地	備 蓄 器 具 ・ 資 材										
					な わ (巻)	鉄 線 (kg)	丸 太	く い	か す が い	か る こ	布 袋	ロー プ (m)	1 フル コン シ		
安中市	碓氷川	安中市市長	安中市消防団第6分団長	安中市板鼻一丁目字本町2147-5	4	100	150	50	50	76		50	5		

安中市	秋間川	安中市市長	安中市消防団第7分団長	安中市中秋 間字黒後 1795-1	6	50	140	10	30	30		50	5
安中市	後閑川	安中市市長	安中市消防団第8分団長	安中市下後 閑字竹の内 1429-1	16	50	380	90	40	44		50	3
合 計					26	200	670	150	120	150		150	13

6-3 水門の所在地

河川名	堰 名	所 管	位 置	操作方法	電話番号
碓氷川	人見堰	安中磯部土地改良区	安中市郷原久保井戸左岸	手動捲上式	水防計画（別冊）の定めるとおり
	安中大堰		安中市下磯部馬場左岸	電動捲上式	
	中宿堰	中宿堰用水組合	安中市安中川原町右岸	手動捲上式	
	板鼻堰	板鼻堰土地改良区	安中市中宿左岸	電動捲上式	
	板鼻1号樋門	安中市	安中市板鼻	手動捲上式	
	板鼻2号樋門				
	板鼻3号樋門			自動捲上式	
	板鼻4号樋門				
板鼻堰排水門	板鼻堰土地改良区	安中市板鼻	自動捲上式		
板鼻川	板鼻川排水門	群馬県	安中市板鼻	電動捲上式	
	板鼻川分流堰	板鼻堰土地改良区	安中市板鼻二丁目	ゴム堰	
	九十九川	小間堰	小間堰用水組合	安中市小俣左岸	
小俣堰		小俣用水組合	安中市小俣左岸		
荒浜堰		荒浜堰用水組合	安中市古屋		
大島田堰		大島田堰用水組合	安中市小俣		

7-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

『指定緊急避難場所』

災害発生直後など危険が迫っている状況で、緊急的に避難し、身の安全を守るための場所

『指定避難所』

被災者が一定期間滞在し生活環境を確保するための施設

1 指定緊急避難場所

異常な現象ごとの指定について

洪水災害：浸水想定区域及び地形分類図で谷底低地、氾濫原低地と分類される地域に立地していない施設。

土砂災害：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区等の危険箇所立地していない施設。

凡例：「○」適、「△」適だが注意が必要、「×」不適

番号	所在地	施設名	住所(地番)	異常な現象の種類		備考
				水害	土砂災害	
1	安中地区	中宿公民館	中宿一丁目8番6号	×	○	洪水浸水想定区域
2		下野尻公会堂(正龍寺境内)	安中四丁目9番3号	○	○	
3		伝馬町公民館	安中三丁目20番16号	○	○	
4		うんど遊園	安中二丁目14番 地内	○	○	
5		谷津児童公園	安中3-15-1	○	○	
6		谷津公会堂	安中3-13-1	○	○	河川が近い
7		新邸公会堂	安中一丁目5番 地内	○	○	避難スペース小
8		上野尻第二公会堂	安中一丁目13番24号	○	○	
9		小間公民館	安中1085-1	△	○	河川に挟まれている
10		藤山団地南側公園	安中1350	△	○	北側の公園は山が近い ため不可
11		米山公民館	安中1780	○	△	南側に斜面あり
12		高別当公会堂	高別当371-2	○	○	避難スペース小
13		古屋公会堂	古屋494-3	○	○	
14		安中市ふるや広場	古屋920	○	○	
15		小俣公会堂(漉藻農村公園)	小俣949-2	△	△	低地、北側に斜面あり
16	原市地区	原市第1区住民センター	原市四丁目3番13号	○	○	
17		第2区集会所 原市第2区住民センター	原市三丁目2番30号	△	○	内水氾濫に注意
18		原市第3区甲集会所 原市第3区甲住民センター	原市二丁目2-1111 (原市二丁目1113-1)	○	○	
19		末広町住民センター 原市第3乙区住民センター	原市二丁目10番14号	○	○	
20		原市第4区住民センター	原市1846-1	○	○	
21		第四区八本木公会堂	原市1660-1	○	○	
22		杉名公民館	原市3912-1	○	○	
23		5区集会所(宮内集会所)	原市2143-10	○	○	
24		原市6区集会所	郷原2910-4	○	○	
25		郷原公会堂 原市第7区公会堂	郷原1270-1	○	○	
26		ダイナム群馬安中店駐車場	郷原字中村686-1	○	○	
27		嶺公会堂	嶺甲506	○	○	避難スペース小
28		原市第9区住民センター (築瀬公会堂)	築瀬743	○	○	
29		築瀬二子塚古墳公園	築瀬756-1	○	○	
30	磯部地区	上磯部公会堂	磯部2丁目4番16号	○	○	避難スペース小
31		磯部第2区 金井自治会公会堂	磯部3丁目10番30号	○	○	避難スペース小
32		磯部児童公園	磯部3-18-15	○	○	
33		金谷戸公会堂	東上磯部1841-38	○	○	
34		磯部宮本自治会公民館 (磯部神社社務所)	下磯部140-2	○	○	
35		新井公会堂(第8区公会堂)	東上磯部1964-2	○	○	避難スペース小
36		馬場公会堂	下磯部547-1	○	○	
37		大竹住民センター	大竹463-2	○	○	避難スペース小河川が近い

番号	所在地区	施設名	住 所 (地 番)	異常な現象 の種類		備 考
				水害	土 砂 災害	
38	東横野地区	宮本住民センター（咲前神社）	鷺宮3308	○	○	
39		金平居公会堂	鷺宮1199	△	○	低地、避難スペース小
40		上平公会堂	鷺宮375-6	○	○	
41		松栄児童遊園地	鷺宮606	○	○	
42		松栄集会所	鷺宮642-6	○	○	
43		白山公園及び研修センター （鰻橋転作研修施設）	上間仁田371-1	○	○	
44		第17区後小峰公会堂	下間仁田169-2	○	○	避難スペース小
45		上耕地公会堂	下間仁田850-1	○	○	
46		共立集会所	中野谷439-2	○	○	
47		久保公会堂	中野谷1910-1	○	○	
48		中屋敷公会堂	中野谷2138-3	○	○	
49		上宿公会堂	中野谷2363	○	○	避難スペース小
50	岩野谷地区	東岩井公会堂	岩井434	○	○	避難スペース小
51		オサカベ自動車工業東側駐車場	岩井875-1	○	○	
52		中岩井公会堂	岩井1596-3	○	○	
53		北野殿公会堂	野殿956	○	○	
54		東野殿公会堂	野殿1923	○	△	山地災害危険地区
55		中野殿公会堂	野殿1874-1	○	△	東側に傾斜あり
56		第6区水境公会堂	野殿3179-3	△	○	河川が近い
57		坂組公会堂	大谷345	○	×	土砂災害警戒区域
58		上組公会堂	大谷592-1	○	×	土砂災害警戒区域
59		長坂公民館	大谷1117-1	○	×	土砂災害警戒区域
60	板鼻地区	板鼻第5区集会所	板鼻2087-1	○	○	
61		板鼻スポーツ広場	板鼻1287-1	○	○	
62	秋間地区	1区3班集会所	西上秋間409-1	○	○	
63		みのりが丘集会所	秋間みのりが丘3-174	○	○	
64		パノラマパーク	秋間みのりが丘 地内	○	△	山地災害危険地区
65		秋間第15区公民館	中秋間1367-3	○	○	
66		秋間農村公園	下秋間1480-1	△	○	低地、南側に斜面あり
67	後閑地区	下後閑公会堂	下後閑1338-1	○	○	
68		旧後閑3区住民センター	下後閑1479-1	○	○	避難スペース小
69		下後閑西集会所	下後閑15-1	○	○	
70		下後閑コミュニティセンター	下後閑1429-1	○	○	
71		中後閑ふれあいセンター （旧9区集会所）	中後閑611	○	○	
72		11区公会堂	中後閑1679-1	△	○	低地、避難スペース小
73		12区公会堂	中後閑2314-3	△	△	低地、北側に崖
74		14区公会堂	中後閑2662	△	○	内水氾濫に注意
75		上後閑山里ふれあいの会 （旧18区集会所）	上後閑2686-2	○	×	土砂災害警戒区域
76	松井田地区	上本町公民館	松井田町新堀704-7	○	○	屋外避難スペース無
77		中宿住民センター	松井田町新堀388-16	○	○	
78		新町公民館	松井田町新堀236-19	○	△	山地災害危険地区
79		森崎住民センター	松井田町新堀6	○	○	
80		上町住民センター（公園）	松井田町松井田549	○	○	
81		仲町公会堂	松井田町松井田400-2	○	○	
82		仲町駐車場	松井田町松井田582	○	○	

番号	所在地区	施設名	住 所（地 番）	異常な現象 の種類		備 考
				水害	土 砂 災害	
83		下町集会所	松井田町松井田815-5	○	○	
84		新田町公民館	松井田町松井田138	○	○	
85		北横町住民センター	松井田町松井田842-2	○	△	急傾斜地内
86		南横町公民館	松井田町松井田415-2	○	○	
87		南横町自治会駐車場	松井田町松井田273-1	○	○	
88	臼井地区	麻苧茶屋	松井田町横川441	○	△	
89		おぎのやドライブイン 東側駐車場	松井田町横川327-22付近	○	○	
90		西尾公会堂	松井田町五料2780	○	×	土砂災害警戒区域
91		梨の木公民館	松井田町五料1408乙	○	△	裏に山あり
92		小竹公民館	松井田町五料3798-5	○	○	
93		平地区多目的活動施設	松井田町五料656	○	○	
94	坂本地区	くつろぎの郷 駐車場	松井田町坂本1258	○	○	
95		坂本公民館 駐車場	松井田町坂本216	○	○	
96		坂本・原生きがいセンター	松井田町原405	○	○	
97		坂本スポーツ広場	松井田町原 地内	○	○	
98		原生活改善センター	松井田町原240	○	○	
99		灘田住民センター	松井田町原641	○	×	土砂災害警戒区域
100		旧市立松井田西中学校校 庭	松井田町原53	○	×	土砂災害警戒区域
101		旧入牧生きがいセンター跡地	松井田町北野牧18201	○	×	土砂災害警戒区域
102		下平生活改善センター	松井田町西野牧16832	○	×	土砂災害警戒区域
103		恩賀住民センター	松井田町西野牧17293-5	○	△	山地災害危険地区
104	西横野地区	中区公民館	松井田町入山甲648	○	△	裏に土手あり
105		上人見公会堂	松井田町人見1806	○	○	
106		塚原公会堂	松井田町人見535	○	○	
107		大王寺公会堂	松井田町人見889	○	○	
108		大王寺団地公園	松井田町人見1533-1	○	○	
109		高野谷戸公会堂	松井田町人見1015-8	○	○	
110		二軒在家公会堂	松井田町二軒在家822	○	○	
111		鳥留住民センター	松井田町二軒在家686-9	○	○	
112		三日市住宅団地公園	松井田町二軒在家650-63	○	○	
113		別所住民センター	松井田町二軒在家1311-2	○	○	
114		八城集会所	松井田町八城441	○	○	
115		八城西住民センター	松井田町八城170-1	○	○	
116		源ヶ原公会堂	松井田町八城1451-2	○	○	
117		行田公会堂	松井田町行田101-1	△	○	低地
118	九十九地区	下増田集会所	松井田町下増田2056	△	△	北側に山あり 南側に崖あり
119		転作促進施設 (上高梨子公会堂)	松井田町高梨子1286-1	○	○	
120		下高梨子公民館	松井田町高梨子812-1	△	○	低地
121		九十九地区生涯学習センター	松井田町国衙84-1	○	○	指定避難所
122	細野地区	小日向ふれあいセンター (小日向ふれあい広場)	松井田町小日向777	○	○	指定避難所
123		土塩2区公会堂	松井田町土塩1568	△	○	低地
124		土塩1区住民センター	松井田町土塩893-9	○	×	土砂災害警戒区域
125		細野4区多目的集会施設	松井田町土塩107-2	○	×	土砂災害警戒区域
126		新井5区住民センター	松井田町新井752	△	○	低地、避難スペース小
127		旧6区ゲートボール場	松井田町新井1423-3	△	○	低地

番号	所在 地区	施設名	住 所（地 番）	異常な現象 の種類		備 考
				水害	土 砂 災害	
128		上増田東区9東公会堂	松井田町上増田3509	○	○	
129		十二区住民センター	松井田町上増田993-1	○	△	山地災害危険地区
130		11区多目的集会所	松井田町上増田2054	○	×	土砂災害警戒区域

2 指定避難所

番号	避難所	地区	電話番号	対象区域
1	市立安中小学校体育館	安 中	381-0215	安中3～4区のうち、碓氷川より北側の区域
②	市立第一中学校体育館	〃	381-0459	安中2～2区
③	安中公民館	〃	382-7641	安中3～5区のうち、碓氷川より南側の区域
4	文化センター	〃	381-0586	安中6区・8区
5	安中市光陽館	〃	382-5898	安中2区
6	安中体育館	〃	382-5299	安中4区・5区・9区
⑦	米山体育館	〃	381-1990	安中8区・9区・10区・12区
8	県立安中総合学園 高等学校体育館	安 中 原 市	381-0227	安中5区・7区・10区・11区 原市1区・2区
9	市立原市小学校体育館	原 市	385-8258	原市2区・原市3甲区・3乙区
10	旧市立原市小学校郷原分校	〃	385-8210	原市7区
11	市立第二中学校体育館	〃	385-7857	原市5区・8区
12	市立原市保育園	〃	385-5233	原市9区
13	原市公民館	〃	385-4832	原市4区・9区
14	原市体育館	〃	385-4083	原市3甲区・4区・6区・9区
15	磯部温泉会館	磯 部	385-6555	磯部1区・2区
16	磯部公民館	〃	385-4834	磯部2区・3区
17	市立磯部小学校体育館	〃	385-5965	磯部3～5区
18	東横野公民館	東横野	382-4974	東横野1～3区
19	市立東横野小学校体育館	〃	382-5773	東横野3～6区
20	学習の森	〃	382-7622	東横野5区・6区
⑪	市立碓東小学校体育館	安 中 岩野谷	382-4325	安中1区 岩野谷1区・2区
22	岩野谷公民館	岩野谷	382-4968	岩野谷3～7区
⑬	板鼻公民館	板 鼻	382-4967	板鼻地区のおおむね旧国道18号より南側の区域
24	いきいき長寿センター (老人福祉センター)	〃	382-2929	板鼻地区のおおむね旧国道18号より北側の区域
25	市立秋間小学校体育館	秋 間	381-0494	秋間1区・2区・みのりが丘区
26	秋間公民館	〃	382-4969	秋間3～5区
27	旧市立後閑小学校体育館	後 閑	385-8178	後閑1区・2区
28	後閑公民館	〃	385-4835	後閑3～5区
29	上後閑体育館	〃	385-3388	後閑5区
30	市立松井田中学校体育館	松井田	393-1122	上本町区・本町区・新堀中宿区・新町区
31	松井田文化会館	〃	393-4400	上本町区・本町区・新堀中宿区・源ヶ原区
32	市立松井田小学校体育館	〃	393-1521	森崎区・上町区・仲町区・北横町区・紺屋町区
33	県立松井田高等学校体育館	〃	393-1525	下町区・南横町区・新田琵琶ノ窪区
34	臼井体育館	臼 井	395-2050	五料西区・五料中区・五料東区
35	碓氷峠鉄道文化むら	〃	380-4163	横川西区・横川東区
36	坂本公民館	坂 本	395-2262	坂本1区・2区・原区
37	坂本体育館	〃	395-2428	坂本1区・2区・原区
38	入牧生きがいセンター	〃	-	入牧1区・2区
39	市立西横野小学校体育館	西横野	393-1127	上人見区・法正寺区・塚原区・大王寺区 高野谷戸区・二軒在家区・別所区
40	西横野体育館	〃	393-1320	烏留北区・烏留南区・八城東区・八城西区・行田区
41	市立まついだ保育園	〃	393-3892	八城西区・行田区
42	九十九体育館	九十九	393-1123	下増田区・国衛百石区
43	九十九地区生涯学習センター	〃	393-4236	高梨子区・国衛百石区
44	小日向ふれあいセンター	〃	-	小日向区
45	細野ふるさとセンター	細 野	393-1311	土塩西区・土塩東区
46	旧市立細野小学校体育館	〃	393-1322	新井区
47	旧市立松井田北中学校体育館	〃	393-1520	上増田東区・上増田西区

〔備考〕

- 1 避難所に対する対象地区については、あくまで目安として最寄りの避難所を対象としているため、市内の避難所であればどこに避難しても構わない。
- 2 上記のほか、被災地に近く集团的に収容できる既存建物を優先し、一般的な指定順位は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 各地区住民センター・公会堂
 - イ 神社・寺院
 - ウ その他の公共的建物
 - エ その他の民間施設
- 3 避難所においては区長等の協力を得て、別に定める避難所開設担当職員が避難者の人数、氏名等を把握する。また、指定避難所以外へ避難した場合は、指定避難所へ連絡すること。
- 4 ○で示した避難所は、河川の浸水想定区域内等に位置しており、水害のおそれがある場合には開設できないため、ほかの施設へ避難するものとする。
 - ア 市立第一中学校体育館…文化センター、安中市光陽館
 - イ 安中公民館……………文化センター、県立安中総合学園高等学校体育館及び市立安中中学校体育館
 - ウ 米山体育館……………文化センター、安中体育館、県立安中総合学園高等学校体育館
 - エ 市立碓東小学校体育館…岩野谷公民館、安中市光陽館及び市立安中中学校体育館、文化センター
 - オ 板鼻公民館……………老人福祉センター
- 5 平日夜間・休日等、状況に応じて最寄りの避難所に避難する。

3 重要水防区域内の水害時における指定避難所一覧

	地域名	避難を要する区域	収容場所	収容人員(人)	電話番号
碓氷川	板 鼻	全域	いきいき長寿センター (老人福祉センター)	153	382-2929
	中 宿	全域	光陽館又は 文化センター	95	382-5898
	安中四丁目	全域		651	381-0586
九十九川	下の尻	全域	光陽館又は 安中中学校体育館	95	382-5898
				308	381-0215
秋間川	池 尻	全域	秋間小学校体育館	285	381-0494
岩井川	岩 井	岩野谷1・2・3区	岩野谷公民館	90	382-4968
碓氷川	八 城	中瀬	西横野体育館	410	393-1320
九十九川	新 井	養地 旧5区	旧細野小学校体育館	470	393-1322

7-2 指定福祉避難所

指定福祉避難所とは、一般的な避難所での生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする人を受け入れるための避難所である。

指定福祉避難所	所在地	電話番号	法人名
特別養護老人ホーム 明嶺荘	安中市嶺 240 番地	027-385-0003	(福) あんなか福祉会
特別養護老人ホーム のどの荘	安中市野殿 1599 番地 1	027-382-7060	
特別養護老人ホーム うすいの里	安中市松井田町高梨子 1491 番地 1	027-393-5858	(福) 碓氷福祉会
安中市障害者支援セン ター	安中市松井田町 新堀 401 番地	027-393-1212	(福) 安中市社会福祉 協議会
特別養護老人ホーム なゆた	安中市鷺宮 389 番地	027-382-8366	(福) 常磐会
本多病院	安中市鷺宮 205 番地 1	027-382-1255	(医) 信愛会
介護老人保健施設 うらく	安中市鷺宮 205 番地 1	027-382-8511	
安中市障害児者生活 サポートセンター	安中市原市 1544 番地 11	027-393-6656	(福) 光の里
安中市在宅重度心身障 害児者等デイサービス ふれあいの家	安中市大竹 599 番地	027-382-7444	
エルピスあけぼの	安中市原市 1544 番地 11	027-385-6681	
フィロスあけぼの	安中市原市 1544 番地 11	027-386-6091	
ゆうゆうホーム	安中市古屋 292 番地 1	027-382-3991	
ゆうゆうホーム第2	安中市古屋 292 番地 4	027-388-0305	
カノンの家	安中市原市 1546 番地 1	027-381-8106	
特別養護老人ホーム 楽聚	安中市松井田町 二軒在家 776 番地 1	027-387-0910	(福) 松井田福祉会
グループホームけやき	安中市中宿 1 丁目 9 番 17 号	027-380-5016	(株) ティエムコーポ レーション
小規模多機能ホームゆ うゆう	安中市中宿 1-9-6	027-381-1414	
グループホームなない ろ	安中市中宿 2153-1	027-381-7716	
特別養護老人ホーム しづの想い	安中市築瀬 175-1	027-388-8541	(福) 築瀬福祉会

※指定福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設されるため、発災当初から利用できる避難所ではない。

7-3 要配慮者利用施設

1 児童福祉施設・幼稚園

名 称	所 在 地	電 話	備 考
安中こども園	安中市安中3-3-3	381-0640	
遠丸保育園	安中市安中5-8-25	382-1080	
市立原市保育園	安中市築瀬25-1	385-5233	
岩野谷保育園	安中市岩井甲617	381-3320	
板鼻和光保育園	安中市板鼻2101-2	381-0613	
あきまこども園	安中市下秋間1459	395-0186	
後閑あさひ保育園	安中市中後閑724	385-5541	
あさひ第二保育園	安中市下後閑509-1	384-1501	
市立まついだ保育園	安中市松井田町八城194-4	393-3892	
崇徳寺保育園	安中市松井田町松井田326	393-4458	
細野保育園	安中市松井田町新井394	393-2457	
白鳩保育園	安中市松井田町国衙89-1	393-1015	
西横野保育園	安中市松井田町人見970	393-3946	
うずまき保育園	安中市原市92-2	381-8020	(株)ボルトテックスセイクン内
ひまわり保育園	安中市鷺宮205-1	386-6607	(医)信愛会 本多病院内
たんぼぼ保育園	安中市上間仁田658	381-8308	(株)ユー・コーポレーション内
東横野幼稚園	安中市鷺宮3092-2	382-0816	
安中二葉幼稚園	安中市安中3-10-33	381-0394	
原市赤心幼稚園	安中市原市1-14-16	385-6662	
いそべこども園保育園部	安中市磯部3-19-20	385-8321	
いそべこども園幼稚園部	安中市磯部3-12-12	385-8021	

2 老人福祉施設

名 称	所 在 地	電 話	備 考
グループホーム けやき	安中市中宿1-9-17	380-5016	(株)ティエムコーポレーション
グループホーム ゆうゆう	安中市中宿1-9-6	381-1414	
グループホーム なないろ	安中市中宿2153-1	381-7716	
グループホーム 森の家	安中市安中1-10-17	381-4401	(有)いずみや
GENKI NEXT安中	安中市安中1-16-7	381-5656	(株)サムス
デイサービスセンター 彩とり	安中市安中1-16-38	380-1215	
住宅型有料老人ホーム 和が家 あんなか	安中市安中1-16-38	380-1212	
ケアステーション ピース安中	安中市中宿2180-2	380-5020	(医)社団醫光会
介護老人保健施設 めぐみ	安中市安中3-25-13	382-5951	(医)済恵会
住宅型有料老人ホーム さわやか		382-0225	
住宅型有料老人ホーム まきば安中	安中市古屋74-1	381-6931	(株)まきば
デイサービスセンター まきば安中			
特別養護老人ホーム 明嶺荘	安中市嶺240	385-0003	(福)あんなか福祉会
安中市デイサービスセンター 明嶺荘			
リハビリ特化型デイサービス ムーブメント 白才むら	安中市嶺615-1	329-5440	NP0法人白才むら健生会
グループホーム 原市	安中市原市1867	380-2575	(有)ふるさと
ケアホーム えにし	安中市原市2-5-41-3	384-4148	(有)えにし
デイサービスセンター えにし			
デイサービスセンター えにしリアン	安中市原市2-7-8	386-4195	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
グループホーム ほのか	安中市原市1303-1	380-2272	
グループホーム ひばり	安中市原市3-6-20	385-1555	ケアサポシステムズ(株)
公立碓氷病院 通所リハビリテーション そよかぜ	安中市原市1-9-10	385-8221	公立碓氷病院
ジョリエやなせ	安中市築瀬500	385-0888	(福)のぞみ
スマイリングホーム メィス安中	安中市原市3452-14	380-6699	グリーンライフ(株)
住宅型有料老人ホーム やまと	安中市原市3518	388-0071	(有)ゆう優ハウス やまと
デイサービス やまと			
らいふプラス原市	安中市原市4-3-39	377-3248	(株)サムス
小規模多機能ホーム ごうばら	安中市郷原2982-1	395-0150	(株)泰斗
デイサービス ごうばら			
住宅型有料老人ホーム ぱびよん	安中市郷原2915-1	387-0445	(株)ほほえみ
デイサービスセンター ぱびよん			
住宅型有料老人ホームさちえ-る	安中市郷原556-3	381-8866	(株)さちえん
デイサービスセンター え-る		381-8833	
さわやかデイサービス	安中市下磯部12-1	385-8409	(有)かがやき
小規模多機能の家吉ヶ谷磯部支所	安中市磯部1-19-13	387-0501	(株)吉ヶ谷
住宅型有料老人ホームみかん色安中	安中市磯部1-13-1	395-5438	吉田ア(株)
みかん色安中			
ほほえみの家 みなと	安中市磯部3-3-19	386-3710	(株)ナカノ
デイサービスセンター みなと			
グループホーム沙羅林郷原の郷	安中市郷原1262-2	380-6007	(有)築瀬の郷
グループホーム沙羅林築瀬の郷	安中市築瀬194-6	386-2202	
小規模多機能型居宅介護 ヱセ		380-6201	
小規模多機能型居宅介護 国衙の郷	安中市松井田町国衙56-1	393-0117	
デイサービス さくら	安中市築瀬477-10	380-2227	(医)済恵会
地域密着型特別養護老人ホーム しづの想い	安中市築瀬175-1	388-8541	(福)築瀬福祉会
小規模多機能ホーム くわのみ	安中市中野谷1854-2	385-1217	(有)多胡設計
グループホーム きらら	安中市鷺宮203	382-7506	(医)信愛会
住宅型有料老人ホーム ふるさとサポートセンター	安中市鷺宮1962-1	385-9381	(有)ふるさと
有限会社 ふるさと	安中市鷺宮1956-1	384-0367	
特別養護老人ホーム なゆた	安中市鷺宮389	382-8366	(福)常磐会
老人デイサービス なゆた			
介護医療院本多病院	安中市鷺宮205-1	382-1255	(医)信愛会
介護老人保健施設 うららく	安中市鷺宮205-1	382-8511	
らら・さぎのみや	安中市鷺宮592-1	384-2330	
特別養護老人ホーム のどの荘	安中市野殿1599-1	382-7060	(福)あんなか福祉会
デイサービスセンター 野々香	安中市野殿719-1	382-8203	(有)えにし
住宅型有料老人ホーム ウェルビー・岩井の丘	安中市岩井433-1	388-0123	(有)ウェルビーイング
住宅型有料老人ホーム ナッシングホーム あい誉	安中市板鼻150-1	329-5000	(有)ユモス
安中市老人福祉センター	安中市板鼻2086-1	382-2929	
特別養護老人ホーム セラヴィ	安中市板鼻1-5-15	381-0326	(福)グリーントープ
サービス付高齢者向け住宅 ふるさとホーム安中	安中市板鼻679-1	380-5168	(株)ヴァティー
ケアステーション あさひ安中		380-5166	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
まごころデｲｰﾋﾞｽ秋間	安中市中秋間462-1	381-8556	(株)真心
小規模多機能の家 吉ヶ谷	安中市下秋間4484-1	395-0522	(株)吉ヶ谷
通所介護事業所 あおぞら	安中市下秋間1784	381-1955	NPO法人虹
介護老人保健施設 せせらぎ苑	安中市松井田町新堀1300-1	393-0956	(財)群馬慈恵会
住宅型有料老人ホーム 和が家まついだ	安中市松井田町松井田716-1	388-1666	(株)サムエス
デｲｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ ここいろ	安中市松井田町松井田716-1	388-1666	
デｲｰﾋﾞｽ たきみ	安中市松井田町横川1076-155	395-3375	(福)育誠会
グループホーム あんなかの憩	安中市松井田町五料2098-1	380-4353	(株)フロンティアの介護
グループホーム 宮口	安中市松井田町二軒在家1580-4	393-9200	(有)グループホーム宮口
デｲｰﾋﾞｽ 宮口			
特別養護老人ホーム 楽聚	安中市松井田町二軒在家776-1	387-0910	(福)松井田福祉会
デｲｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 楽聚			
グループホーム「ここあ」松井田	安中市松井田町人見595-1	380-6588	(株)上毛福祉会
住宅型有料老人ホーム リホームうすい	安中市松井田町八城226-1	386-5596	(株)桜蘭社
デｲｰﾋﾞｽ リホームうすい			
介護付有料老人ホーム 松華	安中市松井田町行田252-2	393-5310	(株)彩華舎
特別養護老人ホーム うすいの里	安中市松井田町高梨子1491-1	393-5858	(福)碓氷福祉会
デｲｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ うすいの里			
デｲｰﾋﾞｽ ほその	安中市松井田町土塩1369-1	393-9333	(有)えにし
ケアホーム風の森		386-2144	
介護付有料老人ホーム ななかまど	安中市松井田町土塩759-1	388-1555	(株)エスポワール
有料老人ホーム秋間	安中市秋間みのりが丘2538-1	382-7520	(株)妙義会
デｲｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 秋間		382-7521	

3 障害者福祉施設

名 称	所 在 地	電 話	備 考	
児童発達支援センター キッズサポートてんま	安中市安中3-24-26	329-6460	NPO法人GROW	
多機能型支援施設COSMOS	安中市松井田町新堀401	393-1212	(福)社会福祉協議会	
相談支援事業所COSMOS				
障害福祉サービス事業所 ライフ	安中市松井田町下増田512-6	393-4040	昭和ゆたか会	
グループホーム イノセント	安中市原市1-12-32	395-5588	(福)光の里	
グループホーム ゆうゆうホーム第一・第二	安中市古屋292-1	388-0305		
生活介護事業所 エルピスあけぼの	安中市原市1544-11	385-6681		
フレンドシップ(相談支援事業所)		386-6091		
就労継続支援B型事業所 フィロスあけぼの				
放課後等デイサービス 紙ひこーき		393-6656		
単独型短期入所事業所 オクターヴ	安中市大竹599	382-7444		
在宅重度心身障害者等デイサービス事業 ふれあいの家				
グループホームカノンの家	安中市原市1546-1	381-8106		
フィロスあけぼの 生活介護事業所 ワークショップ きぼう	安中市安中3-19-27	380-5141		
障害者サポートセンタープラム	安中市安中3-19-27	380-5145	NPO法人障害者サポートセンタープラム	
ヌア・リーベ 相談支援事業所	安中市市宿913-1	380-5385	(医)唯愛会	
就労継続支援B型 リハル安中	安中市市宿913-1	382-8239		
サンビオーゼグループホーム ハイル	安中市安中3-13-15	381-8756		
サンビオーゼグループホーム グリュック	安中市市宿1-5-10			
サンビオーゼグループ・ケアホーム ユイアイ	安中市市宿899-1			
サンビオーゼグループホームはーもにー	安中市市宿2154-1			

名 称	所 在 地	電 話	備 考
サンビオーセグループホーム フロイデ	安中市安中1723米山団地62C-2棟101号室		
相談支援事業所マリア	安中市大竹1442-1	381-8064	(株)キャロウェイ
レオン（生活介護・就労継続支援B型事業所）	安中市松井田町人見214-1	381-8899	
グループホームクリア通勤寮A			
グループホームクリア自立訓練寮B			
グループホームクリア自立訓練寮C			
グループホームクリア生活支援寮D			
グループホームクリア生活支援寮E			
グループホームクリア生活支援寮F			
放課後等デイサービス カラフルまっぴだ	安中市松井田町新堀118-1	381-8320	(株)ソリュ
放課後等デイサービス カラフルあんなか	安中市安中4-10-18	388-0548	
ジョブカラフル松井田	安中市松井田町新堀118-1	384-8361	
グループホーム サクラ	安中市松井田町下増田966-5	393-7000	NP0法人 沙羅林
グループホーム サクラ ルナ			
グループホーム サクラかしの木	安中市築瀬232	386-3395	
グループホーム サクラ こぶしの木			
ワークショッパ ほしの子	安中市板鼻415-1	080-4615-5352	P.サポート(株)
就労継続支援A型事業所 Self-A ひまわり安中	安中市宿1丁目716	386-8725	(株)Cheer up
グループホーム わおん群馬サンライズ	安中市高別当869-1	386-5916	ルミナス合同会社
グループホーム 未来	安中市磯部2-12-52	080-3457-6051	(株)COLORS
エスパランサ	安中市原市2600-2	384-3750	(株)MYM
にゃおん シェ・モア	安中市安中5230-3	393-6449	(有)えにし
グループホーム ファミール	安中市磯部3-8-22	387-0639	(株)優心
COCORO	安中市野殿2108-3	384-3203	(株)デュナミス
ライラック	安中市板鼻599-2	384-3609	(株)楽白
障害者児相談支援事業所 雅	安中市安中1-4-19メルA102号室	388-8457	NP0法人SANPO
放課後等デイサービス ひなた	安中市磯部1-15-15	393-6904	合同会社インフィニット
グループホーム ぽこぽこ	安中市板鼻3316-1	386-2974	(株)ビッグウェル

4 医療提供施設

名 称	所 在 地	電 話	備 考
有坂内科医院	安中市安中1-29-1	381-0485	
桐の木クリニック	安中市宿2172-4	382-6611	
清水耳鼻咽喉科医院	安中市安中3-3-47	381-0360	
正田病院	安中市安中1-16-32	382-1123	
須藤病院	安中市安中3532-5	382-3131	
鷹ノ巣クリニック	安中市宿1-3-17	380-5528	
永山医院	安中市安中3-19-19	381-0314	
さわやかクリニック	安中市安中3-25-13	382-8111	
なぐも眼科	安中市安中2-13-1	387-0221	
堀口医院	安中市安中2-9-15	381-0229	
アミヤ医院	安中市原市1431-3	385-1511	
いのうえ整形外科・内科クリニック	安中市原市628	380-1717	
公立碓氷病院	安中市原市1-9-10	385-8221	
櫻井内科医院	安中市郷原130-5	385-8551	
みやぐち医院	安中市原市3875	384-1126	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
もてき内科医院	安中市原市4-3-15	382-2510	
大貫クリニック	安中市下磯部1821-1	380-1181	
城田医院	安中市磯部1-19-4	385-7858	
あやこまごころ診療所	安中市磯部4-13-18	388-1180	
ながしま小児科	安中市下磯部1019-1	382-6063	
いそベクリニック	安中市東上磯部1662-1	385-0303	
本多病院	安中市鷺宮205-1	382-1255	
いわい中央クリニック	安中市岩井2465-1	381-2201	
おにかた医院	安中市下後閑1635	385-1351	
くろさわ医院	安中市松井田町松井田903-1	393-5311	
田口医院	安中市松井田町松井田372	393-1731	
武井内科循環器科	安中市松井田町松井田831-1	393-1005	
藤巻医院	安中市松井田町松井田556	393-1324	
松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1	393-1301	
群馬慈恵会 横川診療所	安中市松井田町横川447	395-2971	
さるや内科医院	安中市松井田町人見1104-1	384-3681	
有坂歯科医院	安中市高別当290	382-8841	
井上歯科医院	安中市安中3-18-13	381-0250	
こころ歯科	安中市宿2130(ﾊﾞｲｼｱ安中店内)	382-8211	
本多歯科医院	安中市安中3-19-1	382-1182	
真下歯科医院	安中市安中2-9-14	381-0320	
室橋歯科医院	安中市安中3-13-7	381-0415	
やじま歯科クリニック	安中市安中3545-14	381-4618	
潮歯科医院	安中市郷原134-1	385-3533	
田中歯科医院	安中市原市4-4-43	385-4356	
土屋歯科診療所	安中市原市1558-1	380-6474	
半田歯科医院	安中市原市2-8-15	385-6223	
星澤歯科医院	安中市原市3-4-52	385-1051	
いんどり歯科	安中市原市315-4	395-4700	
今井歯科医院	安中市磯部4-3-40	385-3447	
たじま歯科医院	安中市磯部3-8-22	385-1418	
うらくく歯科医院	安中市鷺宮245-1	380-5018	
かばさわ歯科医院	安中市板鼻2-7-4	382-8811	
小坂橋歯科医院	安中市板鼻1-6-16	381-2020	
やまぐち歯科クリニック	安中市岩井五反田2438-3	395-0640	
小林歯科医院	安中市松井田町人見581-1	385-0261	
信沢歯科医院	安中市松井田町二軒在家980-10	393-3117	

5 学校

名称	所在地	電話	備考
安中小学校	安中市安中 3-10-43	381-0215	
原市小学校	安中市原市 1-10-23	385-8258	
磯部小学校	安中市磯部 4-12-8	385-5965	
東横野小学校	安中市鷺宮 3139-2	382-5773	
碓東小学校	安中市岩井 62	382-4325	
秋間小学校	安中市東上秋間 1831	381-0494	
松井田小学校	安中市松井田町松井田 953	393-1521	
西横野小学校	安中市松井田町二軒在家 887	393-1127	
第一中学校	安中市安中 5-8-1	381-0459	
第二中学校	安中市原市 2245-2	385-7857	
新島学園中学校	安中市安中 3702	381-0240	
松井田中学校	安中市松井田町新堀 236-16	393-1122	
安中総合学園高等学校	安中市安中 1-2-8	381-0227	

松井田高等学校	安中市松井田町松井田 803-1	393-1525	
新島学園高等学校	安中市安中 3702	381-0240	

6 その他

名称	所在地	電話	備考
安中市あんなか第一学童クラブ	安中市安中 3-10-43	382-4343	
安中市あんなか第二学童クラブ	安中市安中 3-10-43-2	382-8341	
安中市あんなか第三学童クラブ	安中市安中 3-10-43-2	382-8341	
あんなか第四学童クラブ	安中市安中2-15-37	381-0026	
あんなかTP児童クラブ	安中市安中3784-1	382-1000	
安中市原市第一学童クラブ	安中市原市 2032-1	384-0417	
安中市原市第二学童クラブ	安中市原市 2032-1	385-8214	
安中市ごうばら学童クラブ	安中市郷原 2374-1	388-8048	
安中市磯部学童クラブ	安中市磯部 4-10-12	385-5394	
安中市東横野学童クラブ	安中市鷺宮 3150-1	388-0996	
安中市たいとう学童クラブ	安中市岩井 592-1	381-4728	
安中市秋間学童クラブ	安中市東上秋間 1840-1	382-0787	
あさひ学童クラブ	安中市下後閑 509-5	381-5504	
あさひ第二学童クラブ	安中市下後閑 1358	381-5504	
あさひ第三学童クラブ	安中市下後閑 509-5	381-5504	
安中市松井田第一児童クラブ	安中市松井田町松井田 953	393-2671	
安中市松井田第二児童クラブ	安中市松井田町松井田 953	393-2671	
安中市西横野第一児童クラブ	安中市松井田町二軒在家 888	393-5210	
安中市西横野第二児童クラブ	安中市松井田町二軒在家 888	393-5210	
安中市西横野第三児童クラブ	安中市松井田町二軒在家 888	393-5210	
安中市九十九学童クラブ	安中市松井田町国衙 86-2	393-5871	
安中市細野児童クラブ	安中市松井田町新井 365-2	393-1145	

7-4 水害、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある 要配慮者利用施設

1 水害時

	施設の名称	所在地	連絡先（電話・FAX）	利用時間
1	いわい中央クリニック	岩井 2465-1	TEL:027-381-2201 FAX:027-381-2202	9:00～18:30
2	鷹ノ巣クリニック	中宿 1-3-17	TEL:027-380-5528 FAX:027-380-5527	9:00～18:30
3	桐の木クリニック	中宿 2172-4	TEL:027-382-6611 FAX:027-382-6633	9:00～18:30
4	（医）済恵会 須藤病院	安中 3532-5	TEL:027-382-3131 FAX:027-382-6568	24 時間滞在施設
5	特別養護老人ホーム セラヴィ	板鼻 1-5-15	TEL:027-381-0326 FAX:027-382-3872	24 時間滞在施設
6	グループホーム けやき	中宿 1-9-17	TEL:027-380-5016 FAX:027-329-5504	24 時間滞在施設
7	グループホーム ゆうゆう	中宿 1-9-6	TEL:027-381-1414 FAX:027-329-5592	24 時間滞在施設
8	ケアステーション ピース安中	中宿 2180-2	TEL:027-380-5020 FAX:027-380-5021	24 時間滞在施設
9	老人保健施設めぐみ	安中 3-25-13	TEL:027-382-5951 FAX:027-382-2852	24 時間滞在施設
10	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームあい誉	板鼻 150-1	TEL:027-329-5000 FAX:027-329-6000	24 時間滞在施設
11	デイサービスセンター野ノ香	野殿719-1	TEL:027-382-8203 FAX:027-384-4149	月～土曜、祝日 9:00～16:30
12	デイサービスほその	松井田町 土塩1369-1	TEL:027-393-9333 FAX:027-393-9333	月～金曜、祝日 9:00～16:30
13	ケアホーム風の森	松井田町 土塩1369-1	TEL:027-386-2144 FAX:027-386-2155	24時間滞在施設
14	グループホーム なないろ	中宿 2153-1	TEL:027-381-7716 FAX:027-381-7716	24 時間滞在施設
15	グループホーム グリュック	中宿1-5-10	TEL:027-382-8015	24時間滞在施設
16	グループホーム は一もにー	中宿 2154-1	TEL:027-382-4252	24 時間滞在施設
17	グループケアホーム ユイアイ	中宿 899-1	TEL:027-382-6877	24 時間滞在施設
18	サンビオセグループホーム フロイデ	安中1723 米山団地62C- 2棟101号室	TEL:027-382-8756	24時間滞在施設
19	株式会社Cheer up self-A・ひまわり安中	中宿1丁目716	TEL:027-386-8725	9:00～14:00
20	にゃおん シェ・モア	安中5230-3	TEL:027-384-4148 FAX:027-395-4180	24時間滞在施設
21	就労支援施設リベルタ	中宿 913-1	TEL:027-382-8239 FAX:027-382-4221	8:30～17:30
22	板鼻和光保育園	板鼻 2101-2	TEL:027-381-0613 FAX:027-381-7003	7:00～19:00
23	遠丸保育園	安中 5-8-25	TEL:027-382-1080	7:00～19:00

			FAX:027-382-1080	
24	碓東小学校	岩井 62	TEL:027-382-4325 FAX:027-382-8215	—
25	新島学園中学校	安中 3702	TEL:027-381-0240 FAX:027-381-0630	—
26	新島学園高等学校	安中 3702	TEL:027-381-0240 FAX:027-381-0630	—
27	安中市たいとう学童クラブ	岩井 592-1	TEL:027-381-4728 FAX:027-381-4728	平日 14:00～19:00 土曜日／長期休暇 8:00～19:00
28	第一中学校	安中市安中 5-8-1	TEL:027-381-0459 FAX:027-381-4322	—
29	住宅型有料老人ホーム さわやか	安中市安中 3-25-13	TEL:027-382-0225 FAX:027-382-2852	24 時間滞在施設
30	あきまこども園	安中市下秋間 1459	TEL:027-395-0186 FAX:027-395-0196	7:30～19:00
31	あんなかTP児童クラブ	安中 3784-1	TEL:027-382-1000 FAX:027-382-4551	平日 13:30～20:00 土曜日／長期休暇 7:30～20:00

※洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設

2 土砂災害時

	施設の名称	所在地	連絡先(電話・FAX)	土石流	急傾斜地崩壊	利用時間
1	群馬慈恵会 横川診療所	松井田町 横川 447	TEL:027-395-2921	○	—	火・金曜 9:00～正午
2	有限会社ふるさと	鷺宮 1956-1	TEL:027-384-0367 FAX:027-385-1313	—	○	24 時間 滞在施設
3	ふるさとサポートセンター (嵯峨の里荘)	鷺宮 1962-1	TEL:027-385-9381 FAX:027-385-9381	—	○	24 時間 滞在施設
4	デイサービスほその	松井田町 土塩 1369-1	TEL:027-393-9333 FAX:027-393-9333	○	—	月～金曜、祝日 9:00～16:30
5	和が家まついだ	松井田町 松井田 716-1	TEL:027-388-1666 FAX:027-388-1667	—	○	24 時間 滞在施設
6	ケアホーム風の森	松井田町 土塩 1369-1	TEL:027-386-2144 FAX:027-386-2155	○	—	24 時間 滞在施設
7	小規模多機能の家 吉ヶ谷	下秋間 4484-1	TEL:027-395-0522 FAX:027-395-0521	○	—	24 時間 滞在施設
8	デイサービスセンター ここいろ	松井田町 松井田 716-1	TEL:027-388-1666 FAX:027-388-1667	—	○	月～土曜、祝日 8:30～16:00

※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に所在する要配慮者利用施設

8-1 医療機関一覧

令和7年4月1日現在

1 基幹災害拠点病院

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
前橋赤十字病院	日本赤十字社	前橋市朝倉町389番地1	265-3333	555	527	22	0	6	0

2 地域災害拠点病院

二次保健医療圏名	病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
高崎・安中	(医社)日高会日高病院	医療法人社団	高崎市中尾町886	362-6201	287	287	0	0	0	0
	高崎総合医療センター	独立行政法人	高崎市高松町36番地	322-5901	485	479	0	0	6	0

3 その他（入院設備あり）

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
公立碓氷病院	安中市	安中市原市1-9-10	385-8221	149	99	0	0	0	50
(医)済恵会須藤病院	医療法人	安中市安中3532-5	382-3131	120	89	0	0	0	31
群馬慈恵会松井田病院	公益財団法人	安中市松井田町新堀1300-1	393-1301	119	54	0	10	0	55
(医)誠和会正田病院	医療法人	安中市安中1-16-32	382-1123	43	43	0	0	0	0
(医)信愛会本多病院	医療法人	安中市鷲宮205-1	382-1255	20	0	0	0	0	20

4 その他の医療機関

(1) 病院、診療所

名称	診療科目	所在地	電話番号
アミヤ医院	内・児・放	安中市原市1431-3	385-1511
いそベクリニック	内	安中市東上磯部1662-1	385-0303
有坂内科医院	内・循・消・呼	安中市安中1-29-1	381-0485
いのうえ整形外科・内科クリニック	整外・内・リウ・リハ	安中市原市628	380-1717
いわい中央クリニック	内・皮・泌・外・消内	安中市岩井2465-1	381-2201
大貫クリニック	内・泌・外・皮	安中市下磯部1821-1	380-1181
おにかた医院	児・内	安中市下後閑1635	385-1351
桐の木クリニック	精・心・内	安中市宿2172-4	382-6611
くろさわ医院	内・消内	安中市松井田町松井田903-1	393-5311
櫻井内科医院	内・胃・循・神内・児	安中市郷原130-5	385-8551
さるや内科医院	内・循内	安中市松井田町人見1104-1	384-3681
さわやかクリニック	内・循	安中市安中3-25-13	382-8111
清水耳鼻咽喉科医院	耳・咽・喉	安中市安中3-3-47	381-0360
城田医院	内・消	安中市磯部1-19-4	385-7858
鷹ノ巣クリニック	精・心・内	安中市宿1-3-17	380-5528
田口医院	外・胃・内・肛	安中市松井田町松井田372	393-1731
武井内科循環器科	内・循	安中市松井田町松井田831-1	393-1005
ながしま小児科	児	安中市下磯部1019-1	382-6063
永山医院	産婦・内	安中市安中3-19-19	381-0314

名 称	診療科目	所 在 地	電話番号
半田内科医院	内・呼・循	安中市原市2-8-3	385-6031
藤巻医院	内・児・皮	安中市松井田町松井田556	393-1324
なぐも眼科	眼	安中市安中2-13-1	387-0221
堀口医院	内・皮・泌	安中市安中2-9-15	381-0229
みやぐち医院	内・消	安中市原市3875	384-1126
もてき内科医院	内・循・胃・呼・児	安中市原市4-3-15	382-2510

【略号表】

略号	科 名	略号	科 名	略号	科 名	略号	科 名
内	内 科	循内	循環器内科	整外	整形外科	皮	皮膚科
心	心療内科	リウ	リウマチ科	肛	肛門科	泌	泌尿器科
呼	呼吸器科	児	小児科	産婦	産婦人科	リハ	リハビリテーション科
消	消化器科	精	精神科	眼	眼科	放	放射線科
消内	消化器内科	神	神経科	耳	耳鼻科		
胃	胃腸科	神内	神経内科	咽	咽頭科		
循	循環器科	外	外科	喉	喉頭科		

(2) 歯科

名 称	所 在 地	電 話	備 考
有坂歯科医院	安中市高別当290	382-8841	
井上歯科医院	安中市安中3-18-13	381-0250	
今井歯科医院	安中市磯部4-3-40	385-3447	
いとり歯科	安中市原市315-4	395-4700	
潮歯科医院	安中市郷原134-1	385-3533	
うらく歯科医院	安中市鷲宮245-1	380-5018	
かばさわ歯科医院	安中市板鼻2-7-4	382-8811	
小坂橋歯科医院	安中市板鼻1-6-16	381-2020	
こころ歯科	安中市宿2130 (アイシア安中店内)	382-8211	
小林歯科医院	安中市松井田町人見581-1	385-0261	
たじま歯科医院	安中市磯部3-8-22	385-1418	
田中歯科医院	安中市原市4-4-43	385-4356	
土屋歯科診療所	安中市原市1558-1	380-6474	
信沢歯科医院	安中市松井田町二軒在家980-10	393-3117	
半田歯科医院	安中市原市2-8-15	385-6223	
星澤歯科医院	安中市原市3-4-52	385-1051	
本多歯科医院	安中市安中3-19-1	382-1182	
真下歯科医院	安中市安中2-9-14	381-0320	
室橋歯科医院	安中市安中3-13-7	381-0415	
やじま歯科クリニック	安中市安中3545-14	381-4618	
やまぐち歯科クリニック	安中市岩井五反田2438-3	395-0640	

9-1 ヘリポート適地一覧

(令和7年4月1日現在)

名 称 (所在地)	管理者	連絡先	申請窓口	(東西)×(南北) 面積
ひさよし緑地公園 (安中市中宿240-1)	スポーツ課	027-382-2500	スポーツ課	300×120
西毛総合運動公園陸上競技場 (安中市中宿283)	西毛総合 運動公園	027-381-2759	西毛総合 運動公園	200×110
市立第二中学校 (安中市原市2245-2)	学校長	027-385-7857	第二中学校	120×100
市立安中小学校 (安中市安中三丁目10-43)	学校長	027-381-0215	安中小学校	94×100
細野スポーツ広場 (安中市松井田町上増田3344-1)	スポーツ課	027-382-2500	スポーツ課	6,600
五料運動場 (安中市松井田町五料2426)	スポーツ課	027-382-2500	スポーツ課	10,000
松井田文化会館いこいの広場 (安中市松井田町新堀530)	教育長	027-393-4400	松井田 文化会館	10,000

※学校については、土日等の不在時には、教育委員会へ必ず連絡すること。

9-2 異常気象時における交通規制

(以下の道路区間では、連続雨量(mm)が規定の数値に達すると土砂災害の危険性が高くなるため、通行止めとなる。)

路線名		区 間	延長	交通規制となる 連 続 雨 量 (m m)		雨量観測所
				予備規制 (通行注意)	通行規制 (通行止め)	
国道18号(旧道)	起点	安中市松井田町坂本字愛宕山下	12.5km	80mm	120mm	坂本ダム
	終点	安中市松井田町坂本(県境)				軽井沢東
松井田軽井沢線	起点	安中市松井田町北野牧字赤浜	7.0km	80mm	120mm	西野牧テレメータ
	終点	安中市松井田町西野牧字恩賀				
松井田軽井沢線	起点	安中市松井田町西野牧字恩賀	3.7km	100mm	150mm	西野牧テレメータ
	終点	安中市松井田町西野牧字中河原				
北軽井沢松井田線	起点	安中市松井田町坂本字霧積山	9.3km	80mm	120mm	霧積ダム
	終点	安中市松井田町坂本字愛宕山下				

10-1 食料調達可能数量在庫

(令和7年4月1日現在)

食料名	調達可能数量	在庫場所	
		名称	所在地
アルファ米	約10,457食分	防災倉庫	旧消防庁舎及び松井田支所
レトルト ぜんざい おはぎ	300食分	//	//
クラッカー	約15,668食分	//	//
保存用ビスコ	約5,400食分	//	//
飲料水 (2リットル)	約12,012リットル (6,006本)	//	//
飲料水 (500ミリリットル)	約4,896リットル (9,792本)	//	//
粉ミルク	約120食分	危機管理課	安中市役所危機管理課執務室内
液体ミルク	約24食分	//	//

10-2 給水可能施設及び給水能力

1 所在及び施設能力

(令和7年4月1日現在)

所在	名称	公称能力 (m ³ /日)
安中市松井田町坂本976番地	坂本浄水場	14,000
安中市郷原1,085番地	久保井戸浄水場	22,000
安中市西上秋間2,110番地	滝ノ入浄水場	4,000
安中市松井田町上増田3,906番地1	一ノ瀬浄水場	6,300
安中市松井田町北野牧18,555番地5	入牧浄水場	268
安中市松井田町西野牧17,154番地2	西野牧浄水場	48
安中市原市590番地	並木副配水池	2,000

2 水道施設

(令和7年4月1日現在)

所在	名称	基数	能力
市内一円	消火栓	1,299	

3 調達応急給水用機器の能力

(令和7年4月1日現在)

所在及び保管場所	名称	能力	数量
安中市安中 2-11-24 谷津庁舎	非常用給水袋	10ℓ	500 枚
		6ℓ	950 枚
	非常用給水タンク	250ℓ	2 台 (キャンバス製)
		300ℓ	1 台 (プラスチック製)
安中市郷原 1085 番地 久保井戸浄水場	組立式給水タンク	1,000ℓ	5 台 (架台:SS400・本体:AL, 樹脂)
	緊急用浄水機	4 m ³ /時	2 台 (ガソリンエンジン付)
		1,000ℓ	1.5 t 積トラック 1 台 (アルミ製 タンク 1 基)
		1,700ℓ	1 台 (加圧有)
防災倉庫 (旧安中消防 庁舎備蓄倉庫)	浄水器 SESERA	ろ過流量 2.0 ℓ/分	8 台

11-1 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	規模(t/日)
碓氷川クリーンセンター ごみ焼却・処理施設	安中市原市65	135

11-2 し尿処理施設

名 称	所 在 地	規模(kℓ/日)
碓氷川クリーンセンター し尿処理施設	安中市原市65	90

11-3 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

名 称	所 在 地	規模(t/5h)
碓氷川クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	安中市原市65	20

12-1 遺体安置所

名 称	所 在 地
中央体育館	安中市安中3丁目9番63号
東横野体育館	安中市鷺宮 3085-5

12-2 火葬場の処理能力

名 称	所 在 地	処理能力
すみれヶ丘聖苑	安中市中野谷 3637-3	9体

13-1 浅間山観測体制の現況

浅間山の火山活動の観測（監視）については、主に気象庁、市町村及び大学研究機関、国土交通省利根川水系砂防事務所により実施している。

各機関の観測（監視）体制の概要は、以下のとおりである。

ア 気象庁火山監視・警報センター（浅間山火山防災連絡事務所を含む）による観測体制

浅間山は、過去及び近年を通じ活動頻度が特に多く社会的影響が大きい火山であるため、火口周辺で地震計（7点）と空振計（4点）による震動観測、GNSS（4点）と傾斜計（4点）による地殻変動観測、監視カメラ等による遠望観測など常時観測を実施し、観測データの解析と火山活動の監視を行っている。

この他、定期的に山頂火口内状況の観測や火山ガス観測（二酸化硫黄放出量）も実施している。

イ 東京大学による観測体制

東京大学地震研究所では、火山性地震、火山性微動を捉えるために、20点の地震観測網を保持している。観測データは無線LAN、光ケーブル、衛星観測システムを通じて東京大学地震研究所および小諸地震火山観測所に送られ、収録、処理が行われる。また、浅間山の地殻変動を捉えるため、傾斜計やGPS測位による連続観測を行っている。

ウ 国土交通省利根川水系砂防事務所の監視体制

火山災害の発生に対して、地域に即した防災計画を効果的に支援し、総合的な防災体制の確立を目指すため、平成10年度から火山監視システムを施工し、逢ノ峰、浅間東、浅間西のカメラの設置を行った。監視カメラ設置による映像等の情報については、関係町村役場への配信を行い、大学等関係機関への配信を可能なところから順次配信を行っている。

13-2 浅間山火山防災協議会構成機関

（令和7年4月1日現在）

No.	構成機関名	電話番号	郵便番号	住所
1	長野県	026-235-7184	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
2	群馬県	027-226-2245	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1
3	長野原町	0279-82-2244	377-1392	群馬県吾妻郡長野原町長野原66-3
4	嬬恋村	0279-96-0511	377-1692	群馬県吾妻郡嬬恋村大前110
5	小諸市	0267-22-1700	384-8501	長野県小諸市相生町3-3-3
6	佐久市	0267-62-2111	385-8501	長野県佐久市中込3056
7	軽井沢町	0267-45-1880	389-0192	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
8	御代田町	0267-32-3111	389-0292	長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2
9	気象庁東京管区气象台	042-497-7198	204-8501	東京都清瀬市中清戸3丁目235
10	気象庁長野地方气象台	026-232-3773	380-0801	長野県長野市箱清水1-8-18
11	気象庁前橋地方气象台	027-896-1220	371-0026	群馬県前橋市大手町2-3-1
12	国土交通省関東地方整備局	048-600-1333	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1埼玉新都心合同庁舎2号館
13	陸上自衛隊第12旅団司令部	0279-54-2011	370-3594	群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
14	陸上自衛隊第13普通科連隊	0263-26-2766	390-8508	群馬県松本市高宮西1-1
15	長野県警察本部	026-233-0110	380-8510	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
16	群馬県警察本部	027-243-0110	371-8580	群馬県前橋市大手町1-1-1
17	佐久広域連合消防本部	0267-64-0119	385-0051	長野県佐久市中込2947
18	吾妻広域消防本部	0279-68-0119	377-0801	群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗1174-1
19	高崎市等広域消防局	027-324-2216	370-0861	群馬県高崎市八千代町1-13-10

20	火山専門家（東京大学名誉教授2名、 日本大学上席研究員1名）	—	—	—
21	火山専門家 （（一社）全国治水砂防協会理事長）	—	—	—
22	高崎市	027-321-1352	370-8501	群馬県高崎市高松町35-1
23	安中市	027-382-1111	379-0192	群馬県安中市安中1-23-13
24	内閣府政策統括官（防災担当）	03-3501-5693	100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
25	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	0267-45-2167	389-0111	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字北浦 1706-8
26	国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所	0279-22-4179	377-8566	群馬県渋川市渋川121-1
27	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	026-264-7008	380-0902	長野県長野市鶴賀字中堰145
28	国土交通省関東地方整備局高崎河川 国道事務所	027-345-6043	370-0841	群馬県高崎市栄町6-41
29	関東森林管理局吾妻森林管理署	0279-75-3344	377-0423	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1
30	中部森林管理局東信森林管理署	050-3160- 6055	384-0301	長野県佐久市大字白田1822
31	環境省信越自然環境事務所上信越高 原国立公園管理事務所	0279-97-2083	377-1526	群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原394-4
32	国土地理院関東地方測量部	03-521-2054	102-0074	東京都千代田区九段南1-1-18 九段第二合同庁舎
33	長野県警察本部高速道路交通警察隊	026-278-6688	380-8510	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
34	長野県警察小諸警察署	0267-22-0110	384-0016	長野県小諸市八幡町3-3-9
35	長野県警察佐久警察署	0267-68-0110	385-0022	長野県佐久市岩村田1156-2
36	長野県警察軽井沢警察署	0267-42-0110	389-0102	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323- 485
37	群馬県警察本部警備部	027-243-0110	371-8580	群馬県前橋市大手町1-1-1
38	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	027-352-2934	370-0015	群馬県高崎市島野町831
39	群馬県警察長野原警察署	0279-82-0110	377-1304	群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1520-4
40	群馬県警察高崎北警察署	027-371-0110	370-3104	群馬県高崎市箕郷町上芝349-1
41	群馬県警察安中警察署	027-381-0110	379-0133	群馬県安中市原市707-2
42	(株)西武・プリンスホテルズワール ドワイド	0279-86-4141	377-1593	群馬県吾妻郡嬭恋村鎌原1053
43	しなの鉄道株式会社	0268-21-0471	386-0018	長野県上田市常田1-3-39
44	株式会社白糸ハイランドウェイ	0267-31-0070	389-0104	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東10-24
45	東日本高速道路株式会社 関東支社長野管理事務所	026-278-7701	381-1225	長野県長野市松代町東寺尾1195-2
46	西武造園株式会社	070-3798- 5599	171-0022	東京都豊島区南池袋一丁目16-15
47	東日本旅客鉄道（株）長野支社	026-224-5306	380-0927	長野県長野市栗田源田窪992-6
48	東日本旅客鉄道（株）高崎支社	027-320-7126	370-8543	群馬県高崎市栄町6番26号
49	浅間山ジオパーク推進協議会	0279-82-5566	377-1524	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原494-45
50	佐久広域連合事務局	0267-62-7721	385-0043	長野県佐久市取出町183
51	群馬県総務部危機管理課	027-226-2245	371-8570	群馬県前橋市大手町1-1-1
52	長野県佐久地域振興局総務管理課	0267-63-3133	385-8533	長野県佐久市跡部65-1

13-3 火山災害時の避難施設

施設名	所在地	収容人員 (人)	電話番号	備考	
				構造	火口からの 距離
遠入会館	安中市松井田町入山831	50	—	木造2階建	16km以内

13-4 浅間山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始

平成22年12月22日改定

種別	名称	対象 範囲	噴火警戒 レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】観測事例なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が約2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- 注2) 表中にある火口からの距離はいずれもおおむねの数値を意味する。
- 注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
- 注4) 中噴火とは、山頂火口からおおむね4 km以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石がおおむね4 kmをこえることがある）。
- 注5) 小噴火とは、山頂火口からおおむね2 km以内に噴石飛散させる噴火とする。

13-5 浅間山の噴火警戒レベル判定基準

令和6年3月14日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【大規模な噴火が切迫】 ・軽石噴火の頻発 ・天仁天明クラスの噴火開始	左欄の現象がみられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合に、火山活動を評価した上で総合的に判断
	【融雪型火山泥流が切迫】 ・積雪期に、先端が概ね1 kmを超える火砕流の発生 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達	融雪型火山泥流の影響が居住地域に及んでいないことが確認された場合には、レベル3に引き下げる。居住地域に及んでいた場合には、影響範囲を把握した上で、警報の切り替えもしくはレベル3への引き下げを行う。
4	【大規模な噴火の可能性】 ・軽石噴火の発生 ・噴火継続中に山体内を震源とする有感地震多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動	同上
	【融雪型火山泥流の可能性】 ・積雪期に、追分地震計南北成分で100 μm以上の爆発地震を伴い、かつ追分空振計で300 Pa以上の空振を伴う噴火が発生	
3	【中噴火が切迫し、特別な防災対応が必要な状況】 ・西麓地下での急激な膨脹（地震急増を伴う） 傾斜計で西麓地下の急激な膨脹を示す傾斜変動が観測され、ほぼ同時にBH型地震の回数が急増 ・地震の急増（傾斜変動不明の場合） 石尊観測点のBH型地震回数が12時間で50回以上	左欄の現象が観測されなくなり、その他の観測データにも特段の異常が見られなくなって1日以内（ただし、特別な防災対応の必要がなくなってもレベル3は維持する）
	【中噴火の可能性、特別な防災対応が不要な状況】 ・明瞭な火映の発生 レベル2の状態で見える程度の火映を観測 ・ごく小規模～小噴火が継続的に発生（概ね20回／24時間または概ね30回／30日） 【中噴火の発生、特別な防災対応が不要な状況】 ・中噴火の発生	左欄の現象が観測されなくなって概ね1ヶ月経過後 ただし、一連の活動で中噴火が発生した場合は2ヶ月経過後
2	【小噴火の可能性】 ・噴煙量の増加 二酸化硫黄放出量が増加し、概ね500トン／日以上を継続的に観測、あるいは、日最大噴煙量が前1ヶ月平均で概ね1.5を超える（ただし、噴煙観測日数が10日未満の場合は判定に使用しない） ・火山性地震回数の増加 石尊観測点の日地震回数が前1ヶ月間平均で概ね30回以上で、噴煙量、火口温度等の観測データに高まりが見られる ・マグマ蓄積に伴う山体の膨脹を示す地殻変動 傾斜計やGNSS観測などによって西山麓地下を中心としたゆっくりとした膨脹が観測され、噴煙量や地震活動などのデータに高まりが見られる。 ・火道閉塞を反映する地震活動の急変 以下のような地震回数の急変が同時期に発生 ・BL型の日地震回数が前1ヶ月平均で概ね25回以上観測される中で、BL型地震回数が急減	左欄の現象が観測されなくなって概ね1ヶ月経過後 ただし、火道閉塞を反映する地震活動の急変によりレベルを上げた後噴火が発生しなかった場合は、火道閉塞が解消されたと推定されてから概ね2週間経過後

	・微小地震を含む BH 型地震の急増 （「急減」及び「急増」は、地震の前1ヶ月平均日回数に対する前3日間平均日回数の比が、それぞれ、概ね1割まで減少及び概ね1.7倍まで増加すること） ・ごく小規模な噴火が発生 ・次のいずれかの現象のうち複数の現象が発生 ・山麓の高感度カメラでのみ観測される微弱な火映 または山頂火口内で顕著な温度上昇 ・微動回数の増加（日10回程度） ・T型地震の増加（日5回程度） ・噴煙量や地震回数の増加（上記基準に達しない程度） 【小噴火の発生】 ・小噴火が発生	

- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。
- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定し、該当した項目が複数のレベルとなる場合は最大値でレベルを判定する。
- ・引き下げについては、その時点の各観測データに活動の高まりがみえる場合には引き下げを見送る。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データが得られた場合は、それらを加味した上でレベルを判断することもある。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

14-1 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(令和7年4月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受け、おそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のアエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり7,089,000円以内	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	該当地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700		14,000	19,900	23,600	29,800	3,900		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	の額		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡し	（洗浄、消毒等）	災害発生の日	1 検案は原則として救

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	た者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	一時保存 1 体当たり3,700円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	から10日以内	護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1 から7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16号）第143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
	イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4			

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

15-1 被害報告関係様式

第1号様式 (火災)

		第 報	
報告日時		年	月 日 時 分
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他										
出 火 場 所											
出 火 日 時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分				
月 日 時 分	(鎮圧日時)	(月 日 時 分)									
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分									
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)										
出 火 箇 所	出 火 原 因										
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた 理 由</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由		負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由									
負傷者 重症	人										
中等症	人										
軽症	人										
建 物 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²				
構造	建築面積	m ²									
階層	延べ面積	m ²									
焼 損 程 度	<table border="1"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 </td> <td>計 棟</td> <td>焼 損 面 積</td> <td> 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 ha </td> </tr> </table>	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha					
焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha							
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況										
消 防 活 動 状 況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人	
消防本部 (署)	台	人									
消 防 団	台	人									
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人									
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況											
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況											
その他参考事項											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分				
		都道府県					
		市町村 (消防本部名)					
		報告者名					
消防庁受信者氏名							
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分				
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)				
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()			物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要			危険物施設の 区 分				
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等		人 (人)		
			重 症		人 (人)		
			中等症		人 (人)		
			軽 症		人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
		そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷				人	一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 																

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第6編 資料編 15-1 被害報告関係様式

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災害の 対策 本 部 況	都道府県 市町村
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	田	冠水・埋没	ha		公立文教施設	千円				
報告者名		畑	冠水	ha		農林水産業施設	千円				
		河川	冠水	ha		公共土木施設	千円				
		学 校	冠水	ha		その他の公共施設	千円				
		病 院	冠水	ha		小 計	千円				
道 路					公共施設被害市町村数	団体			災害 適 用 市 町 村 名	計 団体	
橋りょう					農産被害	千円					
河 川					林産被害	千円					
港 湾					畜産被害	千円					
砂 防					水産被害	千円				災害 救 助 法	
清掃施設					商工被害	千円					
鉄道不通											
被害船舶隻											
水 道					その他の	千円					
電 話					被害総額	千円				119番通報件数	件
電 気					災害の概況	※1 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。					
ガス					応急対策の状況						
ブロック塀等					消防機関等の活動状況						
被災状況					自衛隊の災害派遣	その他					

<被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)>

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学

及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第59号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の

被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

被害状況報告（詳細）

災害原因	
災害の発生日時	令和 年 月 日
報告日時	令和 年 月 日 時 分
市町村名	

消防職員出動延人数		人
消防団員出動延人数		人

※災害確定報告、災害中間年報、災害年報項目

人的被害状況集計

整理 番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所 (住所)	発生日時	該当箇所に○を記載				事故の概要
						死亡	重傷	軽傷	不明	※発生時の状況や負傷状況を わかる範囲で記述
記載例	38	男	群馬 太郎	大手町1- 2 - 3	R02.00.00 00:00			○		突風による転倒。右手首を骨折
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

※即報様式（総合防災情報システム等）により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。

※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

建物被害状況集計

整理 番号	建物の別		施設名	発生場所 (住所)	発生日時 (覚知日時)	該当箇所に○を記載						世帯数	人数	被害詳細
	分類1	分類2				全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水			※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記 述
記入例	住家	2階建て	○○○○宅	大手町1-1-1	R02.00.00 00:00				○					倒木により、屋根の一部を破損 （自主避難等はなし）
記入例	住家	平屋	△△△△宅	□□町□□□	R02.00.00 00:00					○				住宅敷地が周囲より低いために雨水が流入 し、さらに、玄関内部に1cm程度の深さで浸 水した。
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

※即報様式（総合防災情報システム等）により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。

※住家・非住家を区別すること。

※非住家にあつては、半壊以上のものを計上すること（「公共施設」と「その他の施設」で区別）

※被害の程度は、「被害認定基準」に基づき判断すること。

※浸水は、あくまで住家の浸水であり、住宅敷地の浸水だけの場合は計上しないこと。

※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

15-2 自衛隊派遣要請関係様式

		年	月	日
群馬県知事	あて			
		市町村長	印	
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1 災害の情况及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				
例) ・必要な車両、航空機、資機材				
・必要な人員				
・連絡場所及び連絡責任者				

15－3 緊急通行車両の確認関係様式

様式1

知事・公安委員会 殿		年 月 日	
緊急通行車両確認申出書			
		申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送 にあっては輸送人員又は品名）			
活 動 地 域			
車両の 使用者	住 所	()	局 番
	氏名又は名称		
緊 急 連絡先	住 所	()	局 番
	氏名又は名称		
備 考			

様式2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送 にあっては輸送人員又は品名）			
活 動 地 域			
車 両 の 使用者	住 所	()	局 番
	氏名又は名称		
有 効 期 限			
備 考			

様式5

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

様式6

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再交付の申出の理由	
備 考	

安中市地域防災計画
令和8年2月

発行：安中市防災会議
編集：安中市総務部危機管理課

〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13
TEL 027-382-1111（代表）